

平成18年度

# 予算特別委員会会議録

開会 平成18年3月13日

閉会 平成18年3月16日

上 富 良 野 町 議 会

平成18年上富良野町予算特別委員会会議録(第1号)

平成18年3月13日(月曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員(17名)

委員長	西村昭教君	副委員長	仲島康行君
委員	清水茂雄君	委員	徳島稔君
委員	岩崎治男君	委員	梨澤節三君
委員	小野忠君	委員	米谷一君
委員	岩田浩志君	委員	吉武敏彦君
委員	米沢義英君	委員	中村有秀君
委員	金子益三君	委員	村上和子君
委員	長谷川徳行君	委員	向山富夫君
委員	渡部洋己君	(議長 中川一男君 (オブザーバー))	

欠席委員(0名)

早退委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダーハイツ所長	早川俊博君
教育振興課長	垣脇和幸君		

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。  
予算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から  
ごあいさつをいただきたいと思います。

まず初めに、議長からごあいさつをいただきま  
す。

議長(中川一男君) おはようございます。

本当に早いもので、3月、いよいよ来月から新しい  
執行ということでございまして、議会の法的地位  
というのは結構大きな権限を持ってありますが、そ  
の中で、権限の中でも、14以上の権限がございま  
すけれども、特にこの3月議会は予算議会でござい  
ますので、議決権の大きな大きな私どもの行使だ  
と思っております。そのためには、今、改革が行われ  
ております。国も改革が行われております。

この間、町長とちょっとお話をしたときに、改革  
はいいんだよな、だけど小泉さんのやっているのは、  
地方切り捨てといるところも出てきているかもしれ  
ないなとここで話しておりました。町で言  
えば、確かに、町の行政改革も必要でございますけ  
れども、その中であって、やはり弱者切り捨てで  
あってはならないと。それをどのようにこの60数  
億の中で決めていったのかなと、それを皆さん方  
に見きわめていただきたい。本当に議会の様子も  
変わっております。昔の議会と全然違っております。  
今、この厳しい財政の中で、皆さん方17名が  
全町的な立場から、この上富良野町を見下ろしてい  
るのだなと。そして、きょうから4日間の予算委員  
会で、皆さん方の議決を、どのような議決になるの  
かわかりませんが、いただくのではないかな  
と思っておりますけれども、十二分に検討し、少しでも、  
より地域住民、町民のためになるような、そして予  
算判断をしていただければと思います。それには苦  
渋の選択もあるかもしれませんが、皆さん方の  
活躍を御期待いたします。

ありがとうございます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長から  
ごあいさついただきます。

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。

ただいま議長からお話ありましたように、3月2  
日、招集されました、18年第1回定例議会の2日  
目に提案させていただきました、平成18年度上富  
良野町の各会計予算につきまして、特別委員会付託  
ということで、本日より、特別委員会によりまし  
て、18年度上富良野町各会計の予算につきまして、  
委員の皆さん方の慎重審議をいただくというこ  
とに相なるわけではありますが、ただいま議長から

お話がありましたように、国の地方財政の方向性が  
示され、三位一体改革の大幅な地方財政の引き締め  
がなされた中で、町におきましても、非常に厳しい  
財源の中での予算編成という状況に相成ったわけ  
がありますが、さきに何度も申し上げておりますよ  
うに、限られた厳しい財源の中で、より一層効率的な  
執行ができる予算案をとということで、十分私どもと  
いたしましては練りに練って、そして基本的には、  
福祉と教育につきましては、よほどのことがない限  
り、削減あるいは縮小する方向性に至らないよう  
にというようなことを配慮しながら、今年度予算につ  
きましても大幅な縮小予算ではありませんけれども、  
私といたしましては、各種対応につきまして、ある  
程度の限られた財源の配分がなされたものというふ  
うに思っているところでございます。

どうかひとつ委員の皆さん方におかれましても、  
この限られた財源をどのような配付をしていくかと  
いうことを十分に御認識いただき、御審査賜りまし  
て、当18年度の上富良野町の各会計予算につきま  
して、慎重審議をいただいた上での御議決を賜りま  
すことを心からお願いを申し上げます、委員会開  
会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただ  
きたいと存じます。どうかよろしくお願いたします。

事務局長(中田繁利君) 正副委員長の選出で  
ございますが、3月3日の定例会において、議長を除  
く17名の委員をもって予算特別委員会を構成して  
おりますので、正副委員長の選出につきましては、  
議長からお諮りを願います。

議長(中川一男君) 正副委員長の選出について  
お諮りいたします。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、  
副委員長に総務文教常任委員長ということでよろし  
いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に西村昭教君、  
副委員長に仲島康行君と決しました。

委員長席へお願いします。

事務局長(中田繁利君) それでは、委員長から  
ごあいさつをいただきます。

委員長(西村昭教君) おはようございます。

1年の行政の執行を決める予算特別委員会とい  
うことで、その任になりまして、一言皆様にお願  
いのごあいさつを申し上げる次第であります。

年々、財政が厳しくなる中で、昨年度よりもマイ  
ナス8.4%の予算の中で、非常に苦労して、町長  
以下、練られた予算案でありますので、また、皆  
さんの立場からいたしますれば、住民の視点に立つ

て、どれだけ行政が公平公正の中で執行されていくかということの視点が必要かと思うわけでありすけれども、厳しい財政状況の中でございますので、どうぞそういう中で、どれだけ住民の行政サービスができるのかということ、慎重審議、御検討いただければ幸いかと思うわけでありす。非常に厳しい意見も出ようかと思ひますけれども、またひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

きょうから4日間、何かと皆さん方にはいろいろな形で御協力いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

就任に当たりまして、一言ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成18年第1回定例会において付託されました議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算並びに議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、本日より3月16日までの4日間とし、本日は、議案第1号の補足説明と歳入歳出予算事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目の14日は、議案第1号の歳入歳出予算事項別明細書の歳出第8款からの質疑を行います。

3日目の15日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の16日は、本委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日

配付の議事日程のとおりであります。

なお、委員会の説明員であります、町長を初め三役と、当日の議案に係る課長、主幹並びに必要なに応じ担当職員といたしたいと思ひますので、御了承賜りたいと存じます。

説明につきましては、自席にてさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整につきましては、議会運営に関する先例により、2分科会単位で予算案審査意見の取りまとめをしていただきますよう、あらかじめお願ひ申し上げます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと存じます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおりに決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いが委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願ひ申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、委員におかれましては、質疑区分ごとの一問一答方式により、1項目ごとに質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付附属資料について説明の申し出がありますので、許可いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） おはようございます。

それでは、私の方から、事前に皆様に配付いたしました資料につきまして御説明申し上げます。18年度予算案にかかわる附属資料でございます。一括して簡単に御説明申し上げます。

まず、目次をごらんいただきたいと思ひますけれども、目次につきましては、資料1から資料4まで

表記してございますので、それぞれ資料ごとに内容を順次申し上げてまいりたいと思います。

まず最初に、資料1につきまして申し上げます。

ここでは、平成18年度国家予算につきまして、また、国におきます地方財政対策の内容につきまして網羅してございます。

4ページをお開きいただきたいと思いますが、4ページには、国庫補助負担金見直しに伴います財政措置及び児童手当制度の拡充による財政措置の概要を載せてございます。

次の5ページには、地方交付税総額の状況について掲載しております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。

この表は、国庫補助金の一般財源化に伴います当町の影響額につきまして表にまとめたものであり、額については1億600万円余りとなっております。

また、この措置につきましては、平成18年度が最終年度となりますが、税源移譲に伴い、措置される所得譲与税の額につきましては、昨年度より2倍以上の9,900万円を見込んでいただいております。

次に、資料2に移らせていただきます。

ここでは、平成11年度から平成20年度までの間におきます代表的な財政指標につきまして掲載してございます。

御案内のとおり、平成13年度以降におきましては、地方交付税など一般財源が大幅に削減されており、今後も引き続き削減傾向で推移することが考えられること、また、歳出での行財政改革での削減効果などを見込んで、厳しく予想したところでございます。

次に、資料3に移ります。

資料3におきましては、第4次上富良野町総合計画実施計画について申し上げます。

この資料につきましては、毎年、ローリング方式により、その計画内容を見直しながら、平成18年度から平成20年度までの3カ年の実施計画としてまとめてございます。

まず、1ページから2ページにかけまして、第4次総合計画で定めております四つの施策の大綱ごとに、3カ年の中で、各年度別の予定事業の金額、さらにその財源内容を総括して掲載したものでございます。

次に、3ページから、4ページ、5ページにかけまして、各年度別の収支見込み状況を資金計画書として掲載しております。この資金計画書は、すべて決算見込額で予算を計上しております。

次に、この3カ年の年度ごとの予定事業の詳細につきましては、7ページから最後の16ページにわたりまして掲載してございますが、6ページでは、7ページ以降の事業の分野別登載体系を示しておりますので、御参照ください。

さきに申し上げておりますように、これからも町税など主要の財源、いわゆる自主財源が伸びない中で、国への依存財源となります地方交付税などが削減傾向で推移することを予測していることから、事業の位置づけに当たりましては、緊急性や必要性の度合い、あるいは事案の優先など、統合的に考慮した上で、全体を調整して掲載しているところでございます。今後におきましても、十分状況の変化を見きわめながら、位置づけについて判断していくこととしてございます。

続きまして、資料4に移りますが、この表は、平成16年度作成いたしました行財政改革実施計画の中で定められた32の改善項目ごとに実践効果をあらわしたものでございます。

現段階におきましては、5カ年間の計画期間のうち、平成16年度、17年度の2年分の実績効果額を一番右端の欄へ記載しておりますが、平成17年度の単独見込みと効果額見込み、それに伴います2年度分の累計効果額として、着実にその効果が図られていると思っております。なお、平成17年度決算確定後に、その実践結果を改めて報告することにしております。

平成18年度は、5カ年計画の折り返しの年であり、前期の成果を総括して、後期計画に効果的に反映できますよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、このたびの予算特別委員会におきまして、参考としていただく資料といたしました。この事前配付につきましても、今後の検討内容となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で、附属資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言されるようお願い申し上げます。

また、説明員は挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、説明をお願いいたします。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） いただきました附属資料

の2ページ、財政指標のところでございますが、公債費の負担比率が18年度は22.2%、それから、公債費の比率が19.8%、それから、経常収支比率が91.1%。公債費というのは、地方債の元利償還金とか、そういったある程度義務的な経費かもしれませんが、やっぱりこれ、15%を超えて、公債費の比率ですね、19.8%。ある程度、15%過ぎましたら黄色信号で、20%になりますと危険信号と言われております。それで、あと0.2%で20%になってしまうわけですが、これになりますと、起債制限等を受けたりすることになるのでないかと思うのですけれども、それと、経常収支の比率が91.1%と、ことしは、これは推計数字かとは思いますが、今まで児童生徒数も対象の増減、減ってきておりますし、それから、法令改正して、ある程度使用料とか、いろいろ変更などもしておりますし、既定の経費のやりくりで、経常収支比率もやむを得ないものもあるかもしれませんが、こういった危険水域になってきて、これを考えると、やっぱり将来の財政の硬直化の原因になるのではないかと思うのですが、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 13番村上委員の御質問にお答えします。

今、資料2の御質問でありますけれども、委員の御発言のとおり、大変各指数が上昇傾向にあるのはごらんのとおりであります。大きな原因につきましては、町長も申し上げているように、今、町の一般会計の財政規模の4割を超える地方交付税の動向が減額で推移していると。今後も減額傾向で推移することが予測されることから、当町にかかわらず、地方自治体の多くがこのような現状にあるということを私どもも認識しているところであります。

そういう中で、できるだけ財政の柔軟性を取り戻すべく、1点は、税等の過剰な配分を避けるために受益者への適正な負担も求めつつ、歳出におきましては、できるだけ効率的な行政運営ができるように、そういう効率面を図るために、行財政改革を実施しているのはもう御案内のとおりでありまして、ここ当分の間、国がどういう展開をされるのかを十分注意しつつ、できる限り町みずからがこの硬直化を回避する努力をしてみたいというふうに思うところであります。

いずれにしても、大きな要素としては、今、企画財政課長が申し上げましたように、多くが国への依存という財政構造でございますので、そういう国の動向を見きわめつつ、十分町としての努力を

図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 説明資料の中の総合計画の総合実施計画についてちょっとお伺いをいたします。

総合実施計画は、各分野別に整理されておりますので、総合計画だけを見るのにはこれでよろしいのですけれども、一般会計予算と、それから予算説明書と比較すると、なかなかよくわからない面があるわけです。そこで、できるならば、総合計画の当該年度分は、次年度から説明書の中に入れていただければ見やすいし、また、総合計画の実施状況も把握しやすいと思いますので、できたらそのようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 8番吉武委員の御質問でございますけれども、かなり時間的な実は制限がある状況でございますので、今の御意見につきまして、ちょっと検討させていただきながら対応を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算の1ページから7ページまでの質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数を告げて発言されますようお願い申し上げます。

ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳入、第1款町税の36ページから、第10款地方交付税の41ページまでの質疑に入ります。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 36ページ、37ページの関係でございます。町民税、法人税、固定資産税との関係なのですが、一応説明の欄で見れば、収納率99%ということでございます。法人町民税も同

じということですが、17年度の予算等から見れば0.5ポイント収納率を上げた形で予算を計上されているということで、税務課の皆さん方が、また、それぞれ管理職の皆さん方が頑張っていたので、なお収納率を上げるということで、一応期待をした形の予算書ということなのですが、一応基本的に0.5ポイント上げたという関係の理由についてお伺いをしたいのと、それからもう1点、法人町民税の関係です。法人町民税は前年度と同じ形で99%ということになっています。決算の状況を見ますと、14年度決算では99.44%、15年度は99.46%、16年度決算では99.8%という収納実績になっております。したがって、個人町民税、それから固定資産税等が一応0.5ポイント上げているということであれば、法人町民税も、私は99.4%か99.5%ぐらいにしてもいいのではないかと、法人町民税の過去3年度の実績を見ますと。そういう点で、その点、お伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 中村委員の質問にお答えいたします。

18年度の個人町民税においては、定率減税、それから老年者課税の見直し、それらのものを加算いたしまして、所得層の低下、それから課税所得の減等を見込みまして、19年度の実績見込みをもとに算出したわけではありますが、0.5%のアップについては、数年見てみますと、3,000万円前後補正をしております。それを見込みまして、0.5%のアップとしたところでございます。

法人税については、法人税の均等割については前年と同じ2,000万円を見込んでおります。所得税については、17年度の課税評価分の90%を計上し、2,800万円としたところでございます。

法人税、非常に経済が上昇していないことから、税収は確保できないという見込みで、90%としたところでございます。

委員長（西村昭教君） ちょっと違うよ。99%と書いてある、ここに。

税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） ただいまの御質問の補足の回答をいたしたいと思います。

中村委員の御質問にありましたように、個人住民税を99%にした理由でございますが、まず1点は、税の収納率がなかなか上がってこないという現状の中で、町財政も大変厳しいと。私たちの責任において、ぜひこの収納率の向上を図りたい、一定の目標を持ってこれらに当たっていきたいという意思の示し方で、1点目はございます。

あと、法人町民税につきましては、委員おっしゃるとおり、過去3年間の収納率は99.5%前後確保しているところでございますが、法人町民税の関係につきましては、やはり会社の経済情勢が微妙にかかわってまいりますので、経済情勢が本州方面を中心に向上しているとはいいながらも、なかなか北海道経済がよくなってこない情勢の中で、かなり不安定な要素があるということで、こちらは99%のまま、前年を据え置いたところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 36ページ、町民税にかかわってお伺いいたします。

今回、このページを見ますと、均等割、所得割においても、前年度より対象人員がそれぞれふえているかというふうに思います。このふえている要因というのは、今回の税制度の改正に伴った要因かなというふうに思うわけですが、その点はそういうことで理解してよろしいのか、お伺いしたいというふうに思っております。

また、法人税等の滞納等については、引き続き今回のこの収納率の中で、大体滞納額の何割ぐらい、収納率の中に見込まれているのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢委員の1点目の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、老年者課税見直し等による課税義務者の増でございます。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 2点目の米沢委員の御質問でございますが、法人町民税の現在の収納状況をという御質問でよろしかったでしょうか。

9番（米沢義英君） 滞納があって、それに対して今回、どのぐらい、その部分でいえば収納率を見込んで、滞納克服の、税の収入を見込んでいるのかということですか。

税務班主幹（田中利幸君） 申しわけありません。

今現在、18年度の予算に計上してございますのは、滞納収納分は15%を想定してございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今回の税制の改正の中で、これに伴ったいろいろな連動する、いわゆる所得の控除額が減額されることによって、減ることによって、さらに影響する部分が相当数出てくるのだろうというふうに思います。町の試算してもらった資料を見ましても、大体、例えば夫婦で年間、夫が25

0万円、妻が80万円の収入という形で算出してもらった場合に、どのような変化になるかということで、ちょっと見ましたら、所得税が変わることによって、所得税が今まで税率がゼロだったのが、2万9,700円がいわゆる所得税率という形になって換算されてきています。それに伴って、住民税も当然連動して住民税が課税されるという形になってきております。そういうことを考えたときに、この99%の収納率というのは、当然納められると思いますが、そのほか、要因の中で、国保税、あるいはその他の介護保険税等の料金設定が上がるということも当然出てきていますので、この99%の目標数値であると思いますが、高い数値ではないかなというふうに思うのですが、これはどうでしょうか、この点、お伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、町民税等のいわゆる税制改正によって、この部分のいわゆる税収がふえる。税源移譲の範囲ですから、この財源ふえた部分を、何割か住民への還元という形で、昨年、町長は考えているということをおっしゃいましたが、そういうものをもとにした財源で、利用料の軽減だとか考えておられるのか。町長、その時点でよく理解されないで答弁しているのかもわかりませんが、ちょっとその点をここで確認しておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の、税制の改正に伴います増額について、住民に還元するということは当然であるというふうに思います。しかしながら、御案内のとおり、いつも申し上げておりますように、国は地方財政を70%削減して、30%の税源移譲をしている。総体的には、御案内のとおり、町の一般財源であります国からの交付税等々が大幅な削減になっているということではありますが、この税源が移譲されて、住民の負担がふえてくることによって、町といたしましても、先ほど来申し上げておりますように、住民の福祉、教育等々についての削減を予定よりもしないで予算案をつくれたなというふうに、今回の税源収入、増額の収入部分が生じたことによって、基本的には福祉、あるいは教育について、従前の事業を継承できたというふうに認識いたしております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。済みません、先ほどの答弁。

税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 米沢委員の御質問ですが、確かに18年度、非課税限度額の引き下げ、あるいは定率減税の廃止等の税制の改正に基づきまして、賦課される総額が17年度よりも若干ふえて

くる現状でございます。先ほど中村委員の御質問にもお答えしたとおり、この厳しい財政情勢を乗り切るために、この99%は、私たちの責任において努力を重ねてまいりたいと、そのように考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 41ページの特別交付税でございますが、これは2億2,900万円を見ておりますが、昨年と比べて1,100万円ぐらい落としてはいるのですけれども、特別交付税というのは、普通の交付税の算定で補足されなかった特別の財政事情があった場合の税だと思うのですけれども、特別の事業等に配慮して交付される税ですから、税の減少をしたりとかあったりしますし、この額を見込んでいていいのか、もっと厳しく見ておいた方がいいのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの村上委員の御質問ですが、特別交付税については、おっしゃるとおり、特殊な地方の財政需要にこたえるために、国が配分額、総額の6%をもって準備していただいているところですが、従来のパターンでいきますと、ある程度の地方交付税の削減並みで推移するところですが、特に今回、国の合併とか、あるいは大きな災害等々がありまして、そこら辺を見ますと、余り過大な計上はしないようにというようなことは町としても思っておりますし、国の方からもそのような見通しでの計上を指導も受けているところですよ。

今回、過大ではないかというようなお話ですが、既に16年度の交付額より大幅に、5,000万円程度削減している中で、さらに17年度の状況を踏まえて、17年度の結果はまだ出ていませんので、非常にちょっと不安定な要素はございますが、基本的にはそのようなマイナス要素を加味して、さらに減額をした形で計上しておりますので、ある意味、過大にならないように努めて計上したところがありますので、御理解賜りたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

6番米谷委員。

6番（米谷一君） 地方消費税交付金についてお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） ページ数。

6番（米谷一君） 40ページです。地方消費税交付金が減額されておりますが、この算定基礎について、一つお聞きしたいと思います。



また、今回、消費税が制度改正により課税限度額が1,000万円まで引き下げられ、税収は当然ふえていると考えられますが、それが交付金に反映されないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

地方消費税の交付金につきましては、ルールの平成9年に創設されて、これは税率が消費税額の25%程度を算定根拠にしております。それらを、最終的にはそのうちの2分の1を人口と従業者数で案分するような仕組みで交付されるものであります。今おっしゃる中で、一定程度、伸びが想定されるのではないかとということですが、国の伸び率では、ある程度、若干ですけれども、伸び率を同じように示していただいております。ただ、町の方の推計の中では、前年の予算額との乖離を見まして、結果的にはマイナスの計上になっておりますが、たまたま前年との比較の中で、前年が結果として若干過大だったものですから、そういうようなことで減額というような形で予算書上は見えていくということ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 6番米谷一君。

6番（米谷一君） ことしから1,000万円に限度額を下げられましたよね。それで、当然そこは加味していいことにはならないのですか。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問ですが、先ほど申しましたが、国の方では、伸び率的には5.1%、伸びを計上しております。それで、私どもとしても、そこら辺の推移を見てプラスに計上をするところなのですが、先ほどお話ししましたとおり、たまたま前年度の計上額が結果として過大だったという評価をいたしましたので、予算書上は見てくれる的に減額になったというようなことの計上でありますので、その点、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 40ページの地方交付税で、あわせてお伺いしたいのですが、今回の予算見ましても、保育所関係、あるいは老人保健、学校就学援助という形の中で、本来、国が財政措置すべきものまで一般財源化していると。交付税の算定の枠も見直しで減額になってきているという形でできております。一応この歳入の中では、それを想定した歳入確保という形でこの26億円を組んでいるかとい

うふうに思いますが、その影響額という形の中での、これはいわゆる適正に財源が入ってくるという前提のもとだと思いますので、そこら辺、もう一度確認しておきたいと思っております。

これとあわせてお聞きしたいのは、所得譲与税の関係で、恐らくこの減額分に対して、所得譲与税関係で補てんしますよという形の財源措置かと思っておりますが、この所得譲与税の配分される基準というのはどのようになっているのか、その点、ちょっとお伺いしたいなというふうに思っているところです。

それとあわせて、今回、臨時財政対策債等というのが今後廃止されるというような話でしたので、それにかわる財源としてはどういう形の財源が充てられようとしているのか、この点。いずれにしても、行政のこれからの償還が始まるという状況の中で、本当に地方財政を維持していくための、本当に何回も月並みな言葉でお聞きいたしますが、本当に確保されているのかという点で、大きな疑問を持っているところなのですけれども、この3年間見ても、上富良野町の平均的な住民にかかわる、やっぱり行政サービスを維持していくための、それにふさわしいような財源確保というのはされてきたのかという疑問が浮かんでくるのですが、この間、一般財源化される、あるいはこの他の減税補てん債等によって財源化されるという形の中で、果たしてそれにふさわしい、減額されて、ふさわしい財源が確保されているのかどうか、この点、されていないとすれば、どれだけの金額が上富良野町で、この3年間見ても、減額になったのか、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の、普通交付税の特に算定の適正な見積もりかどうかという部分のお話ですが、私どもの町は、単純に国のマイナス要素の率、伸び率、今回の場合、マイナス5.9%ですけれども、これらを単純に掛けているというような算定はとってございません。そういう中で、うちの町が抱えている特殊な交付税上のルールとして加算していただけるもの、あるいは、これは特別にうちの事情でカウントできるものというようなことを基本的に積み上げられる部分については積み上げた上で、その残りにそれぞれの伸び率の費目を掛けて計上してございますので、今回の率につきましても、結果、前年対比の予算でいけば4%程度の減にとどまったということ、これらにつきましては、これからはこういうような町の特殊な事情も考慮しながら積算していくことが、よりうちの町の実態に合った交付水準になる

かと思いますので、そのような形で予算の適正な計上に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の所得譲与税の算定方法ですが、今回、附属資料でもお示ししておりますが、一般財源化の影響額を国の方では所得譲与税という形で交付しましょうということになってございます。特に16、17、18年度ということで、18年度で一般財源化も一つ区切りがつかますので、特にことし、18年度の計上の方法につきましては、去年までの交付いただいていた額、うちの町では大体4,500万円程度の部分ですが、それにつきましては、同額を人头割、1人当たり、去年で割り返しますと3,516円ですけれども、これを人口にまず掛けてございます。残り、トータル的には総額8,300億円です。残りの3,000数百億円の部分につきましては、19年度からいよいよ町民税の方で入ってきますので、17年度の納税義務者数と、その納税者に対する課税総所得額、それらを算定ベースにして、残り分については案分をするという形で交付するルールを18年度については国の方ではとったところです。それらの算定試算の中で、今回、9,900万円程度は見込めるといふうなことで計上したところです。

続きまして、3点目の臨時財政対策債の廃止の見通しの関係なのですが、委員おっしゃるとおり、18年度をもって廃止になるというふうに私も見えております。19年以降につきましては、まだ具体的に国の方では十分な情報、あるいは示されたものがございませんけれども、基本的には財源不足額をどう対応するかということで生まれたものですので、それが廃止になれば、普通交付税の方にまた一定程度戻ってくるというような考え方を持って財財見通しを立てているところです。

以上です。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の最後の御質問であります、行政サービスの維持のための財源の確保の関係でありますけれども、委員も御案内のとおり、交付税につきましても、今、担当主幹の方からも説明しましたように、国は総じまして地方の行政運営の効率化を図るために、ある種の交付税の総額抑制を図っているというのは事実でありますし、私ももそういうことの影響を受けまして、町長が申し上げている行政サービスの維持につきましては、福祉を中心に、教育につきましてもできるだけ現状を維持したいということで今努力しているところでありますし、と言いながら、すべての行政の水準、量的にも質的にもすべて現状を維持するということは困難でございますので、そういう観点で、

今、行革の名のもとに効率化を図っているのは事実であります。国におきましても、交付税の制度につきましても、財源の調整、財源補償機能を十分果たしてきたとは思いますが、ここ近年、一般財源とは言いつつも、非常にひもつきの要素が非常に強くなってきているということでございます。そのようなことから、町が交付税をちょうだいして、それを、交付税の中にいろいろな要素を組み入れているもの意外に財源を回すということになると、非常に本来の水準を維持できないということからすると、非常に制度についても、この時代を受けまして、制度的な見直しも必要ではないかというふうに思います。いずれにしましても、何らかの方法で、自治体の自主財源の確保の上に、国がしっかり財源調整することで、地方の必要な行政水準をどう維持するかが課題でございますので、また、町も地方団体を通じまして国にも訴えかけなければならないと思えますし、町はそういう行方を見ながら、いずれにしましても税等を含めまして、自主財源のしっかりした確保に最大限努力をしまっていることで、行政の必要な水準の維持を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 当然、助役さんがおっしゃるように、本当に財源の確保という点では相当な努力はされております。地方で言えば、自主財源に乏しいですから、当然、手数料や、あるいは住民税関係の税の改正だとかという形で求めざるを得ないという形になってきます。一方で、国はそれにふさわしいような財源措置がされているのかということでは、今回の所得譲与税の問題を一つとって、やはり将来的には、いわゆる税率の引き上げという形の中で、これに変わるような負担を国民に求めると。結局負担のすりかえ、あるいは、枠は広がらないけれども、同じ枠の中で財源を移動させて財源措置をするというような、そういう姑息な手段を選んで住民負担を求めてきているという形だと思うのです。そういう意味で、本当にこういう財源、町民、住民、地方が維持できるような環境を求める財源の確保という点では、やっぱり引き続き強く、立場を超えて要請していただきたいというふうに思いますので、この点、町長の考え、もう一度お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

いつも私申し上げておりますように、国は補助金、助成金で4兆7,000億円の削減をした、地方交付税で5兆1,000億円削減した。合計で9

兆8,000億円の削減をしました。そして、この3カ年の三位一体改革の中で、地方に税源移譲を3兆円しました。結果的に、70%国は減らして、30%しか地方財政の対応をしていない。従前よりも70%少なくなった地方は、それをどう賄うか。国が言っているのは、行革をしながら、むだな金を使わないようにしなさいということですが、町といたしましては、委員も御承知のとおり、本当に乾いたタオルをなお絞り込むような行革を進めてきているところでありまして、また、住民に対しても応分の御負担をいただきながら対応しているところでもあります。今後は、私どもも地方6団体とともに、基本的には地方交付税の持つ財源保証機能と財源調整機能、これをいかに堅持していくかということが大切であるというふうに思っておりますので、委員と同じように、地方財政の厳しい状況を十二分に認識いたしておりますので、これらの部分の必要な国の措置に対しましては、これからも大いに要望を展開していかなければならないというふうに認識いたしております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。まだありますか。9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 町では行政改革という形で、この間、行政改革を進めてきました。それにかわって、財源の確保で言えば、行政改革推進債という形の、言葉が正しいかどうかわかりませんが、行政改革を行ったら、それにふさわしいような財源を地方に交付しますよというようなお金があると思うのですが、それは大体上富良野町でいえばどれぐらい収入として確保されているのか、配分されているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

上川管内24市町村、今22市町村になるわけですが、この中で、額的には旭川市が一番大きいのですが、2番目ぐらいに上富良野町が位置している、額で。600万円を切る、500万円台だったと思いますが、行政改革を推進していることこの交付税の算入では、上川管内町村の中で1番をいただいたと。旭川市は大きいですから額は大きいですが、次に上富良野町が対応させていただいております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に、第11款交通安全対策特別交付金の42ページから、第13款使用料及び手数料の47ページまでの質疑に入ります。ございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 43ページ、まず1点目は、民生費負担金の2節児童福祉費負担金の関係です。私の調査では、過年度の滞納繰越金というのが、平成15年度は41万2,300円、16年度は61万4,750円ということで、17年度も当然出てくると言ったらおかしいですけども、繰り越しされた部分と当年度の部分とが入ってくるのかなという気がいたします。ただ、この中で、例えば町税だとか、それから町営住宅というのは、繰り越し滞納分の収納額をある程度、若干計上しております、今回の予算書を見てもずっと。この関係での滞納額の繰り越し部分の収納額というのは、この中に入れるべきだと思うのですが、もしくはそれぞれ保育所の中の負担金の中に入っているのかどうか、それをまず1点、確認をしたいと思います。

それから、2点目は、清涼飲料水等の関係ということで、老人福祉使用料の中にあります。そのほか、民生使用料、それから社会教育使用料、保健体育使用料ということで、それぞれの分野でこの清涼飲料水販売機の歳入として見込んでおります。したがって、これの算定基準法、基準的なものと、それから、算定の計算書、それから、設置者がだれかというようなことでの資料を請求いたしたいと思います。

それから、次の45ページです。住宅使用料の関係です。

委員長（西村昭教君） 中村委員、一問一答なので、一つずつお願いいたします。

11番（中村有秀君） はい。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますが、1点の、保育料にかかる滞納額を計上しているかということであろうと思っておりますけれども、現実には、滞納額については計上いたしてございません。ただ、これまで滞納のものについては解消に努力をしております、今進めてございますが、17年度にかかわりましては、おおむね滞納そのものについては、これまでのペースで解消を年間100万円ぐらいずつしてございますので、現年をなくすことをまず今一生懸命努力をいたしまして、最終的にはなくしていこうということで、最終的には、全部保育料として位置取りして入れていくということでもありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 現年度を原則としてなくすということですが、いずれにしても、この滞納繰り越し分は、何らかの形でやっぱり収納せざる

るを得ない、そういう義務があるかと思うのです。例えば、先ほど法人税の関係で、15%ということで5万円計上していた経緯がありますから、いずれにしても、それぞれの分野で滞納繰り越し分はできるだけやっぱり収納をする努力というか、そういう面で、僕は予算書の中にもある程度出すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 長い経過の中で、特に計上してこなかったという経過もございますものですから、今後については、経過を見ながら、財政当局とも整理をしながら整理をしていきたいというふうに思います。計上にかかわっての内容も含めてということで理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 43ページの使用料及び手数料のところ、農業使用料の農産物加工実習施設使用料と、ここで15万円の見積もりがされておりますが、この件に関して、手数料並びに使用料に関して見直しの最中ということで、ここで15万円の設定をされているのはどういう内容なのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩田委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

農産物の加工実習施設の関係でありますけれども、これにつきましては、昨年12月におきまして、手数料、使用料の見直しを行うということで、それらの見直し指針をお示しをしておりますけれども、総体的にやるのは今年度中だと思いますけれども、私どもはこれに基づきまして、今回、減免基準の見直しというようなことで考え、検討させてもらいました。その中におきまして、これらの統一化を図るということで、20%、いわゆる条例で示します金額の2割程度を御負担いただこうと、このように考えてございます。

その内容は、今現在、1時間当たりの計算になってございます。1時間当たり800円でありますので、これの2割、今、160円が1時間当たりになりますけれども、仮に半日をやっていただくということになれば、480円の負担額になるかと思えます。その計算をしまして、開設日数250日程度というふうなことで考えてございます。それに、先ほど申し上げました計算をいたしますと、約30万円ぐらいの負担になるかと思えます。その、何せ今回、初めてこれらの使用料をいただくということでありますので、それらの2分の1を計上させていただきました。30万円の2分の1ということは、結

果、利用される方も減るのかなという不安なこちらの考え方もございますので、その2分の1の計上ということで15万円であります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ただいまの説明で、1時間160円と。そういうことで、1年間で大体30万円程度の見込みということで、これはいつから利用料、手数料をいただくようになるのか、その辺と、それから、30万円というところで、15万円の見積もりしかしていないということなのですけれども、これは1年間の利用状況、利用時間から算出されたものかどうか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩田委員の御質問にお答えいたします。

まず、使用料の時期でありますけれども、これにつきましては、この4月1日から行いたいというふうに考えてございます。

それから、30万円につきましては、先ほど申し上げましたように、日数計算をまずさせていただきました。平均的に250日程度利用されていますので、それらに、1日計算しますと、条例上の計算では6,400円になるかと思えます。8時間の、今800円ですから、1日6,400円という計算になるかと思えます。その2割程度の負担をいただくという計算になってございます。おおむね30万円になりますから、それに、先ほど申し上げましたように2分の1の計算をさせていただいております。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ちょっと聞き落としたのですけれども、160円という設定は、その場所に対してなのか、それとも1人当たり160円ということなのか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 160円というのは、現行の条例に示します金額であります。1時間800円となってございます。その2割を掛け算しますと160円であります。それで、仮に半日、3時間を行いますと480円になりますけれども、そういう計算をすると1日6,400円になります。そういう計算に基づいて行ったのが30万円という計算にさせてもらっております。

申しわけありません。場所については、すべての施設というか、おおむね800円になってございます。すべて同じ場所ということで理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）

7番岩田委員、いいですね。

7番(岩田浩志君) いいです。

委員長(西村昭教君) 関連、9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 前からよく問題になっている、ここを利用して、いわゆるみそだとかを販売しているという形で、加算のどうのこうのという話がよく出ていたのですけれども、1回懇談があったときには、向こうの団体の方は、町の方にも加算をしてもらってもいいし、料金もとってもらってもいいですよということを言っていたという話で、懇談の中で聞きました。それで、今回はそういうところに対しては、あくまでもそういう団体に対しても、この減免規定の20%という今回の改正の条例を適用されるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

あと、設備等についても、若干、中の設備ありますよね。ガス台だとか、だいぶ古いガス台かなというふうに思いますし、逐次改善もされていると思うのですが、今後、こういった部分の修繕だとか改善だとか、そういったような計画というのがあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる減免を適用するのかという話でありますけれども、私は、いわゆる営業といいますか、そういうものにつきましては、予定どおり減免をする考え方はございません。それがまず1点でございます。

それから、設備の修繕等でありますけれども、逐次、できましてから10年以上経過しますので、そういった設備が老朽化してきているのは間違いございません。その中におきまして、修繕できるものから、範囲内でやっていきたいというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 47ページの一般廃棄物処理手数料ですが、これ、昨年と比べまして793万5,000円増で見込んでおりますが、これはどうなのでしょう、町から提案がありました手数料見直しの90円を140円という、55%値上げの提案がありまして、特別委員会で16%ぐらいの値上げに修正させてもらうことに、これから17日にあるのですけれども、これはどういう計算であれなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 村上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

このごみ手数料の収入の関係なのですけれども、

当初、1,000万円程度という形の中で改正をしたいということの御提案でございました。それが、特別委員会におきまして修正というような形に最終的にはなるのかと思いますけれども、この歳入につきましては、これから減額しなければならないということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 42ページの教育費の負担金の問題でお伺いしたいのですけれども、ここに小学校、中学校という形で、日本スポーツ振興センターの個人負担金、それぞれ予算が組まれておりますが、これの中身、どういう基準のもとで、PTA、あるいは保護者が負担していると思うのですが、幾らぐらい負担されているのか、どういう基準で負担を求めているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 9番米沢委員の、教育費の負担の関係でございますが、日本スポーツ振興センター個人負担金ということで、これは規定では月額1人当たり920円となっております。本町におきまして、過去は5割程度の負担ということで見込んでおりましたけれども、今回6割の計上で、552円をおひと方負担していただくということで計上してございます。ただし、要保護及び準要保護世帯は除いてございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 前回よりも負担率が引き上がったという形ですが、これは、例えば学校行事にかかわる、いわゆる何らかの行事等で、掛け金ですからちょっとよくわからないのですけれども、損害賠償の部分なのか、どういうところですか。もしも学校行事で関係する負担を児童生徒、保護者に求めるということであれば、これはまた道理が、話の筋がどうしても通らない話なのですが、どういう関係でこういう負担というのはあるのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 米沢委員のただいまの御質問でございますけれども、通常の学校生活におきまして、例えば、遊んでいたりと、遊具等で、施設面での瑕疵があった場合のけがというのは、当然、設置者の負担ということになりますけれども、通常の、これは健康センター負担のお願いしているところは、通常の学校生活において、例えば転んだとか、何らかの形でそういったけがをした場合に、

その医療費について、一たんは御負担をいただくわけですけれども、後ほど全額払い戻しをするという中身でございまして、損害の賠償ということとはまた性格がちょっと異なるということで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう学校生活の中で、何らかの、遊んでいたりだとかしてけがをした場合、その医療費にかかる負担という形で、何らかの、何%かの負担だと思うのですが、そういう負担というのは、本来、学校側で負担すべき内容の性格のものではないかなというふうに思うのですが、例えば休憩時間であっても、外で遊んでいたと。だけれども、それはあくまでも学校へ行っているという形のけがということであれば、当然、そういう負担というのは、本人ではなくて行政側が負担をする、もしくはお金がなければ、全額負担せよとは言いませんが、引き上げるのではなくて、軽減をさらにする必要があるのではないのでしょうか。この点、引き下げてはどうかと、負担の割合を。全額負担せよということは言いませんが、お金がありませんので。軽減策をもっととるべきでないかと。本来は、義務的なものとして教育が見なければならぬ予算ではないかと私は判断したときに、そこら辺のちょっといきさつ等についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢委員のただいまの御質問でございまして、規定では保護者の負担を求めるということになってございまして、今回の負担率につきましても、本町におきまして、保育所等におきましてもそういった負担をお願いしているということから、それらの本町におきましては負担を保護者をお願いしているということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 基準で保護者に負担を求めようという形で、それは町の方の基準だと思うのですが、そういった意味では、今、学費がかかる、いろいろな生活費がかかるという形の中で、やっぱり保護者負担というのは相当な負担になってきている部分があるのですよね、聞いたら。少しでも軽減措置してほしいというような声もやっぱりあります、実際聞いたら。そういう意味では、やはりこういった部分については、上げるのではなくて、もっと軽減するという方向で検討すべきだと考えておりますので、この点、教育長、ちょっと答弁を求めておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢委員の、日本スポーツ振興センターの個人負担金の関係であります、今回、率を上げさせていただいたのは、保育所等におかれまして、この率が小学校より高い率をいただいていると。そうしたときに、やはり同じ町が運営しているというようなことで、その率をまずそれに合わせさせていただこうということで、今回見直しをさせていただいたところであります。

そんな中で、今、委員の方から、見直しのときは負担を軽減することもということで、当然、軽減や何か我々としては考えていかなければならないところではありますが、最近の状況として、値上げを、率を上げさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 値上げ、お金がないということだというふうな話なのですが、確かにお金はないのだろーと思いますよ。でも、やはりこれだけのいろいろな感じで負担を求めてきていると、やはりこういった公で見べきものの性質かどうかということちょっと論議も必要だと思うのですが、そうした場合に、確かに他の保育所関係の負担と同列に扱うという形で、こちらの方が低かったということなのですけれども、そうではなくて、やはり向こうの方も、それでは軽減策をとるといような対策をとって、やはりこういったところに100円でも200円でも、やっぱり軽減の財源として、どこか余分な見直しをすれば出てくる話ではないかなというふうに思っているものですから、やっぱりこの点、再検討できないか、もう一度お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢委員の御質問であります、先ほど申し上げましたように、一応、町全体としての見直しというようなことで、見直しを今回させていただいたところであります。本年度につきましては、この金額をもとに運営をしまいたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 45ページ、4節の住宅使用料の関係でございまして。今回、町営住宅、現年度分6,007万9,000円ということですが、これは現年度分の調定額の何%を収納としてまず見込んでいるかということについて1点。

それから、当然、滞納繰越分につきましても89万3,000円ということですが、計上されておりますけれども、これも収納率を何%ということで見ている

か。

それからもう1点、町営住宅の駐車場使用料があります。15年度の場合を見ますと、調定額が105万6,000円で、収納が96万9,000円ということで、滞納は8万7,000円。その後、滞納額があるかどうかわかりませんが、1点目は、駐車場の使用料が、この町営住宅の現年度分もしくは滞納繰越分の中に入っているかどうかということでお尋ねをしたい。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

町営住宅の収納率でございますけれども、これにつきましては98%を計上させていただいております。

それから、滞納につきましては、17年度におきましては、1件分で完納された方はおりますけれども、18年度におきましては、滞納額に対しまして16%の計上をさせていただいております。

駐車場につきましては、調定では134万4,000円をさせていただきまして、収納率につきましては98%を計上させていただきまして、ここにあります町営住宅6,007万9,000円の中に入っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にありませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 42ページの民生費負担金で、児童福祉費負担金なのですが、これは前年度よりも収入額がふえているかというふうに思いますが、この点、どういう要素なのか、お伺いいたします。

それと、町の方では財源確保という形の中で、従前の国の基準に100%近づけるという形で予算を計上するという形になってきておりますが、最高額でも7万円を超える方もおられますし、軽減世帯でも、収入が少ないという状況の中での負担という形で、毎年上がってきていると。

1回聞いてほしいことがあるのだという話なのですが、町は財政難という形で、お金をいわゆる国の基準に引き上げるということを言っているのだけれども、いつまで我慢したらこの引き上げ額が変わって、一定額、前回並みの軽減策をとれるような政策をしてくれるのかと。もしも町の方で、このまま協力するということでは協力してあげてもいいと思うけれども、いろいろな負担があって、保育所の負担というのもまた大変だと。確かに2人預ければ2分の1だとか減額されますが、他の市町村では、3人目からは無料という体制もとっているとこ

ろがありますし、そういうものを含めて、もしも負担額を引き上げるのであれば、せめて、3人目を預けている方というのはそうないと思うのですが、これについては無料の政策をとるだとか、そういう住民にとって見えやすいような、わかりやすいような政策展開というのが必要だと思いますけれども、この点、ちょっとお考えがあれば、1世帯で3人預けられているという世帯というのは何人おられるのか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。保育料にかかわりましては、御案内のとおり、国の基準額に、いわゆる措置額に合わせさせていただくという考え方で進めさせていただいてございまして、平成18年につきましては、基準額の95%に対応させていただくということで、増額の内容につきましては、5%増の基本ベースがその内容となっているものであります。それぞれ軽減策につきましては、国の状況に応じて対応させていただいてございます。

3人目以上については無料にするか否かということですが、今の段階で、私どもとしては、3人目以降、無料という考え方は特に検討に入っているということではございません。今の段階では、現状での対応で進めさせていただこうという考え方でございます。

3人目以上であります。全体というところでは、まだ3人という方は若干確認できておりませんが、中央保育所ベースで考えますと、今のところではございません。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に、第14款国庫支出金の46ページから、第15款道支出金の55ページまでの質疑に入ります。失礼しました。48ページからです。ございませんか。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今回、52ページ、民生費補助金の関係で、社会福祉補助金の高齢者事業団の設置という形で、補助金が20万円余り減額されているかというふうに思いますが、この点、道のお金との関係だと思っております。今、高齢者事業団そのものが、町からの補助金も減らされる、道からの補助金も減るといった形になっていると思うのですが、地域のやはり貴重な、農業にしても、戦力になっておりまして、自主財源を確保するという点でも厳しいような団体かなというふうに思っているところです。そういう意味で、今後、こういう補助金等

が削減されて、地域の農業の補助的な役割も担っていますので、そういう事業が行えないというような障害も出てこないとも限りませんので、この点、どう理由で減額になったのか。当然、こういった部分に対しては、やはり道に対しても、町の実態も含めて、引き上げてもらうような対策というのが必要だと思いますので、この点についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田未範君） 米沢委員の、高齢者事業団の北海道補助の関係でございますけれども、非常に北海道の補助率にかかわりましては不透明な部分が非常に強く残ってございまして、私どもとしても、予算措置上の問題として、毎年非常に年度の後半に確定してくるというような、いろいろな要素がございまして、今、見積もりをさせていただいているものにつきましては、前年から考えますと、2分の1までは落ちてはおりませんけれども、非常に厳しい状況で見させていただいて、これは見込額として、いわゆる会員数割でありますとか、そういうものが現状のままでいけば、おおむね60万円ないし80万円のベースにいくのではないかなというふうに思いますけれども、北海道の全体枠で下げてこられているということで、非常に今そういう状況にありますので、そういう中で、補助額としてのベースとしてはこの程度しか入ってこないのではないかなということで押さえをさせていただいているというのが現状であります。なお、基準額といいますが、北海道のその方向が確定値が整理された段階では、またそのような形で整理をさせていただこうというふうに思っているということでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。ございませんね。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 55ページ、土地建物貸付料ということで、教員住宅の貸付料の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

昨年、行政調査を行った段階、秋で、特に旭町の教員住宅を議員として見させていただきました。その関係で、この旭町は……。

委員長（西村昭教君） 中村委員、済みません、それ、款がちょっと違いますので。財産収入の方ですから、済みません。ページ数は同じですけれども、14款、15款です。

14款、15款、ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、暫時休憩したいと思います。

事務局長（中田繁利君） 20分休憩いたしまして、11時から再開いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、第16款財産収入の54ページから、第21款町債の63ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 財産売払収入のところですが、この物品売払収入、不用品売り払いとなっておりますけれども、これ、ことし、何か売り払いするものがあるのでしょうか。毎年このような形で予算の枠組みをされているのですけれども、去年だったか、何年か前に、古くなった公用車を、広報に載せて、売り払いしたいということで出ておりましたけれども、毎年、これはどうなのでしょう。何がどのように売れたのかさっぱりわかりませんが、毎年こういう予算の枠組みというのはとっておくというのは必要なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 13番村上委員の御質問であります。不用品売払収入、1,000円の計上でありますけれども、これにつきましては、備品、あるいは、先ほど委員の御質問にありましたように公用車の部分であります。これはやはり耐用年数が経過して、老朽化に伴って必ず出ることが想定されるということで、具体的に明確に品名は入れておりませんが、そのようなことで、各年度1,000円計上ということでさせていただいているということで、御承知いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 例えば、その公用車はどのような金額で売れたのですか、ちょっと参考までにお尋ねしたいのですけれども。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 最近の例であります。社会福祉協議会に貸与しておいた車の、要するに使用に耐えられないということで、こちらに戻ってきた車がありますけれども、これについても、公用車としてこの車を再度活用できるかということになりますと、これは使用に耐えられないということで、廃棄処分という決定をいたしまして、これを最近、売り払い処分ということで、広報や何かでも掲げまして、売り払い処分をした事例がございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。



11番中村委員。

11番(中村有秀君) 今の村上委員の関連でございませけれども、町営バスが廃止になります。それで、町民のある人から言われたのは、停留所の看板がありますね。例えば中村宅前だとかということで、個人のあれが入っていれば、記念として、若干お金を出してでも買いたいわという要望があります。ほかの都市では、例えば市町村合併で要らなくなった備品だとか什器だとか、そういうものを町民に公売をするというような方法もあるので、一つ、この停留所の看板の取り扱いはどうしているかということ。もし基本的に、変な再利用ではないけれども、記念として置きたいということであれば、そういう道筋があって、少しでも歳入増を図れる余地もあるのかなという気がするものですから、その点、ちょっと確認したいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 11番中村委員の御質問であります、この3月末をもって循環バス廃止ということですが、これに伴いますバス停留所の看板等の撤去や何かは、できる限り予算をかけないということで、自前で職員等がこの辺の撤去をするというような考えでございますが、今の中村委員の御提言のありますように、これらについて、活用できるのであれば、そういう申し出があるということであれば、この御提言についても、ちょっと撤収に当たっての検証をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) いずれにしても、変な形で変に使われると一番困ることなので、できればそういう再利用はしない、もしくは、あくまでも記念として保存しておくというような、何か取り決めを決めて、1枚1,000円だとか何とかというような形で、というのは、今度、町営バスの関係は町民からいろいろ批判を受けているわけだから、その中で、やはりある面で、そういう要望があれば、ある面で歳入を少しでも図るというようなことも含めて検討をいただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 56ページ、寄附金の件ですけれども、一般寄附金として1万円、予算としてありますけれども、わざわざことし1年間、1万円以上の寄附はあるだろうというふうな感じで、毎年このような形で予算の枠組みをしているわけですが、寄附をいただいた段階で収入に上げるといったことの方が、わざわざ毎年このような枠を、頭出しというのでしょうか、1万円以上はいただける

のではないかとというような予算の枠組みをとっているのですけれども、これはいただいたときに、これだけ予算がありましたということにした方がいいと思うのですが、いかがなのでしょう、その点ちょっと。

委員長(西村昭教君) 企画財政課長、答弁。

企画財政課長(北川雅一君) 今、中村委員の御質問の件でございますけれども、(発言する者あり)村上委員、失礼いたしました。一般予算上、科目、ある程度設定しておかないと、歳入の中に組み入れられないというのがこの予算上の仕組みになってございますので、1万円がよろしいのか10万円がよろしいのか、ちょっとわかりませんが、一応、例年、そういうふうに求めているわけではございませんけれども、経過の中で対応していただける善意の方もいらっしゃいますので、そういう形で、どうしてもここに科目を設定しておかないと、入れる場所がございませんので、そういうことで、仕組みになっておりますので、御了解いただきたいと思っております。お名前、失礼いたしました。

委員長(西村昭教君) 他にございませんね。

11番中村委員。

11番(中村有秀君) 55ページ、教職員住宅の貸付料の関係でございます。昨年10月に行政調査で旭町の教員住宅を見させていただきました。行った議員の皆さん方は、ある面で、大分使えるというような判断で帰ってまいりました。したがって、旭町教員住宅は今11戸空いていると。場所にもよりますけれども、できれば、ある面で公営住宅的な要素で転用をして、そして歳入を図るというようなことを考えていかないとだめでないかと。教育委員会は教育委員会の方針があると思っておりますけれども、教育委員会としては、第7回、17年4月21日の教育委員会の中で、教員住宅の周辺整備と、それから73戸から53戸に減らす、教員住宅の公住化は町としては考えていないという、教育委員会の中での会議記録が残っております。したがって、私ども、とりあえず壊すでもないし、それから、使わないでそのまま放置するということになると、やはり公営住宅並みではなくて、若干下げてでも、転用をする方法を、教育委員会は今言った方針であれば、町の方でこの問題についてどう考えているかということで、お尋ねをしたいと思います。

先ほど日本スポーツ振興センターの関係で、1カ月920円を1割アップして92円の負担をするという、些細なことでもこうやって、やはり皆さん方が町民の負担をできるだけ軽減しようということ考えているのであれば、何とかこの教員住宅を、11戸全部とは言わなくても、ある面で、何戸かは町

営住宅の転用を図っていくべきだと考えるのですが、その点、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問にお答えします。

以前にもそういう角度の意見を寄せられていますので、町としましては、住宅の現状から見まして、まだ利用価値があるというふうに思っていますし、教育委員会としましては、今、委員会審議の中で、教職員住宅のいろいろな背景から全体戸数の見直しをされていますので、一応委員会から町長の部局の方にそういうやりとりを経まして、町としましては、いろいろな背景がありますので、将来、恒久的に使える形がとれるかどうかはわかりませんが、住宅機能として活用できる、その範囲の中で、いろいろな課題を抱えていますことから、そういう他方面にわたりましての活用方法を十分積極的に検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、助役の方から、利用価値はある、それから、積極的に検討してみようということなので、ぜひこれは、11戸全部とはいわなくてもいいですけども、ある面で、ことしの異動等の関係もありますので、それを十分踏まえて、何とか前向きに取り組んでいただいて、できるだけ少しでも歳入を上げる、それからもう一つは、整備等で余りお金をかけないようというのがまず原点になるかと思っておりますので、できるだけ今年度中に、18年度中に実施をするように、強く要望をいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） ただいまの教員住宅でありますけれども、これは町営住宅として使用するとするならば、教育委員会から所管がえをしなければならぬ問題も出てくるのだと思います。ところが、住宅が建っている中、ぼつん、ぼつんと所管がえというのはなかなかできないことでしょうか、価格を決めて所管がえして、そして町営住宅として貸し出すというふうになるのではないかと思うのですが、その辺のところはいかがなのですか、お伺いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 8番吉武委員の御質問でありますけれども、今、委員がおっしゃるように、管理面からいきましても、なかなか団地の中でいろいろな方が混在するというのは、いろいろな面で支障もありますので、教育委員会もそういう観点で、

今、団地の全体を見渡ししながら、一定量が空いた段階で、多分町の方に移行するような考え方もあるかと思っておりますので、今おっしゃられるようなことを十分踏まえて対応してまいりたいというふうに考えているところであります。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 教職員にも住宅手当というのが恐らくあると思うのですけれども、道か何かの基準に基づいて。将来的に、例えば維持管理が大変になってくる、老朽化で建てかえなければならないという状況になってきたときに、そういう住宅手当を活用して民間に入ってもらおうという形も一つの方法で、そうすると、その分だけ町の負担の軽減が図られる部分も出てくるのだと思うのですが、そういうことも将来考えながら、教住のやっぱり配置というか位置づけというのも考えていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、こういったことが可能なかどうかなのかも含めて検討する余地があると思っておりますので、答弁をちょっとお願いしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

教職員住宅につきましては、基本的には先生方に住んでいただくということが基本であります。また、そのようなことで教育委員会としては努力をしていきたいというふうに考えているところであります。最近の状況からすると、なかなかそうには至っていないと。ただ、73戸、先日まで53戸ということでありましたが、かなり、やはりもう少し要るのかなという見直しを今しているところであります。そんな中で、新たに教員住宅を建てること、ある程度基準が決まっていますので、そうしたときに、親と一緒に住めないとか、子供がたくさんいるといったときに、若干、いろいろな入方からすると課題がありますので、そういうことを含めまして、今、民間のアパートなりにも入ってもらおうということも想定しながら、今後、教職員住宅の管理運営に努めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 63ページ、諸収入の収集ごみ指定容器広告料とありますけれども、これ、値上げに伴って、袋を更新するときに、広告料として設定されているものだと思うのですけれども、この規格をちょっと具体的に教えていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩田委員の御質問でございます。

今年度から、収集ごみの指定容器広告料ということで計上させていただいておりますけれども、袋の中身につきましては、印刷につきましては、見やすい場所ということで考えておりますけれども、デザイン等につきましては、まだ今後ということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） その内容、例えば業者、何件分がそこに掲載されるのか。例えば1年間、幾らの掲載料をいただくのかという規格をちょっと聞きたいと思って伺ったのですけれども。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩田委員の御質問でございますけれども、45リッターの袋並びに30リッターの袋がございまして、今考えるところによりますと、45リッターの袋で10万枚、30リッターの袋で8万枚ということでの想定で、作成単価と、それから利益というような形で、54万6,000円ということで設定させていただいております。（発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 今聞いたのは、広告に伴って、54万6,000円という広告料ありますよね。これは業者からもらうお金ですよ。それを、例えばごみ袋に対して、幾つ業者を掲載するのだということで、例えばこれでいくと、例えば10件の業者がそこに掲載されるのであれば、5万4,000円ですか、ということの内容をちょっと聞きたいなと思って伺ったのですけれども。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 具体的な中身につきましては、これから設定するという御理解をいただきたいと思いますが、まず、広告作成費ということと、利益ということで見てございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 広告を掲載する場合に、10万枚つくるとなると、10万枚はどのくらいの期間で消費されるのか。また、業者がここでもうやめますと言った場合、残った袋はどういうふうになるのか、その辺の考え方をお願いします。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町民生活班主幹、答弁。

町民生活班主幹（服部久和君） 岩田委員の御質問にお答えいたします。

先ほど御説明したように、まず45リットル袋ですと、10万枚つくりまします。それで、単価、1枚につき広告料として1円いただくという考え方があります。印刷代が23万円かかります。この印刷代というのは、袋の裏面に一面、いっぱいにしても半分にしても、値段的には23万円かかります。それで、現在考えているのは、希望がどれくらいあるのか調査しないとわかりませんので、一応23万円かかりますよと。業者さんが4社出てくれば、23万円を4で割ると。ただ、あくまでもごみ袋が見えなくなるような印刷というか、中が見えなくなるようでは困りますから、その辺は業者さんの数だとか、そういうこれから詰めていく部分というのはございます。

あと、10万枚つくると、どれくらいの期間もつのだということですが、約1年に満たないくらいの期間。もし売れなければ、その期間は1年なり1年半なりということになります。ともかく枚数で区切らないとどうしようもないものですから、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 袋をつくる際に、これは広告を載せようと載せまいと、金額的にそう変わらないと思うのです。例えば、裏面にも印刷しますよと、例えば版を起こすのに版代はかかるかもしれないけれども、例えばそこで袋を更新する上でどうしてもかかる経費、それに、仮に広告を掲載しようと思まいと、そんな大きな差はないと思うのです。それで、ここで54万6,000円設定しているということは、例えば業者からそれだけいただくということなので、それはあくまでもそれだけかかるからここに載せたということでは困ると思うのです。業者が例えば4社来れば、それが2万円だったら掲載してほしいけれども、10万円だったらとても掲載できないよと、そういう問題もあると思うのです。そんな中で、この金額というのはかなり難しい数字かなと。それが、1回ごみ袋を更新する期間、これだけだよという設定がいいのか、それとも1年間あくまでも掲載する上でこれだけのお金をいただきますよという設定がいいのか、その辺も含めて、果たしてこれだけの金額を業者が掲載する上で徴収できるのかという心配があるのですけれども、その辺、どうですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活班主幹、答弁。  
町民生活班主幹（服部久和君） 岩田委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、非常に印刷代が23万円ということで、コストがかかります。町が純粋にいただける金は、1枚につき1円ということで設定していますので、今、トータルで54万6,000円ですけれども、45リットル袋については33万円、もう一つ、先ほど話出しましたけれども、30リットル袋が8万枚ありますので、そちらの方が21万6,000円ということです。非常に新しい試みなものですから、委員おっしゃるとおり、どれぐらいの希望があるか、ちょっとわかりませんが、とりあえずこの形で取り組みを起こしまして、周知を図りたいというふうに考えております。裏面全部について、業者さんが五つ出してくれば、45リットル袋でしたら約6万円の負担になりますし、1社しか出なければ33万円の負担になります。

あと、製造過程上、10万枚というのがコスト的に安くできる部分、枚数が多くなればなるほど1枚の単価は安くなるのですけれども、とりあえず今10万枚、約1年ぐらいの使用枚数を予定しております。最初につくってしまったら、後で、枚数を少なくすると非常に単価が高くなりますので、一応こちらで考えている効率的な値段のものは10万枚ということで考えております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ちょっとしつこいようですが、ここに掲載する上で、例えばこれだけのスペースで幾らですよという希望をとらないと、例えば希望を募ったけれども、1件だったから20何万円ですとかということでは業者も困るわけで、例えば10センチ角の掲載において幾らですよと。これが果たして印刷代に及ばなくても、そういう希望をとらないと、なかなか業者も掲載できないと思うのです。それで、版を起こす上で、例えば10万枚印刷したと。それで、例えば次年度にはその業者が、6件の業者が4件に減ったということで、さらに版を起こして印刷し直しということで、版を起こす代金というのはどれぐらいかかるのでしょうか。その辺もちょっと伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活班主幹、答弁。  
町民生活班主幹（服部久和君） 岩田委員の御質問にお答えします。

厳格に版代と印刷代込みで、10万枚のときには23万円ということで業者の見積もりをもらっています。

以上でございます。（発言する者あり）

枠を切るということになりますと、逆に広告代、袋を安くつくるといった目的で広告を入れていただくことを考えていますので、上富良野町が基本的に損をして広告を出してもらおうということにはなりませんので、その部分は、大きさは出てきた業者さんにかかるコストプラス広告料、33万円を割っていただくような形を考えています。したがって、1社であれば33万円負担していただきたいということで、予算を上程しております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ちょっと納得できなくて、済みませんが、例えば袋を更新する上でかかる印刷代、それが33万円なのか、広告を載せるための袋代、要するに印刷代が33万円なのか。例えば、値上げに伴って袋をつくる上での33万円であれば、別にそこに広告料をそんな大きく載せる必要もないわけだし、広告を掲載するだけのためにかかるお金が33万円であれば、当然、町が損してまで広告を掲載する必要はないと思うのだけれども、ただ、それを載せる、載せないで数万円の差であれば、もう少し業者の利用しやすいような単価を設定して掲載すべきだと思うのですけれども、その辺、どうですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活班主幹、答弁。

町民生活班主幹（服部久和君） 岩田委員の御質問にお答えします。

印刷面、今考えているのは、裏面を考えています。それで、裏面に一面にできる金額が、印刷代、先ほどから申し上げている23万円でございます。ですから、袋をつくる経費ではなくて、印刷するだけの経費が版代込みで23万円かかるということでございます。表面には、今考えている中では、表面の中に入れるという発想では考えておりません。とりあえずといいますか、今、予算を上程させていただいているものは、裏面に印刷する経費ということで考えております。（発言する者あり）

現在つくっている袋、作成枚数にもよりますが、コストは約12円ぐらいかかっております、1枚につき。

以上です。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 提案ですけれども、今現在使っている袋、表面しか印刷されていないというけれども、ごみに関しては、皆さんそれぞれもうなじんだと思うのです。そんな中で、その裏面にさらにコストをかけて印刷するのではなくて、表面のごみ袋という文字を小さめにしても、経費をかけないで、そこに広告を掲載してすべきだと思うのですけ

れども、その辺、考慮してお願いしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩田委員の質問でございますけれども、それらの課題もありますので、十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 55ページ、商工費委託金の観光費委託金の関係でございます。350万円ということで、それぞれ説明欄で三つの施設の維持管理費ということでございますけれども、まず、千望峠の駐車公園施設維持管理137万6,000円というのは、平成17年度の段階ではどこが……。

委員長（西村昭教君） 済みません、それはもう款で終わっておりますので、今、54ページの財産収入からですので、申しわけありません。

11番（中村有秀君） わかりました。

それでは、59ページ、国内外交流推進基金繰入金の関係です。教育費の関係で193万4,000円ということで、本年度繰り入れをすると、18年度の基金の残高が9,396万3,000円ということになっています。私は、非常に財政が苦しいので、この国内外交流推進基金、このまま置くのではなくて、将来的には、一般会計等も含めて繰り入れていくような方向の考えがあるかないかということで、まず1点、お伺いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問でありますけれども、国内外交流の基金につきましては、今、特に三重県津市を中心に、子供たちの派遣事業に基金として資金の充当をしているということでありますが、基金の性格上、人材育成という観点もございますので、もっと拡大した事業展開をどうするかについては、十分今、委員のおっしゃるような意見も踏まえまして対応してまいりたいというふうに思います。いずれにしましても、基金については、もう少し間口を広げたような政策展開が十分可能でございますので、ただ、資金的なことも考えますと、どの程度長く使うかによりまして、また事業量も定まってくると思いますが、その辺、今の残高の資金のことも念頭に置きながら、できるだけ長期にわたりまして事業を継続することが必要だと思いますので、それら含めまして、どのような間口を広げた展開ができるかについては、十分検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、助役の説明では、あ

る点では理解をできます。あくまでこういう目的ということで条例を制定して、やはり基金を積み立てているということでございますけれども、第6回の町の行財政改革推進町民会議の中で、このことも意見として出されているのです。17年1月13日開催の議事録の中では、議長ということで、堀内さんが国内交流基金は今後も同様の活用を考えるのか、他の基金に組みかえて活用していく考えはないかという段階で、企画課長が、今、助役の言ったような説明をして、その後で、19年度以降はさらに厳しい切り込みが予想されると。目的、基金を変更せざるを得ない場面も考えるということでございますので、私は、ある面で何年間かということの計画を立てながら、もう一つは、やはり財政状況を踏まえて、基金の組みかえをやったりやる時期がある面で僕は来るのではないかという心配をするわけです。

それともう1点は、町長もこの前言っておりますけれども、市町村合併等を含めて、いろいろ相手側の変更があり得るから、これまで、今までのような津との交流、カムローズとの交流ということが最終のベータなのかなということも、僕はやっぱり検討していかなければならないのではないかと。言うならば身丈に合った交流のあり方というのを僕は考えていくべきではないかということを考えているものですから、できればやっぱりそういう点で、将来、組みかえもあり得る、それから、一つの見通しの中で、交流のあり方も検討の課題だということで、ちょっとそれらの点についての見解をいただきたい。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 中村委員の御質問にお答えします。

今申し上げられましたように、行革の会議等通じまして、そういう角度の意見もございましたし、町としましては、町長が特に言っています、人材の育成の政策展開のために、こういう特定の資金を確保しながら展開するというのは極めて重要でございますので、できる限り初心に戻りました事業展開を長く継続するということについては、ある意味では優先すべき課題だというふうに思います。ただ、町長自身、今、財政状況を見たときに、非常にそういうことについては、余り私ども、積極的に想定はしませんが、非常事態のときにどうするかについては、今申し上げられるような、かかる事態のときには、こういう資金までをもそういう必要とする財源に充てていくということは、頭の隅にも置かなければならないと思いますが、そうならないように、今組織挙げて努力もしていますし、特にこういう少子

高齢化の中で、若い人を中心に、人材を育成するという点については、これは非常に長い年月をかけるということですので、そういう観点からすると、こういう基金をでき得る限り残して、機能を十分果たせるような使い方に努力をするのが我々の使命だろうというふうに思いますし、そういう観点で、町長自身も財政状況を総合的に判断した中で、その組みかえ等につきましては判断をされるというふうに思いますし、そういうことで、そういう組みかえについての御意見もあるということで、私も十分頭に置いて行政運営に当たってまいりたいというふうに考えているところであります。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 12番金子委員。

12番(金子益三君) ただいまの中村委員の関連の質問になりますけれども、私も町の執行方針のときに町長に質問させていただきましたが、国内外交流、今まで長く津及びカムローズと行ってきておる実績ではあります、やはり帰ってきた後のフィードバック的なものの受け皿がないと思うのです。子供たちが、例えば外国に行って、ネイチャーイングリッシュを肌で感じる、これは素晴らしいことです、ますますこれから強くやっつけていかなければならないことだと思います。ただ、津との交流を否定するわけではないのですけれども、津と交流した後、何を持って帰ってくるのか。いわゆる観光大使のような役目をやれるのかやれないのか、また、前にも質問したとおり、産業的な交流のかけ橋をするのかという、戻ってきた後の受け皿の体質が町にないことの方が問題であると思うのです。さきの行政調査で、本州の小布施町に行ったときも、確かに、あそこ海外にフラワーアレンジメントの交流で行っている人がいるのですけれども、必ず戻ってきた後にフラワー大学という、そういうものを町で設けて、その後、そこで学んできた町民が、そこに住む町民に還元をするというような、学んできたことを地場で教える、そういう受け皿があることによって、生かされた基金の利用になると思うのです。まずその受け皿の体質もない中で、取り崩していくように交流することだけを目的としている方が僕は問題だと思うのですけれども、その辺を今後どういう方策をとっていかれるのかをお聞かせください。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(田浦孝道君) 金子委員の御質問にお答えします。

私どもも、くどいようですけれども、今やっていることの所期の目的は間違っていないと思いますが、ただ、運用、運営面につきましては、今、委員

おっしゃられるように、行った方みのそういう成果にとどまっているケースもありますし、そういう観点では、例えばでございますけれども、学校のある学年がそういう体験をした場合には、そういう得たものを全校生徒と共有できるような形をどう組み入れられるかについては、これは大いに日々の中でそういう検証をして、そういう方向へ向けた展開をすべきというふうに思いますし、特に委員から言われている津との交流につきましても、なかなか町長が描いている産業交流につながらないということもあります、かと言いつつ、交流を継続する中でそういうものに発展するというところがございますので、やっぱり交流については絶えることのないようなことで、産業交流というものにどう結びつくかということが非常に課題でございますので、それらについては、今までの交流のあり方をただ単に継続するという点については非常にいろいろ問題もありますので、今申し上げるような成果、結果につながるように、その運用面について、町民の方からも御意見もちょうだいしなければなりませんし、組織内部でも十分またそういう角度で大いに検証もしてまいりたいというふうに思います。いずれにしても、この限られた資金を有効に展開することで結果につながりますので、大いにそういうことは忌憚のない御意見もちょうだいしたいと思いますし、内部で検討させていただきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

11番中村委員。

11番(中村有秀君) 63ページの雑入の関係でお尋ねをしたいと思うのですけれども、上富良野の町史、それから百年史、50年史の関係で、現在の残冊数はどのぐらいかということでお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) ただいまの御質問の残冊数については、手元に資料ございませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 61ページ、2の基本健康診査受診徴収金、これは何%ぐらい受診しているのか。それから、効果、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 梨澤委員の御質問でございますけれども、基本健診の受診の状況であります、おおむね高齢の方方で、現在の予想いたしておりますのは大体700人、それから、69歳以下の方で言いますと、大体2,000人ぐらいと

いうふうに予定をいたしてございます。全体で80%ぐらいの受診率になってございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

受診の効果。

健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 基本健診の効果につきましてですけれども、健診結果に基づきまして、国保の保健事業とタイアップしまして、国保ヘルスアップ事業というような形で、健診結果を改善できる健診にしようということで、今回、80人ほどヘルスアップ事業の中でやりました結果でも、皆さん検査データが改善されて、3カ月の間で体重を五、六キロ減らした方もかなりいらっしゃるということで、きっちりと自分の健診データを理解して、そのことが自分の食べ方や運動とどうつながっているかというふうなところを理解していただくと、住民の方というのは健診結果を変えるところまで生活を変えていかれるのだというふうに思っています。

以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 確かに効果は上がっていると思うのです。

それで、国保はどちらかというときと自営の方、農家の方というか、そういう方が多いと思うのです。農家の方などは、夏、お仕事を一生懸命やるのです。食べているのです。そのまま冬に入っていくと、どうしても肥満の方について、その辺のところのあたりの対策というか、見られているのか。見ているとは思いますが、その辺のところ、ちょっと具体的なお話を聞かせていただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 済みません、今、歳入の部分ですので、それは歳出の方での質問だと思うのです。

4番（梨澤節三君） 効果……。

委員長（西村昭教君） その効果や何かについても、ちょっと今、この場ではちょっとそぐわないのかなと思いますので、済みません。

4番（梨澤節三君） 私は効果について、委員長に質問しているのではなくて、こっちが答えられるというのなら答えれば、続きの答えだから、問題ないのではないですか。全く問題ないと思いますよ。

委員長（西村昭教君） 歳入についてですから、今言われている質問は歳入とは関係のない部分ですから、歳出の中で質問していただければいいということですから。

4番（梨澤節三君） 今までのことについて、やってきていることを言えるはずなのです、やって

きているのだから、現実には。私はやってきて、よくやっているな、やっていることを言いなさいということ、言わせようと思って言っているのだから。

委員長（西村昭教君） それは事業の歳出のところで聞いていただければいいかと思うのです。

4番（梨澤節三君） 先をどうするというのを言っているのではないのですよ。

委員長（西村昭教君） はい、わかります。

4番（梨澤節三君） そうしたら同じではないのですか。

委員長（西村昭教君） だから今、歳入の部分ですから。

4番（梨澤節三君） 委員長と私は毎回そうなんだ、おたくとはね。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

委員長（西村昭教君） 再開します。

4番梨澤委員、もう一度。いいのですか、先ほどの。

4番（梨澤節三君） 答弁させてください。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 梨澤委員の御質問でございます。

受診数がふえてきているということも一つでありますし、それから、さらにもう1点は、個々それぞれ受診された方がお持ちの御自分のデータから、どう生活対応をつくり上げていくかということに、それぞれにデータの読み取りをベースとして、生活習慣を変えていくということに至ってきているということの効果というのは非常に大きなものだというふうに理解をいたしております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 57ページの繰入金のところちょっとお伺いしたいと思います。私の質問も適正でなければ言ってください。

歳入不足ということで、基金からの繰入金が2億6,800万円と、このような状況で、やむを得ない部分もあるのかなと思いますけれども、18年度末で基金の残高16億6,700万円ということで、この16億6,700万円のうち、実際に使えるお金というのは幾らぐらい残ることになるのですか。その辺、ちょっと伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） 私の方から御質

問にお答えしたいと思います。

18年度末、16億6,000万円の残ということになりますが、特に基金につきましては、基本的にはそれぞれ目的がありまして、それに支消するという形ですので、ある意味、自由に使えるお金という、ものさしがちょっと難しいのかもしれませんが、財源調整のために使えるお金としましては、財政調整基金がまさにその役割を担いますので、そういう意味でいきますと、4億5,000万円が、そういう意味での調整のために町長の権能に基づいて使える財源になるかというふうに思います。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 先日の新聞報道等で、富良野市において、我が町と同程度、16億7,000万円ぐらいの18年度残ということで、そんな中で、自由に使えるお金がおよそ6億円という報道がありましたけれども、その辺、今回、そういうことで4億5,000万円程度は基本的に自由に使えるということなのですけれども、現在でも他の基金も取り崩しながらやっている経緯にあるので、そんな中で、本当に使えるお金というのはどれだけのものか、もう一度教えていただきたい。これはそのまま全部使えるということですか。

委員長（西村昭教君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。先ほども申し述べましたけれども、目的に応じて基金が設置されているということで、そういう意味であれば、その目的、それぞれの基金条例が有しております方針、目的のために使うというのが大前提になりますけれども、先ほどの財政調整の部分についても、そういう意味ではそういう目的に使うということになりますから、そうなれば、今、16億6,000万円、18年度末にあるものが最大限の部分になるかと思えますけれども、基本的には、財政運用上では、いかに限られた財源の中で財政運営を行っていくかということが、またさらに大きな役割になりますので、そういう意味でいけば、トータル的にある程度中期的な展望を持って、これらの基金をいかに有効に使っていくかということで、その使命が担われているというふうに考えますので、若干答えになりづらいかと思いますが、そういうようなことでの財政運用を図っていくことで、それぞれの基金の目的を果たすように財政運営に努めていく考え方でございますので、御理解賜ればと思います。よろしく申し上げます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 60ページの雑入で、保育所入所児童給食指導材料代という形で54万7,000円になっておりますので、これはどのような内容なのか。

それと、児童デイサービス事業収入という形で1,100万円確保されるという形で記入されております。これはどういう基準のもとでいわゆる収入が確保されるのか、その内訳等について、わかればお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 保育所の入所児の給食指導材料ということでございますが、これにつきましては、保育士がともに食するというところで、その部分の費用といいますが、給食費分を職員からいただいているものであります。

それから、児童デイサービス事業のかかわりにつきましては、今回、条例改正いただいた発達支援センターの事業の収入にかかわるものであります。これについては、内容的には、国庫の負担ということではなくて、制度上で入ってくるものであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それから、先ほど中村委員の方から御質問のありました、上富良野町史の残数について、総務課長の方から答弁いたさせます。

総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 先ほど中村委員の御質問で、町史等の残冊数の御質問であります。上富良野百年史であります。現在、2,030冊前後、残として保管してございます。それから、昭和42年発行の上富良野町史、これが30冊。それから、上富良野50年の歩み、これが330冊の保管ということになります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、総務課長からの報告をいただいたのですが、それでは、16年度は1万9,900円という収入があったということですが、今、17年度の段階で、まだ締めてはいないと思いますけれども、幾らぐらい収入があったのか。それからもう1点は、今後、特に百年史の2,030冊、そもそもの最初の段階の発注数があれなのかという気がしますが、これらの販売等に対して、今後もできるだけ、あれ、5,000円でしたよね。そうすると、2,000冊ということになると1,000万円ですから、何とかこれの売り払い促進の努力といえますか、今までも我々も郷



土をさぐる会で、札幌かみふらの会へ持っていったり何なりはやっていますけれども、これはやっぱり役場職員全体でどうこの減少に取り組むかということが大きな課題ではないかと。恐らくまた夏になったら虫干しもしなければならぬわというケースがあるかと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の御質問であります。まず、17年度の収入の実績、ちょっと今、私、現状ではまだ掌握しておりません。後ほどお答えさせていただきます。

百年史の保管状況であります。販売価格が5,000円ということで、この価格のこともあるのか、残が残っているということでございます。これの、今、単価を下げてはというような御提言もございましたけれども、これは今まで5,000円で販売してきたという部分もあって、その購入された方との不公平感も出てくる部分もありますので、値段を下げることについては……（「単価を下げると僕は一言も言っていませんよ」と呼ぶ者あり）大変失礼いたしました。私の思い込みで、大変失礼しました。今お答えしたことは、ちょっと撤回させていただきたいと思えます。

百年史の特に残、残っていることについては、本当に従来から御指摘やら御意見をいただいておりますけれども、何とかこれらの残が少しでも町民の方に行き渡ればなということは願っておりますが、委員の意見も踏まえて、これらの分については今後の対応課題とさせていただきます。と思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、歳入に対する質疑を終了いたします。

昼食休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後1時からといたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出、第1款議会費の64ページから、第2款総務費の97ページまでの質疑に入ります。

それと、先ほど、午前中、中村委員の方からの質問の報告が来ておりますので、答弁をいただきます。

総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 先ほど中村委員の、17年度中における現在の町史等の売上げの御質問ですが、上富良野町史、これは昭和40年発刊のもので、4冊。それから、百年史1冊。それから、行政史、上富良野50年の歩み、1冊。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 金額は。

総務課長（佐藤憲治君） 金額は、町史につきましては1,500円ですので、1,500円掛ける4冊ということで6,000円。それから、百年史、これが1冊5,000円ですので、5,000円。それから、行政史が1冊ですが、これが800円あります。したがって、1万1,800円あります。

委員長（西村昭教君） それでは、質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 71ページの情報管理班の文書広報費一般管理費の中の通信運搬費でございますけれども、ことし420万円ということで、昨年と比べまして30万円マイナスで、これは今やっている方法、どのような方法でやっておられるのか、また、それらをことしは少し何か違う方法を考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。この運送費のところでございますけれども、よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 村上委員の御質問であります。

文書広報費の通信運搬費の御質問ですが、昨年より減額となっておりますが、これにつきましては、職員による毎月2回の定期発送ですが、それぞれ職員が直接町内会長さん等にお届けする、そんな支援体制を去年の5月からやっております。これらの部分の減の要素もでございます。それからもう1点は、郵送に当たっては、できる限り、上富良野区内ですが、区内の特別料金というような適用のために、それぞれ発送に当たっては、各課、できる限りこういうような適用をするような発送の方法で呼びかけておまして、これらの部分の郵便料が削減の方向で適正な計上をさせていただいていることとあります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 職員の方も当たっておられるということなのですが、今後、この情報伝達については、役割分担ということであれば、住民会長さんに文書を役場にとりに来ていただくと。

そして、コストが一番かからない方法というのでしょうか、職員の方も地区に職員を配置していただいて、お互いに伝達、考えていった方が、一番住民にとって大切なことだと思いますので、2回運ぶところを1回にしてとか、まとめてということになりますと、また伝達が、住民にとってその情報がどうなのかということもありますので、今後については、文書の伝達方法、一考ありかと思うのですが、それについては、総務課長、どのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 先ほど職員によるお届け、行政文書等の広報も含めてですが、直接お届けさせてもらっている仕組み、これはすべて全地区、全町内会に職員が当たっているということになっておりませんので、できる限り全職員が全地区に、そのような今のような形が広がっていくというような、そんなことで、町内におきまして呼びかけをさせていただきたいなというふうな、そんなようなことであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

12番金子委員。

12番（金子益三君） 69ページの総務費の情報管理班の委託料及び償還金の中の新総合行政システム保守及びシステム導入の件で、ちょっとこの部分を詳しくまずお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 金子委員の御質問であります。この新総合行政システム、これにつきましては、住民基本台帳の住民情報をベースにした、それらに付随した税、それから国保、介護保険とかというような、そんなそれぞれの固有事務、これらを総合的にそのシステムで事務処理をするというようなことの部分で、昨年導入した経緯でありまして、これが今、新年度の4月から、この新行政システムが稼働していくような形で、現在、その辺のいかんのないような処理をしてございます。この保守の部分については、ハードウェア、それからソフトウェア、さらにこれらのシステムのサポートということで、これらの部分のあわせた部分で、各年、本年度の予算を計上させておりますが、これについては、平成21年度までの年度別の償還ということで、昨年度の債務負担行為の議決をいただいた中で、このシステムを導入した経緯であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） システムの内容については理解させていただきました。

私、いつも思うのですが、既存のシステム

から新しいシステムに変えまして、それで利便性がよくなるということはわかるのですが、それによることの経費の節減とか、ここにこれだけの過大なシステム費を導入するわけですから、当然、その作業というものは簡略化されなくてはいけない。JRにしろ、すべての部分においても、高い機械を導入するということは、それに見合う高い人件費を削減する、抑制するためにこういったものを入れなければ、僕は入れる必要はなく、今までアナログでやっている部分というのも、それでできていたわけですから、それが、新しいこういうシステムをつくることによって、どこがどう縮減されるのかをもう少し具体的に教えてください。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） それでは、この導入に関しまして、私、ちょっと携わっておりまして、私の方からお答えしたいと思います。

この更新しようとしているシステムにつきまして、古いシステム、平成11年に導入された部分で、要するにハード部分が古くなっている、そのハードの更新とあわせてソフトウェアも更新するという内容になっております。こういう事情から、更新しなければいつ壊れるかわからないというシステムを、実は平成16年度中に更新して、17年度から後継システムという計画でありましたけれども、何とか古いシステムが1年は使えるということで、更新時期を1年延ばして、平成17年度で更新して、18年度から新規システムということで計画されて、ただいま導入されている内容になっております。

それで、当然、当時導入された古いシステム、現行システムですけれども、システムの開発会社がそれぞれ機能の改善を行っておりまして、当然、現行システムより新しいシステムの方が性能的にも向上しておりますし、いろいろな改良が加えられていて、総体的な運用経費は安くなると思っております。その安くなる経費が果たしてどれだけということについては、実際に使ってみて、必要な、そのたびごとに統計とかいう処理を外注しておりました、今まで。その統計処理とか業務処理を外注していたものを、新しいシステムで、直接我々の手で処理できるというシステムになっておりまして、その部分、外注部分が若干減るのかなということで、総体経費は縮減して、効率的な運用が図られるシステムになっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 当然、更新されたものが今までより悪いのであれば、それは大変なことなの

で、新しくなって、能率が上がるというのは、それは当然のことなのでしょうけれども、私、一番懸念しているのは、大体こういうIT絡みのものというのは、往々にしてわからない部分で予算がどんとついてしまうのですよね。その部分が十分精査されなくて、いわゆる売り手側の、売り手市場の部分が非常に大きくて、これは国でも今問題になっているところが多いです。ITの名のもとにしてしまえば予算は大ききつくとか。確かに便利にはなると思うのですけれども、厳しい行財政の中で、あるものが完全に壊れてしまっただけでは、更新するのは危ないかもしれないのですけれども、使えないわけでもないものに対して、こういうものを、ただやみくもというわけではないでしょうけれども、どんどんどんどんこういうのを、機械だけを新しくしていくというのはいかがなものかなと私はちょっと思うのですけれども、ほかの機関などでは、もっともっと古いもので、利便性の悪いものでも我慢して使っていたりするところも多々あると思うのですけれども、やはりこういう機材等々に多額の費用を安易にかけるというのはいかがかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） 前にも御説明申し上げておりますけれども、実は現在使われている、キャメックスというシステムになりますけれども、これで使われているオペレーティングシステム、OS、基本ソフトがウィンドウズ95と98で動いております。このOSが、現在、基本ソフトというものが保守されなくなっております。というのは、95というバージョンと98というバージョンにつきましては、不具合があっても修正されないという、サポート外という扱いになっております。それで、現在、我々店頭でコンピュータ、パソコンを買う場合、XPというバージョンにもう既に変わっておりまして、この古いパソコンを入手することができません。それで、当然、端末が故障した場合、新しい端末を入手できないという事情になっておりまして、これも数年前から問題になっておりましたけれども、何とか保守を委託している会社の技術力で使用できる環境をつくってございましたけれども、実はもう既にすべての機器類、それからOS本体についても、入手できない状態になっております。

当然、今、ネットワーク上、ホームページなどで盛んに問題化しております、いろいろなウイルスとか、ワームとか、スパイウェアという、いたずらをするための、被害を与えたりいたずらをするようなソフトウェアがありますけれども、そういうものに対する抵抗力といいますか防御力が既にありませ

ん。現在使われているウィンドウズの95と98というものについてはサポートがされておりませんので、そういう部分、脆弱性が更新できないという事情がありまして、すべてのシステムを更新せざるを得ないという環境にあります。そういう事情をおくみ取りいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 実はそれは若干矛盾があると思うのです。わかりますよ。OSのバージョンが古くなったから、ハードごと入れかえなければならぬとおっしゃっていましたが。そこに問題があるでしょう。普通そういう、パソコンではないのですから、基本ソフトになっているOSが変わったからすべてのソフトを入れかえなければならぬのではなくて、例えばNTを使うのであるとか、ハードが古くなったとしても、その上乘せできちっとできていくようなOSの、そういうソフトのものをやるような、そういう精査をされたのかどうか。では今、新たにXPを使ったからといって、では5年後、XPが古いバージョンになったら、また何千万円もかけて入れかえるのですかということをお聞きすること、もう一つ、いろいろウイルス系の対策とおっしゃいましたが、これら、本当はそういうインターネットに接続する環境ではなくて、独立回線なり、他から攻撃されないような、そういう独立した機材なのではないのですか。それとも、常にネットを通じて流出できるような、そんな環境ではないのであれば、そのスパイウェア、いわゆるワームであったりとか、そういうものというのは別に心配はないですね。他から、フロッピーやメディアを通じて入ってくる可能性がなければ、独立しているのだから、ほかからは攻撃はされないのですよね。どうですか。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） ちょっと口足らずになりまして申しわけありませんが、現行で運用しているサーバーのシステム自体が、現行、市販されている、例えばウィンドウズ2000とかXPというバージョンに対応できないシステムで開発されています。それが、要するに会社側で新しいシステムに対応できるようにプログラム変更するのに大変な投資が必要だということで、これは沖という電機会社が開発したキャメックスというシステムなのですけれども、これは新バージョンのOSに対応するように改善することを中止しております。ということは、新しい、キャメックス、バージョンが4とか5とか上がってきているのですけれども、そのたびにOSにも対応してバージョンアップしてきているのですけれども、現在、5で開発打ち切りということ

で、会社の方が撤退しております。ということは、現行のシステムをウインドウズ2000なりNTなりXPというバージョンに対応して運用することができない事情になっています。そういうことで、やむを得ずシステム全体を更新するという手法をとっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 先ほど同僚委員がお話をしていただいていた通信運搬費の関係でお尋ねをしたいと思います。

昨年の17年11月11日の課長会議の中で、総務課長は、通信運搬費の広報発送費、職員の協力で122件中37件が御協力をいただいたと。そして、効果額は17万7,000円というようなことで、課長会議の会議録に載っています。

私、この点について、やっぱり経費の節減のためということ、職員の皆さん方が一丸となってやっているということに対しては、その努力がうかがえるという気がするのですが、その37件は37人の職員なのかという点。

それからもう一つは、一応ボランティアとしてやられているのか、それとも、ボランティアとして、また時間外でやられているのか。

それからもう一つは、そういう運搬途中で事故等があった場合の対応策は、職員、どういう形で話をして協力をいただいているのか。

それからもう一つは、この拡大をする方向で当然職員に協力の輪を広げるという形になろうかなと思いますけれども、それらの中での課題や問題点という形で、どういうものをとらえているかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の通信運搬費に関する御質問であります。先ほど職員によるお届け支援、37件というふうに言っておりますが、実数、実人員37人ということではなくて、その者によっては二つの地区に配布させていただいているという人もおありまして、その実数は、ちょっと今、私の手元にございませんが、延べ37地区にお届けをさせてもらっているということで、御了解賜りたいと思います。

それから、このお届け支援の仕組みでありますけれども、これはあくまでもボランティアということで、時間外の、これはあくまでも自己責任ということになります。したがって、遠いところ、帰宅途中、当然車で帰られますから、自分の車で郵送物を乗せて町内会長さんのところにお届けするというよ

うな、そんな仕組みでやってございます。

あと、このほかにさらに職員の協力をいただけないかということと呼びかけておりますが、これらについての問題点という御質問でありますけれども、あくまでもボランティアということでありますので、強制的な命令はできません。そんなようなことで、主体的にやっていただける方の協力者を仰いでいるというようなことであります。（発言する者あり）

失礼しました。先ほどの事故の御質問であります。これも主体的に、自発的に御本人がボランティア的にやられるということでありますので、当然、事故を起こしたときは自己責任の対応というようなことで、そんなようなことで御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それでは、総体で町内会長さんが122あって、そのうちの37件ということでございますけれども、そのうち、実数の、複数で持っていていっているところもあると思いますけれども、その実数の職員の数というのは何名なのかということと、それからもう一つ、通勤途中ということで、帰宅も当然そうなのですが、もし災害があった場合は公務災害になりますね、通勤の行き帰りも。ただ、その関係で、行き帰りで、途中、寄った場合ということも、あくまでも自己責任ということで、この通信運搬の関係は、あくまでもボランティアとしてお願いしているということでよろしいのです。それでは、実数の職員の関係をちょっと。

委員長（西村昭教君） 情報管理班主幹、答弁。

情報管理班主幹（松井勇君） 11番中村委員さんの質問にお答えいたします。

現在、職員による配布の人員ですけれども、1月に農事組合長さんの変更等がありまして、以前の人数と多少変わってきております。現在、職員は29名、ボランティアとして支援いただいております。そのうち、町内会もしくは農事組合の方に、34カ所の方にお届けさせていただいております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 80ページから81ページにかけて、総務の8項目の生活安全推進費の関係ですけれども、80ページにございますけれども、町の生活安全推進協議会、仮称でございますけれども、これはたしか交通安全協会、防犯協会、それから青少年問題協議会を統合されて、こういう予算づけになっていると思うわけでございますけれども、

これらの負担金及び補助金でございますけれども、昨年は364万9,000円、今年につきましては564万円と、こういうぐあいになっておりまして、この内容はちょっと察知できませんけれども、これら三つの組織が統合されたということで、旧のこれらの会に対する予算づけの歳出ですけれども、バランスはどのようになっているのか。それから、今申し上げました補助金及び負担金の額の増減についても、内容についてお知らせを願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩崎委員の御質問にお答えを申し上げます。

この町生活安全推進協議会負担につきましては、従来の交通安全、防犯関係団体の統合に伴います組織に対する負担でございます。従前、交通安全推進委員会補助につきましては299万7,000円、それから、交通安全協会につきましては65万円、防犯協会につきましては46万円と、合計410万7,000円の補助ということでございまして、今回、417万5,000円、若干増額してございまして、その増額の要素といたしましては、任意組織となるわけでございまして、実動される交通安全部、地域安全部、それから女性部の保険料が若干増加したということの、6万8,000円の増加でございますけれども、以上の増加の要因でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 増額になった部分は、出勤される保険料だということでございます。納得しましたけれども、これら三つの組織の歳出についての内容は、昨年と大筋では変わっていないというふうに理解してよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 統合によりまして、大きな連携を図るということでございまして、一つ一つの中身につきましては、従来と同じような活動をしていただくということで、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） これは改革の一環としてこういう三つの組織が統合されたということでございまして、これらについては、予算の関係でも多少は削減できるのではないかとということで改革がなされたのではないかとというふうに理解していたわけなのですけれども、今、課長の答弁では、どうしても必要な保険料とかそういうものはいたし方ございませんけれども、活動の範囲、それからいろいろな組織

間の連携の中で、もう少し削減できる部分があったのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩崎委員の御質問でございますが、削減された部分につきましては、当然、附属機関の統合による削減が図られたところでございまして、従来の交通安全対策、それから防犯対策につきましては、一般の住民の方々の会費等をいただきまして、半分、残りを町の助成として事業を展開しているということでございまして、その部分につきましては、削減することによって事業ができなくなるということもあつたことでございまして、先ほども言いましたように、附属機関の統合による削減が図られたということでございまして。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連、11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、前年度と比較をということで、410万7,000円ということですが、ずっと13年度からデータをちょっととってきてみますと、交通安全推進員というのが、17年度は55万円、その前は大体200万円台がずっと続いているのです。これらの関係の措置はどのようなかなというのがちょっと気になるのですけれども、この点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問でありますけれども、従来からの活動でございますけれども、交通安全推進委員会並びに専従交通指導員活動費ということの事業でございまして、今申し上げましたのは17年度との比較でございまして、15年度、16年度の数字、ちょっと持ち合わせてございませぬので、大変失礼をいたします。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 先ほど同僚委員の説明では、交通安全推進委員会補助299万7,000円、交通安全協会65万円、そして防犯協会46万円、合計410万7,000円なので、それに若干上積みをしてということだけれども、現実にその交通安全推進員の関係が、16年度は別にしても、17年度の予算の中では55万円計上しているのです。ですから、何も変化なくて若干上積みをしたということなのだけれども、この推進員の関係は別な角度で出るのか。今回、今度は任意団体ということになってしまいますから、その点がちょっと心配なので、どうなのかということでお尋ねしたのですが。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 交通安全推進委員会補助につきましては、今、中村委員おっしゃるように、299万7,000円ということでございまして、活動自体につきましては従来の形の中でやっていただくということでございまして、そのほかに、先ほども申し上げましたように、町民からの会費等によりまして運営するというところでございまして、御理解をいただきたいと思えます。

11番（中村有秀君） 僕の聞いていることに対して答弁になっていないのです。17年度は予算で55万円持っているのです。それが今言われた中の410万7,000円の中には入っていないから、それはどうなっているのですかということでお尋ねしているので、それはあくまで任意団体だから、任意団体でそのことをやってもらうということであれば、その答弁をしてほしいし、恐らく55万円というのは年度途中か何かで、その前はずっと190万円、200万円、200万円、ずっと13年度から出ているものだから、その点で、大きく落ちると、交通安全の関係がどうなるのかという心配があるから私は言っているの。

委員長（西村昭教君） という質問ですね。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 55万円につきましては、後ほど答弁させていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 直接担当者がまいりますので、しばらくお待ちください。

それでは、町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 大変失礼しました。

従来、交通安全指導員という形で嘱託職員を採用してございましたけれども、今年度につきましては、その分、衛生関係の嘱託職員ということで、その分、予算から削っているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 衛生関係の嘱託職員にしたということであれば、僕はやっぱり経過の中で、前年度、55万円持っていたけれども、そういうことであれして、今度、生活安全推進協議会、この中で、やはり地域の中でそういうものをカバーしていくのだというような形だと理解してよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今の推進員の関係でございますけれども、推進員につきましては、今年度も衛生関係、それから交通安全関係も含めて、協議会の中の支出ということではございません。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それであれば、衛生関係を含めて、予算的にはこういうことで計上して、とりあえず生活安全を含めて仕事をしてもらおうというような形であればわかるのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 大変失礼しました。

衛生費の中で支出するように考えてございます。

委員長（西村昭教君） 課長、これには入っていないということ。

町民生活課長（尾崎茂雄君） はい。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番（中村有秀君） はい。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 71ページの負担金補助及び交付金のところでございますが、昨年、北海道広報協会負担金4,000円とあったわけなのですが、ことしは日本放送協会負担金に統合されたのでしょうか、どうなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまの村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

北海道広報協会負担がないということの御質問でありますけれども、諸般の事情から、この北海道広報協会につきましては、これは各市町村の広報の部署が加盟している協会ですけれども、これについては、本年の3月をもって解散ということになっておりますので、そのことで予算については生じないということでありませう。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 71ページでございます。行政改革推進一般管理費の関係なのですが、行政改革推進町民会議のかかわりの関係なのですが、一応16年7月1日から来年の3月31日までという任期になっております。それで、一応平成16年度に、謝礼というようなことで、謝金ということで、1年間5,000円ずつお払いをするという予算計上をしていたのですけれども、第6回の17年の1月13日の会議の中で、辞退をするということになりました。それで、いずれにしても、16年7月から来年の3月31日まで、非常に大変なことをやられて、言いにくいことも言って、会議録にもいろいろ載っていますけれども、問題は、やっぱり最後に、謝金は別にして、何か慰労の形を私はとる

べきだなという気がするのですが、それらの予算計上がないから、あれば、またあの方々はまた辞退をするかもしれない。基本的に、やはり16年の7月から来年の3月まででやられたのであれば、今まで11回の会議をしていますけれども、まだこれから続くだろうと思います。場合によったら20回ぐらいにまでなるのかなという気がするのですが、その点の、基本的に任期終わりの段階での閉め方といいますか、そういう点はどう考えておられるのかということと、それからもう1点、この行財政改革推進町民会議、16回の出席状況を見ますと、一番多いのが25名中22名、少ないのは、第8回の12人というのがあります。トータル的に見ますと、65%、3分の2しか出席をしていない。そこでの意思決定がいろいろな面で波及をしていくということになると、あくまで推進委員の皆さんの姿勢や、もしくはいろいろな仕事の関係であろうかなという気がしますけれども、その点では、この出席率の状況をどう見るかということで、2点お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問にお答えします。

まず1点目の、町長よりの謝金の問題については、町長自身も大変御苦労かけるということで、謝金を考えてお話を申し上げてきた経過がありますが、今、委員お話のように、会員の中での申し合わせで、総意をもって辞退申し上げるといようなことでもあります。そのような経過と、私が会議で常々感じている状況を踏まえ、町長自身において、最後にその御苦労に報いるという形を間接的にとりましても、御辞退する意思が強いのではないかなというふうに感じてはおります。これらについては、またこれからも年に2回程度の会議を重ねることで議長とも申し合わせをしてございますので、また引き続き議長にも、そのあり方についても十分情報交換をして、最終的に町長がどう判断すればいいのかについて、そういう経過を踏まえたいというふうに思います。

それと、会議の出席率でありますけれども、私どももこの会議を構成するに当たりまして、公募の方法をとりましたり、それから、従来の地域の中での各階層から、いろいろ幅広くこの会議に参画していただきたいということで、いろいろな展開をしましたが、いずれにしましても、前もって時間を特定する会議でございますので、なかなか全員がそろうということについては不可能なのだなというふうに、これは会議に出ている委員の皆様も、おのおの段階で、なかなか全員が顔を合わせられないというこ

とを感じ取っているのではないかなというふうに思いますし、会議の開催の折にも、議長からそれに類するようなコメントも発せられることがたびたびあります。私ども事務局としましても、できるだけ多くの方が出ていただくように、時間の設定だとか時期の設定を十分考慮しなければならないと思いますが、今後におきましては、今までより年間の回数がある程度特定して、お互い前もっていつごろには会議があるのだということを知るような中で、多くの方に出席いただくような、そういう角度の情報交換も、この会の議長ともやりとりしていますので、今後、場の設定等を含めまして、十分多くの方が出席できるように、十分考慮もしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 87ページ、国民保護協議会委員についてお伺いします。この委員は何名になるのか、また、防災会議の委員の7人と重複している人も多々いるのではないかと思います。それ以外の委員がいるとしたら、それも含めてお伺いをいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 8番吉武委員の御質問にお答えさせていただきます。

国民保護対策費に計上してございます、国民保護協議会委員の御質問であります。現在、防災会議委員という組織がありまして、23人の構成であります。このうちの23人の中には、行政機関と、そのほか民間機関も入ってございまして、この委員7名の部分は民間委員であります。この民間委員については、例えば、北電とかNTTとか、それからJR、富良野医師会、土地改良区、JAふらの、それから商工会というような、こういう組織の7人です。

以上であります。（発言する者あり）

一応、専門委員も含めて25人を想定してございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 国民保護協議会委員という形で設定されておりますが、ここではどのような内容が審議されるのか、お伺いしておきたいと思っております。

それとあわせて、上富良野町の防災の計画そのものが、国民保護法を制定することによって変わる部分が出てくるのではないかなと思っております。この点と、それと、よく言われています、この条例等が制

定され、あるいは審議される過程の中で、例えば町民が果たさなければならない義務、あるいは行政の職員が果たさなければならない義務等々が当然出てくるのだらうと思いますが、そういうような中身についてはどこまで御存じなのか、あわせてお伺いいたします。その国民保護協議会委員の設置する目的というのは一体どのようなものか、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

国民保護協議会の御質問であります。まず1点目は、どのような役割をという御質問ですが、これは国民保護計画法に基づきまして、市町村が国民保護計画をつくらなければならないという、法に基づいた、市町村に課せられた役割がございます。これらの計画を策定するための審議機関といえますか、町が諮問いたしました。答申をいただくという、そういう役割の附属機関であります。

それから、2点目ですが、今現在の町の防災計画とのかかわりの部分ですが、あくまでも今の町の防災計画については、自然災害等による部分での防災計画でありまして、この国民保護計画法という部分につきましては、あくまでも人為的な要素、テロ行為だとか、あるいは他国からのミサイル攻撃とかいう、こういう国民の生命、財産に危険を及ぼすというような事態を想定した部分でありますので、これらについては防災計画とは別な形の計画を策定することとなります。

それから、市町村の役割と、町民の役割も含めた御質問ですが、これにつきましては、先ほど市町村の役割で、国民保護協議会をつくって計画を策定するという条例制定により、この行為を行わなければならないということですが、国民保護の有事の事態を想定した部分でいけば、市町村の役割というのは、要するに国の指針、それから国からの発動、都道府県、そして市町村ということで、それぞれ情報が伝達されまして、連携、指示のもとに、住民の避難とか、そういうような要素の役割が法の中で位置づけられてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 有事を想定したということと言われておりますが、実際、日本が、あるいは上富良野町が、国の言うように、攻撃されるというような前提というのは、どこを指してこれを設置するという形になっているのですか。これも町民の皆さん方の生命と財産を守るという形にはなっておりますが、貴重な財源も使うわけですから、そういう想

定がなされないのにやみくもにつくるということではないと思いますが、どういう事態を想定したときということでは、テロ、ミサイルということなのですが、実際、こういう行為が起り得るといって、今条件があるのですか。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

先に総務課長もお答えしておりますけれども、町で設置する国民保護協議会、それから、同時に対策本部というものも設置しなければならないという法定規定されておまして、これらのすべての行動の根元は、国がつくっております、いわゆる国民保護法にすべて記載されて、規定された事項を、町が実施しなければならないという義務になっております。その関係で、当然、国で指定された事項の中で、各市町村、まず上の方から言えば都道府県になりますけれども、都道府県が都道府県の国民保護計画というものをつくることになっております。この北海道で言えば、先だつての1月末ですか、北海道国民保護計画というものが策定されまして、これが公表されております。各道内の市町村につきましては、この北海道がつくった北海道の国民保護計画に基づいて、上富良野町の国民保護計画をつくらなければならないという、法定で義務化されております。この法定化された計画をつくるためには、市町村国民保護協議会というのを置きなさいということで、今般、上富良野町国民保護協議会を設置するのに必要な経費を予算化しようということで上程しているわけです。この国民保護協議会は、いろいろな国が定めた事項を協議会で実施するために、意見を聞かなければならないという規定がございます。当然、その一番大きなものが、上富良野町国民保護計画というものをつくる時に意見を聞かなければなりません。

この想定されている保護対象といいますが、その事態につきましては、御質問にありましたけれども、4点想定されております。

1点目は、着上陸侵攻、要するに日本の国土に上陸するという、いわゆる侵攻というようなものを想定しております。これは船舶と航空機。船舶の場合は海岸に乗りつける、それから航空機の場合は、飛行場などにはおりられませんので、ヘリコプターなどで有事要員を上陸させるというようなことが想定されております。

2点目に、ゲリラや特殊部隊による侵攻ということが想定されております。これらは、規定の日常生活の中に不穏分子を外国から送り込んで、あるきっかけをもって行動するというパターンを想定してお



ります。これがゲリラや特殊部隊ということです。

もう1点、3点目ですけれども、弾道ミサイルによる攻撃というものが想定されております。これは大陸間弾道ミサイル、要するに長距離、1,000キロ以上飛ぶような、弾頭を持ったミサイルが飛来して、大きな殺傷とか破壊攻撃を受けるようなことを想定しております。

最後の4点目につきましては、航空攻撃ということで、これは前の3点にちょっと類似しているような要素がございますけれども、いわゆる小さな飛行機、戦闘機のようなもの、小型爆撃機のようなものが低空で侵入する、いわゆる高速であつという間に侵攻して、攻撃して、飛び去るといような形の攻撃、この4パターンを想定して、国民保護計画の対象事案としております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 担当者の方、これは国でもいいですし、道でもいいのですが、計画をつくりなさいということで作るのだからと思うのですが、ぴんときますか。これは実際に本当にこういう事態が起こり得るといようなことでは言われているけれども、北朝鮮だとかいろいろ話がありますが、本当に何が何かわからないうちに恐らく制定せよという形で、恐らく戸惑いがあるのではないかなと思って、僕は話を聞いて感じたのですが、そういう戸惑いは、単純な質問になりますけれども、ないですか。

それと、もう一つお伺いしたいのは、今、攻撃、テロ等々ということで行われておりますけれども、実際のこういうものというのは、なかなか根拠がないから答えられないと思うのですが、どういう段階だと、攻撃されたときにということで、侵略だということで行われていたのですけれども、実際、今、この社会の中で、こういうことがなかなか、部分的には紛争だとかはありますけれども、やはり想定されることはないだろうといことを言われる方も多くいるわけです。そういう意味では、本当に上富良野町でこういうものを国が言ったからつくるところに、何か私自身、疑問も感じるのですけれども、この点、もう1回、疑問を感じないのか、前の質問と同じなのですが、確認しておきたいというふうに思います。

それと、これをつくることによって、役場、あるいは町民全体が、いわゆる有事が想定された場合、国民総動員という形の中で、いろいろ義務を果たさなければならぬ部分が出てくるのだと思いますが、こういうことは上から何か通達の中で行われているのかどうか。そういうものも含めて、全く

根拠がないようなものを、町民の皆さん方の税金を使って、こういう対策協議会だとか保護協議会をつくるというところに、私は納得できないのですけれども、この点、確認しておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもといたしましては、日本国民であり、自治を預かる私といたしましても、国防につきましては国の所管事項、自治体が物申す範囲内のものでないと、国の所管事項であるということ認識いたしておりますし、国が定めた法律に、国民として法律に従うこと、そして、自治体として国の定めた法律に従って対応していくということが基本であるといふふうに考えておりますので、法律が国会の場で制定された以上、その法律に従って、私としては、自治体を預かる者として、その対応をしていると。委員から御質問がありますように、私としても、そういうことの生じない平和な国であってほしいなど。しかしながら、万に一、もしものときに対して、法律に従って町民の避難誘導をせしめられる、その体制整備は整えておかなければならない、法律の枠の中で対処していかなければならないといふふうに思っております。委員が御質問にありましたように、私も先ほどの中央財政の中でも申し上げましたが、国は法律を定めて地方自治体にその任務を課しているわけではありますが、これらについて、すべてが、では国がそれらの財源を補償しているかということになると、なかなかそうではないといふようなことから、地方交付税における財源補償機能というものは今後も維持していかなければいけないし、国に物申していかなければならないといふふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 今の関連で、1月18日だったか13日だったか、ちょっと忘れましてけれども、全国警報訓練というのがありまして、実際、テレビでもこうやって、それから、防災無線でも警報訓練ということでやったのですが、それでは、ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃、大規模テロといようなことでの警報をつくってやっていたと。それを消防庁所管でやっているのです。今度のこれは、国民保護のこれについては、所管がどちらになるのか。着上陸侵攻、こんなのが入ってきておりますから、これは所管がどこになるのかといふのと、それから、これは防災の人をばんと連れてきてもだめなですよ。その辺のところ、せつかくやるものであれ

ば、やっぱりきちっとやらなければお答えすることにならないと思いますね、町民に対しても。その辺のところ、所管はどこか。それから、さらに詰めたところあたりのところをお尋ねをいたします。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹、答弁。

総務班主幹（北向一博君） 国の所管で言えば、総務省が所管になります。そして、直接警報とか連絡体制をとるところが総務省の消防庁という形になっています。有事のときには、当然、内閣府が中心になって、閣議を行って、決定行為が順次、内閣から総務省へ伝わって、総務省から消防庁の通信システムを使って都道府県に通知されます。都道府県では、当然、対策本部を設置するよという国からの指示がありますので、都道府県対策本部で決定を経て、各市町村へ伝達される、市町村対策本部を設けなさいという指示がありという流れになっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 国民保護法につきましては、町長のお考えになっている方向で私はいいのではないかと思います。国の総務省の方でたたき台、素案は作成して、各市町村に送るということですから、今回、選ばれた委員の方で、上富良野町に即したものをつくっていただければいいのではないかと思いますけれども、私はそのように考えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。町長の話したとおりでいいということですから、わかりました。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今の関連でございますけれども、一応最終日に議案として出ている関係もあるのですけれども、今いろいろ出てきましたので、確認したいと思うのですけれども、これは附属機関だということの位置づけはわかりますけれども、それであれば、委員の選任の関係、あくまでも附属機関等の委員の選任に関する留意事項というのがあるので、一応それに基づいて選任をされるのかということところを1点。

それから、当然、その中には、年齢が69歳だとか、複数の委員の中に入らないだとか、それからもう一つは、今回、25人以内ということですが、附属機関のあれでは一応15人以内。16人を超えた場合は、総務課長と事前に調整をするということが附属機関の中に入っていますから、その点も、今、25人以内だからどうなるかわかりませんが、基本的に附属機関の委員の選任等のあれを適用してやっていくということて理解をしていい

のかということと、あと、委員の任期、基本的に附属機関は大体2年ぐらいになっているのが、その点どうなのかということをお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問であります、委員の御質問のとおり、この附属機関の位置づけにつきましては、この附属機関等の設置に関する規定に基づいた位置づけということになります、先ほども他の委員の御質問にお答えしたとおり、防災会議委員を充てるということにしておりますので、これらについては、言うならば一つの当て職的な要素の機関でありますので、先ほど言った、一部内部規定に基づいた部分では、特殊な機関というような位置づけで御理解をいただきたいと思っております。

任期につきましては、ございません。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 83ページ、負担金補助及び交付金、北の大文字イベントの事業補助の件でございますが、昨年もこの補助金につきまして話が出ていたかと思うのですが、確かに経済的効果はないかもしれませんが、この地域のイベントとしての位置づけの評価はどのようにされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。マイナス37.5%カットになっているのですが、そこら辺のこと、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 13番村上委員の御質問の件でございます。

これも昨年、他の委員からの御質問もございました。年数的には、もう20年近く、今回、19年という、長い歴史の中で、地域の形をとってきたわけでございます。途中で100年という一つの区切りがありまして、盛大に、そういう状況を踏まえながら、十勝岳の安全というふうに考えてきたところでございますけれども、何しろこの事業に対しても、ほかのところのやはり事業評価といいますが、整理の仕方、一応16年度から考えてきたという経過もでございます。今、現実的にこの実行委員会としてやっていたらの方とも御相談をしながら対応を進めているのですけれども、経済的にどういうふうにあるのかというのは、若干、その部分は行政としても位置づけはしてございますけれども、そういう全体的な流れからひとつ考えるべきでないかということで、実は来年1月になりますか、年明けになりますと、ちょうど20年の節目という区切りがございます、それまでは何とか行政としても援助し

ていきたいという考え方の中で、それ以後については、やはりみずからやっぱりいただける方法で何とか考えてもらえないかということで、その会ともいろいろと御相談をさせていただいている経過にあります。経済的效果をどこまで判定するかという、いろいろな部分で尺度もあるかと思えますけれども、そういう状況の中で、一つの区切りとして対応していきたいという考え方で、今行政の方では進めている状況でございますので、何とぞその部分で御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） そのようにお考えになっているのはわかりましたけれども、私は、新しい年を迎えるに当たってのイベントとして、本当にこの町に定着してきたかなというふうに思っているところですが、今、節目を迎えてという話もありまして、これから、今後縮小されていくのではないかなというようにことを考えてしまうのですけれども、そこら辺もひとつ話し合いの中で、今後、このイベントの位置づけを考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 今、村上委員のおっしゃるとおり、そういう部分も含めながら対応しているつもりですけれども、正直なお話、このイベントの意義は理解はするにしても、なかなか難しい部分もございますので、会とも十分に詰めさせていただきます。また、今回からも、会としてもかなり自主的にみずからそういう対応、今までとちょっと違うような動き方も、動き出してきていただいておりますので、そういう部分を含めて今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） わかりました。なくすということで決定しているのだらうと思えますが、役場の方では、確かにこの実行委員会では自主的に、いろいろな基金だとか、いろいろ募ってやっている部分もあるかと思えます。確かに、やはりこれはもう本当に長い歴史があって、上富良野町の代表的なお祭り、イベントという形になってきております。そういう意味では、これはやはり財政的な効果ということ以外の、やはり町の心として残すべきものではないかなというふうに思います。そう言えばほかにいろいろ出てくるのだらうと思えますが、四季彩まつりだとか、いろいろあると思えますが、そういうものも含めて、やはり絶対この部分は限度額は残

すというような方針も立てる必要があるのではないですか。ただ財政効果一辺倒であれば、すべてがそれではどうなのかという問題になってきて、收拾がつかなくなるというお立場なのかもしれませんけれども、私は、この長い歴史の中で、上富良野のやり心として、これは残すべき必要のあるイベントだと思いますので、将来的にはなくすということなのですか、そこをはっきりしてください。それともどうなのか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

私も委員と同じように、この北の大文字については、確かに経済的效果がいかかという疑問はありますが、もうこの事業は20回目を迎えるというようなことで、もう地域イベントとして定着している事業であるというふうに私は認識しております。ただ、行財政改革の中におきましては、補助金、負担金の方向性の中では、縮小、廃止という方向性を定めておるところであります。これは私自身も当事者の皆さん方と十分話しておるところであります。もう既に地域イベントとして定着している事業でありますので、今、委員からもお話ありましたように、他の地域イベントと同じような形の中で対応していくことを考えてほしいということでお話をしているところでありますが、この組織、非常に自立心の強い組織でありまして、なかなか自力でも対応するわという意気込みを持っておるわけですが、私としては、あくまでも地域イベントとしての中で、今のように単独に北の大文字イベントという事業補助的な考え方でなくて、地域イベントとして考えていく中で、今の花と炎の四季彩まつり、あるいは雪まつり、こういった部分と同一視した中で、この組織の中で継続していくことを、持続していくことを、組織の方々とお話し合いはさせていただいております。ただ、これからの部分については、十分組織の方々と話合っていかなければならないなと思っております。なかなか組織の皆さん方の自立心も非常に強いというような部分もありまして、これから、町といたしましても、このイベントが消滅していくことのないような形づくりをいかにしていくかということで、十分協議を重ねていきたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） もう1回聞きますけれども、話し合いいかんによっては、それではこの財源措置というのは続けることもあるということですか。それとも、そういうものは今のところ想定していないと。あくまでも自立という形で自主的に運営

してほしいということの話で進めていると。将来はお金は出さないということで対応するという事なのだと思うのですが、別な言い方では、他の四季彩まつりと合体した中ということでありましたけれども、そもいかなような話しぶりもありましたので、やはりこれはこれとして残せるのであったら残すという方向で、どうでしょうか、この人たちも、町がそう言うから協力しなければならないということで、そういう表現になったのだと思うのですが、もう一度確認しておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、今ここで、北の大文字イベント事業補助金として、この83ページに対応する形の補助制度というのは、この20回をもって何とかおさめたい、終わりにしたいというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、地域イベントとして、今、四季彩実行委員会というのがありまして、その組織の中で対応しているのが、花と炎の四季彩まつりと、昔は盆踊りがあって、そして雪まつりがあるという形ですけれども、今は二つになっていると。その中に包括して予算措置をして対応していくと。そして、あくまでも、このイベント事業の民間で対応している実行委員会の中で、北の大文字運営委員会組織をつくり上げていくような形で継続していけないかということで、私としては組織の方々とお話し合いをさせていただいているところであります。ただ、これらの部分については、組織の皆さん方の理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、これから議論を重ねていかなければいけないというふうに思っています。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 今、皆さんが質問されたように、北の大文字イベントとしての補助はもう20回で終わり。四季彩イベントの中に組み込むから、その中で位置づけでやってくださいという御提言かなと思って聞いておりますけれども、やはり自主性の高い団体とおっしゃっていらっしゃいましたけれども、やはり実情を聞きますと、四季彩イベントの予算がふえるわけではない。結局、四季彩イベントに組み込んだとしても、総体で変わらないのであれば、結局は北の大文字のイベントの予算費というのは事実上ないのと同じであるという意見もやはり出ているわけですから、同僚委員が何度もおっしゃるように、やっぱり20年続いてきたこのイベントの意味合いから考えますと、やはりゼロではなく、この団体もいろいろ自助努力をしながら、自主

財源の比率を大きくしたりですとか、もちろんイベントの内容性も精査しながらやっているものであれば、廃目にするよりは、独立でやるべきと私は考えますけれども、いかがでしょうか。合併の議論と同じで、合併したからといって交付税がふえないのと同じで、やはり少ないパイの取り合いになってしまうことが懸念されると思いますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、この北の大文字のイベント事業が発足した当時のいきさつというのは、もう19年前で、私もちょっと記憶が薄らいでおりますけれども、一つの単体事業として取り組んできた。しかし、先ほど来言っているように、これは経済効果があるのか、何が目的なのよということになってくると、町として財政投資をしていく、その中で財政的な効果があるのか、何があるのかといったら、今のところは、もう地域イベントとして定着しているという位置づけで支援する以外に方法がないということです。ですから、そういうような観点からすると、今行っている地域イベント事業の四季彩イベント実行委員会の中に入れていただいて、そこで運営委員会を組織していただいて、彼らの組織がそこで自主的な活動をしていただく。ですから、例えば今の中に50万円を減らすのか減らさないのかということは次の課題であって、今の四季彩イベント実行委員会に町が助成している金額に50万円を足して、そしてその中から対応していく、あるいは、時代の流れとともに予算的な部分が総体的に減額措置されることもあるかもしれないけれども、ただ、基本的には、今言うように、地域イベントとしての助成策、補助策を町としては講じていきたいということで考えているのだということで、決して、今の四季彩イベント実行委員会に700万円相当出しているわけですけれども、その枠の中でやれということをお前提で言っているのではない。例えば50万円を上積みして、今の790万円だったら、50万円上積みして840万円という予算を組むかもしれない。それは予算の中で対応しますけれども、ただ、私としては、今ここに公費を出す理由づけというものが、経済的波及効果があるから公費を使うのだよという位置づけが、もう今となってはちょっと理解しにくい部分がある。ですから、地域イベントとして考えれば、二つで対応するのでなくて、実行委員会の中で対応していくと、そういう考え方でいるということで、御理解いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 御理解はちょっとできないのですけれども、確かに今おっしゃっていただいたように、四季彩イベントの方の総体の枠がもしかしたらふえるかもしれないということは、非常に心強い意見だとは思っておりますが、当初、この北の大文字が始まった経緯というのは、ときの商工会青年部の部員がまちおこしイベントとして始めたのが始まりですね。それは団体補助として商工会に一たん補助金が入って、その中から青年部にお金が入って、そこで運営されていたという経緯が、たしか私の記憶であります。何回目のときかに、実行委員会組織をつくりまして、それで団体として補助金を受ける経緯に至って、100年のときに派手な大きな事業になったいきさつがあります。それで、今、単なる地域のイベントだという町長の位置づけがあって、そこに財政投資をする理由づけがなかなか難しいとおっしゃられましたけれども、このイベントそもそもが、やはり上富良野町に住む若者、商工業であり、農業であり、そしてまた町場の、役場の職員であったりとか、そういう異業種の中の、上富良野町にUターンしてきた人たちが一堂に会して、心を一つにして進めていく事業であって、これは経済的な波及効果をつないでいくためにも、小さい財政投資の中において大きな効果が期待されるイベントであり、他の町おこしイベントとはちょっと異なる部分だと思っております。やはりここから、食と観光及び商業、農業のつながりが始まっていくことも大きくありますし、そういった若者がこの町に定住するための一つのきっかけづくりにもなると考えていただければ、ここに少ない財政投資をすることは、町にとって大きな宝になると私は考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えします。

ですから、私は廃止したくない、継続したい。継続する手法として、こういうことでやらせてくれということでお話ししておるわけです。わかりますか。この50万円を削ることを目的に、もう20回やったらやめるのですよと、助成しないのですよということを前提として考えてはいないよと。継続してやるための手法として、今、実行委員会の中で、地域イベントとして、その中でひとつ対応してくださいよと。単独の組織の中で対応するのではなくて。今おっしゃるように、最初は商工会青年部が商工振興事業としてやった事業と。それがだんだんだんだんこうなってきた、実行委員会をつくって、今、農業者の皆さん方やら、勤労者の方々やら、商工業の

皆さん方やら、異業種の皆さん方の集まりの中での活動をしている、そういうことは十分認識しておるから、ここで終わらせたくないのですよということが前提なのです。そのためには、町の考え方も理解してもらわないと、我々は自力でやっているのだから、自主的にやっていくよという考え方が非常に強いので、そこらあたりを理解していただきたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 他に。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 81ページ、生活灯電気料補助の関係でございます。一応、生活灯補助規則というのに基づいてこの補助が出されておりますけれども、第1種生活灯、これは補助率は100分の70。それから、第2種生活灯は100分の50ということになっているのですけれども、現在、第1種生活灯が何灯で、今回、390万4,000円の内訳の中で、第1種の費用がどのぐらい、それから、第2種生活灯は何灯で、その金額はお幾らかというのをまず第1点。

それから、第2点目は、財政的に非常に厳しい状況の中から、16年度にこの補助規則が改正されて、440万円から、17年度は405万円、今度は390万4,000円ということになっております。したがって、今後、これに対する補助率の引き下げということは考えているかいないかということ。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問にお答えを申し上げますが、まず1点目の、第1種の灯数、費用につきましては、後ほどということをお願いしたいと思います。

それから、16年度に、この生活灯の第1種、第2種につきましては、改正させていただきました。その中で、特に第1種につきましては、商業の振興ということも加えまして、特に商業振興ということで、街並み景観を配慮しているということで、100分の70ということで改正させていただきました。これにつきましては、今後、第1種につきましては、50%ということで考えておりますが、先ほど申しましたように、商業振興ということもありまして、設置当時、商工振興の目的ということもありまして、上乘せした経緯もあります。今後につきましては、十分な検討を要するというところでございます。

1点目の、生活灯の電気料金の補助でございます。まず、第1種の生活灯につきましては、146灯を計画しております、電気料金につきましては172万2,144円ということで計上させていた

だいております。それから、第2種生活灯につきましては、863灯でございまして、電気料金といたしまして419万6,532円ということで計上させていただきます。また、新設灯につきましては30灯ということで、120万円の50%ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） もし今、課長の言う報告の中で、灯数はよろしいのですけれども、ここは予算計上で、この390万4,000円の内訳ということで、第1種灯が何ぼで、第2種灯が何ぼということで聞きたかったのだけれども、今、課長の言うのは、総体の金額で、それに対する100分の50、100分の70を掛けなさいということなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問でありますけれども、大変失礼しました。第1種につきましては100分の70、第2種につきましては100分の50ということの計算で計上させていただきます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それはもう100分の70、100分の50は先にわかっていることだから、だから、第1種灯は総体で何ぼで、そのうち100分の70で、390万4,000円の内訳の中を僕は教えてほしいと言ったので。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問でありますけれども、390万4,000円の内訳といたしまして、第1種生活灯120万5,501円、それから、第2種生活灯209万8,266円、新設灯につきましては60万円でございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 他に。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 76ページの企画費で、基地関係の問題でお伺いいたしますが、相変わらず駐屯地の中で空砲訓練、射撃訓練が行われております。その時々によって、相当なやはり爆音が聞こえるという状況になっております。駐屯地の方では、敷地内ということで、いいのではないかとというような解釈なのかもしれませんが、ここに住んでいる人たちにしてみれば、本当に近間で、なかなか正面切って言えないという方も数多くおられますので、そういった部分で、やはりそういう敷地内であって

も、空砲訓練、射撃にかかわる訓練は一切行わないというような要望をすべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 9番米沢委員の御質問でございますけれども、駐屯地内で、事実、空砲訓練等実施している状況でございます。数的にはそんなにないのでございますけれども、天候の加減によりましてかなり響いたり、近間でございますので、かなりそういう部分での対応をしているところでございます。それにつきましては、広報等を通じて、各町民の方に御周知しながら御連絡しているところでございますけれども、敷地内であっても、その部分の部隊の方の動き方で実施しているということでございます。前もって部隊の方にはその旨お話ししてございますけれども、必要に応じて実施をしているということでありまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 次の問題へ行っていいですか。

委員長（西村昭教君） はい。

9番（米沢義英君） そういうことで、ぜひ要望を続けていただきたいとします。

次、70ページの文書広報という形で、町ではパブリックコメントということで、住民の意見を聞きますということで、公の施設を中心にして文書配布が行われておりますが、やはり出入りの多いスーパー等にも、やっぱりこういう文書投函箱などを設置することも最小限必要なことではないかなというふうに思います。そう簡単に意見は来ないのかもしれないませんが、比較的出入りの多いところにもそういう箱を置いて意見を求めるということも検討すべきだと思いますが、この点、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢委員の御質問であります。出入りの多い施設等の文書の投函箱を置いたらいいのではないかと御提言ですが、これについては、そういうスーパーとか、出入りの多い場所については、その施設長のやはり同意を得ないと、その辺についてはなかなか難しい部分もございまして、そういうことの中で、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 89ページの委託料の関係、泉栄防災センター施設管理ということでございます。施設管理24万円ということになっておりま

す。ただ、従来の決算報告を見ますと、ずっと42万円になっているのです。それで、なぜ42万円から24万円になった、内容等についてお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、窓ガラス、サッシ清掃ということで、隔年置きに大体5万円ぐらいずつ持っております。したがって、17年度の予算では5万1,000円、15年度の決算では5万400円、13年度決算は5万400円となっているので、これは隔年置きに窓ガラス、サッシの清掃をしているのかという、この2点、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 11番中村委員の御質問でございますが、泉栄の防災センターの施設管理にかかわりまして、地域の皆さんの御協力をちょうだいしながら、他の施設管理関連と整合性を保つということで、施設の鍵の受け渡しということで御依頼を申し上げておりますところにつきましては、他にその部分について委託料を出してございませんので、激変緩和の関係がございますので、今年については前年の半額ということをお願いを申し上げて、御理解をちょうだいしているということでありませう。

それから、施設の清掃の部分のサッシの関係の清掃であります。おっしゃるとおり隔年で実施を進めさせていただいております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 窓ガラス、サッシの関係、隔年置きということで理解をいたしましたけれども、42万円から24万円ということで、他の施設との整合性ということの理由、答弁であったけれども、それであれば、今まで18万円は多かったということなのですか。整合性ということの答弁だから、どうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 今までが多かったかということではなくて、これから先ということで、御協力を仰いでいるということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今まで多かったのではない、しかし整合性をと言ったら、やっぱり多かったことなのでしょう、18万円。でないでしょうか、単純に考えて。これが3万円、5万円なら、僕はまだいざ知らず、42万円が24万円といたら、僕は逆に、あれ、数字の間違いでないかと。4と2と逆にして計上されたかなという僕は印象を受けたの

です。だけど今、ほかの施設との整合性を考えるということになると、今まではそうだけれども、これからそうしたのだということになると、逆に今まで18万円多かったのかということになるのではないのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほどもお答えさせていただきました。御協力を仰いでいながら、地域の自主管理をお願いをしていくということで、とりわけ施設の、先ほども申し上げましたが、鍵の受け渡し等につきましては、他で出さざるを得ないので、それらの整合性を合わせさせていただくということで、地域理解をお願いを申し上げたところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 助役、こういう形で整合性を求めたと言ったら、今までどうだったかということに僕はなと思うのですよ、現実の問題。皆さん方、厳しい財政状況の中で、1円、2円の果てから皆さん真剣にやっているわけだから、だから、今までこんなことでよかったのかということで、僕は単純に24と42との数字の置き違いかなという感じはしたの。18万円も違って、それが他の施設との整合性を考えてこの金額にしたというのだったら、今まで何年も18万円前後の金額をずっとただ計上してあげていたのかという感じがするものですから、その点、助役、責任のある立場でちょっと答弁ください。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問にお答えします。

委員も御承知かと思いますが、あの施設については、防災センター機能を発揮するべく設置した経緯がありまして、有事のときには、当然町の連絡を受けまして、いつでも施錠をかけるというようなことを前提に、地域との合意で今に至った経緯がございます。それぞれの施設、それぞれ経緯がございますので、と言いながら、こういう御時世でございますことから、いろいろなものを検証しながら評価を加えて、こういう形を今予算として御提案しているところであります。今、委員がおっしゃるように、結果としましては大きな減額でありますので、見方を変えれば、そういう水準で今までできたのではないかということもあるかと思いますが、これも今申し上げましたように、いろいろと地域との話し合いの中で組み立ててきた経過がございますので、その点は十分御理解もいただいていると思っておりますし、

私どもも決してむだな費用をそこに投下したつもりはございませんが、再評価の結果、こういうことで御提案しているということをひとつ御理解を賜っておきたいと思えます。

これからいろいろな分野にわたりまして検証を加えますことから、その検証、評価の結果、こういうことを、できるだけ大きな方向転換ということはお互いが避けるような要素がございますが、ここはこういう御時世でございますので、お互いが勇気を持って話し合えるように、こちらでも覚悟を決めて話を持っていきますので、場合によりましたらこういうケースもあるかと思いますが、ひとつ御理解を賜っておきたいというふうに思うところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今、助役の話で、ある面で、今後いろいろなセクションで再評価と、やっぱり検証していくと。今回は泉栄防災センター、一つの過渡期だと、こうせざるを得なかったという経過等も踏まえて、一定の理解はしたいと思えます。ただ、今後いろいろな形で、激減的なこんな形というのは、やっぱりもうちょっといろいろな部面でやっぱり評価と検証ということをぜひやっていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 83ページ、職員の退職記念品でございますが、これはどのような形で、何かものを買って差し上げているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。職員の退職記念品でございます。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 退職記念品の御質問にお答えいたします。

定年を迎える人で20年以上の勤務者に対する記念品の贈呈でありますけれども、大体1人5,000円相当のものを贈呈することでしております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） できましたら、町の商品券などで考えていただくことはできないのかと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 村上委員の御質問ですが、今、事務用品等で品物を贈呈しているのですが、ただいまの御意見、参考にさせていただきたいと思えます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 関連をお願いします。

この記念品でありますけれども、5,000円相

当ということでありますので、町の職員で百年史を買われている人は何人くらいおられるでしょうか。もしおらなければ、百年史を記念品としてお贈りしたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 今の吉武委員の御質問でありますけれども、今、何人買っているかというのは、ちょっとその辺はわかりませんが、買っていないとしたらそういうものでもいいのではないかと御意見だと思いますが、これについても参考にさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 71ページのホームページの運用管理費41万6,000円上がっていますけれども、高いか安いのかといえば安いのかなとは思いますが、後の方で商工観光の方でも出てきますけれども、前から私、一緒にした方がいいのではないかなという御提案をさせていただいております。非常に職員が手づくりでつくられているのがわかりますけれども、実際のあれの町民の運用ぐあいというのは、単なるアクセスカウンターだけではなく、どれくらい町民が利用されているかというのを数字的に持っていらっしゃるかどうかをお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 後ほどお答えいただくということで。

他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 83ページの住民会の記念誌の関係、江幌住民会100年記念の関係なのですが、16年度には江花住民会が20万円の補助を得て記念誌の発行をされています。今回は、この住民会記念誌発刊補助というのはどこの住民会かというのが1点。

それから、2点目は、江幌住民会の100年記念ということで15万円計上されています。江幌住民会は、以前、記念誌を発刊されておりますけれども、今回、ちょっと新聞紙上で見たのですが、いろいろイラスト等も入れて、佐藤喬先生が書いてあるということもあるのですけれども、今後、こういうことがほかの住民会から、記念誌以外でこういった場合の補助基準といいますが、そういうものは、一応江幌が今度こういうことになれば、今後、順次ほかの住民会からもそういうことが出てくれば補助をするということなのか、それとも一つの基準をつくっていて、それに沿ってやっているのかという点でお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。



総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

住民会記念誌発刊補助20万円という計上をしてございますが、これは里仁地区が100年を迎えるということで、名称、この下の江幌住民会100年、趣旨は同じでありまして、金額が違うのは、基準を設けていまして、住民会内の世帯数によつての基準で金額を定めてございますので、そういうことであります。

江幌の今回の100周年ということの記念事業補助をすることについての御質問でありますけれども、以前、江幌地区が90年を迎えたときに記念誌を発刊して、町がそのときに補助してございますが、これは上富良野町の開基100年記念事業として、協賛事業で声をかけましたら、江幌地区から90年を迎えるので記念誌発刊の助成ということで、協賛事業の位置づけで出てきた部分でありまして、そのときに、それではほかの地区もあったかといったら、それはちょっと記憶にございませんけれども、そんなことで、今、よその地区も、それでは90年やって、また100年のときもという御質問かなと思いますけれども、記念誌の発刊補助については、一応100年という一つのものの考え方の中で基準を設けて、発刊に対する助成を講じさせていただくというような趣旨でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 私は、それぞれの地域で歴史を残すということは貴重なことだろうし、先人への思いを込めて残していくというのはすばらしいことだろうと思うのですけれども、いずれにしても財政が苦しい段階で、90年で一つの記念誌が発行されたのに、またこういうことかということになると、何となくそのほかの地域でそういうことが連動する可能性がある。そういうことであれば財政的にどうなのかなということでございますけれども、一つの基準があるということであれば、後ほど資料として提出をいただきたいと思ひます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これで質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、暫時休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 約20分ほど休憩ということで、午後3時15分、再開いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時15分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第3款民生費の98ページから123ページまでの質疑に入ります。ございませんか。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 98、99ページの民生費についてお伺いをいたします。

99ページの中ほど、扶助費に当たるかな、富良野圏域5市町村法律相談業務負担42万円、これについて、昨年を見ますとないので、18年度、初めてのメニューかなというふうに思ひますけれども、この法律相談、何を目的に、それからまた、中身についてはどういう方が相談に当たるのか、専門の弁護士であるのか、また、地区の有識者による相談員なのかということでございます。

同じページで、もう1点質問してよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 1問1答です。

3番（岩崎治男君） それでは、これについてお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 岩崎委員の御質問でございますが、この件に関しましては、平成18年度からの取り組みということで、これまで各地域におきまして、心配事相談等、それぞれに対応されてきたところでありますが、富良野市においては無料の法律相談が行われてございまして、これまで富良野市の独自事業として展開をいただいておりますが、ここに各5市町村の、富良野市以外の町村の相談も相当数行っているということから、自治のかたちの検討の中でも、共同開設というものが必要ではないかということで、いろいろ論議を重ねた結果、各地にそれぞれ弁護士の方がおいでいただくことは非常に難しい状況から、富良野市に集結をしていただきながら、無料の法律相談を行おうというものであります。これにつきましては、委員御発言のとおり、弁護士によって対応をしていただくということとあわせて、日常的な市民相談という形も含めて対応いただくということでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） いろいろな分野で効率化を図って、改革の時代でございまして、そういった富良野とともにやるということは大変よいことだなというふうに思ひます。それで、やはりいろいろな方がいろいろな相談に行くと思うのです。そういった中で、地元で今まで対応していた相談員による、防

災無線などでも相談に来てくださいますかとかやっていたけれども、そういう利用者は富良野まで相談に行かなかったら今度はできないということなのかどうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 言葉が足りませんでしたけれども、これまでの心配事相談等につきましては、それぞれ各地域でも行うということでございまして、無料法律相談と、それから、法律相談に至る前段としての処理もいろいろございますので、市民相談という形でお受けをいただいて、結果として無料法律相談につないでいただくというベースもございまして、そのような形で整理をしていくということであります。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 5市町村の法律相談が無料ということでございまして、42万円ということで、今年度からやるということでございますけれども、消費者相談ということで、総務費の中で広域消費生活相談負担という93万円があるのです。それで、確認をしたいのだけれども、これは富良野に事務局を置くけれども、スタッフ、事務所等はどういう形になりましょうか。というのは、僕はやっぱり広域でやるのであれば、この法律相談も消費生活相談も同じ形で包含して、そして相談の分野によってはこう、こうと分ける方がいいのではないかと。片や93万円、消費生活でもって、片や42万円、法律相談と。どっちかという連動するケースがあるのですね、やっぱり。消費生活が法律相談にもなるよということでありますから、富良野市役所なのか、もしくは富良野の消費生活何とかという会館がありますから、そこであるのか、両方の事務局スタッフはどういうことになっているか、ちょっと確認したいのですが。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございますけれども、おっしゃるとおり、二つの相談窓口を開設するというに実はなったのでありますが、当初、二つとも合わせてできないだろうかという論議も随分させていただきましたが、それぞれに、消費生活に関しましては消費生活センターということで、専門の相談員がお一人のほか、富良野市の消費者協会の方々もこれに携わって今日まで来られて、十分に対応できる方々が育っているということもあって、消費生活の関連については、そちらの方で前段、全部対応して、道の消費生活センターの方につないでいくという形をとりながら、その対応を図るということが一つであります。法律相談につきましては、どちらかという市民相談か

ら法律相談に展開されていくということがどちらかというといふものでありますので、今の段階としては、それぞれに対応をさせていただくという形で、将来的には、論議がまだそこまで至ってございせんから、当面、まずはその二つの窓口でそれぞれの対応いただくという形で、各市町村が応分の負担を持ちながら開設をしていくということで、現在進めさせていただこうということで合意がなっているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 法律相談の事務局スタッフはどこにあるかというようなこと、ちょっとお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 法律相談の事務局につきましては、市役所内の市民相談室の方で全部受け持っていたいただいているということであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） そういうことで、市民相談室、市役所、片や消費生活センターでやるということだけれども、やはりことし1年、経過を見て、私はやっぱり合理的に、消費生活でいけば法律相談にも絡むこともあるわけだから、片やそこからまた市役所へ行くということよりは、できればそういうことで連動する形で、そして来た相談の内容によっては、こちら、こちらということで分けていくというような形を、ことし1年、経過を見て、できれば将来、やはりこの広域圏で、少ない予算でやるということになると、この93万円と42万円というのが、ある面でやっぱり効率的な使い方をということで、ことし1年様子を見ながら、また検討していただきたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 103ページ、保健福祉総合センター管理運営費、ここのところが5,567万6,000円、昨年に比べまして約1,000万円近く、96万2,000円ですか、ふえておまして、105ページにわたりまして、この委託料のところの施設管理業務は34万円減っておりますけれども、エレベーターの保守点検、これが昨年と比べまして6万円、昨年52万円が58万円と、それから、自動制御装置の保守点検ですか、これが昨年は21万6,000円だったものが32万9,000円と、11万3,000円も高くなっているのですけれども、これにつきましてはどういうことでござ

いでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点は、管理費全体の中で大きくなっておりますのは、水中運動指導の関連について、この部分については、これまで事業対応として、そちらの方で組んでございましたが、今回の介護保険法の改正に伴いまして、なかなかその対象にしますと、本体の方の事業が非常に厳しくなっておりまして、管理自体を施設管理の方に移行させて運営をするということで、1,100万円ほど増額になっているということで、それがあるといって、御理解をいただいております。

もう1点の、エレベーターのかかわりでございますけれども、昨年の7月からエレベーターの保守点検というのはお願いを申し上げたところでありますものですから、ことし、18年度に向けては1年間ということで御理解いただきたいと思います。

それから、もう1点の自動制御装置のかかわりにつきましては、金額的には同じ金額で展開をさせていただいているものということでもあります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 99ページの町遺族会補助ですが、報道等見ると、新聞等見ると、遺族年金はなくす方向でということが報道されているのです。それで、この遺族の方というのは、戦前に戦病死された方の遺族の方かなと思うのですけれども、この方々の、普通、遺族といったら、夫婦だったら夫婦にしか行かないのですよね、連れ添いにしか行かない。子供、孫には行かないのです。町の遺族会補助という、国でやっているこれはどの辺まで、孫、ひ孫、ずっと行くのでしょうか。その辺のところ、ちょっとお聞きします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 梨澤委員の御質問にお答えをしたいと思います。この補助につきましては、個人ということではなくて、遺族会という会に補助をさせていただいている、会の活動に補助をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思います。個々の対象者一人一人ということではないので、よろしくお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） そのところを聞いているわけです。これそのものは遺族会かもしれないのですけれども、それは個々のものがまとまって遺族会に

なっているでしょう。それで、個々の遺族の方々、この方々の遺族年金は今度から出さなくなるよというようなことを目にしたものですから、今、大体孫の代に入っているのかなと思うのです。その辺のところ、おわかりになったらお聞きしたいのですが。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 今の会員の方で、どれぐらいの時代を経ているかということでありまして、正確なところではございませんが、大体お子様の段階までではないかなというふうに、ちょっと今の段階は思っておりますけれども、孫の代といふところまでではないのではないかなというふうには思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 質問が悪いんだね。遺族年金というのは、とりあえず御主人が亡くなって、戦病死されて、奥さんなら奥さん、苦労している奥さんに出たと思うのです。そしてその後、今度、子供に行き、さらに孫にまで行っているのでしょうかという、そこを聞いているのです。我々のだから遺族年金とは違うのです。それをお聞きしているのです。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 大変失礼をいたしました。戦没者の遺族年金ということでありまして、今の段階、私の記憶の範囲ということで理解をいただきたいと思います。子供さんまでということが大体の状況だということでもあります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） やはり99ページの下の方の民生委員費であります。町民生児童委員協議会の補助についてですけれども、この委員さんについては、ボランティア的な活動で活躍されている委員さん方でありまして、これを否定するものではございませんけれども、この歳出が増額になっているのです。昨年を見ると約470万円、ことしについては570万円ということで、この内容について理解をしたいと思いますというふうに思いますが、説明願います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 岩崎委員の御質問であります。これにつきましては、民生児童委員さん、32名いらっしゃる方々の、今回は旅費の一部を負担させていただくということでありまして、道外の調査を今予定をされているということで、お一人5万円を限度として、32人分を予定させていただいている、それが増額になっている根拠であります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 一部を補助して、道外に調査に出かけるということでございまして、これらについては納得できるわけなのですが、これは毎年やっているのですか、何年に1回かですかね。それから、ついでというか、お伺いしますけれども、道内というのもやっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 民生児童委員さんの方々との御協議をさせていただきまして、道内については一切やってございまして、3年に一遍ということではありますが、現在、また新たに協議をさせていただくということで、将来的にはどういう形になるかということは今申し上げられませんが、またさらに論議をせざるを得ない状況かなというふうに思っております。

以上であります。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですか。4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 今、民生委員というのは法務大臣任命の国家公務員ですよ、偉いのですよ。町議などより上なのです。ということではないですか。おわかりになりますか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 民生委員にかかわりましては厚生労働大臣の委嘱でありまして、児童委員にかかわりましては、北海道の知事の委嘱であるというふうに理解をいたしております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） それで、身分は公務員ということになっておりませんか。どうですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほど申し上げましたように、委嘱でございますので、その部分に関しては非常勤の公務員という形で理解をしていいかなというふうに思っております。民生委員法に定まった中で、その役務を遂行いただいているということでもあります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） ちょっと項をまたいでしまいかもしれないのですが、105ページの寝たきり老人等おむつ購入助成費というのが186万9,000円ほど計上されてございまして、1日160円を上限ということでされているのが現状ですけれども、やはりこういった少子化の時代であれば、こういった寝たきりの人たちを軽視するわけではなく、もちろん介護する方も大変ですけれども、こういった制度があるのであれば、逆に小さい子

の、乳幼児の、赤ちゃんの方のおむつの助成というのがむしろあるべきと思うのです。赤ちゃんの場合は、終わる年代が見えますから、ある程度予算措置をしても、そんなに莫大な金額にもならないですし、もちろんおむつ1枚の単価もお年寄りのものに比べると大きく軽減されて、1枚単価が27円から30円ぐらいの間でありますから、こういったところの予算も、単純に削れというわけではないのですが、それらとの整合性を図った上で、ぜひ赤ちゃんの、おむね2歳までとか、そういったところで区切ると予算化はできると思うのですが、そのような措置を今後されないかどうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 金子委員の御質問でございますが、この寝たきり老人等おむつの助成にかかわりましては、発達段階のベースの中で必要とされる部分については、ごく一般論として、発達段階に応じて対応するということが、先ほどお話しございましたように、先が見えてくるという状況なのだろうと思います。それ以外で、いろいろな障害等をお持ちになったお子様などについては、それぞれ補助策があるものは除いて対応することが、この要綱の中には一部定まっているというふうに私は理解をしております。当然にして、日常的な生活の中で、行動が阻害されているということがあって、それに対応すべき助成策としてつくり上げられているというふうに理解をいたしておりますので、そのような運用でいくことを基礎として進めさせていただいていると。発達段階のベースの中で必要になる部分については、それぞれのお子様を育てていくということの中で、一般論として整理をしていただけないのかなと、そんなふうに思っております。私自身としては、今の段階では、それを制度化していくということはいかがなものかなというふうには思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） やっぱり全国的にも少子化が問題視されておりますし、この上富良野町においても少子化というものは非常に軽視できない部門であり、また、もちろんそういった育児をされている世帯というのは、経済的にもいろいろほかの部分でもかかるのが大きくなっています。国としても、児童手当の拡充が図られたりですか、そういう対応がされているわけですから、上富良野町の少子化対策の一環として、ぜひこういったものは予算化すべきだと思いますし、それによって、やはり少しでも育児、それから子育ての軽減化が図られる。体力

的にも、もちろん経済的にも助けとなって、子育てがしやすい町にするのであれば、非常に大事なことなので、ぜひ予算化の方は必要なと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 子育てに対応する部分といたしましては、非常に委員御承知のように、その支援策というのは、どちらかというと今の時代であれば、子供を育てるといふことの母親なり父親、家庭の中のそういう精神的支えでありますとか、相談でありますとか、それから、発達に応じた状況での実質的な情報でありますとか、正しい情報でありますとか、診断でありますとか、健診でありますとかということ、やはり正確に充実させていくことで、子育てに対する不安をなくしていくことの方がさらに重要な部分ではないかなというふうに私自身は考えてございます。確かに経済的にもどうであろうかという問題はあろうかと思いますが、すべてを整理するというのはなかなか難しい面がございまして、どちらかというと、今私どもとしましては、発達に応じた精神的な支え等を含めて、しっかりした情報提供をしていくことの方にシフトすることが重要ではないかなと、そんなふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年の予特でも御質問受けたなと思っておりますけれども、少子化対策としての一つの手法として、検討の余地があるなというふうに思っています。今、町といたしましては、今まで少子化対策も含めながら、あらゆる面で減免措置をさせていただきました。基本的に保育料の問題だとか、いろいろな問題で減免措置をさせていただいておりましたけれども、それらについては正常に戻させていただきつつあるというようなことも含めると、何らかの形で町独自の少子化対策の事業というものは、財政状況は厳しいわけですが、見きわめながら、何らかの対応は考えていかなければいけないというふうに認識しておりますので、そういう観点からした、少子化対策の一つの点として、私としても考えていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 119ページ、児童福祉施設費の中の多世代交流センター整備のトイレの改修、213万2,000円ですが、ちょっとこれはもったいないなという感じがするのですが、と申しますのは、建てる時から、子供さんがいなくなったときのことを考えまして、将来を見通して、多世

代交流センターとして位置づけをして建てたと思うわけなのです。それで、平成12年でしたか、私も入所式に行かせてもらって、トイレを使わせていただきましたが、入所しているお子さんの御父兄の方はお父さんもお母さんもおられまして、これは将来においては子供さんからお年寄りまで、多世代交流センターとして使用しようではないかということで建てたわけですから、どうして大人のトイレも、男性用ですか、子供用のトイレはそのままにしておいていいと思うのですけれども、今ここでトイレ改修、なぜ整備をしておかなかったのかなと。ほかの、全く全然使っていないものを、また全然違う目的の変わったものに使うというのでしたらわかりませんが、そういうことで、建てる時からそういう将来を見通して建てた施設だと思えるのですけれども、これについてはどのように、今トイレを改修するということなのですか、いかがお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員の御質問でございますが、おっしゃるとおり、当該センターにつきましては、東中のへき地保育所の施設のそれまで利用していた施設の老朽化、危険であるということから建てかえるということでございまして、多世代交流センターという一つの設置手法を取り上げながら建てたという経緯にございました。建てて以来、予想以上に地域内の子供さん方の減少が続いたということにつきましては、もう何回か議員各位にもお話を申し上げまして、その閉鎖に至る経緯を御説明申し上げてまいりました。そういうような経緯から、地域での利用に供していただくことを地域との論議で進めさせていただいた結果として、地域の強い要望もございまして、これらの改修を進めさせていただいて以降、地域で御利用いただくということで進めさせていただいているということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 御理解賜りたいということでございますけれども、理解しようと思えますが、やっぱり今、行財政改革を進めているながら、この施設を建てる時、設計を業者に出します。だから、そういったところで職員の方がどのようにかわっていらっしゃるのか。やっぱりまだ6年ぐらいですし、新しいあれですし、私はそういったことで、やっぱり見通しを立てての、この施設の活用、利用のあり方としては、今またここでお金をかけるということはどうなのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほども申し上げましたように、地域の中で御利用いただくことについては、当初からもそういうことが起きるのかなという事は、地域の方々自身もおわかりになっていたろうなというふうには思っています。実質的に、その速度というのがそんなに速いものであるというふうには御理解、お互いにできなかったということがあろうと思います。結果として、急速にそのような状況になったということと、もう一つは、地域での御利用の中で、やはり比較的多くの高齢の方々も含めて、多くの方が利用くださるということから、それらについては、地域要望としてもトイレの改修については提起されてございましたので、これらに対応しながら、当該施設の利用を進めていく上での対処であるということで、理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 105ページになるのかなと思うのですが、というのは、3月3日、議案の第23号で、上富良野町地域包括支援センター条例というのが可決をされました。かつての在宅介護支援センター等が、条例等が廃止ということで、この議案審議の経過の中で、課長の方から、運営協議会の関係は従来の委員と同じなので、スタッフは同じなので、そのままというようなことであります。ただ、私は従来、この運営協議会ということになると、会議をする会期等もどうかということで、町の情報公開コーナーに行ってみましたら、会長は佐藤憲治、副会長が杉本勝、それから早川俊博、垣脇和幸ということになっているのですね。この任期が平成15年6月1日から平成17年5月31日という2年間になっています。それで、委員、スタッフが同じなので、言うならば包括支援センターの運営協議会は同じ委員ということなのですが、この点はどのようなのですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。

私の説明が十分でなかったのかなというふうに反省をいたしてございますが、条例を提案させていただいたときに、介護保険事業運営協議会というのがございまして、そちらの運営協議会の皆様方につきましては、引き続きまた設置といいますが、協議会を設置して運営するわけではありますが、この選任区分を一部、いわゆる提供事業者の方々の代表の方とか、それからボランティアの方とか、そういう方々

を構成がえを少し要綱の中でさせていただいて、その方々に、包括支援センターの運営についても、事業との兼ね合わせが非常に強いわけでありますので、当てさせていただく形で、両方の運営協議会を運営していきたいと。それによって、両方、事業と、それから包括支援センターの運営の適正化を図りたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それでは確認しますけれども、平成17年5月30日で2年間の任期が終わって、その後、どなたが会長、副会長、委員になっておられるのか。町の情報公開コーナーのところでは、17年の5月30日までのものしかありません。そして、会議録ということになると、ケア関係の総合在宅ケア推進協議会の関係の会議録しか残っていないものだから、一体これはどうなのかと。ただ、私は単純に、協議会ができれば、ある面で委員の報酬等もあるのかなと。それであれば、委員がどういうメンバーかということで確認に行ったら、これは報酬等の、言うなれば予算計上は必要としない協議会だということ認識は持ったのですけれども、現実には、そういうことで委員の名簿がやっぱり違うということになってくると、恐らくこの会長さんは米田課長になっているのかなと、推測ですが、それで、委員の任期はそのまま継続をすることであれば、その点、ちょっと今の委員のメンバーと、それから、そのまま包括支援センターの運営協議会の委員がこうだというようなことで、ちょっと答弁をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 前段でも大変申しわけないということでありまして、説明が足りなかったのかなと思ひますが、もう一度申し上げますと、今の在宅介護支援センターの運営協議会にかかわりましては、各事業所等の代表者とあわせて、保健福祉課長が司るということで、在宅介護支援センターという形の運営の論議をさせていただいてきたところでありますが、これにつきまして、今回、在宅介護支援センターを廃止することと一緒に廃止をいたしまして、先ほど申し上げましたように、介護保険事業運営協議会というのがございまして、これは現在もございまして、いろいろ事業計画、それから高齢者の福祉計画等を御協議いただいた協議会ではありますが、ここの選任区分を少ししっかりと整理をさせていただいて、新年度からの事業運営の協議会と、それから、事業の運営とともに、関連が非常に高うございまして、包括支援センターの運営についても、その運営協議会の委員と

して充てさせていただくということで、二足のわらじを履いていただくという形で進めていきたいというのが新年度からの考え方であります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 102ページにかかわって、老人福祉費で、高齢者事業団の育成費という形で、毎年減額という形になってきておりますが、将来的には、町は自立という形の中で、こういう事業団関係についても自主自立という方向での動きで、なるべく補助金を削減するというふうに聞いておりますが、最終的に、町はこういう高齢者事業団に対する補助金というのはどこまで限度額として引き下げようとしているのか、お伺いしたいと思います。というのは、この事業団というのは、自主自立ということは掲げますが、しかし、要素として、収入源になる要素そのものが、やっぱりそう多くないという状況になってきております。そのことを考えたときに、一定の、また高齢者の生きがいという形で始まった事業でありますから、そういうことを考えたときに、今、町としても当然きちとした育成体制というのが必要かと思えます。今回も、見ておわかりのように、道の方でも補助金が削減されるという形になっておりますので、先細りで、自主財源もないというのでは困りますので、この点、今後の考え方等を含めてお聞きしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

委員おっしゃるように、高齢者事業団の基本財源は、会費と、それから事務費であります。基本的には自立を促していきたいということであります。当然にして、事務費の割合にかかわりましても、比較的低い割合でベースが進められてきたというふうに思っておりますので、これらの展開を少し独自でお考えをいただくことで、今お話を申し上げている段階でございます。将来的にどの程度の育成対応を進めていくかということについては、もう少し時間をちょうだいしながら検討していきたいと思っておりますが、あくまで自主的に展開できる事業内容と、それから事務費の設定ということが必要になってくるのではないかなというふうには思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 財政運用でいけば、内容でいけば、支えられているのが、会費と事業費という

形になっております。いろいろ聞きましても、やはり削減されれば会費を上げざるを得ないというような話にも今なっているかというふうの一部聞いております。そのことを考えたときに、やはりこれを一定、採算ライン、事業効率というだけではなくて、やはり高齢者の生きがいということもかかわっておりますので、やはりこのことを考慮した、一律的な削減ではなくて、やはりきちとしたそういうところも含めて、財政力があるのかどうなのか含めて、支える部分はきちと支えるという考え方は引き続き持っていただけるということによろしいですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 基本的には、私どもとしても高齢者の生きがいという一つのベースをきちと支える方策というものを考えていくことが大切であるというふうに理解をいたしてございます。そういう意味で、組織の運営のあり方というものについても、少し協議をさせていただく場面が数多くあるのかなというふうには思っております。それぞれ組織内における事業としての役割を果たしていただくことによって、そこでまた、いわゆる就労の機会を得られるということも一つの方法としてあるのではないかなとか、いろいろお考えをいただきたい部分もあるところでありますので、それらを含めながら、どんな下支えが必要になってくるかということについては、今後も引き続いて進めていきたいというふうに思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 高齢者事業団でございますけれども、これは一部町の委託業務もやっておりますけれども、その他の業務については、営業とか何とか、そういう活動をしているのでしょうか。ほかにどのような事業をしているのか、どの程度の金額が、収入があるのか、その辺のところ、もしおわかりになればお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 事業の展開といたしましては、おおむね年間の事業が3,500万円前後かなというふうには思っております。それらについては、専任の事務局の職員がおられますので、事業開拓ということで展開はされているということであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 104ページ、居宅介護支援事業でお伺いいたしますが、条例の改正のときも

若干聞きましたけれども、いわゆる高齢者における在宅を支えるという形で、この事業が新たに展開されてくる内容だと思えます。

もう一度確認したいのは、いわゆる在宅介護支援センターにかかわる職員の配置の問題で、介護福祉士やケアマネージャー、そして社会福祉士が主要な役割で介護の支援をするという形になっております。町では今回、2名のいわゆる現行体制で職員の配置を進めるという形で、今後の動向を見ながら職員の配置については検討するという形になっておりますが、社会福祉士の役割というのもその中できちり位置づけられております。この点について、町として、この在宅介護支援センターにかかわって、社会福祉士の位置づけ、もしくはこのような人がいない場合でも、それに見合うような人の配置も考えていると思えますが、その点と、社会福祉士の在宅介護におけるいわゆる必要性和、持っている役割はかなり重要なウエートがあると思えますので、この点、どういうふうに、かわりかればという役割を担うのか、具体的にお話を聞ければというふうに思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 法改正によります在宅支援センターにかかわりましては、法上、三つの要素の専門職員を置くということになってございます。社会福祉士、それから保健師、それからケアマネージャー、いわゆる主任ケアマネージャーという仮の呼び名でございますけれども、この三つの要素を備えるということになってございますけれども、提案のときも申し上げましたが、高齢者の人口3,000人未満につきましては、小規模特例という形で、二つの要素を持つことで、その運営を了とされているということございまして、これを利用しながら、私どもとしては、非常に近々に整理をされてまいったものであります。人的整理は非常に難しい状況でありますので、課内におけるマンパワーを最大限活用して、この1年間をしっかりとしのいでいきたいというふうに考えてございまして、利用の方々に御不便をかけることのないように対応してまいりたいというふうに思っております。

社会福祉士の役割ということでお尋ねでございます。私の知り得る範囲でお答えをすることしかできませんけれども、いわゆる権利擁護というところの対応なのだろうというふうに思っておりますが、これにつきましては、私ども、これまでの在宅介護支援センターで対応してきたもの以外にも、課の中でしっかりとその辺のところについては、ケアマネージャーを持った者もおりますので、そういうベースでは常に気を配りながら対応して、それぞれ

きちとした状態を整理していこうという考え方を持っておりますが、今の段階では、どちらかというところ、いわゆる身体的な機能の発揮をどうさせていくかということの大きさというものをとらえざるを得ないという状況もございまして、社会福祉士が必要ないということではなくて、将来的に、当然人口が3,000人を超えるような状況というものが予測されてございますので、これらとの兼ね合わせで、人的要素をどう整備していくかということについては、今後の課題としてしっかりととらえながら、次に進めていきたいというふうに考えてございまして。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） はっきりおっしゃいませんので、現行の枠内で、当面はでき得るというような解釈かというふうに思いますが、そういうことも含めて、やはり役割的には重要な役割を担っておりますし、やっぱりその先を見通して、やはり窓口相談に来られても、人がいないというのでは困りますので、やっぱり日常、ふだんからそれに対応できるような体制づくりというのは必要だと思えますが、これは考えておられますね、現行の中で。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） その点につきましては、課内の事務職も含めて、しっかりと情報を、相談等を受けられる体制を、努力をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 115ページと116ページがちょっと関連でございまして、西児童館、東児童館の関係でございまして、厚生員の報酬等については、それぞれ経験年数等もあるからよろしいのですが、代替厚生員の関係、東児童館が62万2,000円、西児童館が11万3,000円ということで、非常に大きな開きがあります。それから、事業の講師謝礼ということで、東児童館が4万5,000円、西児童館が1万3,000円ということで、これも4倍弱の差があります。したがって、16年度の利用者数を見ますと、東児童館が5,946名、西が4,507名ということで、約1,500名ほどの差があるのですけれども、極端に言えば、その代替厚生員の62万2,000円、片や11万3,000円、それから、講師謝礼の関係が4万5,000円、片や1万3,000円ということで、非常に開きがある根拠は何かということで、まずお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。



保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。御承知のように、東児童館におきましては、留守家庭児童学級を展開してございまして、それらに対応する担当の厚生員の代替の厚生員等、どうしても必要になってまいりますので、これに対応しているということで御理解いただきたいと思ひますし、実質的な人数的な差等によって、その事業の展開に少し違いがあるということで、講師謝礼等に違いがあるということで、それから、今申し上げましたような留守家庭の対応ということでの講師謝礼等ございまして、それらの対応であるということで御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 留守家庭が相当、それでは東の方は多いということで理解をしてよろしいですね。

それともう一つは、留守家庭があるということで、場合によっては、時間延長ということもあるというようなことで理解をしていいか、その点の具体的な関係についてお知らせください。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 東児童館におきましては、事業として留守家庭児童の対応をしてございまして、西児童館についてはその対応がないということでありますので、その差が大きということで理解をお願いしたいというふうに思ひます。

以上であります。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですね。9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 前にも1回発言させていただいたのですが、いわゆる東児童館の児童厚生員で、いわゆる緊急の場合の、やっぱりけがしたときとか、不法侵入者があったときにどう対処するのかということで、ルールは恐らくつくられているかと思ひますが、どこまで現場で対応していいのかという点で、非常に苦慮しているという話を聞きました。それで、子供たちもどういふ子供たちが来ているのかということで、やはりその一定の情報も提供してほしいという形の内容の、聞いていましたらいろいろと話がされております。そういう意味では、やはりこういう時期ですから、けがをしたという形、あるいはそういう形で、やはり対処できるようなマニュアルというか、そういうものは事前に緻密に打ち合わせされて、意思の疎通されているのか、その内容等についてお伺ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問

であります。両児童館に対しましては、同一に、その対処の仕方については文書化をいたしまして、マニュアルとしてそれぞれにお渡しをしてございまして、それぞれの説明も十分させていただいていてと私も思ひますが、私もともども、定期的に打ち合わせ会を行ってございまして、それから、内部職員も時に応じてそちらの方に情報と、それから実情等の確認に行っているという状況にございまして。まだまだ足りない面があつて、委員の方にもお話が行ったのかなと思ひますので、今後ともそのようなことのないように努めさせていただきたいというふうに思ひます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 非常に身分的に言えば、全国的にも本当にパートという形の中で、その身分保障的にも大変いい条件ではない、だけれども子供が好きだから、一生懸命働いて、いろいろ問題、課題もあるというような話であります。決して、この方が問題意識を持って悪いことではないですから、問題意識を持つというのは、やっぱり課題やいろいろな問題点があつて、それをよくしたい、前に進めたいという思いから出てきていることでありまして、その点をよく理解された上で、今後の児童館の運営にぜひ当たっていただきたいというふうに思ひますので、この点については答弁はとりあえず要りませんので、108ページの、今度障害者の自立支援という形の中で、制度が変わってきています。今回の広報かみふらの中では、ようやくその制度の解説らしきものというのが出たという形になっております。何回か説明会もされたようであります。これから、いわゆる町の障害者自立支援にかかわって、計画を持って、その意向調査も行って対処するということが前提になってきております。そういう意味では、そういう方向というのは、この1年間の中でつくるとおもうのですが、その方向性は、今後の対応はどうか。

それと、まだ障害者自立支援の問題では、負担軽減の問題でも、本人が申請しなければ減免適用も受けられませんので、やはりこと細かにこういう問題に対しては周知して、やはりする必要あると思ひます。この点、伺つておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） まず第1点の、障害者福祉計画の関連であります。委員御発言のとおり、この1年間を基本としてつくり上げるということで、意向調査等を含めて、今これに取り組む体制を整備しようというところでございます。非常に法改正から各種の政省令の発表、それから取り扱い方に関しては、いまだ不明な点が多々あるとい

うような、子どもとしても非常に厳しい状況に今陥っているということが現実でありますので、委員御発言のとおり、実際にお受けになる町民の皆様方に不安のないように、最大限の努力は払ってまいりたいということは基本的に押さえてございますが、時として間に合わないというような状況があり得るかもしれませんが、とにかく最大の努力を払って対応してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、負担軽減のかかわりに関しましても同じように、いろいろ今、文書周知等を個々にさせていただいている面もございます、これらの対応も遺漏のないように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） その点については、ぜひ整備内容も充実しなければならない内容、たくさんあると思いますので、そこにかかわってお伺いしたいのですが、上富良野町にはつばさ会という形の中で、前から精神障害者、あるいは知的障害という形の中で、授産施設を何とか上富良野町に誘致できないか、北の峰の分室という形でもできないかという声があります。その点について、町も一生懸命対応はこの間もされてきているとは思いますが、そういう意味では、重要なこういう施設でもあります。この点。

さらに、今回の障害者自立支援法の中で、市町村が行わなければならないという必須の義務が課せられたものがあります。例えば、この間、視聴覚障害者の方に話を聞きましたら、いわゆる手話通訳者を、これを市町村の義務として配置することが今度要求されてきています。単独でだめであれば、富良野圏域と相談しながら、これを1人配置して、財政的にも助かりますので、やっぱりそういう体制で、私たちの生活をやはり支えてほしいという声が出てきております。そういう意味で、今後、こういう問題に対して、どのように対処されようとしているのか。市町村が今回の制度の改正の中で必須科目として、当然、請け負わなければならない義務的なものは一体どういうものがあるのか、その点、伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目の、いわゆる障害をお持ちの方の作業所といいますが、通所作業なりの整備ということではありますが、御承知のように、一朝一夕ででき上がる状況にないというのが現実でございます、精神障害の方の通所の部分については、富良野で共同

で御議決いただいている債務負担をさせていただいているものもございます。ただ、それらをどんな形で、おっしゃるとおり広域でどのような形で持っていけるかという問題についても、まだまだしっかりと論議をしていかなければいけない。今の段階、まだその段階まで至らずに、いわゆる障害認定の方々の対応を、認定審査会をどうしようかということで、やっと今論議がスタートしているということで、非常にそういう面では、子どもということではなくて、全体としておくれでいかざるを得ない状況にありますけれども、そういう論議は重ねていかざるを得ないということにあると思います。

あわせて、必須の義務ということで、例えば今お話の移動支援という形の論議もございますし、いろいろ就労の関連の相談とか支援とかという問題もあるということで、子どもといたしましても、今、市町村として、それらをどういう形で体制整備を整えるのかということについては、はっきり言いまして、まだまだ論議ができるような状況になってございません。少しでも早くそういう論議をしながら、次の対処をどう打っていくのかということについては、広域の論議も含めて、対処し得る内容について、まずは協議を進めていけるもの、それから、独自でどんな形で整理をしていくかということについて、もっともっと煮詰めさせていただく時間をちょうだいしなければできない問題だらけだなというふうに思っておりますので、いましばらく時間をちょうだいしたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） どれ一つをとっても切実な問題で、手話通訳の配置についても、本当にやっぱり生活を支えて、聞きましたら、やっぱり病気になったとき、その意思を伝えることが非常に難しいのだと。たまたま、やはり誤解される部分なのか、出てきているという話もありますので、そういうことも含めて、長い目で見、なおかつ着実にその計画が実行できるように、ケアプランという形の中で、介護制度と同じ仕組みの中で今度変わってきて、本当に非常に複雑な、自治体の皆さん方も苦労されているのだらうと思います。

そういう意味で、町長、今の担当者の意見も含めて、町長自身は、今回の自立支援の制度の改正にかかわって、印象的にはどのように、どういう体制で今後臨まなければならないのかというような感想等でもありましたら、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお

答えさせていただきます。

どんな感想を持っているかということでありますが、今、障害者自立支援制度が自治体の責任のもとで対応しなければいけないということでありますが、担当課長からもお話のありましたように、一自治体で対応でき得る分野と、それから、圏域で共同の広域事業として対処していくべき部分と、こういったものを仕分けしながら、地域の障害者自立対策を充実していかなければならないなというふうに思っております。障害者認定事業につきましても、いろいろな課題を抱えながらも、一自治体で対処するというよりも、広域の中で対処していく方向をとということで、協議を重ねて、広域で対処する方向で今進めてきているところでありますし、また、いろいろな施設等々につきましても、また支援対策につきましても、自治体個々で対応しなければならない部分、また加えて、自治体個々で対応でき得ない部分については、広域の中でどう取り上げていくかということは、これからの協議の中で十分精査し、対処していきたいなというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 118ページの子どもセンターの施設管理で、東中から遊具などを持ってきて、環境整備を行うということでありますし、中庭の、いわゆる広場をつくってほしいというような要望が出てきております。この点、今後の対応はどうなるのかという点と、職員がみずから網戸を昨年をつくって、見せていただきましたが、立派な網戸になっております。そういう努力というのは、本当になかなかほめてあげたいと思うのです、こういうことは、やっぱりそういう努力もしながら、子供の支援センターの運営にかかわって、相当努力もされております。そういう意味で、この子育て支援センターというのは多くの方々にも定評になっております。やはり保健師さんに相談できない問題でも、直にやっぱり担当の職員の方に子育ての悩みを相談できるだとか、やっぱりそれなりに重要な役割をこの間担って、ますますそれを充実させていくことの必要性というのはあると思いますので、この点、施設整備の今挙げた点、網戸、あるいは中庭の整備はどのようになっているのか、その点。

それと、今回の制度の改正で、母子通園センターのこたばの教室が、今後こちらの支援センターに統合されるという形になったかと思いますが、そういう意味では、従来と、さらに指導員というのはどのようになるのですか。向こうから来られるのか、新たに指導される方が、現行の枠の中で指導されるのか、この点、お伺いしておきます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 子どもセンターにかかわって、まずその施設の整備であります。私も対応できるものについては、可能な限り対応を進めながらいきたいということで、当面は、中庭の方については、砂場が必要な状況にあるように現場からも聞いてございますので、これらの対応と、それから、一部遊具の移設が可能であれば、それに対応していきたいというふうに考えております。少し時間をちょうだいしながら、その対応を進めていきたいというふうに思っております。

それから、発達支援センターというか、子どもセンターも含め、子育て支援センターも、それから発達支援センター、4月1日からそのように呼ぶわけでございますけれども、いずれも、子育てに対応するためにどのような相談等を含めて対応していくかということについても、日々対応する職員の能力の向上といえますか、言葉が適切でないかもしれませんが、技術的にも向上させていくことが大切であるというふうに思っておりますが、こたばの学級を子どもセンターの方に移行して、療育という体制の中であわせて展開をさせていただくということにつきましては、言葉単独での実質的な療育ということについては、比較的すべてが、言葉も含めて対応すべき内容のものがかなり多いということが現実でございます。これまでも言葉だけの通級ではなくて、実質的には療育の方にも通っておられたということがありましたので、これらについては療育という基本的なベースをとらえながら対応するというので、たまたま現状で非常に専門的な方を、時間的にはありますけれども、おいいただくことが今回可能になってございますので、これによって、それぞれ対応する職員のそういう能力向上にも大きく役立てながら、言葉も含めた療育体制をしっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございますか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 126ページの乳幼児にかかわっての健康診断でお伺いいたしますが……。

委員長（西村昭教君） 済みません、123ページまでです。

9番（米沢義英君） わかりました。

それでは、120ページのいわゆる保育所費の関係で、一時保育の関係でお伺いいたします。町では21年度をめどに整備したいという話の答弁だったかと思いますが、この点、担当の現場の保育施設長さん、来ておられますので、現状、中央保育所の定

員枠、5%、25%だとか、いろいろあると思うのですが、一時保育を実施するという事になれば、現状で受け入れてきている部分もあったかと思いますが、完全制度化するという事になった場合、施設の狭隘の問題、定員枠の問題で、恐らくいっぱいだと思うのですが、どういふ課題と問題点があるか、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の一時保育の関連でございますが、一般質問でもお答えを申し上げましたように、現在、平成21年をめぐり、その制度化については検討を進めさせていただきたく思ひます。今私どもも対応していきたいというふうに考えてございます。全体の面積枠ということでございますけれども、それぞれ保育所の整備の中では、遊戯場でありますとか、それから一般的な教室でありますとかというところに制限が加わってございますので、そうは言いながらも、ある程度面積要件としては、少しずつ国の方も緩和の状況にあるかなというふうにとらえてございます。現状、制度化ということではない状況ですが、一時保育といひますか、臨時保育をお願いしたいという方々は、それぞれ要望を受けさせていただきながら、通常の保育ベースの中で受け入れをさせていただいて、これまで正直言ってお断りをしたことはないという状況でございます。ただ、制度化として整理はまだしてはおりませんけれども、とにかく現状では受け入れさせていただいている。これを制度化ということになれば、今のスペースの中で、ある程度、若干の余力はあるかなというふうには思っておりますけれども、私ども中央保育所だけということではなくて、三つの施設でどういふふうに考えていくかということも、認可保育所の中でどういふふうに考えていくかということも一つございますので、これらに少し時間をちょうだいしながら、整理をさせていただこうということでございますので、御理解を賜っておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 私、一時的に受け入れていたかというのは、前から聞いてわかつているのです。それで、制度化をなさいと。いわゆる中央保育所でもいいのですよ。一つにまとめて、そういう人を受け入れるような体制づくりを、やっぱり関係があるわけですから、公の施設として。不採算という形になったら、それをやっぱり受け持って、やはりできる環境づくりをやるというのが、これが本来の公共的な役割、機関で担われた役割ですから、ただ民間委託で物事を済ますというのではなくて、

やはりそういうところをカバーするというのが、やっぱり公共施設の役割だと思ひますが、町長、どうですか。21年度をめぐりということがありますけれども、早くできるのだったらきっちり制度化して、やっぱりそれを周知してお知らせするという体制、こういうことが今一番上富良野町で望まれているのではないかとこのように考えますので、この点、どうですか、町長は。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まずこの件につきましては、21年度をめぐり、次世代支援計画に基づきまして進めていきたいということで、町は計画を立てているところであります。それまでの間、施設の狭隘の部分について、さきにもお答えさせていただきましたように、施設を増築するというような状況にはないということで、既存の施設をいかに効率的に利用しながら、この一時保育の対応をとり進めていくかということを中心に検討しながら、21年度までにはその方向性を定めたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、次に、第4款衛生費の124ページから139ページまでの質疑に入ります。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願ひます。

それでは、質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 137ページの減量化資源化事業の中で、生ごみ堆肥化容器の購入助成が、昨年は30万円助成がございましたが、ことはありませんが、昨年で打ち切りとなったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員の、生ごみの堆肥化容器の購入助成に対してでございますけれども、従来、コンポストという形の中で、平成5年から平成17年度まで助成しておりました。この助成につきましては、町民の方々に1,876基ということで利用していただきまして、普及が図られ、分別も図られたことを考えまして、17年度で廃止という形で決めさせていただきました。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 私、以前に一般質問で、

このコンポストについて、要望がある限り続けていきたいと、こういうような答弁をいただいていたのですが、この1,876基でもう満したと、こういうふうに判断をされたわけでございますね。やっぱりこれは、私はごみの減量化の対策としてはやっぱりあれだと思うのですが、課長、要望はもうあとはないようでございますか。私は引き続きもう少し、減量化が図られるわけでございますので、その対応をと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 現状では満したとは思っていませんけれども、かなりの普及が図られたということで考えまして、廃止をしたということでございますので、町民の皆様方につきましては、大した高い金額でもございませんし、購入していただきたいなということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） このことにつきましては、周知とかということはおやりになったのでしたか、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） まだ周知はしてございませんけれども、今後、広報等で周知を図って、御理解をいただきたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 137ページの合併浄化槽についてお伺いしたいと思います。今も助成対策でやっていると思うのですけれども、現状、今の状況はどの程度になっているのか。申し込み、そこら辺、ちょっと教えていただきたいなと。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 16番渡部委員の御質問にお答えをいたします。

合併浄化槽につきましては、例年、この3月の時期にとりまとめいたしまして、計画どおり昨年も27基というようなことで実施してまいりました。ことしにつきましても、今現在といいますが、625名の方に御案内いたしまして、現在、とりまとめ中でございますけれども、33件の方の申し込みをいただいているところでございまして、今後、数にもよりますけれども、その計画の中におきまして実施していきたいなということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 年間目標は30基ぐらいと言っていたのですけれども、今のところそれをオーバーしているということで、まだあるのかなと思うので、これは申し込みがあるうちは助成策とい

うのはとっていくのか、それと、国と道の方から来ている助成も、これはいつまで続くのか、教えていただきたいなと。

それともう一つ、ちょっと内容がわからないのですけれども、自分がわかっている範囲内は、浄化槽そのもの、容器に対しての助成だと思うのです。事業、全部敷設して、既存のトイレを改修して、それに取りつけるとなると、そこら辺は助成はないと思うのですけれども、そこら辺の、事業をやって、実際、個人が負担するのはどのぐらいなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 16番渡部委員の御質問にお答えします。

先ほど私、33件と申し上げましたけれども、23件の誤りでございまして、今のところ、ことしについては希望者に設置できるかなということを考えてございます。

また、これ、いつまでの事業ということでございますけれども、これにつきましては、平成15年から、総合計画によりまして、11年間というような形の中で進めていかなければならないというふうに考えてございます。

また、この設置でございますけれども、基本的には住宅の新設と改築ということでございまして、例えば改修に100万円かかると想定したときに、90万円限度ですから、設置者につきましては10万円負担していただくということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 数字はちょっと違ったのかもしれませんが、ということは、総事業に対して90%でいいのですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活班主幹、答弁。

町民生活班主幹（服部久和君） 渡部委員の御質問にお答えいたします。

浄化槽の人槽によって補助金額は変わりますけれども、5人槽であれば、補助基準額を100万円ということで抑えまして、その90%以内の補助率ということで、90万円を補助しております。

あと、参考までに、7人槽であれば補助基準額が120万円、90%以内の補助率ですので、108万円を補助しております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 129ページの予防接種費についてお伺いいたします。乳幼児、学童の予防接種と、高齢者のインフルエンザの予防接種の補助金となっておりますが、この内訳と、学童、乳幼児

の、今対象となっている、各種、ポリオとか三種混合とかあると思うのですけれども、その範囲を教えてくださいいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 予防接種につきましては、乳幼児は三種混合、二種混合、あと、麻疹・風疹混合、それから、麻疹、風疹、ポリオ、BCGというふうになっています。いずれにつきましても、昨年は43回接種を行っています。

インフルエンザにつきましては、高齢者は1,603人、昨年、受けております。2,769人に対して57.9%の実施率となっています。乳幼児、その他の方のインフルエンザに関しては、個人負担になっています。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） どちらも非常に大事なことだと思うのですが、実は予防接種の種類の中で、特に乳幼児の部分になると思うのですけれども、今おっしゃられました三種混合、二種混合、麻疹、風疹、それからポリオ、BCG以外の、例えば水疱瘡であったり、おたふくであったりとかいう、その予防接種というのは、現在、自費で行われているわけですね。私、とあるいろいろな子育てサークルのお母さんたちにお伺いしたところ、実はこれ、非常に高価な金額なのです、特におたふくとかというのは、笑い話になるのですけれども、かかってくれた方が医療費がかからないからいいのではないかというぐらい、1人7,000円近くする現状なのです。ところが、御承知のとおり、これは非常に命にもかかわるようなものにもなりますし、やはりそういったものが、いろいろな格差において、受けられる子、受けられない子がいるというのは、現状、難しい、危険な状態だと思うのです。特に男の子であれば、ある程度大きくなってからなってしまうと、その後、子供がつかれない状態になったりとか、そういうこともいろいろ懸念されるわけですから、やはりこういうものはきちっと町として対応ができるような、何らかの助成策をすべきと考えるのですが、町長、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

確におっしゃることはよくわかるわけですが、基本的には、先ほどのお話にもありましたように、少子化対策をどう位置づけるかという議論の中で考えていくべき課題かなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 137ページでございま

す。クリーン推進員の謝礼の関係です。これは平成11年度からクリーンセンターができて、そのためにごみ等の分別収集を町内会単位でできるだけ細かい指導をやっていただくというようなことになって、お一人年間5,000円ということで支給をしていたところです。今回も62万5,000円ということでございますけれども、もうこれで大体8年ぐらい経過をしたということも含めて、先ほど課長の方から、生ごみのコンポストも普及をした、それから、分別収集等の関係についても安定をしたということであれば、できればこれも近い将来というか、平成19年度あたりから廃止をしていって、それぞれの町内でなお必要ということであれば、それぞれの町内会でまた検討していただくと。町としては一定の目標が達成したというような位置づけで、それらの考え方はないかということで、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の、クリーン推進員に関する御質問でございますけれども、クリーン推進員につきましては、昨年につきましても御指摘を受けたところでございます。また、17年におきましては、クリーンセンターにおきまして研修会を実施しまして、減量化、資源化の御理解をいただきましてということのお答えもさせていただいているところでございます。特に地域におけるごみステーションの管理につきましてお願いしているところでございます。今後につきましては、平成19年度に向けまして、自治会の活動、事務処理交付金というような形の中で、自主的に推進していただくような形で、補助金を統合して交付するような調整が今後図られるということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それでは、次に133ページ、先ほどちょっと生活安全推進条例の絡みで、畜犬登録・野犬掃討費ということで、報酬の生活環境推進員、192万1,000円という関係なのですが、一応従来の出していた金額はここでやるということで、ちょっと再度確認をしたいと思いますが。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の御質問でございますけれども、生活環境推進員というような形で、嘱託職員1名という形の中で、環境及び交通関係の啓蒙もあわせてやっていただくということで、ここに計上してございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それであれば、何かここ

の畜犬登録・野犬掃討費の中に入れるのが適当ではないのではないかという感じがするのです。それで、条例を見ますと、犬をあれする場合は、ちゃんと身分証明書が発行されて、役場の職員の指導において云々ということで、それは仕事の一部面であるかもしれないけれども、基本的には、交通安全推進の関係の中の報酬というようなことを考えていった方がいかがかという気がするのですけれども、今年度はこういう形で予算編成をしたからあれですけれども、19年度以降はそういう方向で、地域安全対策というようなところで持って行っていただいた方が、受ける本人も、やはり畜犬や野犬掃討も業務の中にはあるけれども、やはり人として行動する場合は、その方が何か余裕というか、言うなればその人の守備範囲が広がって、有効に使えるのではないのかという感じがしますけれども、その点、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の御質問でありますけれども、この生活環境推進員につきましては、生活環境班という形の中で実施していくわけでございますけれども、今言われたことにつきましては、課題ということで、検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 137ページの廃乾電池等処理、この廃乾電池というのは何を指しているかちょっとわからないのです。今、販売したところに持っていくと、全部受け取ってくれるのです、箱を置いてあったり。スーパーなどに行ってもあります。なぜこんな金をかけてやっているのかなという疑問があるのですが、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 梨澤委員の御質問にお答えいたします。

乾電池の収集につきましては、委員おっしゃったとおり、スーパーで回収箱を上富良野町が用意して、スーパー、公共施設に乾電池の回収ボックスを設置しております。その乾電池を回収してきた後、適正に処理するために、委託をして処理を行っております。あと、廃乾電池には、自宅で使っております蛍光灯等も、水銀や何かの有害物質が入っていますので、適正処理するために、委託料を払って指定の処理場に持ち運びしております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） こういうのは、業者ですよ。いろいろなものを買物すると、いっぱい包んでくる、あれと同じ感覚で、これ、業者に言って、そ

ちらの方で受け取ってもらえないかというような形にはならないですかね。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 行政のエリアというのは、ごみの種類で分かれておりまして、基本的に家庭から排出されるものについては、一般廃棄物、上富良野町が集めまして処理をするという大原則にのっとっております。これが事業所が大量に出すところがあれば、そこはケースとしては産業廃棄物になることもあります。それについては、町は収集いたしません。ですから、現在のところ、一般廃棄物の処理については町がやらなければならないものだということでございます。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これ、日本の見て、電池というのはどこでも使っていますから、それで、業者が出しているのですよ。そして、いろいろなものを業者にリサイクルさせるとか、今、リサイクルの電池もありますからね。そういうようなことから、そういう方向に行くようなことにならないかなという、その辺の見通しはどうですか。やれということではなくて、見通しはどうですか。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 非常にレベルの高い話なのですけれども、今、国の方で、リサイクルについては、容器包装リサイクル法の中で、とりあえず包み紙だとか包装する部分について先にやっております。今後について、地球環境を考える中で、リサイクルというのはこれからより進むと思えます。その中で、電池の処理についてもリサイクル法に入る可能性が全くないとは言い切れないと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度として、延会にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

あすの予定につき、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月14日は、本特別委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。

す。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、あすも引き続き議案第1号上富良野町一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出、第4款衛生費の124ページから御審議いただくこととなりますので、各会計予算書及び資料等を御持参願います。

以上でございます。

午後 4時55分 延会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

# 平成18年上富良野町予算特別委員会会議録（第2号）

平成18年3月14日（火曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村昭教君	副委員長	仲島康行君
委員	清水茂雄君	委員	徳島稔君
委員	岩崎治男君	委員	梨澤節三君
委員	小野忠君	委員	米谷一君
委員	岩田浩志君	委員	吉武敏彦君
委員	米沢義英君	委員	中村有秀君
委員	金子益三君	委員	村上和子君
委員	長谷川徳行君	委員	向山富夫君
委員	渡部洋己君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

## 欠席委員（0名）

## 遅参委員（1名）

委員 長谷川徳行君

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	
田浦孝道君			
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダーハイツ所長	早川俊博君
教育振興課長	垣脇和幸君		
町立病院事務長			

## 関係する主幹・担当職員

## 議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 16名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。御出席、御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、昨日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き、議案第1号上富良野町一般会計予算の歳入歳出事項別明細書の歳出、第4款衛生費の124ページから御審議いただき、以下、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりたいと思いますので、御了承願います。

以上です。

委員長(西村昭教君) きのように引き続き、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書の歳出、第4款衛生費の124ページから139ページまでの質疑に入ります。

15番向山委員。

15番(向山富夫君) 133ページの、ごみの埋立地の管理費についてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、報償費と役務費についての御説明もいただきながら、あそこの埋立地の閉鎖以来、今日まで、事後処理でさまざまな対応を図ってこられていると思いますが、大づかみに、今日までどのような、閉鎖以来、対処されてきて、今後、当面最終的にどういう姿をもってその措置が終わったというふうな計画を持っておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 15番向山委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、旧ごみ埋立地の管理と謝礼ということで、24万円ということの費用を計上しているところでございます。これにつきましては、閉鎖後におきましても、富良野土現におきまして、残土搬入等を行っております、それらの管理及び不法投棄に対するパトロール等の謝礼ということで計上しているところでございます。

また、過去の経過、それから今後の対応でございますけれども、11年3月31日まで埋め立てして

おりまして、その後、土現の工事残土等を搬入しているところでございます、まず、平成15年度までにつきましては、デボツナイ川等の残土を入れておりまして、その後、16年から20年度までの計画といたしまして、富良野川等の残土を入れる予定でございます。残土の予定数量につきましては、36万9,000立方メートルということの計画でございます。

また、今後の計画でございますけれども、現在、傾斜地及びのり面につきましては、石で固めまして、水の流れを防いでいるところでございます。最終的に20年になるかと思っておりますけれども、植林にするような計画で現在推移しているところでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 15番向山委員。

15番(向山富夫君) 外見上の整備はそれで大体、私も現地を知っておりますので、大体きれいに後始末はできるかと思っておりますけれども、あそこから水が出てきているのも承知しておりますけれども、水質検査とかそういうものは、植林後も継続してある程度行っていかなければならないものなのか、その辺はどうなのでしょう。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 水質検査につきましては、過去2カ所で行ってございましたけれども、現在、地域の了解を得まして、1カ所ということで、民間の会社に委託して実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 今後の。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 今後も、20年というような計画でございますけれども、そこまでは実施したいということで考えております。

委員長(西村昭教君) ございませんか。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 126ページと127ページにかかわって、最近、歯の、やっぱり健康を守るということで、それは内臓の強化につながるという形も、話を聞いております。

食べるということは、非常に大事なことで、そのもとなるのは健康でなければなりません。この間も、やはり乳幼児の歯科検診における重点項目という形で、上富良野町もこの間取り組んできたかというふうに思いますが、資料を見ますと、比較的、上富良野町においては、乳幼児における歯科に対する予防がされているという話も聞きます。

そこでお伺いしたいのは、今年度は、歯科予防の

強化という点では、目標、何を前提として歯科予防強化に取り組んでいるのかという、そもそも論からまずはお伺いしたいのと、他の町村から、始まったばかりということもあるのかもかもしれませんが、歯科予防の効果というのは、どのようになってきているのかという点、さらに、これは乳幼児だけではなく、いわゆる小学校までこういう歯科予防に歯磨き運動を展開していくというような運動も一部に見られるかと思いますが、上富良野町の現況はどのようになっているのか、これらの点についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 歯科対策につきましては、臨時の歯科衛生士を2名配置しまして、妊娠中からのお母さんの口腔管理と、そして生まれた子供に対する口腔管理をどのようにしていくか、それから生まれた後につきましては、6カ月、10カ月、1歳半、3歳というふうに歯科相談を行いながら、その間、歯科医院における口腔検診を実施する、また、地域での子育てサークルの中でどのように歯科対策を行っていくかというのをお母さんが学習する場を設定するというような形で進めてきています。

それで、今は3歳児検診におきましても、子供さんの虫歯の本数は1.19本ということで、1人の子供さんが1本虫歯がある、あと、虫歯の全くない子というのが75%ぐらいで、虫歯のある子供さんというのは4人に1人というふうな状況になって、ほとんどがかめる歯、口腔機能を維持できる歯というふうな形になっております。さらに、その対策を進めていきたいと考えています。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 現状についてお伺いいたしまして、次、これは小学校等における、そういった、歯磨きを上富良野町で運動を展開していくというような、そういう長いような、そういう指導というか、そういう展開というのはされる予定というのはあるのでしょうか。学校の範囲ですから、これは学校教育の部分にもなりますが、しかし、それは町全体の健康をつくるという点でも同一の立場で、教育の一環としてもとらえれば、それは同じという形になりますので、先進事例なんかを見ますと、一部でそういう運動も展開されておりますので、そこら辺などというのは今後の、そう簡単にはいかないと思いますが、考え方として非常に重要な部分ではないかなと思いますので、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますけれども、さきにもお答えを申し上げましたが、いかに小さなうちに歯を守っていく習慣というものを身につけさせるかということが、私どもとしては一番、今大事なのかなというふうに思わせていただいております。これに対応するために、今、各種の検診の折にそれぞれに、歯科にかかわる指導体制をとっております。

小学校以降の問題につきましては、私どもとしては直接の対応というものは今のところ持っておりませんが、就学前にどれだけ意識づけができるかということが将来にわたっての大きな影響を持つものだというふうに理解をさせていただいて、そこに焦点を当てながら今進めさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っておりますし、小学校以降の問題についてはまだ、私どもとしても、特別な対応ということでは今のところ検討はしてございません。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） ぜひ小学校にもそういう運動を広げていただきたいと思っております。

それで、130ページの健康かみふらの21推進費という形で31万円の予算がされております。成人病予防という形の中でいろいろと、上富良野町においては、予防医療という点では重要な政策として位置づけて、この間やっておられます。それで、ことしの目標はどこに置いているのか、この点、お伺いしておきたいと思っております。

平成17年度の資料を見ますと、退職者医療費の総額が、道から見ても上富良野町は、道は43万円で上富良野町は39万円と。老人医療費総額においても、約10万円ばかり減額になっているという形にあらわれております。それで、この間やってきた予防医療の、いわゆる効果という点では、こういう数字になってあらわれてきているのかと思っておりますが、その点、どのような押さえになっているのか、この点、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） ただいまの御質問なのですが、21の推進に向けましては、さまざまな取り組みを進めてきております。それで、一番大きな効果としてはやはり、糖尿病が今、全国的にふえ続けている中で、上富良野町の、糖尿病の指標であるHbA1Cという数字が低下してきているということが一番大きな評価の指標になるかと考えています。

ただ、毎回お話しさせていただくのですけれど

も、男性の40、50代の肥満の率がやはり、かなり大幅に伸びてきているというところを何とか改善しないと、それがまた次の数字につながるということが次の課題かなというふうに考えています。

あと、今、平成20年の医療制度の改革案というのが出されまして、今まで検診が、40歳以上につきましては努力義務、受けても受けなくても受けるようにというような形が、今度、絶対受けなければいけないというふうな検診になるという形で案が出されてきておりますので、そして20歳から40歳までも努力義務というふうな形で制度が変わる案が出ていますので、それに向けて、町の中でどのように、今まで検診を受けていない方にも受けていただくかという取り組みを、こしは少し、企業とか、今まで受けていない方を明らかにしながら働きかけをすることをこしの大きな課題と考えています。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 企業、今度は努力義務、あるいは20歳から40歳までは努力という形の中で、制度そのものが変わるということで、それに伴った人の配置だとか予算という点では、現行体制の中では十分いけるかと思いますが、改善しなければならない部分、あるいは町立病院との連携を強化しなければならない部分等が、改善が出ているのだろうと思います。今までも、部分的にはやられてきたと思いますが、さらに強化しなければならないという部分がありましたら、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 生活習慣病予防に関しましては、町立病院の方と、定期とまではいきませんけれども、かなり頻回に打ち合わせを行っています。その中で、医療費分析の中でも、糖尿病の患者さんが大体今600名ほど町の中で治療を受けていらっしゃるのですけれども、その5割である方が町立病院の方で診療を受けているという状況も見えてきていますので、どのように食事、運動、そして薬物、その辺の取り組みを、一緒に連携しながら進めていくという形をさらに強化していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 135ページ、墓地・葬斎場管理399万6,000円計上されておりますけれども、これは、東洋実業に委託をされて、毎日、業務がないときも勤務しておられるようなことを聞いておるのですが、中富の方ですと、用務があ

るときだけかかっているということで、半分くらい違います。それは、量的に違うわけでございますけれども、そういったような見直しを、そういうことも一考を要するのではないかと思いますけれども、そうしますと、この経費の方もそうかからないかなと思うのですが、いかがでしょうか。どのようにお考えになりますか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員の、葬斎場の関係でございますけれども、葬斎場の管理につきましては、入札によりまして、東洋実業に委託しまして、通年管理という形の中で管理しているところでございまして、今回、平成17年度におきまして、その委託の関係も、業務をちょっと見直しさせていただきまして、63万円ほど減額を図っているところでございます。

主な要因としましては、友引等の、含めて休みをふやしたということでございまして、しかしながら、火葬があるときにつきましては、当日と事後処理に手間をかけているということでございまして、また、この委託につきましても、通年で管理していることが、墓地の延命が図られまして、施設もきれいになっているということもひとつ御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） では、そういう考えはお持ちではないと。そういう用務があるときだけ勤務するというのもと思うのですけれども、そういうことは、通年ずっとあれですか、そういうふうにされたら、中富ではそういう方向でやっているわけですが、お考えはないということですかね。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 広域による委託の関係も当然ありますけれども、上富と中富におきましては、人口規模だとか、それら違いまして、特に今年度につきましては、従前、1号炉を重点的に使っておりました。今回、こしの予算で2号炉も少し修理しまして、両方使えるということで、中富も少し、火葬場が古いという形の中で、うちの火葬場も使っていただければというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 137ページの一般廃棄物処理施設の設置地区連絡協議会の関係の100万円の関係です。

これは、ダイオキシンが発生して、いろいろな不始末があって、その後ということで、従来の金額から大幅にふえた経過があります。ただ、現在、ダイ

オキシンが非常に安定をしているということも含めて、平成16年に関する、昨年の10月に決算特別委員会があって、そのときに意見書が出されて、一般廃棄物の利用料の値上げとの絡みもあるので、この機会に、できれば地区連絡協議会と協議をして、何とかひとつ、削減をする方向で話し合うべきではないかというような関係の意見書がつけられたのですけれども、聞くところによりますと、地区連絡協議会の総会等が開催をされたというようなことで聞いておりますけれども、その中で町として、それらの関係で、どういう形で連絡協議会の、役員の方々か、もしくはその会場でお話をしたかというような経過があれば、お話を受けたと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員からは、何度もこの問題につきまして御質問をいただいておりますが、同じお答えしかできないのは残念でありますけれども、確かに財政的には非常に厳しい現状であります。この地域との円満な対応を図っていくということを考えますと、町と地域にとりましては、最も嫌なものを設置することに了解をいただき、また大きな迷惑をかけて、それに対する対応も進めさせていただいたと。そして了解をいただきながら今、当初の約束とは違った、富良野圏域の物も対処することを理解していただいたり、いろいろな対応をしていただいております。おきまして、今早急にこの問題について、私といたしましては、手をつけることは非常に難しいというふうに考えておりますので、過般の2月の総会におきましても、この点につきましては、私としては、当分、地域の方には触れたくないと。しかし、事務レベルではそういうような話をしているということの情報を聞いておりますけれども、私からの正式な申し入れは、当分考えていないということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 町長の気持ちはわかるのです。いろいろな背景があり、富良野圏域からの申し込み等もあったということでございますけれども、ただ、現状として、町民感情も含めてやはり、少しずつ、町長からでも小出しにして、そういう雰囲気やを少しでもつくっていくようなものをしていかなければならないのではないかという気がするのですけれども、今、町長の方から事務レベルでということのお話がありましたので、事務レベルではどの程度の話が進んでいるかということで、まずお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 地域の協議会の方とは、年に2回ほど、研修いたしまして、協議しているところでございます。事務的にといえますけれども、地域の方々や今、町の財政状況等ちょっと話をして、今後、そのような協議もさせていただくかもしれませんということの話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） いや、その話の中でどういう反応があったかという、町長の答弁では、そんなら持っていきたくてまで言われたという、過去、経過の報告がありましたので、できれば事務レベルの中で、その反応等はどのなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答えさせていただきまされたように、事務レベルでも正式にこの問題を取り上げさせてはおりません。非公式の中で、議会からこういうようなお話があるということは事務レベルの方から、そのお話はされておるようであります。

委員のお考えのとおり、確かにこういう財政状況で、従前よりもあらゆる部門で減額しているのが、ここは減額されないでそのまま維持されているということではありますが、地域の皆さん方にしてみれば、上富良野町、富良野圏域のごみを持ってきて、我が家の軒先で燃やして、危機感もあると、またその間にごみも落としていく、いろいろな課題、ごみ拾いだとかいろいろなことをしていただいたり、草刈りをしていただいたり、いろいろな、管理・運営も地域の皆さん方にお任せして、対応しているところであります。やはり地域の皆さん方からしてみれば、言うならば、あの地域、草分地区の皆さん方も同じですけれども、何で人の嫌うものをこの地域に置いておるのかという、そういう認識というものが、やはり持っております。

それから、そのことによります、過去に起きた、迷惑をかけたように、風評被害等々に対する危機感と申しますか、そういうようなものもいろいろ持っておるわけでありまして、我々が持つ認識と地域の皆さん方が持つ、何でこういうものをという認識とがあるということも含めながら、私といたしましても、非常に大きな迷惑をかけたと、そして、約束以外の圏域の物も理解していただいて、対応していただいたということを前提としながら現状の金額に改正したという、そして理解してもらったという経緯を持っておりますので、私といたしましては、この状況が、大きく安定的な管理・運営がなされてきている現状でありますけれども、かとい

て即、この問題につきまして委員から何度もお話を承っておりますが、早急にこの問題に着手する気はございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 一般廃棄物の処理の整備事業という形で、15年から25年間の間に1億6,100万円の修繕等がかかるというような計画が載っているかと思ひますが、そこでお伺ひいたしたいのは、将来的に、この維持管理費というのは、今後、修繕も含めてなのですが、当然、老朽化すれば、その分引き上げざるを得ないという状況が生まれるかと思ひます。

そこで、将来的にはやはり、広域的な取り組みということで一部受け入れもやって、部分的にもプラだとかやっている部分がありますが、一般廃棄物等々についても、焼却、あるいは負担割合の問題でも、他町村から持ってきている分については負担してもらうだとか、そういう考え等、広域的な取り組みという点ではどのようなお考えを持っておられるか、この点、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 一般廃棄物の処理でございますけれども、これにつきましては、従来から、私たちの町から持っていく生ごみ等、それから、他町村から上富良野町に入ってくるごみも広域的に実施しているところでございまして、維持管理費につきましても、施設等老朽化してきておりますので、年々、平準化を図りながら、維持管理をしていかなければならないということでは考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そういった部分で考えていらっしゃるということですが、やはり、一定、衛生物というのですか、そういったものについては料金の引き上げという形で負担してもらっていますし、広域的な事務組合だとかないという点で、他町村から持ってきた部分についての、修繕だとか維持管理費については負担できないという問題もあると思うのですが、利用している分については、料金体系で負担してもらおうと同時に、虫のいい話かもしれませんが、やはり、ほかからも持ってきたら、その自治体からもやっぱり一定の部分、やっぱり負担してもらおうというような、そういう取り組みというのはできないのかどうか。一部事務組合という形で設定しなければいけないという部分もあると思うのですが、これからの、他の市町村

から粗大ごみなどいろいろ持ってきて、いろいろ破碎したり何とかしたら壊れますよね。そうしたら、その部分も何らかの形で、お互いに協力・協働という立場で負担してもらえないのかという、ちょっと素朴な疑問なのですけれども、お伺ひしておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

広域の衛生ごみと粗大ごみの処理料につきましては、うちのクリーンセンターに係る経費、焼却、リサイクル、最終処分場、この三つの施設の原価計算をいたしまして、そのコストに基づいて、基本的には御負担を、各沿線の富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村に負担していただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、4款の質疑をこれで終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願ひます。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第5款労働費の140ページから第6款農林業費の157ページまでの質疑に入ります。

ありますか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 農協、これは加工という形で、今、各団体が……。

委員長（西村昭教君） ページ数をお願いします。

9番（米沢義英君） 済みません、146ページ。利用しております。今後、上富良野のやはり特産品という形の中で、商工観光にも結びつく話なのですが、やはり、こういうものに対して、ことし、見晴台というのですか、地場産品を販売できるような環境づくりという形で、やはり町民の中からも意見を出してもらって、こういうものを何か一つ、町の特産品として奨励して販売できるような体制づくりというのですか、コンクールみたいなものをつくって、町の特産品、地元の商品、農産物でつくったものを題材とした、そういうような運動というものが必要ではないかなというふうに感じておりますが、こちら辺について、町の考え方についてお伺ひしておきたいというふうに思ひます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問

にお答えをいたします。

農産物加工施設につきましては、かれこれもう10年ぐらいの経過を経ていますが、数年前ぐらいから、そういった、地元の農産物を使った加工品が、そういう芽が出てきているということであります。今回、町内の団体と申しますか、そういう方が、上富良野で初めてになるかと思えますけれども、加工施設をひとつ設置をして、そういった地元の物を使いながら進める、そういう加工品をつくり、販売するという計画がございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） わかりました。そういうことも大切だと思うのですが、やはり商品化できて、上富良野町の商品だというようなものを、そういうことを通してやっていくのかもしれませんが、そういった具体的な商品になって、他の市町村から来た方にも消費してもらえるような、いわゆる道の駅で販売しているというような、ああいう感じの、上富良野町でつくったものを商品化してという形で、それがきっかけになるのかもしれませんが、何か、上富良野町全体で、今年度は、これを商品化するためにコンクールを開いてだとか、そういう取り組みというのはなかなかできないものですか。ちょっと、もう1回確認しておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

過去にはそういったことがされた時期もございました。これは、特に農村部の奥さん方の漬物だとか、そういったものが中心でございましたけれども、今回は、当然、みそ、あるいは畜産加工品、こういったものが出てくるかと思えますけれども、農協等を通じまして、そういう販売も当然行われるものだというふうに考えます。町も、それにつきましては当然PRをし、積極的な販売をしていただければいいのかなというふうには考えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 一般的な解釈で進めるのではなくて、強力的にぜひ進めていただきたいと思うのです、この点については。執行方針の中にも、町ではこういった地域のグループの方が生産意欲を持って、加工施設をつくりたいということであれば補助金を奨励するというような話が出ておりましたが、具体的にどういう補助対象になるのか、実現しようとした場合に、町としては具体的な支援体制というのは、どういう、お金の面だとか人的な面、いろいろ計画するに当たっての考え方、法令の解釈の仕方等の支援等がいろいろあるかと思えますが、具体的にはどういう方向で進められようとしているの

ですか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

補助施策の関係でありますけれども、第1に考えておりますのは、これは北海道の政策補助金、事業費の関係があるかと思えますけれども、今考えられておるのは2,500万円程度と。それが上限だと思えますけれども、その中でももう少し工夫をしながら、事業費を縮めるということも考えられますけれども、今、2,500万円と。そこにおきまして、道の政策補助金の中では50%補助ということで、1,250万円ぐらいの補助になるかと思えます。そこにあと、1,250万円の補助残と申しますか、自己負担が出てきますので、町におきましても、上富良野町で初めてだということもございませぬ。こういうものも、今御意見のように、奨励しなければならない部分というものもございませぬ。そういう意味から、町としては、事業費に対して10%、いわば250万円程度、今、考えてございませぬ。

さらに、800万円程度残るわけではありますが、これらについては、いわゆる団体の方が8人ほど今おられると聞いていますから、100万円程度の出資になるのかなというふうにご考えてございませぬ。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 147です、関連ですから。

私も商工会の方の話として、ちょっと話を申し上げたのですが、食というものは、これから非常に大切なことになってくるのだらうと思えますので、こういうふうにご奨励するのも大変結構なことなだけども、つくってある品物が現在あります、めんであるうがみそであるうが。そういうものを管内でもいいから1カ所に集めて品評会をするというのは、お互いの品物を紹介し合うというのですか、そういうこともやっぱりやってみる必要があるのではないかなと思うのです。そうすることによって、うちの町の商品もよそに行く、よその商品も町に入ってくるというようなことになってくると思うのです。

これは、上川連合の方にもちょっとお話をして、商工会同士でも1回やってみたらどうなのだという話をちょっと申し上げたことがあるのですけれども、町自体がそういうふうなことを音頭を取っていただくということが一番いいことなかなと。

これは継続しなければならないと思うのですけれども、昔、サガリの話で、これで一つ特産物ができないのかということで、2年ぐらいたしかやったと思うのですが、途中で断ち切れなくなってしまった



と。あれを継続してやれば、もっと違う道筋があったのかなというふうなことも実は考えられるのですけれども、そういうものが一つと、そして、うちの町で予算を組んで、餃子をたしかやっただと思うのですが、その餃子も非常においしい餃子で、農協の試食会のときに食べさせてもらったり何かいろいろしたりしているのですけれども、それらできたものを特定のところにしか売らせないと、おまえのところ以外は絶対売らせないとというふうな状況で今現在販売していると。それは一体、行政の金を使ってどうということになっているのだという話も実は私、今ちらちら聞かされているのですが、そういうようなことは一体どうということなのかと。その辺をちょっと聞かせてもらわなければならぬと思うのですが、そういうことはいけないことではないのかなと私は思うのですが、やっぱりせっかくなつくたものであれば、みんなが販売しながらよそにも売っていくというふうな状況を持っていくのであればいいけれども、そうではないということになってくると、問題が出てくるのではないのかなと私は思うのですが、その点いかがですか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えをします。

まず、食は大事であるから、そういった部分で、加工品の品評会と申しますか、そういうものを開催してはどうかということであります。

確かに、管内、全道もそうでありますけれども、各市町村で生産される加工品でありますけれども、品評会とはちょっと言いにくいかもしれませんが、そういったものを販売しているときがございます。本町においても、仮にそういうものができれば、品評会というか、お祭りというか、そういったところに出してございますので、積極的に参加したいというふうには考えてございます。

それから、今、上富良野餃子の話ではないかと思えますけれども、行政としてお金を支援しているという部分は、私はちょっと、今のところ聞いてはいませんけれども、仮に仲島委員のようなお話であれば、これは、行政のお金が仮に出ていたとしたら、これはおかしな話で、みんながそういう状況になれるようなことにしなければいけないというふうには考えてございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） それは、ずっと出ているというのではないのです。1回あるときにぽっとあげて、そしてそこでつくったと。つくったものを特定のところにしかあげなかったというだけの話で、それは継続はしていないのです。だからそういうふ

うなことを、予算を使ってもらっても結構なのだけれども、そういうことのないような形にさせていただかないとならないのではないのかなというふうに私は思うのでちょっと言っただけであって、それは余り気にしないでください。

それと、農産物のことなのだけれども、やっぱりここまでするのであれば、少し力を入れて、食と花だと思うのです、これからというのは。そういうところにもう少し目を向けていただいて、例えばうちの祭りでも、四季彩まつりでも何でもいいのですが、そのときに合わせてやるとか、いろいろな方法はあると思うのですけれども、うちの方でも味覚市とか、たしか6月か7月ごろやると思うのですけれども、そういうことに合わせてやるというような形を継続してやっていただくことが一番いいことなのかなというふうに思っておりますが、今、下川あたりに行くと、あそこはうどんだという、僕はあれは知らなかったけれども、それが非常に浸透してきていると。そういうふうなことも含めて、うちの場合は「とんとんまつり」とかといって深山峠でやっているような、ああいう形式でも構わないと思うのですけれども、そういうことをもう少し広げてもらう施策をやったり少ししていただかなければならぬというふうに考えておりますので、ぜひ実現するように努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 御意見は十分わかりましたので、そういう機会をとらえまして、参加するなり、強力的にPRするなり、そういうぐあいに努めていきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 147ページ、ここの農業情報センター運営費でございますけれども、私はここの運営の見直しをずっと6年間言い続けてまいりましたが、当初、どうしてこんなにお金がかかるのだろう、もっとかけないで運営できないものかなと、こう思っておりますが、ことし10年目を迎えられたということもあまして、その大幅な見直しをされたのですが、大変御苦労もあつたかと思えますけれども、どのような見直しをされて今回57%削減と、こういうことになっておりますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをします。

農業情報センターの運営費の関係でありますけれども、これまで、平成8年でありますけれども、国の補助を受けながら導入したというのが一つござい

ます。その中におきまして、町と、それから農協と農業者ということで、3分の1ずつの負担でひとつやってきました。そこにおきましては、これまで1,600万円程度の運営でありました。それを3分の1ずつということでもあります。

しかし、農協が合併になってから、そのシステムが各市町村ごとにしか使えないということが一つわかっておりますので、農協においては、平成19年度から新たなシステムと、新たなシステムというのは、何のこともございませぬけれども、単なる、総体的に富良野線が通じ合うと、そういうシステムにしようということでございます。

これまで、気象情報とかいろいろなことで相当な維持管理、使っていましたけれども、ことしにおきましては、そういうことを見据えまして、これまで農協に委託する部分もございました。当然、人件費もかかりました。ことしについては、そういうものひとつ、切りかえが目に見えていますので、そういう人件費的なものは、ひとつ農協の方では我慢をしてもらおうと、そういったことを含めて190万円にした経緯がございます。

それからあと、保守の関係もありますけれども、保守も460、470万円かけてございましたけれども、これらについても、ひとつ新システム導入が大体決まっていますので、これらにもお金をかけないというようなことで予算が縮まった経緯がございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 19年度から新しいシステムをとということですが、今、課長も聞いておられるかと思うのですが、何か上川中部の1市7町で動き始めたいのですが、平成19年度よりの大規模集約化を目指す国の次期農業政策に向けた農地の再編の本格スタートに合わせて、地理情報システムというのですか、GIS、これを使って農用地の各種情報を統一する大規模情報ネットワークの整備をことし始めるといことで、これは、広域の農用地の全体を管理するということ、農業委員会、それから税、それから土地改良区、それから農業共済組合、農業改良普及センター、農業関連各機関共通の農用地情報を整備しようという計画、そのネットワーク、新しいネットワークをとということなのですが、これですと簡単に、地形、地番とか用水路、排水路、土地所有者とか地図、面積、利用状況、それから営農指導も、米のたんばくの分解だとか肥料の分析、解析だとか、災害時の共済の被害調査の解析のことも瞬時に可能になるといことで、非常にいい地理の情報システムが、これを使って今、上川、この1市7町でやろうといこ

となのですけれども、こういう広域にして広げていられるようなネットワークを今考えておられるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

今言った広域のものは、私どもが今、米のたんばくとか、そういったものを計測する部分ではなくて、既に農業委員会といたしましても、農地情報、これはもう毎日権利移動が行われるわけですから、これらの情報を把握するということから、これについては、上富良野町のみならず、農地情報として、これは的確に把握するものがございませぬ。

それから、農協におきましては、今、村上委員の発言のように、これについては、広域の中で米のたんばくとか、そういった農地の状況、こういったものは既にございますけれども、今後進むのではないかというふうには考えています。

委員長（西村昭教君） 15番向山委員。

15番（向山富夫君） 今の村上委員の関連で、情報センターにかかわります関連でちょっとお聞きしておきたいのですが、実は、私ども農協の組合員には、農協の方から、19年以降のファクス情報についての取り扱いについて情報が寄せられておりますけれども、現在、私どもも使わせていただいております端末機について、明年以降、保守あるいは故障等が生じた場合にはメーカー対応が今度できなくなるというような内容の文書が寄せられておりますので、利用者の方々の認識の中には、多分、町の備品だということに位置づけされておりますので、農協からそういう連絡をいただいているということに対して、町の備品である以上は簡単に自分でどうこうということもできませんので、農協とそこら辺の調整はされていると思いますけれども、できましたら組合員の方々にきちっと情報が伝わるように、移行に伴って、恐らく大半の方が端末を更新されていくのだと思いますけれども、その過程を、スムーズに移行するように周知方お願いしたいと思いますが、もしそういう調整がなされているのでしたら、ぜひ現状もお聞かせいただければと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山委員の御質問にお答えします。

細部、具体的にまだ詰めてはございませんけれども、私が先ほどお話ししましたように、19年から農協が新しいシステムに行くというのは、これは間違いのないことでございます。その中におきまして、これから農協と詰めなければならぬ部分もありま

すけれども、当然、周知をしていかなければならないし、それから、農業者の皆さん方に不安の生じないようにひとつやっていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 153ページの有害鳥獣対策につきましてお伺いをしたいと思いますけれども、予算としては昨年と変わらないということでございます。

委員長（西村昭教君） 済みません、ページ数。

3番（岩崎治男君） 153ページ。農林業、いいですね。

委員長（西村昭教君） 153ページですね。

3番（岩崎治男君） はい。この鳥獣有害駆除の謝礼とかの補助金につきましては、昨年と変わっていないようにございますけれども、今、一番害があるのはシカでありますけれども、昨年も山地帯で、シカに一晚でべろっと食われて、共済とか組合とかいろいろ交渉したのだけれども、そういうシカの被害については共済は該当しないと、共済組合のそういう対策費には該当しないとあったようなことで、担当の方へ私も言ったことがございますけれども、農業振興課の方に、何か、十勝の方では、今、防護さくとして、電牧ではきかないというのです、もうなれて、角で押し上げて、仲間が中へ出入りするような状況が生まれていて、そのようなことで、今、十勝支庁の方では、網で今、そういう防護さくを国の補助を得ながらやっているというふうなことで、うちの町でもそういうようなことをやるような状況にないのかどうかということをお伺いしたいのと、ハンターが今、随分減って、老齢化というか、いないということで、うんとシカの出る地区、東中の倍本地区では、現地の方がそういう資格をとって、鉄砲といますか、そういう打つ物を用意して持っているわけなのですけれども、こういった、ハンターの老齢化で年々減って行って大変なのだということなどを事務局から聞いておるわけなのですけれども、今後の育成というか、支援対策については、ハンターを育成するという、そういう部分ではどういうふうにお考えかお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩崎委員の御質問にお答えをします。

まず、有害鳥獣の関係でありますけれども、確かに私どもも、平成8年代から以降、何年間にわたりまして国の補助を受けながら、シカの防護さく、電気を通したものでありますけれども、これを入れてきた経緯がございます。しかし、シカもなれるの

かもしませんけれども、ない方へない方へ行っているのが現状かなと思います。

そういう中におきまして、今後これが使用できないというようなことになれば、そういうことも考えられますけれども、現在のところはまだ活動しているというような状況でございますので、それをひとつ一生懸命使っていただくことがシカ対策になるのかなというふうに考えます。これは、事業も含めていろいろございますけれども、やはり、まずは使っていただくことが、積極的活用がひとつ、一番いいのかなというふうに考えてございます。

それから、有害鳥獣のハンターの養成であります。これは非常に私どもも難しい課題だと思っております。今、町内に20人ぐらいの方が猟友会として登録いただいておりますけれども、その出勤内容というか、農作物の被害の関係で出ていく回数が、年間延べにしまして200回以上を超過してございます。今特にエゾシカ、それからキツネ、これは悪さをしますので、これらの捕獲が今、主になってございますけれども、今後、猟友会の中でも、私ども相談させていただいておりますけれども、なかなかやっぱり手がいないのだということでもあります。

そういうことでございますけれども、今後、猟友会とも協議をさせていただいて、なり手があればなっただけのような、そういう努力はしてみたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） ハンターの養成ですけれども、私も素人でわからなかったものですから、自衛隊のOBなんかはみんな鉄砲を持って演習をやっているから打てるのかと思ったら、そうでもないといった、現地でこういうハンターになるためには、また別の資格も要るのだというようなお話を聞きまして、なかなか、要請をしても、出勤していただける方が、それぞれ職業を持っていて、ないといったようなことで、自分たちも畑を上につくっているのです、よくあれするのですけれども、シカ対策、それからキツネもまだ、東中の倍本地区の簡易水道はことし完成するわけですけれども、他にまだ2カ所ぐらい簡易水道の水源池があるわけですし、こういうところにキツネが出入りすると、エキノコックス、そういうような対策のとれたものではなくて自分たちでつくった水道ですから塩素とかそういうものを入れられる体制もないわけですし、こういったキツネの繁殖も、そういった面で害になるというようなことで、今後ともハンターの育成とか支援要請については力を入れていただきたいなと思えますけれども、もう一度お願いします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩崎委員の御質問にお答えします。

鉄砲を持ったからすぐ打てるというようなものでもございませんので、これは、当然にして訓練というか、そういうものも必要でございます。実際に、20人は登録していただいていますけれども、現実問題として職業を持たれている方が多いわけですから、実際に出てきていただける方は5人とか7人とか、そういうことになります。

それで、先ほど私、年200回ぐらい延べに出ていますと言っていますけれども、これについても、猟友会としては非常に辛い、動きが多いですから、辛いということもござります。さらに私の方で、行政としてお願いしているのは、今まさに、見回り、これらもお願いしている部分なのです。だから、いろいろ要請の問題もありますけれども、猟友会には大変苦勞をかけているというのが現状でございます。

育成の問題についても、私先ほど申し上げましたように、機会あるごとにこれから申し上げまして、後継者ができるように、ひとつお話をさせていただきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） ただいまの関連で質問させていただきます。

資格を取るといって、お金もかかるし、いろいろな制約もあって難しいのだと思うのです。そうでもあるし、仕事も持っていてなかなか出られないのも理解されます。したがって、こういう資格を、やっぱり役場の職員の中から若い者を選定して資格を取らせて、それに対応できるような体制をとっていったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 吉武委員の御質問にお答えします。

確かに、これは職員も当然考えるべきことかなというふうには思いますけれども、勤務時間その他いろいろございますので、私としては、これは町の職員としては当然考えるべきことではあるかもしれませんが、やはり現在のところ、そういうことにもなりませんので、猟友会の方にひとつ、きちっとお願いをさせていただきたいというふうには考えています。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これは、やっぱり資格を取るといってお金がかかるし、勉強はどうか知らないですけれども、そういうところを持ち出しということで、それで、確かにOBは拳銃からミサイルまで

撃てるのです、大丈夫なのです。格闘もやれるし、何でもやれるのです。そういうことでは何でもないのですけれども、そういう方々に声をかけて、資格も取りやすくしてあげて、そういう会というか、固まりというか、組織というか、そういう形のものをつくって、ここは特殊ですから、こういう駐屯地がありまして、だからそういう考えがあってもいいのではないかなど。そして、こういうことでどうですか、シカが出ているのですがということで出動をしていただくというような、そういうようなものも案としてはどのようなものでしょうね。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

先ほどから出ていますように、本当に資格を取る、それから、いわゆる銃器をそろえる、それなりのお金がかかるのだなという理解を私もしています。その中におきまして、当然、農作物の被害も甚大なものになりますので、これについては、自衛隊のOB初め、そういった方に声をかけていきたいというふうには考えてございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 個人的にOBに声をかけるのではなくて、組織というか、ボランティアグループであるとか、そういう形にするのです。それで、銃器の保管とか、これまた厳しいはずですが、それで、銃器の保管要領とか、そのようなことは知っていますけれども、保管すること自体が面倒くさいですよ。だから、そういうようなものを1カ所に置けるようなところを、それこそこれは、農協、行政、何でしょうか、その辺わかりませんが、そういうところでやって、そしてそこから持っていくというようなものはいかがかなということなのです、案として。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

今御質問のありましたようなことを含めまして、私ども、猟友会、再度また協議をさせていただきまして、何とかこういうものに対応しなければならぬというふうには考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） 155ページ、これは土地改良区の借り入れ、今までちょっと見せてもらったら、今までこれは、155ページまででこれは一番数字が大きいわけですが。これは何かかなと思ったら借金だと、こういうふうなことではございますが、しるがね土地改良区の借り入れ、この金を払っていくに

当たりまして、昨年でしたか、皆さんと御審議したわけですが、これに対しまして、受益者の皆さん方がこれにこたえるように、問題もなく町に準じてこたえていただいているのかどうか、その点を1点、お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 今の御質問は、多分未納問題かなというふう感じたところでありまして、しるがねの借り入れにつきましては、平成29年までの15年間ということになってございますけれども、確かに、今御質問のように、事業が終わってから、納入されていない方が2名おられます。これらにつきまして、私どもは当然、支払いができなければ税金を投入しなければならないということになります。これについては、平成14年、15年ですか、損失補償の議決もいただいておりますので、当然にして支払いをしていかなければならないというふう考えています。

それで、前回3戸とお答えしましたけれども、1戸については悪質なケースというようなことで、強制執行をかせせていただきました。それで、これは納入済みであります。それが1件あります。それから、あと2件については、農協との調整の関係もありまして、現在のところ、まだ納入には至ってございませんけれども、それについては現在協議を進めていると。総体的には納入をしていただくというふう考えてございます。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） よく、お聞かせいただいていたのですが、私は、町長にちょっと1点お聞きしたいのですけれども、これで町の財政がだんだん厳しくなって、200億円の中でこれだけの数字ならば大したことはないということを考えるわけですが、これが100億円を切って、だんだんだんだん率が厳しくなるわけですが、この数字は。そうすると、私は、上富良野の町民と共々、町と、だんだんだんだん苦しくなってくると思うのです。

この契約は、昭和58年の日本の国の最高のときに契約したと私は考えておるわけです。それから見たら、米は半値、畑作もその半値、国が指導するものにいいものはないのです。そうすると、しるがねかん排をやって、畑に水を入れて、野菜をつくってという考えもあったかと思いますが、今になってみると、シナと中国と契約するとかいって、安いものがどんどんどんどん出てきて、契約した借金は払わなければならない、交付金は下げられる、土地の値段は20分の1になった、とんでもないことに私はなってきたおると思うのです。

そこで、この借金はもう払ってしまっているのだ

からどうもならないと思うのです。そこで、国にもう少し陳情なり要望をして、この分に見合うような、名前は変わってもよろしいですが、ひとつ交渉をして、何とかしるがねかん排の分ぐらいは目安がつくような施策をしたらどうかと、私はこう考えておるのです。

それは町長の手腕であって、これは決めたものは仕方がないでは私はいけないと思うので、ひとつよその町村より、私は、何とか上富良野町だけでも、この金だけでも私は要望して、特化の形でもらうようにしたらどうかと、私はこう思っております。というのは、美瑛でも豪雪地帯とかいって金をもらっている、上富良野はもらっていなかったとか、いろいろなことがあるわけです。自衛隊がいるから過疎にならないとか、いい面もあるけれども悪い面もある、そういうところで、何とか、ほかの町村と一緒にするのは私はいけないと思うのです。そこで、町長の手腕を出して、この辺の分を何とかどこかで補いつけるような手腕があるかないか、ひとつその点、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、手腕があるかといいますと、国に今働きかけて、その分を補わせるだけの手腕はないというふうにお答えせざるを得ません。昔と違いまして、要望・陳情すれば国が何でも何とか対応してくれるという時代が全く変わって、今、新たな事業の展開というのはなかなか難しいと。それに、御案内のとおり、助成策等々何もなしに、実際の負担がゼロで、国で全部やっていただけるというようなものは、まずないということであります。

そういうようなことで、このしるがねの負担に相当するものを国から何か引き出してこいよと、それは町長の責任でせよと言われても、これにつきましては、私としては、努力しますというお答えは、なかなかでき得ないという状況であります。

しるがねにつきましては、もう既に終了いたしましたので、この負担軽減につきましては、美瑛町と共々、中富良野町と共々に国に働きかけをいたしまして、26.数%の負担をここまで削減するのに努力をいたしてまいりました。しかしながら、終了した後に、これから支払っていかなければならないということで、大きな課題であります。

町の事業等々の負担につきましては、このような償還計画をもって償還させていただいておりますが、先ほど担当課長からお話し申し上げましたように、農家の皆さん方の負担の分も町が責任を負わな

ければならないというこの事業でございますので、これらにつきましては、今まだ完納していただけない農家の方がいるという実態であります。当初の予測からすると、大幅にそういった部分が少なくなっただけで、これも農家の皆さん方の努力と関係者の皆さん方の努力によりまして、こういう形になっているということでもあります。

そういうようなことで、これに見合うものの新たな事業の展開、国に何かをしてもらおうということにつきましては、現状の中ではなかなか難しいということと御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） 今、町長のお話も聞かせていただいて、早目にだめだと言ったならば楽だと思えます。できないと言ったら、それ以上のことはないのだから楽だと思っております。

そこで、やっぱり上富良野町の首長として、ひとつ頭を使っていたら、正直言って今までだったら、これだけの数字があればかなりの仕事ができただけです。簡単に1億円と言うけれども、この金を本当に、1億円使えたら、パン工場だとかそのような問題ではないと思っております。大きな問題でしょう。どこでももう、それこそ「かみん」ぐらいのことは私は建てられると思うので、まだ一つや二つ建っても、この金さえなければ私は楽だと思っております。

その大きな数字を、町長はこれ以上はどうにもならない、借りて出したものは仕方がないのだと、これからぼつぼつやっていくと、こういうようなことで、財政を扱っていただいております首長として、私はちょっととろいのではないかと考えているのです。どうあってもこの分は、58年の景気のいいときにやったのだけれども、これは借金は払わなければいけない。払うものは払うけれども、こういうところで何とか上富良野町を救っていただきたいとか、借金して払ったものは払ったものでこれは、取り返すわけにはいかないし、借りたものは払わなければならない、これは当然だと思っております。

そうすると、しろがねかん排というのは、私は、はっきり言ったら、このようなものを考えたら、上富良野町の土地ではない、日本の国の土地なのだから。そうしたら、土地が10分の1になるのが20分の1になるのが、果たしてだれかかれかつくるのだから、上富良野町がいなくなっても、またほかの町村が入ってくるのだから。畑や田んぼを荒らしておくわけにはいかないのだから。だから私は、何とか町民も、やっぱりやる気でこの事業にかかったのですから、取り組んでいって、ひとついいものをもって、いい農家になろうと、こういうことで上富

良野町も繁栄すると、こういうふうを考えてスタートしたものだと思うのです。そして今になったら、足をさらわれたような格好だと私は思うのです。

そこで町長の、私の言うのは、これに似合ったような、ひとつ国に働きかけて、何らかの形で少しでも、1億円といわず5,000万円でも3,000万円でもよろしいから、町長ひとつ一踏ん張りしていただいて、そして上富良野町が地権者ともども笑った日を送れるようなことをしていただきたいと、こう私は考えておりますので、町長、一骨折っていただきたいと、こういうことでございます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、どうぞ。

産業振興課長（小澤誠一君） 要請・要望の件につきましては町長の方からお答えしますが、徳島委員が言われるように、決して農地ばかりを整備したわけではないということで、ひとつ御理解をいただかなければならないと。この中には、道路、それから橋梁、橋です、それから河川の整備と、こういったものも中に入っていると。当時においては、町が道路を仮に整備するとしたら、相当な負担率になりますけれども、国の事業の中で、これは10%程度で、事業もひとつ展開されてきたと。ある意味では、そのときには最低のお金で持ち出して事業もしてきたというのも事実でございますので、決して言われるようなことばかりではないと。そういう意味では、社会資本整備をきちっと整備した部分があるということで、ひとつ理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の質問にお答えさせていただきますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、今の国は厳しい財政状況で、御案内のとおり国家予算の半分は借金で賄っている状況でありまして、今までのように、このしろがねのように、事業費の10%を地域が負担すれば事業をしてあげますよなどというのは、もうそういう制度は全くございません。

例えば、先ほど数字の上ではあのようなお話だと思いますが、3,000万円でもいいからということとありますが、3,000万円をもらってくるためには、町として7,000万円ほど用意しないと3,000万円ももらってこれないと。ただ3,000万円くださいと言ってもくれないと。何かの事業をやって、地域のために、農業者のために何かの事業を展開しようということになって、例えば事業を展開することで国から3,000万円のお金をちょうだいするためには、町の金を少なくともその倍以上用意しないともらってこれないというような、今、国と地方自治体との状況になっておりますので、

なかなか厳しい状況にあるということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） もう1回、ひとつ。

私は、端的に、町長、金だけすっすっというのではなく、私の考えは、金をもらってくれば一番いいけれども、金をもらったら、それに準じて町も金を出さなければいけないと、これは私もわかっております。だけれども私は、このしろがねかん排というのは、日本の国の最高の花形のときに決めたものですから、これはどうしてもしなければいけない。みんな、町民も、これにやっぱり期待をしておったわけだから。

中富良野町もそうです。やっぱり耕地整備、上富良野町より舗装は全部、水田の中はおくれていたわけです。だけれども耕地整備するがために、各路線がぱっと舗装になったわけです、3年か5年の間に。上富良野より早くなったのです。上富良野はもう、5線でも7線でもなっていないのに中富良野はなくなってしまったわけです。それをやったが、ぱっぱと舗装になったなと喜んで、まともな舗装をしていないから、今慌てて今度は14号でも13号でも、このようになってしまって、がたがたになってしまって、今やりかえているようなものなのです、はっきり言って。そうするようなことで、中富もそれをやっておるわけです。

だから、上富は金をもらおうというより、私の考えはもう、上富良野町のこちらはしろがねでやって、これはもうしているのですから。もうこれは二度と、だれもこういうことには手を出さないと思うのです。だけれども、これからまだ、東中、島津でも耕地整備が余計あるわけです、どんどんどんどんしなければいけないと。そうしたら、こちらにこれだけ金をかけたから、私は、そうしたら、こちらの方も0.5出してやるとか、国の主管によってやっていただくと。そうしたら、今までやっていないところは、富原、私のところはやってあります。だけれども、ほかはやっていないわけなのです。

そうすると、100万円に25万円出せとか、100万円に20万円出せとかとって、今、道補助が入ってきている。それを何とか、国の補助をもらって5%出すと、95%は国に持っていただくと言って、やっぱり私は、我が町をよくするのに、そういう仕事を持ってきてもらいたいと思うのです。そうすると、島津の方も、東中の方も、全町民が喜ばれると、私はこう思っておるのです。だから金ばかり、目先ばかり言わないで、そういう仕事を、しろがねのこういうものもあって苦慮しておるのだから、ひとつこちらの方もこういう補助金の

仕事をしていただきたいとか、どんどん陳情していただいて、町民みんな、今の1次産業が、喜んで、笑顔で送れるような体制をとっていただきたいと、こう思っておりますので、ひとつ、これからの首長としての力を発揮させていただきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

国の事業展開を促進しなさいということだと受けとめさせていただいておりますが、国が今やっております中富良野と富良野市との富良野盆地の事業につきましても、国の基準というのは非常に厳しい状況でありまして、上富良野が団地化し、あるいは対応していけるということになりますと、非常に制度の中で難しいと。

それともう一つは、しろがねで十分、農家の皆さん方も、また町も経験したわけでありましてけれども、事業を完了してから償還に入ることに対する大きな課題等々もありまして、おまけにしろがねは、あれだけの長い年月がかかってしまったというようなこともありまして、着工したときには、基本的には農水省も、町長、何を言っているのだと、農家の皆さん方がしてくださいと判こを押してきたから国はやったのだよと。だから、やってほしいというからやってあげて、何で国が怒られなければいけないというような状況で、国とは大分言い合いましたけれども、そういうような状況で、期間が長くなって、農業情勢が全く変わった状況の中で償還が始まったということの大きな問題があったわけでありまして、今町は、委員が心配されておりますように、私自身も今、耕地整備の未整備部分、これにつきましては、担当にも何度も申し上げて指示してあるところでありますが、ひとつ整備をしなければならぬということ、地域の皆さん方の理解を得なければいけないと。しかし、なかなか地域の皆さん方の腰が上がらないというような部分もあります。

ただ、今、現状では、国のそういう対応の、大きな事業の中に、富良野盆地の、富良野市と中富良野町がやっておる、あの中に入って行くことよりも、今は北海道がやっているパワーアップ事業等々の中で推進していく方が、地域にとっては、私としては有利であるというふうに思っておりますので、このパワーアップ事業がまた新たな展開をして、継続していくという方向性を北海道は示しておりますので、そういったことで対応を、未整備地域の整備を図るように進めていきたいと。

しかし、要は、農家の皆さん方にやる気を起こしていただかないと、町が強制的にやるわけにはいか

ないということでありますので、そういうあたりにつきましても十分担当にも、地域の皆さん方に説明し、促進するようにということで指示しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） 155ページ、国営しろがね事業負担支払状況、これは離農分なのです。これは、平成15年11月30日現在、29名いたわけなのです。これは、少しだけもらった資料です。その中で、その時点で8名の方の売り買いが決定するという、これは答弁をいただいているのです。そうすると、21件は、これは未納なのです。この21件の未納が、先ほど課長は何か、1件だか2件が未納になっているというようなお言葉が聞いていますけれども、これは本当にそういう事態になったのか。その点ちょっとお聞きしたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 小野委員の御質問にお答えをいたします。

私、昨年も申し上げたと思っておりますけれども、このしろがね事業は、完了前に、既に29戸の方の離農がありました。それは間違いのない事実であります。それ以降、農地の流動化、そのほか集積、売買によりまして、精算できたものがございます。

それで、現在、3戸の方が未納という状況になっています。状況変化していますけれども、さらに、私、3戸の方の未納、今年に入りまして、非常に悪質なケースでございましたので、これらについては3月に入りましてから強制執行させていただきました。それで、これまでの未納分、3年分について納入をいただきました。

それから、あと2戸につきましても、先ほども申し上げましたように、今、いわゆる係争中のものもでございます。あと、話し合いの部分もでございます。そういう中におきまして、悪質なケースではございませんので、何とか、粘り強く協議を重ねまして、納入をしていただくよう、そういうぐあいに努めていきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） この悪質者、これはもう前回からいろいろ言われておりましたけれども、これは本当に事実的に行われたのかな。もう15年ですから、すべてもう、これは、今、本当に日がたってしまって、そのときの償還をずっと見ましたら、そのお金が、本当に事実的にこちらに入ってきているのかなというような感じもするのだけれども、全く何かそういうところが余り見えないのだけれども、そういう点、何かちょっと私、疑問を持って今質問したのですけれども、これは以前から、離農の方の滞

納金についてはいろいろ議論がありましたから、それで今お聞きしたのであって、一番大きな金額の方は、なかなか難しかったと、前回、答弁の中では強制執行手段をとるといようなことを言っておりますので、これらはもう、おとりになったことなのだろうと、今の何か答弁ではそうみたい。だから、あと2件ぐらいあるのだというのは、それであるならば、ものすごい収納率だったなという感じがするのです。

ですから、それ以上これは、どうしようもない、一生懸命おやりになっているのだから、これ以上はないだろうと、この現実をちょっとお聞きしたかったかなということでございますので、あとの残った人、これはもう完全に、取れるのか取れないのか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） まず一つは、予算上の話ですけれども、農業者の分として土地改良区にひとつ、直接支払われるというようなことでひとつ理解をいただきたいと思っております。ここには、納入されたものについては出てきません。それはあくまでも土地改良区に対する事業負担金ということで、御理解をいただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、あと2戸の方がございます。これらについては、当然支払いをしていただかなければならないということでございます。当然、税金を最後に投入することになります。そういうことにするのは、迷惑もかけるというようなことになりますので、これは避けなければならぬと。そういう意味におきまして、評価は変わりますけれども土地は動きませんと。その中で、あるいは流動化したり、集積したりした中で、売買ですけれども、そういった中で処理をさせていただきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 155ページのフラヌイ2期地区、これは、どうも、ちょっとぴんとこないのですけれども、ここのところをちょっと御説明をお願いします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

フラヌイ2期地区の関係でありますけれども、これは、昭和61年でありますけれども、畑地かんがい、それから水田の保水を目的に、国の方で採択されてございます。それを受けまして、これは、私も過去にお話ししたこともあるかと思っておりますけれども、美瑛町と本町と中富良野町と3町でやっている事業でありますので、美瑛町の方にダムをつくる計画をしてございました。そのダムから水を排水する



わけですが、本町につきましては、旧草分土地改良区関係部分というようなこととなりますけれども、そういう計画がありましたけれども、結果的にはしろがねダムに水源を求めております。また、しろがねダムから水を日新ダムで受けまして、それから、先ほど申し上げましたように、旧草分土地改良区区域分に供給をしているということでございます。

内容的には、その分の、いわゆる注水路、しろがねダムから水を持ってくるための注水路、それから、そこから水をとります取水棟、それから、しろがねのダムから持ってくる導水路、こういったものをひとつ建設してございます。

事業費的には90億円でございます。これの2.5%分を、負担分でありますけれども計算しますと、2億3,000万円ぐらいになるかと思っておりますけれども、この分を上富良野町と中富良野町で、面積と水比割で負担をするものでございます。これにつきましては、平成16年に、1期分として1億9,200万円程度償還をしてございますし、今回、ここに出ています1億370万円を償還することで完了するものでございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 大分思い出してきました。わかります。要するにしろがねの水をこちらに引っ張ってきているのです。私の家の方にも来ているはずなのです。

それで、ここから具体的な話になるのですけれども、あそこは導管が走っているのです、日の出公園の方に、道路の下を走っている導管があるのです。そして、今、その道路のわきに住宅が建ち始めているのです。悪いとかいいとかではないですよ。そして、大型車両が入るのです。その導管、割れているのではないかなど。管が。それかどうかわからないのですけれども、2カ所ぐらい導管が割れて、それはつけかえをやっておりました。

それで、あそこは住宅が建つと思うのです、場所的にはいいところですから。とすると、あれだけ大型のあれが入ると、大きく破碎でもしたら、あれは、水の勢いは大変なものですから。そういうようなことがちょっと懸念されまして、その辺のところ、どのようにとらえておられるかお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 農地対策班主査、答弁。

農地対策班主査（角波光一君） あそこは国営事業の末端でありまして、今、道営事業の部分であります。そして、今埋まっている管は、大昔に入った旧草分土地改良区の管理の部分でありまして、その上に町道が占用させてもらって道路が入っているという状況です。でありまして、管が割れたりする場合は、原因が道路管理者であれば町の方で、あと、

管が古くなれば改良区の方で修繕していかなければならない場所だと思えます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 受け持ち区分はわかりました、今ので。

それで、水道管が破裂しても、相当な被害が出るでしょう。そういう懸念がされるということが1点と、あそこはやっぱり、家が建っていくのです、場所がいいですから。そうしたときに大きなものが入ってくるのです。そして、があっとやりますから。そういうものは影響があるかないか。なぜかといったら、入った後を修理をやっているから、目の前で見ていますから。それで、その辺のところをどのように注意をしていくかなど、そのところをお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

確かにそういうことは懸念されるかもしれませんが。水道管だとか、大型車が通ることによってそういう懸念はあります。それで、もう一度調査させていただきます。それで、多分、私は正規に工事をしているものだというふうには考えていますけれども、そういう懸念があるとしたら、もう一度調べ直して、きちっとさせていただきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 143ページです。アグリパートナーの関係でございます。

この関係については、富良野地方の関係は、平成15年から55万8,000円ということで、ずっと同じ金額。しかし、町の関係につきましては、平成15年は135万円で、その後、昨年は100万円、今回は45万円ということで、大幅に削減をされています。したがって、17年度の事業実績、効果、言うなれば富良野地方と町の方との関係等をお知らせいただきたいのと、それから、18年度の事業の予算にかかわる、言うならば100万円から45万円になったケースの中でどう事業を展開しているのかという、その計画についてお知らせいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

アグリパートナーの関係でございますけれども、富良野地方のアグリパートナーについては、前年度と予算は変わっておりません。まず一つは、大体、例年どおりの事業が行われるという考え方であります。

それから、町の方でありますけれども、これは、これまで結婚相談員を置いてございました。これを、なかなか適任者が今見つからないというようなこともございます。そういうようなことから、私も農業委員会内部に吸収するというので、吸収してその仕事をやっていこうというようなことで、この分については減額させていただきました。そういう内容になってございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 農業委員会の方に入った形でしていくということになると、言うなれば専門の結婚相談員ではなくて職員が担当していくという形で予算を減額したということですが、一応、雑誌、写真の掲載、交流などで単独と広域ということですが、とりあえず今年度、町の45万円の中での交流の集いなどの実施内容、計画についてちょっとお知らせください。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

雑誌の掲載、それから総体的な交流については、これは沿線のアグリパートナー協議会、55万8,000円の方であります。町においては、当然、これまでの業務を吸収して、後退させることなくやらなければなりませんけれども、何分、結婚相談員を置いていないということから、多分その分が少し後退するような気もしますけれども、中身については似たようなことをやります。女性との交流の場をつくる、これも一つであります。それから、そういうことがひとつ中心になります。例えばサマーフェスティバルをやりますとか、そういうような中で使われる経費でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 僕は、45万円ほどあれしたのであれば、もう具体的にある面で18年度の事業構築ができて、何月に何をやるのかというようなことがあるのかなという期待をしていたので、できればそういうことと、それからもう一つは、農業後継者ということでは十分配慮していかなければならないということなので、とりあえず対象人員といたら年齢的にいろいろ出てくるとは思いますけれども、とりあえず産業振興課の方でどのような形で対象者数をとらえているかということをお聞きしたい。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

私どもで押さえているのは、今、適齢者50名であります。男性の中には50近い方もおられますけ

れども、それでも、そこを含めまして、20代から40代、50代近い人もおりますけれども、50名おります。

11番（中村有秀君） いやいや、事業計画が18年度は、もうある面でアウトラインができていでしょう。何月に何をやるのかというようなことの予算の組み立てをしていると思うので、その点ちょっとお聞きしたいということです。

委員長（西村昭教君） 農地対策班主幹、答弁。

農地対策班主幹（土井紀三男君） 中村委員の説明をいたします。

事業内容については、事務局としては情報収集が一番だということを考えて、今現在、農業後継者の、当然結婚されている奥様方を集めて、そういう交流会を設けながら情報を収集したり、また、先ほど小澤課長の方からも言いましたが、小規模的な男女の交流会の場を設定していきたいと、この2点が45万円の主な使途の理由でございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 148ページの農地流動化促進対策という形で40万円ついておりますが、これは一般財源という形で、道の補助等はないという形で書かれておりますが、今回、上富良野町においては、農地のあっせん状況はどのようになっているのか、この点。

さらに、道においても、いわゆる農地流動化、あるいは離農跡地について、定年退職、あるいは農家をやりたいというような、新規就農者と同じなのですが、そういう中で、やはり荒れ地を出さないという形の中で、一定の政策展開をして農業をやりたいという方を、いろいろな形の中で公募したりだとか募集したりだとかしておりますが、上富良野町においては、政策展開は一部あるものの、もっと現実に即した中で農地の促進、あるいは農業をやりたいという方の公募・募集というものが現状では考えておられるのか、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

まず、農地の流動化等の関係でありますけれども、これは私ども、平成16年と17年の、合わせまして280ヘクタールぐらい今流動化させていただきました。それで、これは畑が主になってはいますが、今後いろいろ出ていますが、品目横断的な経営対策ですか、これらが導入されることによって、特に水田、小規模的な水田農家の方々の離農は懸念されますけれども、おかげさまで何とか流動化

をさせていただいたという経緯がございます。

それで、これは17年度をもってまず完了いたしますけれども、この40万円につきましては、多分、私が申し上げましたように、そういった方々が出てきますので、地域の農地は地域でひとつ、守っていただくというか、流動化をひとつお願いをする部分ということになろうかと思えます。そのための、現在16の改善組合が今ございますので、農用地改善組合ですが、これらの方々の運営経費ということで、1集団2万5,000円であります。

内容的には、いろいろ聞いてみますと、10万円程度が経費としてかかると。主なものは、会場の借り上げだとか、いろいろなそういうようなものになっていますけれども、これの4分の1。農協においても4分の1でありますので、両方で5万円、2分の1ということになりますけれども、そういう支出の仕方です。

それから、新規就農と申しますか、一時酪農を志す方が2軒ほど入ってきましたけれども、その後は入ってきておりません。募集というか、そういったPRなんかについては従来どおりやっていますけれども、今のところはございません。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしたら、今年度においては、大体、農地についてはあれですか、流動化という形で、あっせんなどというのではないという形ですか。どこかに、いわゆる吸収法人等に吸収されて、そういったものはないという形ですか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 今も出ておりますけれども、ことしに入ってから結構出てきております。それはまだ集計してございませんけれども、かなりの数になっているということでとらえていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他に、もうございませぬ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を20分といたしまして、再開時間を11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 開議

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質問はございませんか。

16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 151ページの串内草地組合についてちょっと、これは町長の考え方を聞きたいなと思いますので、よろしくお願いします。

町長も我々と一緒に議員として行かれているのですけれども、これは昭和56年ぐらいからもう25年もたって、当時とはかなり条件が、農業情勢も変わってきたということで、かなり変わってはきているのですけれども、そのような中で、ただ、毎年町の負担が1,000万円以上していかなければならないということで、それが組合員にとって本当に値があるものなのか。それが十分活用されておるものならいいのですけれども、だんだん、何か、頭数も減ってきているような状態で、上富良野については、去年で1,079頭、全部で、その中で上富良野は230頭ぐらいおるのですけれども、その中で、これから2、3年後はまた償還も、今は償還については560万円ぐらい、18年度です、これが3年後になると1,000万円を越すような状況で、また負担も多くなるのかなと。

そのようなことで、よく聞くとこれは大変だという、この間も帰り際に池部町長が、これまた大変なのだという話もしたので、おのおのがそういう考え方をしていると思うのですけれども、うちの町長としてちょっとそこら辺を、考え方を聞きたいなと思っています。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部委員の御質問にお答えさせていただきます。

一緒に串内議会議員で、一緒に串内の対応はさせていただいているところでありますが、発足当時はそれなりの対応がなされてきた経過があるわけでありまして、現状におきましてはいろいろと、委員も御承知のとおり、串内組合そのものも改革を図りながら、経費の節減を図りつつ運営をしておるところであります。いかんせん、造成費、草地費等々で抱えた借入金の支払い等々がまだ続いているというような状況にありまして、この大半が償還額的な部分もあるわけでありまして、ただ、発足当時からそれぞれの自治体の負担割合を決めさせていただいて、負担割合を決めているところでありますけれども、いつも私思うことは、上富良野町が利用頭数が少ないと。飼育頭数は相当数あるわけでありまして、串内の利用頭数が少ないことによりまして、1頭当たりの単価で割り返しますと、上富良野町が一番負担率が高いということになります。

よその町村におきましては、串内利用率が非常に高いわけでありまして、それぞれに上富良野町の飼育の農家の皆さん方も、それぞれの経営方針の中で対処しているものというふうには思っておりますが、

何とかこの負担率につきましては、発足当時の約束事でございますので、今後も串内草地組合が継続する範囲内においては、こういう率で負担をしていかなければならないということであれば、ひとつ利用を促進していただきたいというふうに思っております。

また、串内の草地組合の一部事務組合の将来的な部分につきましては、今、圏域の中でも検討しておりますけれども、これは、将来的にも自治体が対応すべきものなのか、あるいは、そろそろJAも富良野圏域の一つのJAになったということから、実勢からJA管理に対応できないかというようなことも含めながら、これから十分、圏域の中で検討していかなければならない課題であるということで私としては認識をいたしているところでありますので、これからの部分につきましては、課題として押さえながら、この対応につきましては、何とか上富良野町の飼育農家の皆さん方が利用頭数をふやしていただくようなことを進めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 151ページの串内の関係で、1,145万円からの、上富良野町も運営費の負担をして運営されているわけですがけれども、この牧場の用地のことでちょっとお伺いしますけれども、この用地を十勝縦断の高速道路が、今、工事が行われているわけでごさいます、ここを、牧場の用地を走るわけで、その工事に対する用地買収とか、用地の補償関係の、これも上富良野も、串内組合の5分の1近くを、権利といいますか、運営を携わっているわけでごさいます、そこらあたりは組合が違うから報告できないのかどうかちょっとわかりませんが、してもいいのであればお教を願いたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩崎委員の御質問にお答えいたします。

串内の牧草地の中に、そういう道路を供用されることによって補償にかかった部分がございます。これにつきましては、昨年だと思っておりますけれども、補正予算を立てさせていただきまして、その中で国からいただく補助金について、歳入として受けている経緯がございます。額は忘れましてけれども、それを負担に応じて町の方に返還したということになってございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） ただいま担当課長のお話では、そういう用地買収のお金を返還したという、そ

の返還したという意味はどういうことでしょうか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 要するに、道路の買収によって串内の方にお金が入るわけですから、そのお金を負担率に応じて、上富良野町にもその分として支払われていると。そういうことで、昨年でありますけれども、その額を補正予算を立てまして、歳入として入れた経緯がございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 152ページの林業振興費の点でお伺いいたしますが、今回、負担金補助及び交付金で森林整備地域の支援交付金という形で予算がついておりますが、今年度はありますけれども、来年度以降、財政計画の予算書を見ましたら、ないという状況の中で、この交付金の支出される基準というのは、どういう基準に基づいて交付されているのか。地域の森林整備という形の交付金だと思いますので、それで、上富良野町における森林整備、これを活用した中での道からの補助整備もありますが、相当やられている貴重な財源だと思いますので、こういった財源がなくなるということであれば、地域の森林業者や整備がおくられて荒地になるという可能性もありますので、この点はどういう補助内容なのか。また、今年度で打ち切りということなのですが、その内容についてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

森林整備地域活動支援でありますけれども、これは地球の温暖化防止と、こういったことが一つ国の方で取り上げられておまして、森林の持つそういった公的機能、これを持続させていこうという考え方があります。これに對しまして、造林、間伐、その他ありますけれども、こういったものは施業計画の中で行われることとなりますけれども、ヘクター当たり、今、1万円を森林所有者に支援するものであります。

内容的には、1万円のうち国が50%、5,000円あります。それから、都道府県が25%あります。それで2,500円。市町村が2,500円出しまして、森林所有者の森林の状況、あるいは作業道の整備だとか、こういったものを、現在、森林組合と委託いたしまして、森林の所有者はひとつその活性化を図っているという状況でございます。

それで、国が今打ち出しているのは平成18年度までであります。本町もそれに合わせまして18年度の計画を組んでいますけれども、19年、これで

国は1回打ち切るのかなという考え方でおります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 補助という形で、そう長続き、財政効果という点でもいろいろあるのでしょうか、地域にいたしましたら、貴重なやっばり、これを財源にした森林整備などをやられているということでありますから、そういう意味で、それでなくても、やはり間伐材、除間伐、間伐しても、今、木材が低迷しているという状況の中で売っても、やっぱり経費も出ないという状況が聞こえてきます。そういう意味では、こういう部分については、引き続き必要な財源として要望をしていくよう、地域でも取り組みが必要だと思いますので、この点についても、もう一度確認の上お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

まだ19年度以降の、そういう国の事業の姿はまだ見えていないのが現実であります。その中で、私、19年度以降、これが継続するという、国が打ち出すことであれば、当然にして町もよく検討して、これに乗っていくもののかなというふうなところは考えてございます。

委員長（西村昭教君） ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これで、第5款、6款の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第7款商工費の158ページから167ページまでの質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 165ページの深山峠のトイレの解体49万6,000円、予算化されていますが、これは、利用が余りなされていないということで解体されるのかなと考えるのですが、今、庁内でやっているもののプロジェクトでわかりまして、公共施設の見直しの計画に基づいて解体されるのか、それとも地域の要望なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

トイレの解体でございますけれども、これにつきましては、利用頻度が極めて低いということから、あそこにあるのも、使わないものであればない方が

いい、景観上もその方がいいというようなことで、今回、解体撤去させていただこうということでございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 163ページの広域観光事業について若干お伺いしたいことがありますけれども、1点は、まず、おととしから始まりましてシーニックバイウェイ北海道について、旭川から占冠までの国道237号線の、景観と観光を加味したシーニックバイウェイというのが国土交通省のモデル事業として始められておりますが、なかなか、その広がりというものが全道的なものになっておりまして、今は知床の方、それから道東の弟子屈の方にも広く進んでおりまして、一番最初のモデル事業となった上富良野を含む237号線とニセコ道の方が、若干ニセコ地域と富良野地域の格差が最近出てきておるように思いますが、その中で、予算化もなかなかされていない状況にありますけれども、このことに対して、町としてせっかく国や道が進める観光の拠点となる事業ではありますけれども、このことに対して対応策等をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 今の金子委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

シーニックバイウェイ北海道の本ルートとして、大雪・富良野ルートを指定されまして約1年が経過しようとしております。現在のところ、民間を中心とした活動団体の皆さんが自主的に、いろいろな活動の展開についての研究・調査を行って、一部実行に移している段階にあります。

それで、沿線の自治体も含めて、観光協会といいますが、そういう部分での取り組みが、今のところまだされていない状況ではありますけれども、沿線の行政連絡会議等も立ち上げておりまして、そして今後、それに付随した形で地元の観光協会等の連携強化というものも出てくると思えますが、今行われています民間の活動団体による活動が具体的にどういふものをしていくのかと、そういうものがはっきりした時点で、広域の観光なり地元の自治体での連携をとった中での、そういう部分での予算的、あるいは人的な支援、そういうものがだんだん成熟していくのではないかなというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 現実、さまざまな、観光協会というよりは、ほかの民間団体、もしくは商工会の部会等の流れで、やはりシーニックバイウェイ北海道に乗った動きというものを現実に組織化させていく動きがありますけれども、それらが実際18

年度に動き出したときの対応というものが、この予算上からは見えてこないのですけれども、そういった場合の措置はどのように行うのか、具体的な方策をちょっとお聞きしたいのです。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 引き続きの答弁になるかと思いますが、具体的に今活動が行われております民間の活動団体の方からの、まず今の段階では自分たちで何ができるかというところの模索の段階であると思っています。一部、行政側として、予算はついていないのですけれども、活動団体が行うという事業なり、そういう部分で行政手続上必要になってくるようなものが出てきた場合には、そういう形で支援はもう実際に始まっているところではありますけれども、今後、シーニックバイウェイというものを中心にして、観光であるとか地元の産業への波及が見込まれる活動に関しては、今後、具体的なそういうアクションみたいなものも、行政側としても出していかなければならないのかなというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） ただいまの御答弁、非常に明確でわかりやすかったと思いますので、ぜひ上富良野の観光のためにもお願いいたします。

もう1点、先月行われました美瑛・富良野人になるという、そういうこともやられておまして、実はこれは、聞くところによりますと、継続的に事業として行われるような話がありますけれども、残念ながら上富良野地区におきましては、十勝岳の一部の宿泊施設等々が参加をされたと聞いております。せっかく163ページの中で富良野・美瑛広域推進協議会に140万円という負担金を払いながらやっているにもかかわらず、富良野地区及び美瑛地区では非常に活発に、この富良野・美瑛人になるキャンペーンというものを行われてきておりましたが、当町においては、残念ながらその盛り上がりには欠けていた部分というのは否めないと思いますが、来年度以降、このように毎年大きな負担金を払っているのであれば、それらについての広域性についてどのような方策をとっていくのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの御質問でございますけれども、確かに沿線で協力してこの事業が行われておりますが、上富については、知名度が薄いといたしますか、少ないというのが現状なのかなと思います。しかしながら、去年、ことしと、ことし2年目かと思っておりますけれども、上富良野地区の民間の団体もかなり協力して事業を実施して

くれておりますので、美瑛・富良野推進協議会を通してさらなる支援をしていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） ですから、私がお聞きしたいのは、140万円という負担金は、他の観光の負担から見ると大きいわけです。その中で、せっかくそういう事業を行っているのですから、この負担金に見合うというか、費用対効果が出るような、そういった方策をとらないと、ただ富良野・美瑛の広域の協議会に入って応分の負担を求められるという、負担金だけ払って、それに見合う効果が得られないような方策というのは、私はもったいないと思うので、これだけの多額の負担金、小さくないですから、これに見合うようなそういった事業をきちっと推進していけるような方策をとっていただけるかどうか、もう一度お聞きします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子委員の御質問にお答えします。

確かに御意見のように、上富良野町は少し消極的な部分はあったかもしれません。それは事実といたしまして、美瑛・富良野広域の協議会がございまして、ことしから、これは積極的に参加するようにしていきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） せっかくいい言葉をいただいたのですが、要するに、今、私たちの方では、非常に宣伝がへたくそだということ、これは間違いのない事実なので、140万円のお金を出しているよということは、美瑛、上富、中富良野と、これは幾らずつ出しているのかなと思うのです。だから140万円の、こういう予算を計上したということは、こういうことをやりますというふうなものがないとだめだと思うのです、僕は。ただ何となく予算をつけたぞと、くれと言われたから出すのだということでは、もうやらない方がいいのです、早い話が。

ということは、やっぱりかなり消極的だというのは、何年か前になるのですけれども、今、ノロックが走っているのですが、実は上富良野でとめたいという話があったのです。あそこにとめて、日の出山まで交通のアクセスを考えてくれないかというような話があって、ちょっと役場の方に話しに来たことがあるのですけれども、もう、わしは知らないような顔をしているわけです、みんな。だから、余計なことはしたくないということなのかなと思うのですけれども、そういうことでは、これは今後ますますだめになるのだらうと。

そこら辺になると、私たちの方も、商工会、おまえ何をやっているのよという話にもなるのですが、私たちもそういうふうな関係で、何ばか行政の方に負担をとというふうな考え方で、実は言ったことがあるのです。あそこへ、ほる馬車でもつくって、馬車でも引っ張ってやるかなどという話も実はあったのですが、だれがその馬の管理をするのだとか何とかという話になって断ち切れなくなった。そういうふうなことがあるから、やっぱり積極的に物事というのは進めていかないと、せっかくつけた予算をただとられているのでは話にならないと思うのです、僕は。

富良野の演劇工房にも、あれは金を100万円だかべろっと出しているけれども、あれは何になるのかというようなものなのです。だからそういうふうな予算のつけ方というのは、非常におもしろくないです。もう、何たって美瑛・富良野だから、上富、中富はぶち切れているというふうな状況があるから、だからそういうことはやっぱりこれからもう少し神経を使ってやっていただかないと、金がない金がないと、町長もどこへ行ってでも平気な顔をして言って歩いているけれども、やっぱりもうちょっと実のある金の使い方をしていただかないとだめだと思うのですが、その辺、課長どうでしょう。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えいたします。

確かに、負担の割合からまず申し上げます。富良野が350万円、それから美瑛が210万円、あと、本町、中富良野町、南富良野町、占冠村、これらが140万円でございます。

今、御意見のように、確かにPRも、本町については苦手な部分かもしれませんが、私は、そういうことを一生懸命やって、経済効果をやっぱり高めていくことが必要だなというのは実感しておりますので、今後積極的にやっていくということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 162ページの観光客誘致事業という形で92万3,000円がついております。この中にはインターネットの情報発信という形で、いろいろ工夫もされているかと思いますが、今後、インターネットの情報発信という形では、やはり地域の特産なりも紹介、見ましたらされておりますが、もっと地域の自然体験ができる、あるいはそういう感じの拠点づくりもしていかなければ、インターネットで発信しても、なかなか結びつかない部分も出てくるのではないかなというふうに思いますので、これとあわせてお聞きしたいのは、この間、

上富良野でもまちづくりという形で住民が集まって、協議もされてきました。その中でも、どうしても上富良野が好きという、上富良野都市計画マスタープランという、そういう本も作成されております。

この中で共通しているのは、上富良野町の自然を生かすと。町外から来た人たちも、その自然の中で楽しんでもらおうと。なおかつ、農業体験も含めた中での、やっぱりそういう特産品や農業、自然の楽しさを体験してもらおうということが基本として流れています。そういうことを考えたときに、上富良野の、やはり観光農業としてのあり方という形では、以前からも言われておりましたが、これをやはり進める手だて等の方策というのですか、これをより具体的に進めなければならない時期ではないかなというふうに考えております。

確かに部分的にはやられているかというふうに思いますが、今本当にこういうグリーン・ツーリズムや上富良野の自然、冬は雪を楽しむ、その中で、かんじきという形で温泉ではやられておりますし、そういうものを一体として、やはり上富良野のイメージを、本当に自然があって、雪があって、そこに緑があると。緑があって水があるというようなイメージを、やはり全面的に打ち出すような、新しい政策の展開というよりは、従来言われ尽くしてきた展開をさらに推し進める手だてが必要になってきているのだと思うのですが、この点について、今後の考え方等について、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

非常に私も難しいものだと思いますけれども、確かにこのごろ民間におきましては、そういった体験型、それから自然も温泉も生かした、そういった取り入れたものが個人旅行というようなことで進められてございますけれども、方向的には私はそういう方向かなというふうに思っています。これは、行政でどうのということになると、非常にまた、いろいろハードの部分も含めて相当莫大な投資をしなければならぬということもございます。

そういう意味で、これは一般質問にもございました。そういう意味では、何とか施設については民間で、あと、考え方については、当然民間がやられることになっていきますけれども、行政としても積極的にそれらに取り組む姿勢が必要だというふうには考えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 確かに行政だけでは当然取

り組めない課題だというふうに思います。やはり最初から大きなものという形にはならないと思いますが、小さく産んで大きく育てるといふ、そういった部分のきっかけというのですか、取り組みが大事だと思うのです。

いろいろな取り組みもされておりますので、やはり町長、こういった点では、いろいろな自治体が今こぞってこういった部分の具体的な対策ということでは進められておりますので、町長自身は上富良野に合った観光のあり方という点で、今、土の館から、白銀荘からもうやってきているのです。そういうものを生かせるかどうかというところが今かわって、本当に重要な曲がり角に来ていると思いますので、そういう点も含めて、意識が当然、改革ということも必要であります。町長として今後進めるに当たって、具体的な考え等がありましたらお聞かせいただければというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

観光につきましては、今、1次産業に匹敵する、あるいはそれ以上になりつつあります大きな基盤がありますので、これらの対応につきましては、行政としても十分な対処をしていかなければならない課題であるという認識をしております。

委員からもお話がありましたように、おかげさまで上富良野町におきましては、土の館の北海道遺産の指定、あるいは後藤美術館というようなことで、民間の方々の投資によります大きな観光施設、そしてフラワーランドといった施設等々が今整備されておりますことは、民間の皆さん方の自助努力ということに対する対応について、行政もそれに対応でき得る体制を整備していかなければならないというふうに思っております。何といたしても、上富良野町におきましては、自然景観が売り物であります。いかにこの景観を守りながら、十勝岳連峰を含めた丘陵地帯のこの農村風景を維持していかなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、今一番、我が町におきます、観光における、あるいは他の部分においても言えるわけですが、先ほども御指摘いただいた部分もありますけれども、異業種間の連携ということがなかなか難しいということが今ネックとされていると。それともう一つは、関連組織、関連機関同士の連携、例えば観光につきましても、観光協会と温泉旅館観光協会、あるいは深山峠、あるいは十勝岳といった、そういった部分の組織の連携というものがなかなか十分に発揮でき得ないというような部分等々がありますので、そういった民間の組織との連

携、また異業種間の連携、そういうようなことも含めながら、今後、行政としての対応をより一層推進していきたいというふうに思っております。

そういうようなことから、16年の組織機構改革におきまして、産業振興課ということで、観光と基幹産業の農業と商工業というものを、縦割り行政ではなくて一括した中で推進していくということで組織をつくり上げてきておりますので、この組織も十分に機能させながら、それぞれの、農業、商業、観光の連携を図って推進をしていくと。これは、観光事業ばかりではなくて、基幹産業の農業においても、先ほど指摘があったように大変重要な課題だし、商工業においても重要であると。今までのような縦割りに対応していくのではなくて、この連携を推進していくということがこれから重要な分野であるというふうに認識しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 163ページ、ラベンダー香り袋の作製と原材料についてでありますけれども、作製による謝礼には20万円、原材料にしたら34万8,000円。これをつくった製品は、どのようになっているのでしょうか。例えば観光宣伝用に無料配布をしているのか、販売をしているのか、その辺の効果はどうなのかということについてお伺いをいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 吉武委員の御質問にお答えをします。

ラベンダーのおい袋でありますけれども、これは、これまで2万個ほどつくられてございました。それで、17年ぐらいから1万個にした経緯がございます。内容的には、観光宣伝用のときに配布をするというのが基本になってございます。これに材料だとかがかかかりますので、1個当たり何十円かになっているという、結構いい値段にはなっているものでございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 今の163ページの全国ハープサミット、これを見てちょっと思い出したのですけれども、これは七、八年前になりますが、全国ハープサミット大会をやって、非常に盛大に、全国から集まって、わあ、これはすばらしいなど、ちょうど議員になったばかりで、隣に座った方は大分の方だったのですが、そういうものをちょっと思い出したのですが、私は、今、住民会長をやっておりまして、やっぱり北海道の住民会長が集まる会議があるのです。それをそれぞれ担当してやってきているのです。それから、上川管内のそういう人た



ちも集まって会議をやるのです。入りましたから、いずれどれかをやらなければならないと思うのですけれども、そういう会議関係は、これは要職にある方たちが来るのですから、これは最高のPRになるのではないかと思います。

そういうものを、住民会長だけではなく、商工会あり、農業関係ありでしょう。そういう関係の会議を大いに、ラベンダーの時期はだめだと思えます、多分満杯になっていますから。300人から集まってきたら、泊まるどころがなくなりますから。それをちょっとずらしたところあたりでもってそういう会議、大いに呼んではいかがかなというようなものが1点と、今、湯布院が朝のドラマでやっているのです。非常に湯布院が売り出しています。湯布院というところは、上富良野と同じなのです、自衛隊があって、それで町もちょうど、大きさも同じぐらい。それで、あそこは湯布岳があって、ここは十勝岳があるということで、よく似ているのです。

ここは北の国からでもって、あそこの温泉に女優が入りに来たときに、非常にPRをどっと、北の国効果が出ましたけれども、今、湯布院はそれでぐっと伸びてきているのです。ここもそういうところなのです、上富良野も。私も北海道をぐるぐる回ったときに、旭川方面から来れば、深山峠から見ると十勝岳を見たら、ああ、帰ってきたなという。それから、こちらの方は東大演習林から芦別岳ですか、あれを桜の季節にぱっと見ると、ああ、こちらへ帰ってきたなという、そういうようなものを持ちましたけれども、そういうように、非常にここは恵まれているのです。

そういうことで、ここにあります観光客誘致というものを、観光もそうですけれども、そういう会議関係あたりにも声をかけられて、行政あたりもそういう会議が来れば、町長、ちょっとあいさつをお願いしますとか、担当の所管の課長あいさつということに当然なろうかと思えますけれども、そういうようなものは嫌がらずに、そういうものをお呼びしてはいかがかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の御質問にお答えします。

確かにハープサミットも、10年ぐらい前、10年までたたない、八、九年だと思えますけれども、そういうものを招聘したことがございます。

それで、この2月でありますけれども、大雪山国立公園の連絡協議会というのが、国立公園を抱える市町村で構成するものでありますけれども、そこにおきましても、サミットではありませんでしたけれ

ども、そういう会議というか、研修会といいますか、そういうものが開催されてございます。

私は、こういう機会があれば、ぜひそういったものも招聘したいというふうには考えてございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これは結構、会議を呼ぶというと、大変な手間なのです。会場づくりから、会議はここでやって、会食はこちらでというようなことで、なかなか大変なのです。それでなかなか呼ばないのです。特にトップに立っていくほど、いやいや、これは呼ぶの大変だからなというのはあるのですけれども、その辺を行政から声をかけて、会議も呼んで、ひとつやってくださいよというような、お金以外はお手伝いしますよぐらいな、何かそういうようなことで声をかけてやってはいかがかなというのは感じますので、この辺、どうでしょう。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 先ほど申し上げましたように、そういった会議だとか、これは労を惜しまずやる必要があるなど。それがひいては人を呼ぶことになりまして、そういうことが経済効果に波及していけば、これはよろしいことだなどというふうには考えますので、その辺は機会があれば、積極的に呼びたいというふうには考えています。

委員長（西村昭教君） 質問、もうございませんね。

それでは、昼食前なので、最後、11番中村委員。

11番（中村有秀君） 163ページ、恐らく十勝岳観光協会の運営補助の中に入っていると思いますが、周遊バスの関係についてお尋ねをしたいと思えます。

昨年、試行的に周遊バスが実施されました。ただ、非常に宣伝等が行き届かなかった面、それから案内のガイドの関係と、いろいろな問題もありましたけれども、とりあえず17年度の利用状況について、運行日数、それから乗車人員、それから、アンケートをとられたと思います。それで、アンケートの内容の中での代表的なもの、それからもう一つは、これに関する経費がどのぐらいだったかということでお尋ねをしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） アンケートにつきましては、後ほど主幹の方が答えますけれども、利用状況であります。昨年、7月、8月にかけて17日間、土・日、祭日でありまして、17日間周遊バスを走らせてまして、182人の乗車がございました。これは、1日当たり11人ぐらいになるかと思えますけれども、PR不足もあったかもしませ

んけれども、多少うちの循環バスよりはいいのかなと、そのような感じしておりますけれども、ことしはインターネット等を含めまして、もう少しPRをいたしまして、期間は少し検討しまして、縮めることもあるかもしれませんけれども、もう1年走らせてみたいというふうに考えています。

それから、経費でありますけれども、1人当たり500円いただきました。これは、掛け算しますと8万8,000円ぐらいになるかと思っておりますけれども、収入についてはそういうことであります。

それから、支出でありますけれども、55万6,000円かかっています。採算的には合うものではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、経済効果をひとつ考えるならば、これはそういうことばかりも言えませんが、状況的にはなっております。

それからあと、アンケートの関係については、多湖主幹の方から今、お答えします。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 周遊バスのアンケートの件についてお答えいたしますけれども、アンケートの結果、よかったという回答が87%、普通であるというような回答が12%、よくないというものも1件ありました。このよくないというものにつきましては、ルートを逆にしたらどうかという提案がございまして、そういうことからの1件でございました。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 確かに収入が8万8,000円で、支出が55万6,000円ということでございますけれども、私、基本的に、上富良野の観光施設をいかに多くの皆さん方、それからまた町民も、ある面で乗っている面もあるのです。そういう点では、なおこの事業を実施してほしいということ、中身の関係で、例えば後藤美術館にいる時間がちょっと短いとかという意見があったり、それから、あの短い時間で入場料をこれだけ払ってという意見も、私もちょっとアンケートを見たのですが、そういうことがあるものですから、せっかくある面で投資をして、これだけ上富良野のいろいろな分野の観光施設、まちめぐりをするということであれば、そのアンケートや、それから担当された、あそこで観光ボランティアでいる人たちの意見だとかということも踏まえながら、観光協会とともに、新たな、18年度は利用拡大ということも含めて、ルートの検討等も含めてお願いをいたしたいと思うのです。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

確かに昨年、初めて実施したということでありますので、いろいろアンケートもとらせてもらいましたけれども、今、よかったということもありますし、また普通だという意見もございまして、私としては、そういった観光協会の意見だとか、それからいろいろなボランティアの皆さん方の意見を聞きながら、ことしはそういったことも反映させるように、ひとつ進めていきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） それでは、昼食休憩に入ります。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後1時からいたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 開議

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑の続行をいたします。ございませんか。

15番向山委員。

15番（向山富夫君） 167ページの吹上露天の湯についてちょっとお尋ねさせていただきます。

実は昨年の暮れに、私、旅行雑誌を見ましたところ、無料で入れる露天風呂の記事が掲載されておりまして、その中で、全道で10カ所ぐらいだったと思いますが、無料で入れる露天風呂を特集がされておりまして、それぞれ短いコメントがついておりました。その中で、それぞれ特徴のあるPRがなされていた中で、上富良野の露天の湯も写真つきで載っておりまして、そこに掲げてありましたコメントは、非常に盗難が多発しているのに注意が必要だと、上富良野だけはそういうふうに掲載されておりました。

非常に私のがっかりしたわけですが、私の承知しているところによりますと、町が観光のスポットとしてあそこを整備しているとか、何か投資をしているということはしていないというふうに承知しておりますが、いずれにいたしましても、お風呂に入れるようなことに対する、町が何がしかの便宜供用をしているとすれば、あるいはこれからはしていくとすれば、やはり利用者のモラルだけに頼ってはいけません、もうおれなレベルのかなというふうに心配するわけです。

それで、今後もあそこをどのような形で利用していくのかという方向づけを、ある程度町として見定めて、それに対する対応をどうしていくのかと

というような考えをお持ちでしたら、この際お聞きしておきたいなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山委員の御質問にお答えをいたします。

町はあの施設、平成4年、5年ぐらいたったと思ひますけれども、施設整備をいたしまして、多くの方々に入浴をいただきました。その後、白銀荘その他整備をしてきましたし、私は主要な位置づけというより、今後の利用形態のことにありますけれども、やはり利用者についてはモラルを持って入ってもらわなければならない部分もありますけれども、町は今後、そういった吹上露天の湯を整備するという考えはありませんし、主要な施設が山には4カ所ございますので、それらの誘客をするための相乗効果をもたらす、そういう施設だという位置づけで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山委員。

15番（向山富夫君） 考え方としては理解いたしました。

ただ、恐らく観光業者の方は、やはりそういった、町がどういう位置づけをしているかということにかかわりなく、今後も何かにつけて観光スポットとしての利用を、商売のためとして利用されることも今後あるかと思うのです。それで、ある程度、例えば町の観光協会なり沿線のそういう協議会等にも、町としての位置づけ、特に町の観光協会あたりは、それをまた売りにPRされても、これまた、その後始末が町に降りかかってくるようなことでも困りますので、そこら辺との連携も十分にとつていただいて、きちっとした町としてのスタンスが示せるような配慮もお願ひしたいと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 今の向山委員の御質問にお答えします。

十分、今の御意見を伺いましたので、その辺の方向でひとつ位置づけしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 165ページです。委託料の関係でございます。

まず1点は、千望峠の関係でございます。一つは、広場の清掃管理ということで、これは若干ふえているのですけれども、15年、16年、17年の予算書を見ると、千望峠の駐車場管理の下にラベンダー等の管理ということで予算書、決算書に載っているのです。決算的には15年が36万円、16年

が33万円、17年度の予算書では28万1,000円ということで残って、今回は消えているわけで、一つは、ラベンダーがなくなったのか、それとも別なところでこれらの、維持管理等の予算措置がされているのかというのが第1点。

それから、もう一つは、公園の維持管理の関係、昨年は167万円出ていたのですが、今回は137万6,000円ということで、いずれにしても道の委託事業だということでは理解をしているのですけれども、このことで一気に29万円も下がったということで、いずれにしてもある面で、観光の一つの、千望峠がスポットになっている関係で、この内容で十分対応できるかどうかということをやっと心配するものですから、その2点、お伺ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

千望峠の件についてでございますけれども、ラベンダーにつきましては、17年までは事業団の方で、単独でこれ1点だけ委託しておりました。それで、今年度から、これにつきましても観光協会の方に一括全部、千望峠につきましては全部観光協会にさせていただこうということで、千望峠花と憩いの広場等清掃管理の中に入れてございます。

それから、道の委託料でございますけれども、これにつきましては特に理由はありませんけれども、北海道の財政状況などから勘案した委託料を土木現業所の方から示されたものと考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） そうしますと、千望峠の広場等の清掃管理ということで、昨年68万8,000円が今回79万4,000円にふえているという要素は、ラベンダーの管理も含めてということで、10万9,000円くらいふえていますけれども、ちょっと足りないような気がするけれども、いずれにしても、わかりました。

委員長（西村昭教君） 質問、もうございませんね。

それでは、5番小野委員。

5番（小野忠君） 161ページ、所管の問題でちょっとわからない部分がございますので、お聞きしたいと思います。

これは、商業振興事業50万円、18年度は最後の予算が含まれております。それで、17年度までやられました。私はずっと見てきていますと、補助対象事業等の条例3条、この条例3条の中に、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、それから2番目、商店街共同事業支援事業、ア、イ、ウ、エ、

オ、カ、キと、これはこの部門的に、これが実行されていない部分が相当あると思うのです。これらをどのようにして認定したのか、こういう点、少しお聞きしたいなと思ひまして、それで、何せ多大のお金をいただくのでありますから、これはもう、私たち商売として見れば、もう本当にすごいメリットなのです。

やっぱりこれだけのお金をもらう場合に、かなり厳しく条例に基づいた支援事業ですから、やっていかなければならないのですけれども、このアにしてもイにしても、これは全く、全然、できていない部分もあるのです。そしてこれは、メニューだといっても、メニューというのはどのようになる言葉かわかりませんが、メニューというのは、やっぱり、全くそれが整えていない、今回の支援策の商店もあるということなのです。それで、この人たちの許可をどのようにして、補助対象を決めていったのか、この点ちょっとお聞きしたいなと。

これは、名指ししなくても、ことしの企業の中でこう決めていったらわかるでしょう。名を指せと言わないでしようから。それはちょっとお聞きできませんか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） 小野委員の質問にお答えをします。

条例等の中身につきましては、後ほど主幹の方からお答えしますが、私は昨年、17年度をもちまして、17年に事業を廃止するというようなことで提案を申し上げ、条例を一つ可決いただいたところでありますけれども、17年はたまたま町の予算等の都合によりまして、17年と18年に分けたという経緯も一つございます。その中におきまして、17年度までに、要するに手上げ方式ですから、手を上げたところにつきましては事業を実施すると、そういう形で、順番はどうのというより、そこにあったかなかったかということで許可をしたと。18年につきましては、残り4施設を設置するところでございますけれども、私は条例に基づいて実施をしているということで理解していますけれども、中身につきましては、今、主幹の方からお話し申し上げます。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 小野委員の対象事業になるかと思ひますけれども、その関係についてお答えしたいと思います。

まず、店舗内のショーウィンドー、休憩所、または来客用トイレを設置するという項目がございます。次に、ロードヒーティング、融雪槽または固定式の融雪機を設置するというようなことでござい

す。

さらに規則の方で細かく定められておりますけれども、それにつきましては、先ほど言われた、ア、イ、ウ、エ、オでございまして、まず、アとして、営業施設の新設、イ、営業施設と認められる来客用トイレの新設、それからウといたしまして、営業施設に一体となって附属する設備、それからエ、営業に必要と認められる外構、駐車場等の工事、それからオ、ロードヒーティング、融雪槽または固定式の融雪機、カといたしまして、壁面に描かれた図画やトリックアートの製作、キ、店内に設置する休憩所のいす、テーブル等、ク、営業施設に固定されているもの、または管等が接続されていることにより移動が困難な備品で、取得価格が1基当たり30万円以上の物、ケといたしまして、陳列棚または陳列ケースで、取得価格が1基当たり30万円以上のもの、最後、コですけれども、その他サービス向上のため町長が特に必要と認めた施設及び設備といった細かい点に規則で定められておまして、それに基づいて事業が進められていると、そういうふうを考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） それは今、条例を読み上げていただきましたが、それはわかるのですけれども、この中に、例えばオ、ロードヒーティング、除雪または固定式除雪機、これらが全く整っていないところも認定しているというのがございせんか。やっぱりこれらは完全に、この条例にあるのだから、やっぱり除雪または固定した除雪機をきちっと用意しなければならぬ……（発言する者あり）

委員長（西村昭教君） いいですか、まだありませんか。

5番（小野忠君） ちょっと待ってください。

委員長（西村昭教君） はい、どうぞ。

5番（小野忠君） ですから、これらちょっと違う部分もあるし、全くロードヒーティングのない方もいるし、その人たちが認定されておることになれば、どういうふうにして認定したのかなという疑問が、ちょっと考えるのですけれども、ここに書いてあるとおりにはなっていないのです。この点について、どうお考えなのでしょうか、ちょっとお聞きします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 小野委員の御質問にお答えします。

基本的には条例どおりなのでありますけれども、選択をしていただくということであります。ことしもそうでありまして、ロードヒーティングは

していませんけれども融雪槽をつけます、そういう個々の選択をしていただくと。全部が全部、条例に基づいて、こういう部分、こういう部分、こういう部分ができるのですよという選び方をさせていただくというものになってございます。

ことしを申し上げれば、トイレの改修、これはございます。いわゆるお客さんのためのトイレでございます。それから、融雪槽、これらも設置をするというのが2件含まれてございます。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） いや、今、課長そのように申し上げるならば、融雪機も、例えばロードヒーティングも、全く町道の歩道にかかっているからできないというところもあります。そういう場合にも、あれですか、そうしたならば歩道に融雪機を設置するのですか。そういう、今回の補助金をいただいて認定をされたところがないですか、あるでしょう。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 開議

委員長（西村昭教君） 再開いたします。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 小野委員の御質問にお答えをいたします。

私は、歩道は自分の敷地に入っていないわけでありますから、当然そこに施設を設置するものはないというふうに考えています。

それで、事業の中身が、全部設置しなければならぬというものではなくて、これは選択をさせていただくのですと、そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思えます。

ことしで申し上げれば、18年予算につきましては新築がございます。これは当然、該当になります。それから、あと1件はトイレの改修が一つございます。それから、融雪槽の設置が2件と、計4件の中身であります。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） いや、それはことしのものでなくて、ことしは一応、そういうふうにやると思いますが、例えば17年度、これは今回、3月をもって補助金の対象になってお払いができたかどうか知りませんが、この中に、結局、ロードヒーティングもできない、それから何もできない方が、それならば中に何がつくられたと。その中に何か、画廊でもすればいいのだと、こう書いてあるのです。そうしたら、そのお店は画廊か何かをこう、開いたのですか、中、何かなかったら、これは

認定にならないはずなのです。だから何も、前ができない、後ろもできなければ、画廊を開くということになっているのです、これは。違いますか。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの御質問にお答えいたしますけれども、先ほど課長からも説明がありましたように、事業メニュー、いろいろありますが、すべてをやらなければならないということではなくて、そのうちのどれか一つ、例えば新しい店舗を建ててということでありましたらそれが該当するでしょうし、陳列棚を整備するといったようなことがあれば、金額的な面で該当すれば、それも対象に入られると、そういったようなことで御理解をいただきたいなと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） そのことで御理解くださいはいいのです、御理解します。ただ、私たちがこれを見る場合において、全く該当していないというものが全面的の中にあるわけなのです。だからそれを該当したのですよ。御理解くださいと申して、そういうのであったのならば、何もこのような条例はいらぬのだよ。やっぱりこの条例の中に何ぼか、二つでも三つでも、やっぱり実行したということになるのならいいけれども、全く実行していない部分がありますから、今答弁できなければいいですけれども、そういうところがある。だからそういうところに、一応また今後、所管として見学させていただきますから。だから、答弁、もしできなかったら御理解くださいでいいです。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 私、何度か申し上げましたけれども、基本的には条例に基づいてやっていますということがまず1点であります。その中身は、先ほどるる申し上げましたけれども、条例の中から選択をしてやっていただくと。何回も言うようですけれども、全部が整っていなければならないというものではなくて、申し上げた条例の中身の一つでも二つでも入っていれば、それはそれで事業として成立しますよと、そういう意味で申し上げているので、該当はすべてしているものというふうに理解しています。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

ちょっと食い違いがあるみたいなので、後でちょっと話すり合わせてみてください。済みません。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 159から161になるのでしょうか、地域振興とかという、それをもって、

中茶屋なのですけれども、これの決算状況、あと人の出入りとかそういう報告書を前にたしか言っていたと思うのですけれども、これを出していただきたいなと思います。

それからあと、C S Tの指定管理者の件で上富良野の条例があるはずですから、指定管理者の条例に従ったところでもっての内容を報告していただきたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 後ほど提出させていただきますと思います。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時24分 開議

委員長（西村昭教君） 再開いたします。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 今、梨澤委員の2点の質問につきましては、後ほど、調整の後、資料を含めまして御報告させていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、質疑をこれで終了いたします。

説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

（説明員交代）

委員長（西村昭教君） 次に、第8款土木費の168ページから第9款消費費の197ページまでの質疑に入ります。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 公営住宅の整備の関係でお伺いしたいのですけれども、泉町北団地の道路整備という形で、いつもでしたら大体、公営住宅の整備とあわせて道路整備等が行われてきておりますが、まだ道路の舗装という点では未整備で、この点、今後の考え方等についてはどのように整備されていくのかお伺いしたいというふうに考えております。

それと、今後、実施計画書を見ましたら、団地等の整備については、富町団地が19年から22年にかけて、大体8戸の3棟を建設するという形になっておりますが、これに伴った緑町の公営住宅の整備というのは、まだ入居者がいるという形で、なかなか整備はされないという形なのですが、出ていかなければ、恐らくあそこについては整備されないのだと思いますが.....。

委員長（西村昭教君） 済みません、一問一答な

ので、一つずつお願いいたします。

9番（米沢義英君） わかりました。

委員長（西村昭教君） そうしたら、最初の道路の方。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、泉町団地のところの道路整備でございますけれども、今のところ予定といたしましては、19年に予定としております。

それから、富町の建てかえの件でございますけれども、これにつきましては、今新たにそこに泉町北団地のような2階建ての、そのような公住がいいのか、それとも今、現況の、ブロックづくりでありますので、それをリニューアルして、費用と、それから建てかえたときの新たな費用の補助残等を種々比較検討して、どちらの方が優位性があるのかなど、そういう経済比較の面もありますので、これにつきましては、考え方としてそういうことで、検討しているということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、緑町につきましては、42戸の管理戸数に対しまして、今10戸入居しております。そういうことで、計画につきましては、今のところまだ未定でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 191ページの見晴台公園についてちょっと伺いたいと思います。

見晴台公園の整備ということで、これは所管の方で観光協会と何度か意見交換を行いながら設計に従事しているところでございますけれども、なお観光協会としては、あくまでも観光客を主体としてこの計画に基づいて考えているところでございますけれども、町長の執行方針の中で、町民の憩いの場としても多く利用するのだということの考えがありましたけれども、ただ、あの図面を見ますと、やはり町民を意識するのであれば、町から行って交差点、ちょうど分岐するところに、せめて何台かとめられる駐車場程度はあるべきではないかなど。わかりますか。ちょっと図面がここになくてあれなのですけれども、町からずっと行って、ちょうどその公園の敷地にかかるところに、ちょうど万作さんのところの分かれ道のところに何台か車が駐車できるようなスペースが当然あるべきではないかなどというふうに考えるのですけれども、その辺についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 岩田委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員おっしゃられましたように、町民の方々にいろいろ、地域活動ですとかそういう部分では使っていただきたいという部分はあります。

それで、駐車場の件なのですけれども、この公園自体が都市計画法に基づきます街区公園ということで、規模的にはそんなに大きい公園ではありません。整備の過程で、公園の規模としてみれば、宮町公園であるとか、昔児童公園と言われた公園と同じような規模でありまして、そしてその公園の中に駐車場を設置するというところまで整備が必要かどうかというような公園の規模でありまして、たまたま今回は開発局の方でつくった駐車場もございますので、そちらの方の活用をいただくということで、公園事業の中に駐車場整備の部分については今回入れなかったということになっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ただ、町民が多く利用してほしいということを考えるのであれば、やはり、上まで上って行って、あの使いづらい駐車場にとめなければいけないかということを見ると、ずっと行って、あそこで気軽にとめて、子供たちをちょっと芝生の部分で遊ばせようと、そういう配慮が当然あるべきだと思うのですけれども、それが、何かあくまでも町民、こちらからずっとぐるっと回って、観光客と同じようにあの駐車場を利用しなければ使えないということ。それからもう1点は、あのステージ、駐車場の部分から下の部分に関しては、観光ということを見ると、辻君がよく言われるように、つま先下がりだということが景観上最も重要だという話なのですけれども、ただ、あくまでもつま先下がりというのは捨て土地です。だから利用価値の低い土地として扱われている部分。その部分を少しでも生かそうと考えたときには、やはりあの下の部分に幾らかの駐車場が必要だと思いますけれども、その辺伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 公園のデザイン設計といいますか、そういう話になってくるということもあると思うのですけれども、景観に配慮した場合については、その下の方といいますか、見るところに駐車スペースを置くというのは、できれば避けたい、そういうデザインであります。

あと、事務的な話なのですけれども、この事業を採択するに当たりまして、防衛施設局の補助をいただいているわけですが、そちらとの話のやりとりの中で、この公園の規模が、要するに公園で大体0・

6ヘクタールぐらいしかございませんが、ここに駐車場という部分が果たして必要かというような、そういう事務的な部分でのやりとりもございました結果、駐車場を単費でやれば別なのですけれども、補助採択にはなかなか、この規模での駐車場は難しいのではないかというような経過もございまして、公園設計の中からは外させていただいております。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 関連ですが、あそこは、私たちのところは、十勝岳爆発で泥流が来たら日の出山に上がるのです。あそこにトイレがありますから、あそこに全部上がるようになっているのです。それで、この前の水害のときに見ますと、その川までぶわっと水があふれて、相当な水害が出たと。そうすると、見晴台公園というのは、これは非常に、十勝岳爆発とか、そういう災害のときに、避難する場所としてはいいのではないかなというように私は見えるのです。

この前、町長の書いてあるのを見ますと、そういうことは一言も入っていないのですけれども、やっぱりこれは入れるべきではないかと思えます。入れることによって、ただ単に観光ということだけではない、ほかのものが見えてくるかもしれません、防災という意味でいきますと、何か見えるかもしれません。私たちパトロールが立ち上がったら、防災につながって、余り今ここで言えませんが、えっというような補助金がばんと来ているのです。そういうようなものに、防災というようなことも考えますと、これは幅の広い利用法というか、活用法というか、そういうものになるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 梨澤委員の御質問にお答えしたいと思います。泥流マップを見ていただいてもわかるように、あその部分だけ第1危険区域の中では唯一白地の部分であります。それで、まだ防災担当の方との話等も詰めなければならないことではございますけれども、そういう災害が起きたときのことを考えると、そういう活用方法というものも十分考えられるのではないかというふうに思っていますので、今後検討していきたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 173ページの簡易舗装について伺いたいと思います。

これは、新町1丁目、ことしやるのはそうだと思うのですけれども、90メートルぐらいとなってい

ますけれども。これは、簡易舗装というのは、下地をつくってきちと舗装ではなくて簡易的に舗装をやる。それをやるということは、例えばマンホールあたりがあると、これは基礎があって、そこはもうしばれ上がったりはしないのです。簡易的にそうやると、当然冬になると砂利がきちと入っていないければ、しばれ上がるといいますが、それでかなり段差が出たりするのです。

実は、私たちの江花の山花道路という、熊谷さんの上、これはしろがね事業でやった道路なのですが、これは、我々にとったら欠陥かなという気がするのです。これは開発がやったのだらうけれども、言ってみれば砂利が少ないといいますが、傾斜なものですから、水を切るためにグレーチングですが、あれを500メートルぐらいの間に4カ所ぐらい入っているのです。それは基礎が打ってあるものですから上がらないし、周りの舗装がしばれ上がってしまって、かなり段差がついているのです。今現在、もう冬になると必ずひどいのです。けさもちょっと見てきたのですけれども、結構段差があって、夏になればしばれが解けるから直るのですけれども、そういうのが毎年なのです。

担当に聞くと、町の中もそういうものがかなりあるのだというので、今ここに簡易舗装となっているので、これは、そういうものを気をつけてやらないと、また段差ができるのかなというので、私たちの方もちょっとできたら直してほしいし、そこら辺を気をつけてやってもらいたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 16番渡部委員の御質問にお答えさせていただきます。

簡易舗装のところでございますけれども、今、うちの予定しております箇所につきましては、新町でございますけれども、ここにつきましては非常に地下水が高いということで、現状の舗装は、地盤を、不陸ならしをして、その上に舗装をかけた、そういう状態でありまして、傷みがすごく早く進んでしまったと。今回やろうとしておりますのは、一応これも、もう最小限の経費ということで、これぐらいであればある程度、10年とか十何年ぐらいはもつだろう、そういうことで、未舗装のところとか傷んでいるところとかを改修したいという、その苦肉の策で火山灰を30センチ入れまして、そしてその上に砂利を20センチ入れて、舗装を5センチ入れて、これはもう、五、六年ぐらい前からやっておりますけれども、今のところ傷みも発生していないということで、この工法はある程度有効なのかなというふうに考えております。

それから、もう一つは、しろがねでやられたとい

うところですが、舗装道路でも夏の間も走ったことはありますけれども、国の方の工事でそういうような、砂利厚の薄いというか、路盤改良を余りしていないというようなことは、私、渡部委員から先日聞きまして、初めて、ああ、そういうようなやり方をしているところもあるのだなというふうに認識をしたという状態で、それを今全部やり返すとなると膨大な事業費もかかりますので、今、舗装の部分が凍上していると、グレーチングのところは移動しませんので、差ができたところにつきましては、うちの方で麻袋などを積んで、一時、春先の融雪に起きる段差を解消させていただきたいと、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思

います。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） このあれとはちょっと違うのです。先ほど、私たちの段差がついているのは、これは車がそんなに、かなり、段はすぐ、はねるのははねるのですけれども、バイクだとか自転車だとかとなると、本当に気をつけないと危ないような気がするのです。それで、これは毎年なので、できたら、自分もわからなかったのですけれども、この間地元の人にちょっと聞くと、見ているというか、やはり下は火山灰が入れてあって、砂利が30センチぐらいといったか、ですから結局しばれ上がるというのか、だからそういう事業らしいのです。

そのようなことなので、言ってみればグレーチングを前後1メートル50か2メートルもあればいいのかななどという話もしておいたので、それだったらそんなに意外にかかるあれではないのかなと思うので、ぜひお願いしたいと思っています。

終わります。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 渡部委員の御質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、そのような箇所交通に、夏においても支障があるということでありましたら、やっぱりそれを取り除かなければならないというようなことで、何メーターがいいのか、今後、現地を見て検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですか。11番中村委員。

11番（中村有秀君） 簡易舗装の関係なのですが、新しい工事方式でやれば町の中はある程度対応できるということなのですが、1点は、下水道等の工事が、やった後、特に本町4丁目、5丁目かいわいは必ずもう低くなって、断層が



できている状態がもう必ず起きているのです。

それで、一応業者に、そういう工事の、言うなれば火山灰30センチ、それから砂利20センチというようなことを含めて、やっぱり徹底をして、低くなればまた直させるといようなことまでしてもらわないと、とりあえず業者は、まあまあ、火山灰を入れ、砂利を入れ、そうしておけばいいのだということだけでも、特に本町4丁目の方を見ていただければ、切って、後の工事のところ必ず低くなっていますので、その点やっぱり業者に徹底をさせていただきたいということ。

それから、もう1点は、麻袋の関係があるのですけれども、特に本町の4丁目、5丁目は、もう今既に交差点等はまともに走れない状況のところは何カ所もあります。ですから、恐らく麻袋の準備をされていると思いますけれども、地域の住民から余り苦情の出ない形で、早目早目の対応をお願いしたいと思いますが、その2点でございます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

下水道工事のところ、凍結・融解によって既設の地盤との段差ができていということでございますけれども、下水道工事での復旧は、現況の既設の路盤よりは砂利が多く入っておりまして、既設の両サイド、真ん中に入ると、下水道が真ん中に入っていますので、両サイドが既設の路盤で、先ほどお話ししましたように、地盤を不陸ならしをして、舗装を5センチぐらいしかかけていない。そういうところが、下水道をやったところはそのままの地盤で上がらないのですけれども、その両サイドが上がって、下水道が、工事のところ沈下しているように見えるのですけれども、私、考えるのですけれども、これから下水道をやる場合に、地下水の高いところにつきましては特に、両サイドの残りの部分も現地盤を火山灰にするのか、それとも下水道サイドでやっている砂利を30センチ入れてやるとか、そういうような手法も必要ではないかなと。そうすることによって、春先の凍結・融解の障害もなくできるのではないかと、そのように考えておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

それから、交差点のところにつきましても、今のよう現象でそういうふうになっているのですけれども、これにつきましても、早目の対応をするということで指示をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 今の関連で、これは本町だ

けではなくて旭住民会の、新町、旭町、東町、あそこはずっとなっているのです、がたがたに。あわせて、その方も見ておいていただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

今申されましたところにつきましても、全町的にそういうところを全部パトロールして把握しておりますので、早目の対応をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 土木費の道路維持費ですか、その除排雪経費をちょっとお聞きしたいと思ひます。173ページです。

ことし、ちょうど除雪が300万円の減と、これは本当にむだな経費で、しなくてもいいように、6月も7月にもなったら解けるし、今の天ぷら舗装の問題も、除雪しないと解決できるかなと思ひますけれども、この300万円の減によって除排雪計画がどのように変わるのか、お聞きします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 14番長谷川委員の御質問にお答えさせていただきます。

除排雪の件でございますけれども、これにつきましての事業費のダウンにつきましては、排雪の回数を、ことしも特別雪は少な目でありますけれども、1回ぐらいの計上にさせていただいて、特に交差点だとか、不可視になりやすいような箇所を重点的にパトロールして、町の借上げのダンプでもって逐次排雪をしていきたい、そういうようなことで、除雪の体系とかそういうものは全く変わっておりません。

ただ、委託のところ、今まで10センチで約50日間ぐらい出動するのですけれども、その積算体系を10センチを12センチぐらいにして、そして、日数も50から45ぐらいにカットして、そういうような節減も中に入っているのダウンでございます。体系的には全く変わりございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 排雪も1回になるという話でございますが、私たちの住んでいるところの振興会で、ことしは排雪をしまして、町に協力をいただきまして、あそこは多分、ことしは1回も大がかりな排雪はなかったと思ひます。そのようなことを各商店街とか自治会ですか、そういうところに紹介をして啓蒙していただきたいと思ひますので、その辺はどのようにお考えですか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 長谷川委員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、東1条ではことし、1月の下旬が2月ぐらいだと思うのですけれども、そこの代表者の方が来られまして、こういうようなことで、自分たちの方でダンプから雪の寄せ集めからみんなやるので、積み込みだけをやってほしいというようなことでありまして、私たちの方も除雪の日にちとか時間を考慮しまして、その要望の日にちにロータリで積み込みをさせていただいたと。それにつきましては、うちの方といたしましても、大いにいいことでありますので、それがほかにも、そういうような排雪もやっぱりしなければ不便だというようなところがありましたら、そのようなことで、私たちの方といたしましても、創意工夫して対応を図らせていただきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） それで、もう一つ、啓蒙というのですか、こういうことをしたら私たちも協力しますよというような協働というのですか、そういうこともお知らせ版や何かで知らせる必要もあると思うのです。その辺はどのようにお考えですか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 長谷川委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

そういうようなことで、除排雪の件につきましても大いに協力をしていただけるというようなことでありますので、そういう啓蒙もしていこうと。町長の執行方針の中にもありましたけれども、そういうようなところがありましたらやっていくというようなことでありますので、所管といたしましても、そういうようなことで啓蒙を図ってまいります。できれば12月ぐらいの広報等でも掲載しておきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 関連でございますけれども、私、昨年、羽幌町へ行きましたときに、羽幌町では、町民の方がそういう気持ちがありました場合には役場へ行きて、機械を貸し出ししているのです。除雪・排雪に使いたいというときに機械を貸し出ししているのです。なかなかこういう協働、今、長谷川委員からありましたけれども、ああ、こういう自治体もあるのだなと感心してきたわけですが、そういうことをやっているところもありますので、ぜひ啓蒙にあわせてそういうこともお考えいただいたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

除雪の重機の機械の貸し出しということでありまして、他の町村でやっておられるというお話がありましたけれども、これにつきましては、重車両で事故等のこともありますので、その辺もあわせて今後検討させていただきたい、そのように思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 173ページのスリップ防止焼砂の件なのですが、これは一時期なのですけれども、通学路の交差点、あそこに立っていると、子供はころんころん転びます。すってんすってんだなというような話も出て、用心しないからです、子供というのは。あの時期に砂を置いておいていただければ、ぱっと振ってやれるのです。これは、何か交通指導員の、みどりのおばさんかなんかも言っていました。やっぱりその時期に、やあ、きょうはすってんすってんだったねなどと言って。

そういうことです。けがさせないようにということから、その時期にお考えいただけないだろうかということですが、どうでしょう。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

よく国道等、道路の登坂などにありますような、そういう事態に落ちたときに砂を使用する。そういうこともいいことではないかなというふうに感じておりますので、今後、所管としましても、どういうところにそういうものを設置、どういう要求でそういうふうにしたらいいか、あわせて検討させていただきたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 関連で通学路の確保という関係なのですが、小学校のグラウンドから旧金森クリーニング店、それから幾久屋さんのところの道路が非常に狭いのです。どちらかというと、宮町官舎だって、あそこはある面で通学路になっているということと、それからもう一つは、小学生がスキー授業であそこをぞろぞろと歩いていくということで、私も何回か通って出会うと、道路がもう狭いものだから、非常に危険な状態で通らなければならないということなので、歩道が若干ありますけれども、できればあそこの除雪・排雪の関係、そういう通学路の安全確保という見地から、できれば状況を見ながらやっていただきたいということの要望をいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この件につきましても、そういうようなことで、危険防止のためにその辺のところをよく、現地を見まして、歩道、道路の幅員の確保とか、そういうものにも努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 168ページ、土木総務費で外灯の管理費565万がついておりますが、これは何灯対象になっているのかお伺いしたいのと、あわせて道道吹上線のところなのですが、街路灯がなくて非常に暗いという状況があります。これはダイイチスーパーから和田牧場の間なのですが、去年私たちも道に、この点、早急に改善を図るべきだという形で要望もしてきましたが、引き続き町においても、この点を改善されるように要望をぜひさせていただきたいと思いますので、これらの点についてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

外灯の数でありますけれども、これは423灯登録しております。昨年までは419灯で、西小前のところを4灯ふやしまして、今423灯ということでございます。

それから、吹上線が暗いという要望につきましては、委員からもたびたび私聞いておまして、土木現業所の方にもそのようなことで要望をしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 186ページの都市計画総務費で、景観づくり推進費、昨年は基本計画をたしか590万円で立てたかと思ひますが、それとあわせて今回は連動した中で、景観づくりの重点地区計画調査研究の業務という形で40万円、これはどういう内訳になっているのか。また、基本計画そのものについては、もう既に完成されているかと思ひますが、大まかにわかればその点、お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、基本計画なのですが、一応素案という形では、委託業務として発注いたしまして今年度完成しております。ただ、18年度に設置を予定しております景観づくり推進会議という、これは町民の方も公募をしながら構成しようとは思ひているのですけ

れども、その会議での議を経て、正式なものとして、基本計画として、それにのっとった形で今後の施策の基本にしていきたいというふうに思っております。

今回予算計上しております40万円なのですが、景観づくり重点地区の調査研究業務ということで、これも基本計画に基づいた中で次の段階の作業ということになるのですが、この重点地区につきましては、具体的には深山峠地区です、里仁地区を想定しているのですが、一応、こういう計画を立てるときには地元の方々の合意形成が必要不可欠でございますので、この調査研究業務自体は、地元の方を巻き込んだ中で、今想定しておりますのは、先ほどあったのですが、シーニックパイウェイの活動団体の、上富良野の活動を行っている団体の方に直接的な業務を担当していただくということになりますが、一応その指導・助言という形で、発注は専門のコンサルの方にさせていただきたい。40万円のうち、大体、大方なのですが、30万円程度は活動団体の方の調査研究費に使っていただくという形で、住民の方の合意形成を得た中でこういう計画をつくって、最終的には町が定める重点地区計画に反映させていきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） これは、恐らくこの一年かけてということで、大体19年度完成に段階的に打つという形かと思ひますが、その点、もう一度確認しておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 今、委員おっしゃいましたように、18年度中にこの作業は終えて、19年度中に重点地区の計画という形にはしたいというふうに思っております。

ただ、これをより実のあるものにするためには、景観法による適用を受けた中でこの計画を生かすということが有効かと考えておりますので、あわせて、その景観法の部分も適用を受けられるような形で進めるべく、18年度において並行して準備を進めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 189ページ、中央コミュニティ広場管理費の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

委託料の90万8,000円、前年度は61万8,000円なのですが、この中に駐輪場の管理、それから除雪、それから駅前花壇の管理等も含んでいるかどうか。もし含んでいるのであれば、一応90万8,000円の中の駐輪場、それぞれ今、三つのも

のが幾らの形で予算の内訳が計上されているかということで、恐らく前年度から比べれば29万円ふえている。しかし今、三つのところは50万円なので、削減をしながらしたのかなという気がしますけれども、その点を1点明らかにしていただきたいのと、それから、2点目は、広報お知らせ版の8月25日号に、「処分をします、長期放置自転車」ということがありました。それで、自転車駐車場条例施行規則の第14条で、長期放置自転車の引き渡しということで、この広報によって何台引き渡しで取りに来られたのか、それからもう一つは、16条によって、いよいよ取りに来なければ、受取人がわからないということであれば、処分をしますよということでございます。それで、処分をした自転車が何台で、その費用は幾らかということでお尋ねをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、中央コミュニティの委託の関係でございますけれども、これにつきましては、委員先ほど申しておりましたような、駅前と裏の駐輪場、それから駅前の花壇、それから、センブラの横の広場、それから跨線橋の清掃・除雪などが委託の中に含んでおります。

それから、費用でございますけれども、これにつきましては、中央コミュニティの広場管理、これを昨年よりは20万円前後ぐらいの落ち込みで、あとにつきましては、それほど大きくは変わっておりません。中央コミュニティの広場管理の方は、昨年でございますと111万8,000円ですけれども、今回は90万8,000円ということで、その中が……失礼しました。この部分、ちょっと今、計算をさせていただきたいと思います。

先に駐輪場の関係でございますけれども、これはうちの方で調査しました日にち別に、時系列別にいきますと、5月の10日に19台札をつけまして、それから、調査の期間といたしましては5月10日から5月の24日まで、その後、5月の25日に札の外れていないものを2階へ移動したと、16台を移動しております。

それから、照会といたしましては、上富良野高等学校へ照会、これは6月の8日に4台、それから、上富良野高等学校より回答がありましたのが6月10日、1台所有者がわかりましたので、本人に返却しております。

それから、富良野警察署へ照会を6月13日に15台行いまして、富良野警察署より回答が6月20日ありまして、1台所有者がわかり、本人へ連絡

し、返却をしております。

それから、引き取りに関する告示でございますけれども、これは14台について、7月4日から7月18日まで行っております。

それから、処分でございますけれども、処分に関する告示といたしましては、7月の20日から9月の17日まで、これを行いまして、その後、引き取りがありませんでしたので、14台をクリーンセンターの方に、処分をいたしました。

以上でございます。（「処分料」と呼ぶ者あり）

処分料につきましては、1台150円でございますので、14台分、2,100円でございます。

今、中央コミュニティの方の個々の金額につきまして調べておりますので、少々お待ちいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） そうしたら、後ほどということ。（「はい、後ほどあれます」と呼ぶ）

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 187ページの都市計画総務費の負担金補助及び交付金という項目で、日本公園緑地協会、それから北海道都市計画協会、都市計画協会、北海道オートリゾートネットワーク協会、北海道まちづくり促進協会、日本さくらの会負担と、こういうことで、これは、前にもお聞きしたことがあるのかなと思うのですけれども、これは天下りのところになっているのではないのでしょうか。そういうものがこうやって全道なり全国の市町村に、1万円なり5,000円なり、3万円ぐらいのものもありますけれども、そういうことでやると、莫大な金額になると思うのです。

これとちょっと話が変わるのですけれども、関連したらお答えもいただきたいと思うのですけれども、町で使っている使いやすい電話帳がありますけれども、あれが住民会に来るのです。500冊来ます。車で運ばなければならない。それを配るのに、班長まで入れて40人ぐらいなのです。ほかを見ると、ほかはみんなNTTなんかがちゃんと配ってくれているのです、地図にしても全部、新聞折り込みとか何かでやっている。それを計算してみますと、新聞折り込みでやった場合、5万円ぐらいかかるとしてやったら1,000万円ぐらい浮くのです、北海道200市町村ということやると。それを言って、1月23日に会議をやるから来て説明しなさいと、町長も来られるし、助役も、管理職の方も来られるから、ここで説明しなさいといったら、来なかったのです。

それで、この件はわからないでしょうね。それで、これはいいのですけれども、こちらの方もそういうようなことで前からこうやって天下りのところ

を養ってやっているのではないのかなというような感じを持たないわけでもないのですが、このところの御説明をお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤委員の負担金の関係の御質問にお答えしますが、今いろいろ問題になっています天下りの件につきましては、私ども、ここに列記している団体それぞれがそういう実態にあるかどうかについては承知できていません。ただ、組織的には、北海道なり日本全国にまたがるような組織もございますので、ある意味では国の官僚等のそういう力をおかりしているようなケースもあるかと思いますが、その程度で、詳細については承知できていません。

そのようなことで、いずれにしましても、町としましても、いろいろな個々のケースに基づきまして、町としてその組織に加盟していますので、加盟した結果、どういう効果、成果がたつがるかについては、以前からいろいろとる御意見もちょうだいしていますので、この負担金のたぐいについても見直しを図ってございませし、なかなか一刀両断に退会できないケースもございますので、これからも、そういつつも、それぞれ今申し上げましたような観点で、加入のあり方については検討してまいりたいと思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 後から言いました電話帳の件については、町は関係していませんでしょうか。もしそういうことであれば、住民会の方で、いや、多少の手間はいいよ、みんなが使うからということで、やるということになればそうなるかもしれませんが、こちらの方でやっても問題ないでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 申しわけございません。2点目の電話帳の関係につきましては、そういうものが配布されていることについては私も承知していますが、町が介在してそういう結果になっているということを承知はしてございません。それぞれの住民会の会長さんと、その発行先と、どのようなやりとりをされているかについて私ども承知できていませんが、その辺は任意的に対応することでよろしいのかなというように感じですが、町としてはその程度で認識をしてございます。

委員長（西村昭教君） もうございませんね。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 先ほどのところで、コミュニティの関係でございますけれども、これ

につきましてお答え申し上げたいと思います。

全部で90万8,000円の予算でありますけれども、この中身につきましては、駅前広場等の管理で40万8,000円、それから駅前駐輪場の管理で25万8,000円、それから駅前駐輪場の除雪等で22万3,000円、それから駅前花壇のところ1万6,000円の内容でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 関連ですね。11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今の答弁で、一応基本的には駐輪場の管理、それから駐輪場の除雪、それから花壇の整備は大体、前年度並みの予算ということで承知をいたしました。

ただ私、観光ボランティアで、駅前の案内所にいるのですが、あの花壇の整備が、生き物ですから結構手間がかかり、夏の暑いのに水まきをということであれなので、ああ、これはもうちょっと、去年より1,000円減っているのです。一応、今後として考えていただきたいなという面がまず1点。

それから、もう一つは、私が以前一般質問した放置自転車の関係、ここ1年の動きを見ますと、条例及び条例の施行規則に準じて的確にやられているなど、自転車に張るもの、それからあそこで掲示するものを見せていただいて、正確にやっていたという気がするのですが、ただ、14台の処分した自転車の中で、使えるものがあつたかないかということ。というのは、僕、以前一般質問で、富良野市役所は放置自転車を直して、市の公用自転車という表示をして使っているよと。15台以上ありましたね、市役所の裏の駐輪場に全部、公用自転車といって番号を打ってあるので、そういう使い方を何とかできないかということで提案をしたのですが、その中にあつたかどうか。もし、私は将来、これから恐らく、今、自転車が1万円前後で買えるから、もう1年か3年ぐらい乗ったら、学校が終わればそのままというケースが出てくる心配がありますけれども、もしあれであれば、再利用ということで、例えば役場から公民館だとか社教センターに行くとか、もしくは町内の市街の中ではないかという、一つの方法としてもあり得るのかという気がしているものですから、とりあえずその14台は処分してしまったから、言うなれば使用にたえないような状況だと判断されたと思うのですが、今後の考え方として、そういうことで、引き取りがなかった場合の自転車の対処方法としてひとつ考えていただきたいということでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 1 番中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、花壇の方でございますけれども、これにつきましては昨年と同額でありますけれども、夏の暑い時期の作業、いろいろとありまして、私も去年、暑い時の作業の中で、いや、直営でというか、お手伝いさん、いろいろな方々の力を得ましてやっている姿を見て、いや、すごいな、これまできれいによくできたなというふうに関心したところでございまして、今後につきましても検証させていただきまして、検討させていただきたいと思います。

それから、自転車につきましては、委員のおっしゃるとおり私もいろいろ見たのですけれども、全く使える状況にはなくて、例えばサドルがないとか、それからスポークが、前、後ろ、ほとんど、ペッチか何かでとられてなくなっているとか、ペダルがなくなっているとか、直すのに 1 台で数千円の費用はかかるなど。そういうようなことから、今回やむなく、全部 1 4 台処分をさせていただきました。

今後、そういうような使えるものがありましたら、大いに利用していきたいと、そのように考えております。

委員長（西村昭教君） 以上で、8 款、9 款の質疑を終了いたしたいと思います。

ここで、説明員が交代いたしますので、暫時休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩を 20 分とりまして、午後 2 時 40 分から再開いたします。

午後 2 時 20 分 休憩

午後 2 時 40 分 開議

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第 10 款教育費の 198 ページから 251 ページまでの質疑に入ります。

1 番清水委員。

1 番（清水茂雄君） 教育予算についてお尋ねしたいと思いますが、まず、198 ページの教育予算そのものについてお伺いします。

本年度は 2 億 8,930 万円ということで予算が計上されましたが、前年度に比較しまして 1 億 3,380 万 3,000 円の減ということで、率にしますと 31.6%、余りにも大幅な予想外の削減ということで、教育行政そのものが非常に心配されることとあります。この点について、経過等について、教育長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1 番清水委員の御質問にお答えをさせていただきます。

たまたま昨年度につきましては、図書館の整備、また給食センターのボイラーというようなことで、金額にすると 1 億 3,300 万円ほど昨年とことしでは減ってございます。ただ、この 2 点、図書館整備、また、給食センターのボイラー等で 1 億 300 万円ほどになっていることから、実質的には約 3,000 万円の減少というようなことになっているところであります。その中で、またいろいろと、必要がなくなったものとか、そういうこともございまして、今年度の予算になったということで、確かに率を見ますと 31.6% の減ということで、非常に大きな金額になっておりますが、今年度につきましてはそういう事業を終えたということと御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 1 番清水委員。

1 番（清水茂雄君） 現在、非常に大きな社会問題となっているのは、社会環境の悪化、特に人間性の問題だとか教育のあり方について、日本国民すべてが関心事を示していることとと思います。皆さんも御同様ではないかなと思いますが、私は、特に教育予算の中で、学校教育、人間性を構成する上で一番大切な部分かなと思うのですが、その中で、余り大きな変化があるはずのない点についてお尋ねしますが、小学校管理運営費が 25% 減の 1,329 万 2,000 円、それから、小学校学習活動費、これに至っては 41.3%、清富小の問題もあるかとは思いますが、減の 275 万 7,000 円ということで、大変にこの点について不信に思うのですが、この点について、なぜこのような大きな削減になったのか、御説明をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 1 番清水委員の小学校管理費についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

前年比にしますと減となっておりますけれども、この要因といたしましては、やはり清富小学校の管理費が大きなウエートを占めてございます。そのほかにも、例えばウイルスソフトの、パソコンで、それらの当初の設定を終えたということや、あるいは、機械警備のあり方についての再構築といったことで、それらの所要の見直しも多少は加えた中で、管理運営費の適正な執行に当たるべく、そういった予算編成をしているところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 1 番清水委員。

1 番（清水茂雄君） 教育の問題は、非常に私

は、最も町の行政の中で大切な部門だと思うのです。そうした中で、私は、どちらかといいますと、大変に厳しい財政であることは私も十二分に承知はしておりますけれども、特に教育に関しては、削減ではなくふやしていただきたい、そのように考えます。この点について、今後、教育方針のあり方について、教育長及び町長にも一言、見解をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1番清水委員の御質問にお答えをさせていただきます。

当然、本当に教育というのは、子供たちを育てる、そして、子供たちは地域の宝でもあります。当然、そこに大きな予算をかけて、充実をしていくということは、我々教育に携わる者としての使命だというふうに感じているところであります。その中で、やはり、町財政の全般的なことをかんがみまして、教育費も見直しやなんかを図るというようなことも、我々に課せられているものというふうに感じているところであります。

そのような中で、我々といたしましては、十分教育費に必要な予算を計上させていただいたと、そして、上富良野の子供たちのために今後も努力をしていきたいというふうに感じているところであります。そういうことで御理解をいただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水委員の御質問にお答えさせていただきます。

私、常に申し上げておりますように、教育費と福祉予算については、財政的に厳しい中であるけれども、削減については極力先送りをしたいなということで、現状では、今、教育長からも、担当課長からもお話がありましたように、私といたしましては、教育費の削減ではなくて、終了した事業についてはそれで終わり。しかしながら、財政的に厳しい中であるから、節減は努力をしていただくという形で、教育費の削減は、何とせよ、できる限りしないように進めていきたいなと。

しかしながら、御案内のと通りの財政運営を強いられている中であるから、応分の節減、そして応分の改革を図りながら、より効率の上がる、限られた財源を効率の上がる運用をしていくように努めていきたいというふうを考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 1番清水委員。

1番（清水茂雄君） 大変前向きな御答弁をいただいたと思うのですが、もう1件、ちょっとお聞きしておきたいと思いません。

225ページの社会教育指導員活動費の件なのですが、大変に大幅な増額ということで、94%増額の378万9,000円、何か理由があるのかなと思えますけれども、御説明をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 1番清水委員の御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、現在まで社会教育指導員を文化関係と体育関係2人、別々の会計に持っていたのですが、今年度から社会教育指導員活動費を一体化したということで、2人分を一つにまとめたということで、このような金額になってございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 201ページの、特別支援教育事業としまして384万6,000円、予算なのですが、今、特別支援を必要とするお子さんがふえてきているということなのですが、現在で何人ぐらい全体でいらっしゃるのでしょうか、まずその1点と、それから、特別支援教育の検討委員会を立ち上げて、研修会をやっていくということなのですが、私は、特別支援教育コーディネーター、この方の人選というのでしょうか人材、熱意のある人、この人に尽きると思うのですが、適材の人材をまず、選択をしていただきまして、そして、教員全体、校長、教頭の下にそういう、運営委員会というのでしょうか、そういうものをつくりまして、そこにはいじめ防止対策委員会とか、不登校の対策委員会とか、特別支援会、教育委員会もお入りになって、それで、就学指導の委員会とか、それぞれの委員会の方がお入りいただいて、実は昨年、文部科学省の認定モデル校、総務文教委員会で研修してまいりました。そうしましたら、教職員全体で、それからまた教育委員の方が全体、また地域も、こういう三位一体のような形で、やっぱり全体で取り組んでいくということにしまして、今、特別支援教育の検討委員会をこれから立ち上げるということでございますけれども、どのようなお考えをやっていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の、特別支援教育についての御質問にお答えをしたいと思います。

最初の御質問の、特別支援教育の対象の児童ということでございますけれども、小学校、それから中学校合わせまして、18年度の見込みといたしましては、10学級、在籍19名になる見込みでございます。

それから、17年度におきまして、検討準備委員会というものを立ち上げまして、特別支援教育の今後のあり方、特に平成19年度に向けましての体制づくりということで検討を加えておりまして、また、各学校におきましての取り組みを展開する上での研修というものも17年度に実施しました。そしてまた、18年度においてもそういった研修を進めていく予算を計上しているところでございます。

コーディネーターにおきましても、各学校における校内組織の中で、そういった特別支援教育における調整役としての役割を果たすべく、そういった人材の任命といえますか、校内組織においてのそういった要請も、18年度においては充実していくような、教育委員会としても支援・指導をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） これからだと思うのですけれども、どちらかに拠点を置きませんか、上富良野小学校に置くか、上富良野西小学校に置くか、学校どこかを拠点に、私はどこかを決めなければ、総体的にといいましてちょっと難しいものがあるかと思うのですけれども、それと、一番大切なのは、児童の変貌、最初の段階の気づきというものが大変大事であるということを研修してきたのですけれども、今、そういったことで、人数的には、前は何か総体的に60人ぐらいとかとお聞きしたのですが、今お聞きすると範囲がいろいろあると思うのですけれども、最初、児童の行動の気づき、変貌というのですか、どうも多動性であるとか、学習障害児であるとか、いろいろなところをしっかりとキャッチしないと、何年後かにやりますとも、なかなかあれだということを知っているのですけれども、そういったことで、もうこれは、やっぱりコーディネーターもいらっしゃるかとは思っているのですけれども、早くその対応に向けて取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の特別支援教育の御質問でございますけれども、先ほど人数、対象人員の中で一つつけ加えたいと思っておりますけれども、そのほかにことばの学級というのがございまして、言葉の発達過程における指導をしているという教室は、ちょっと今、報告の中にありませんで、やはり40名程度の児童が今後そういう、要支援といえますか、指導をしていく体制で、これも継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、18年度におきまして、そういった特

別支援教育のあり方の協議会を設置した中で進んでいくわけですけれども、やはり考え方といたしましては、それぞれ児童生徒の個々に応じた教育のあり方ということでございまして、それぞれの学校において、やはり、その子供の持つ能力の範囲、程度に応じた支援をしていくということでは、拠点校としてどこどこに置いてということではなく、広く各学校での取り組みを展開しているということになるかというふうに思います。そういった意味での、18年度におきましては、教育委員会といたしまして指導・支援をしてみたいと考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） ただいまの関連で質問させていただきたいのですけれども、これは16年度から始まって、16年、17年と、上小にことばの教室の指導助手と、それから西小特学の部分で1人ずつこの助手を充てたということで来ているはずなのですけれども、これは18年度に向けて事業化されて、内容も大きく変わったのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 7番岩田委員の特別支援教育の指導助手でございますけれども、上富良野小学校及び西小学校におきまして、町におきまして、支援体制を整えるということで1名ずつ配置をいたしてございます。町の指導でもって配置をしているわけですけれども、18年度におきましても、引き続き上富良野小学校、中身といたしましては、特殊学級というのが4学級になります。それから、ことばの教室の支援、それから、西小学校におきましても1名の配置、これも同様でございます、3学級でございまして、対象人員そのものも昨年度とほぼ同じということで、引き続き支援体制を整えてまいって推進するものであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） そういうことであれば、引き続き支援していくということで、形態は変わらないということですね。そうしたら、今問題になっている特別支援教育の中心を担う人ではないということ。それでいいですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいまの支援助手につきましては、いわゆるコーディネーターとは性格が異なりまして、コーディネーターは各配置されている教員の中からそういった役割を、特別支援教育における役割を担うわけですけれども、町で配



置しております支援教育の指導助手といいますが、やはり、あくまでも助手としての役割を持って、特別支援教育の推進に当たるといことであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 関連でございますけれども、一つは、特別支援の教育連絡協議会を新年度設立をするということなのですから、先般、富良野市議会を傍聴しますと、まず学校内の体制ができて、そしてその上で、富良野の場合は全市的にやるというような方針が出されておりました。したがって、道内の、学校内の体制というのは67.1%になっていると。それから、富良野の場合は72.2%になっているよという報告を聞きましたので、上富良野の場合の学校内の体制、それが、何校対象で、どのような状況になっているのが第1点。

それから、もう一つは、連絡協議会をつくるということで、この構成のメンバーはどういうような形でつくられるかなど。というのは、そういうことでつくるといいながら、会費的な予算だとか、そういうものは何も措置されていないから、恐らくそれぞれ、学校の先生やなんかを中心にして、一般有識者というような方は入れない形でやられるのかというような感じがしますので、それらの関係をお聞きしたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（笹島洋子君） 11番中村委員の御質問に対してお答えいたします。

18年度から特別支援教育の連絡協議会を立ち上げて実施するということなのですから、この構成員は、今、予算にも計上してございますが、報償費で、例えばうちの町ですと、鷹栖養護学校等から指導員、コーディネーターを招き、その協議会において、いろいろなアドバイス・指導を受け、あと、町内の構成員としましては、各学校の特別支援に当たっております教員、コーディネーターを指しております教員を対象、あと、各学校の校長会、教頭会の代表者、それと、特別支援教育と申しますのは、幼児、児童生徒の、幼稚園、小学校、中学校のジョイントの部分が大切でございますので、福祉関係の母子通園センター、教職員、町職員、それにあわせて各療育センター、養護学校等の支援をかりまして、18年度は各学校の、今現在、校内委員会は各学校にございますが、それにも増して、19年度に備えて力をつけていきたいと考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番（中村有秀君） 学校内の委員会の体制状況ということで、何%。（「100%でござい

す」と呼ぶ）

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 特別支援でお伺いいたしますが、今、構成員についてはそれぞれ伺いました。それで、これから連携を強めて、幼児から含めて、児童という形の中で、一人一人に合った指導をするということで、本当にいいことだというふうに思っております。

それで、やはりここがしっかりしていなければ、今回の特別支援の、やっぱり勘どころでありまして、やはりここをどうこれからきちっとつくり上げていくかということが大事だと思いますので、この点、ぜひ強めていただきたいと思いますが、あわせてお聞きしたいのは、各小学校においては、コーディネーターと言われるような人というのは実際おられるのか。西小には1人おられるという形で去年聞いていたのですが、現状はどのようになっているのか、この点です。

それと、ここの中では、例えばAという子供さんがいて、この子は幼児期から、やっぱりこういういろいろな生活習慣だとかという形で恐らく判断されて、一番、言葉だとか、情緒だとか、知的だとかという形の中で指導されると思うのですが、そういった日常の生活にかかわっても、やっぱり保護者との協力だとか、当然、学校全体の協力というのは当然必要になってくるかと思いますが、やっぱりそういうケースも含めた指導という点では強化されるというふうに思いますが、どうでしょうか、そこら辺は。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（笹島洋子君） 9番米沢委員にお答えいたします。

先ほど申しました18年度の連絡協議会におきまして、構成する委員はもちろん、学校職員、教育現場に携わる者もそうなのですから、その中で、17年度の検討委員会で話し合われましたことは、特別支援教育を潤滑に進めていくには、やはり保護者への認識を高めていただくということも大切だということで、事業の計画に入れてございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 199ページの教育振興学校教育ということで、教育委員会ということで教育長にお尋ねしますが、おかげさまで上高と上中の卒業式、見せていただきまして、上高は、まあまあこれぐらいであろうかなと。前は茶髪があったり、銀鎖をぶら下げたりというような者があって、卒業式を見れば全部わかるのです。それで、廊下を通っているときにあいさつをするかしないかということで、学校の雰囲気全部つかめるのです。それ

で、上高、よくなっていますよね。それから上中は、もうすばらしい、いいのです。

それで、ここから、心の曲がりと体の曲がりということで、教育長、よく聞いていてください。すばらしい、いい卒業式にだつと行って、1点、何だというのはあったはずです。私もそれを、おお、何だということで、帰ってきてから道新、道新というのは、どちらかといったら余りあれなのですけれども、要するに国歌です。父兄の方が卒業式に行ったら、国歌は全然歌わないと道新に載っているのです。しかし、スポーツ大会等では、もう日本を挙げて国歌をやっていると、異常ではないのかと。幾ら組合がどうかこうかという、そういう問題ではないのではないかと、はっきり道新にそれが載ってしまっていて、ああ、そういう時代になってきているなというふうに思っていて、これは、小学校に入ったときから国歌といったらぱつと変わるわけなのです。

あれは来賓の歌なのです、国歌、指揮歌とやっていますけれども。来賓は歌うのです、来賓と校長、教頭は歌うのです。あれは来賓の歌なのです。そういうところでもありますけれども、日本という国は、いざといったときに、スポーツ大会やなんかでは、歌手が大きな声で歌っています、君が代を。そういう状況に今なっているにもかかわらず、あそこだけぱつと空白状況になるのです。この辺のところ、お金がかかるのではないのです、これは。お金をせなどと言も私は言っていない。お金がかからないで、きちっとやれて、立派な日本人になれるのです。日本人であるということは、外国に出ていっても、日本人ということではなかったらだめなのです。世界人だなどといったら、全然信用されないから。だから、国歌ぐらい歌えなければならぬのです。その辺のところ。

それで、これは、もしあれであれば、何かで見たのですけれども、もう、幼稚園とか保育所からやっつけていかなければならぬのかなど。このようにねじれてしまって、こういうことではどうかという、読んだことがあります。これについて、まずお尋ねします。

それから、体の曲がりです。これもお金がかかります。交通安全なんかで立ってみていると、アヒル歩きというのですか、こうなって、ひざが曲がって、こうです、アヒル歩き。これはちょっと、やってもいいけれども、そういうところではないからやらないですけれども、内くるぶしとひざをつければぴしとなるのです。それで真っすぐになるのです。年頃の女性が、特に大事なことなのです、これは。それをきちっと教えれば日本人の女性はすばら

しいのだけれども、残念ながらがにまたです。これです。こういうところを、やっぱり大事なことなのです。全然教えていない、歩き方を。きちっと足をつけて、背筋、うなじを伸ばして歩くという、そういうところを教えてやると、将来必ず役に立ちます、出るところに出れば。そういうようなところが1点です。

これは、心の曲がりと体の曲がりなのです。この曲がりをどのように受けとめられるか、お尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

私もたまたま、上高と上富良野中学校の卒業式、出席することができました。本当に、上高、上中の卒業式とも、今、委員からも評価いただきましたが、本当に、こんなに整然としていていいのだろうかというくらい整然と卒業式が行われておりました。本当に感心をいたしたところであります。

今、委員の方からは、心の曲がり、体の曲がりということの御意見でありましたが、我々といたしましては、これは言いかえると、知・徳・体の部分でもあるのかなというふうに感じるころであります。当然、心、それから体、そういうことについては、義務教育が目指す部分でありますので、今後、この部分についてはさらに力を注いでまいりたいというふうに感じております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 進めてください。私、これは前の高橋教育長のころから言っております、お聞きになっていたと思いますので、これは、本人のためになりますから、将来、行くところへ行けば、本人のためになります。

それとあわせて、これは、小学校に入って、中学校、高校と行くのに従って、日本の国というのはいじめがふえていっているのです。よその国は違うのです。入ったときはもう、教育も何も受けていないから、いじめも何でもあるのだけれども、教育を受けるに従ってなくなっていくのです。これは、今言った知・徳・体が進むからなのです。日本は、その知育、徳育、体育というのが逆行していているわけです。だから、いじめが多い、世界でも類例のない国であるというのが、精神科医がこれは分析して出しておりました。

そういうことにもつながりますから、いじめもなくなりまして、そういうことありますから、これは急にといっても、足をさわったり何かしたら何だかんだとかいろいろありますから、そのやり方は

いろいろ考えていただいて、進めていただきたいと思います。

もう1点ですが、これは青少年健全育成についてですけれども、229ページです。青少年健全育成推進費ということで、この前の報道で、小学校、西小があります、それから上小がありますけれども、ここの子供たちの安全ということでもって、道と道教育委員会で、安全対策費というものを、1校について20万円ぐらい、たしか出ていたかなと思うのですけれども、それがたしか出ると思います。道の議会の方が終わってからそれは見えてくるから、今のものになるかならないかわかりませんが、そういうことで、上富良野もそういうことで、いろいろお考えになっている町内だとか住民会があると思うのです、私たちのところは立ち上がってやっていますけれども、それで、隣も立ち上がりたけれども、お金がかかるのです。やっぱりそれなりの格好をしないと、普通の格好ではおはようと言ったって、今の子供はあいさつしませんから。やっぱりきちっとしていると、もう今はあいさつします。おはよう、おはようと言って行きます。

そういうことで、お金がかかるあたりのところの、西の方だったら栄町住民会ですか、あの辺だとか、泉栄のあの辺の住民会あたりもやりたいなという声も上がっておりますから、町民生活課もそれは絡んではきますけれども、あわせまして、そういうところが立ち上がって一緒にやっていただけるようにはならないか、お考えをお尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 4番梨澤委員の、青少年育成についての御質問でございます。

委員おっしゃいますように、不審者事件の多発から、住民が立ち上がって児童を守るという地域での活動に関しては非常に、教育委員会といたしましても敬意を表しているところでございます。その中におきまして、いろいろな資材もかかるというふうな状況でございます。今後において、そういった制度を活用するという方法も、ひとつ、十分その制度の趣旨を踏まえまして、考えたいというふうに思います。

また、地域におけます、大人の皆さんが、通学、登校、あるいは下校において、やはり、子供を見守るという観点から、通常の、日常生活の範囲内においても、あいさつ等の声をかけていただくというふうにも推進をしてみたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 241ページになるのか

なと思いますけれども、体育施設費の中で、前年度から比べて大きく削減されて、非常に、いろいろなところで努力が見えていると思います。この部分に関しては大きく評価させていただきたいと思えます。

その中で、1点、社会教育総合センターの中で、どこを減らせというわけではないですが、1点、体育館という性質上、正式名称は、済みません、ちょっと忘れたのですけれども、AEDと呼ばれる音声ガイド付きの心肺蘇生装置というものが、今、保健福祉総合センターにも寄附されておりますし、こちらを、たしか現行は30万円程度ぐらいの金額でそろえられると聞いておりますので、あそこは各種のスポーツ競技も行われますし、AEDのホームページを見ますと、やはり設置すべきところの順位の高いところにスポーツ施設というものがランクされておりますので、ぜひいろいろ経費を削減して、浮いたお金というのはないと思いますけれども、建物の性質上、早急な予算措置をすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、たまたま体育施設費の部分で御質問でありましたが、このAEDにつきましては、我々としても非常に興味を持っているところであります。そうした場合に、今、優先順位やなんかが、委員の方から発言がありましたが、体育館もそうでありましょうし、やっぱり小中学校にも当然必要なのかなというふうなことで、大変厳しい財政状況ではあります。人の命を守るという観点から、我々としても、これらの導入については、たまたま平成18年度では予算化しておりませんが、今後についての課題だというふうに受けとめているところであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 非常にいい、力強い御答弁ありがとうございます。まさしく小中学校も、高校ですとか学校も、非常にそこは大事なところだと思います。加えて、実はその操作をする訓練も、あわせて行う措置もとっていくべきと考えますので、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 先日も報道で目にしたわけですが、たまたまその、訓練用のAEDを使って、それが作動しなかったというような事件も、この間報道されておりました。そういうことから、やはり正しくAEDやなんかを使える努力というのは重ねてやっていかないとだめだなというふう感じているところでありますし、先ほどの導入の

部分と含めまして、やはり、消防とか、そういうところとの連携というものがこれから必要になってくるのかなというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 203ページ、清富小学校施設管理謝礼、これは12万円となっておりますが、どなたに管理をお願いするのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

廃校後の4月以降の体制におきまして、今回、施設管理謝礼として12万円を計上してございます。これにつきましては、周辺住民会の方々に最小限の管理をということをお願いしようというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 清富住民会をお願いするということになったようですけれども、今までいらっしゃいました用務員さん、あの方につきましては、これはどうなのでしょう。それと、これからの使用については、今の段階ではどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上委員の清富小学校に關しましての質問でございますが、1点目の用務員につきましては、囑託職員を配置しているところでございます。町全体の小中学校におきまして、1名の正職員が退職することから、その方の後任ということで配置を4月から考えております。

それから、あとの利用につきましては、現在、周辺住民会との話し合いを進めているところでありますけれども、まず、住民の方々の意向に添った形ということで検討を加えているところであります。意向といたしまして、今の清富会館の老朽化が進んでいることから、集会所として一部使いたいという意思を聞いているところでございまして、その辺の進め方を現在も検討しているところでございます。

以上であります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですか。それでは、早い順番から、11番中村委員。

11番（中村有秀君） 以前にもちょっとお話し申し上げましたが、自然体験の学習池の管理の関係です。カワシンジュガイということで、ある面で非常に教育委員会も力を入れ、道からも補助を受けな

がらやった経過があって、あの施設が教育委員会に寄贈されたという経過の中で、今後、カワシンジュガイを育成していく形なのか、それとも、あれはあの形のまま、単なる池ということで維持管理していくのか、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

カワシンジュガイ観察池が設置されてございます。これについては、道の補助金、あるいは自然保護を守るという意味の補助を受けた施設を受けているところでございまして、今後におきまして、カワシンジュガイを育成というのはなかなか、状況としては難しいわけですが、カワシンジュガイを守る会という方々とも相談いたしまして、最小限の維持管理と申しますか、そういった形での維持管理には当たっていききたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 確認をしたいのですけれども、とりあえずは、自然体験的なこととして、学習池ということでは維持して、カワシンジュガイの関係は、今まで携わった人たちと相談をするということによろしいのですか。というのは、私は、あの人とやっているグループの人から聞いたのだけれども、NHKから来るといったら、あちらの方へ行ってカワシンジュガイを持ってきて入れるわ、それからすぐなくなるわというような状況なので、私はやっぱり、あそこはあそこで、西達布の川に自然に置いておくべきだなという感じがするのですけれども、そういうようなこともあったということも含めて、従来やっている方とまた、そういう点で協議をしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員の御質問でございます。

お話のように、カワシンジュガイ、多方面から持ってくるといいますか、現状におきましての状況の中で、自然に親しむような形での維持管理というものがふさわしいのかというふうに考えてございませぬ。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） カワシンジュガイなのですが、あそこの学校長が話していたのですけれども、あそこは非常に雑菌が多くて、死んだカワシンジュガイだとかを見ましたら、雑菌で、もう本当

に生存できないような状況になってきていると。あそこは泥水が入るといった状況の中で、本当に管理といっても、かなり厳しい状況にあるということを言われているのです。そういうことを考えたときに、本当にこのまま継続していいのかどうかという問題が浮上してきているのです。

それで、地域の関係者と協議するということなのですが、本当に関係者の方が維持していけるのだったら、きちっと維持していってもらおうと、最後まで、環境保全という立場から。やっぱりこういった問題については、ちゃんと自主独立でこれこそやってもらわないと、町の、ただ寄附したという形で後は知らない、それに、町の方に乗っかっていけばいいのだというような単純なものではないわけで、そこら辺はどのように考えているのか。この携わっている方というのはどういう関係で、今まで多くは地元の小学校の方が、ある程度環境という形でカワシンジュガイの管理をしてきたのだと思うのですけれども、今までの経過と、関係した方のかかわり方というのはどうだったのかということも含めて、もう一度考える必要があると思います。ちょっと、そこを答弁お願いします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

カワシンジュガイの観察池の、これまでの管理の形態といたしましては、やはり清富小学校の用務員の方にも御苦勞をかけていた面もございますし、あるいは、時に教育委員会職員も出向きまして、その状況を観察した中で、汚泥の除去というものを繰り返したという経過がございます。守る会の方々にも、時に来ていただきまして、その状況を確認していただいているという状況にあります。

今後におきましては、用務員もいなくなるということもあります。住民会の方々にはなかなかお願いできないのかなという状況の中で、やはり、関係の、守る会の方とも、4月以降の体制については私も話をさせていただきますけれども、やはり、深くかかわりを持っていただいた中で、関心を持ってもらった中で、適切な管理をする必要があるというふうに思っております。池の状況といたしまして、不要物といいますが、ごみ等がどうしても入ってしまう状況にもありますので、何とか改善する方法についても、ないものかというふうに話し合ってもらいたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 担当の課長もおっしゃいましたけれども、あそこにつくった時点でいろいろ問

題点があると。汚れた水が雨が降ったときに入ると。そして、本当にきれいな水というのはなかなか入ってこないという問題がありますし、やはりそういうことも踏まえてきちりと、寄附したという関係もありますから、町と関係者とよく話し合っ、ここを将来的にどうするのかと。本当に維持できないのであれば、もう完全に閉鎖してしまうと。お金をかけてまで、本当に財政が厳しい中で、職員が出向いて維持管理できるような、そういったものかということも含めて、きちりと対処をする必要があると思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどもお答え申し上げましたように、何回か関係の方にもお話をしているところでございます。この管理につきまして、自然を大切にする、保存するという観点から、やはり今後は深く今まで以上に関心を持って、その管理に当たっていただくようにということでお願いした経緯がございます。そういうことで、今後におきましても、その管理のあり方を明確にするように話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） ただいまの件に関連して質問させていただきます。

カワシンジュガイというのは、清富のあの川にもともと生息をしていたものかどうか。もし生息していたものならば、その種の保存のために養殖していくということは大事なこととなりますけれども、よそから持ってきて、その川に、育たないようだったら、意味がないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 8番吉武委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

カワシンジュガイにつきましては、もともと生息していたという確実な確認はできておりません、清富においてはです。ただ、カワシンジュガイを守る会の方々の調べでは、相当以前といいますが、清富地区においては、水がきれいな地域でございまして、果たして、確実には、明確ではありませんけれども、上富良野において、そういうカワシンジュガイというものがいた、これが上富良野にあったといいますが、そういったものだというふうな展示をされているのを見たことがあるというふうに聞いております。ただ、確実に生息していたという状況に

は、今のところはないというふうに思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） 何か聞いておられますと、私は、カワシンジュガイを育てる人たちは、自分たちの趣味の会でやっているような感じを受けるわけです。だから、それだったら、趣味だったら、趣味の会でやっていただければよろしいのではないかと、そういう感じを受けております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 吉武委員の御質問でございますけれども、趣味ということも多少あるかと思いますが、そういった、自然を大事にするといいますが、非常に関心が高くて、上富良野町の清富地区における水に対して、きれいな水であることから生息も考えられるということで、補助を受けた中で、観察池としての設置をしたという、池としての、そういった経緯で現在まで来ているところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 8番吉武委員。

8番（吉武敏彦君） せっかく育てているのですから、それはそれでいいのしょうけれども、これが死滅したら、またよそから持ってきてやるというのでは、これは意味がありませんので、もう死滅した時点で終わりということにさせたらよろしいのではないのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 吉武委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

関連しまして、中村委員、それから米沢委員の質問にお答えをさせていただきますが、今、清富小学校にカワシンジュガイの観察池をということで、水がきれいだというようなことで、何とかカワシンジュガイやなんか、その水を利用した中で育てることができないかなというように設けたものであります。

ただし、そのような中で、今、清富小学校に寄贈を受けて、そして管理運営をしてきたわけですが、閉校にこのたび至ると、そういうときに、今までであれば、人の目やなんか結構かけることができておりましたけれども、今、閉校になってくると、なかなかそういうことができないと、今までと違ったような形の中で管理をしていかなければいけないということから、先ほどカワシンジュガイを守る会というようにところとも、今後、清富小学校が閉校になった姿の中でどう管理をしていくかということで、協議をした中で進めたいと思っております。

また、今言いましたように、カワシンジュガイ、どこからか持ってきてという話もありますが、そのようなことは今後、やっぱり自然を守る、環境を守るという観点からも、ちょっと逆行をするというふうに感じますので、そうではなくて、今あるものがどこまで生息できて、本当に育つところなのか、自然でどこまでいくのかというようなことを観察するようなことに費やしていきたいというふうに感じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 209ページ、学校管理費のスクールバス運行費について質問します。

ここで、江幌小学校特認校児童登下校ハイヤー借り上げ、これは18年度だと何人いるのか、また、18年度の入学者がいるのか。これは、調書を見ますと片道分となっていますけれども、なぜ片道分になったのか、理由を聞かせていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 14番長谷川委員の江幌小学校の特認の児童数でありますけれども、全校児童数で、18年度の見込みといたしまして18名、地元は、うち5名という状況でございます。

新1年生は、今のところ3名という状況であります。

委員長（西村昭教君） 長谷川委員、いいですね。

14番（長谷川徳行君） ちょっと聞き漏らしたのですが、片道分にした理由。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 長谷川委員の御質問にお答えをさせていただきます。

江幌小学校の特認校に対するタクシーの送迎につきましては、昨年、バスの見直しをした時点で、元来、登下校にタクシーを充てていた理由がなくなったというようなことで、長期的な見方の中で、昨年も新入生やなんかいましたので、3年をかけて解消していくということでお約束をさせていただいております。その上で、昨年は駅からスタートにして江幌小学校まで、そして今年度は片道を送迎すると。そして、来年度、平成19年度については、保護者の方々とも協議を進めておまして、全廃をさせていただくということで、平成18年度につきましては片道運行ということで、一応、対策をとらせていただいたところであります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） それでは、その上にあります児童登校ハイヤー借り上げ、これの性質をお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 長谷川委員の児童登校ハイヤー借り上げの内容でございます。

この件につきましては、16年10月に町のバス運行形態が改正をしたところでございます。そのことによりまして、既存のスクール路線に町営バスというものが通らなくなるということから、その代替措置として、登下校におきましてタクシーを利用しているということでございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 私の記憶では、今年度から混乗バスが廃止になって、今度スクールバス体系になるような記憶があるのですけれども、その辺は、また以前と同じに戻ることはないのですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 18年度におきまして、町営バスの運行の中で、町内循環バスを廃止するという事になってございますけれども、既存の路線の運行につきましては、運行時間、路線の便数とも大きな変化はございません。そういうことで、児童生徒の送迎ということは、今後も継続する必要があるというふうに考えてございまして、計上してございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 203ページ、教員住宅の管理費の関係でお尋ねをしたいと思います。

一応、今年度の教員住宅の水洗化、東中3棟4戸ということでございますけれども、昨日、それから従来、教育長は、教員住宅は73戸から53戸にしていくと。しかし、若干変動があるかもしれないというのはきのうの答弁でございました。したがって、私は、水洗化の関係で、この東中3棟4戸をやった段階で、水洗化された教育住宅は何戸かということで、1点はお尋ねをしたいと思います。

それから、平成18年度で出された第4次総合計画の実施計画書の中で、水洗化するという教員住宅を、公共下水道関係では50戸、それから、合併浄化槽の関係では11戸ということで、61戸という計画が立っています。一つは、前の質問で水洗化率がどのぐらいになっているかということも関連してきますけれども、この方針がもし、53戸から61戸になるのかどうか分かりませんが、いずれにしても水洗化は、教員住宅、あるものを全部年度計画で、これからいけば平成20年までですか、そういうことでの計画でございますけれども、これをどう計画的に遂行していくかという点でお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員の教員住宅の質問についてのお答えを申し上げたいと思います。

教員住宅の水洗化におきましては、市街地区は終えてございますけれども、一部、郡部の地域において水洗化されていないということから計画を立てているところでございます。今回の東中の4戸を含めまして、全体として残されていた未水洗化となっているところの11戸を進めたいということで考えてございましたけれども、その中には清富小も入っていたかと思えます。そういった状況で、それは見直しも今後加えた中で、必要な対策を講じてまいりたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 217ページ、中学の陸上大会等の出場負担金で、63万4,000円ですか、予算づけがされておりますけれども、今、中学校で、部活で町外へ出る場合のバスの利用がしにくいという話が出ているのですけれども、小学校の方には学習活動バスの予算がなされているのですが、中学校はこれはないというのは、陸上大会を見ているからでしょうか。そこら辺ちょっとお尋ねしたいのです。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上委員の217ページの中学校陸上大会等の出場負担でございますけれども、この中身といたしましては、中体連における負担金等、それから全道陸上、全道クロカン競技大会における、そういった経費の負担を計上してございます。

こういった大会の派遣におきましては、公的機関を利用していただくような形での負担を考えてございまして、通常の学習活動におきます借り方とは、また異質の形での負担ということでもあります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） そういう公的手段とおっしゃいましたけれども、お金を出してもいいと、こういうような話もありますし、小学校は、これはどういうことなのですか。学習活動のバスの予算づけがなされていますけれども、中学校になるとまた、そういったバスの関係はあれなのでしょうか。そのところをちょっと、お尋ねしたいのです。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の御質問でございますけれども、学習活動におきます借り上げ等の予算措置におきましては、小学校活動、それから中学校活動におきまして、これは2

21ページですが、中学校学習活動費の中の委託及び使用料及び賃借料におきまして所要の計上をして充てる予定でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 陸上部に入っているお子さんについてはよろしいですけれども、そのほかいろいろと部活をやっておりますので、そういうバスの利用が幾らか自己負担になってもいいということですので、そこら辺のことも、そういう声があるということをご認識しておいていただきたい。今後について検討していただけないものかと思うのですけれども、よろしくおほしいたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） あくまでも学習活動におきますバスの運行につきまして、十分学校側とも協議いたした中で予算の適切な執行に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 中体連の関係の陸上の関係で出ておりますけれども、中体連の陸上は24種目あるのです。そうすると、優勝者と、それから標準記録を突破した人たちが行けるのです。

それで、この前、富良野へ派遣されている人ともちょっと話をしたのですけれども、それであれば富良野広域圏でバスを出して、それぞれ町村からの出場選手を乗せていく方法、それから、場合によっては、例えば占冠から1人しか出ていないと、しかし父兄が応援に来る、例えば自分の種目が終わった、しかしまだ日にちがあるというような関係もありますので、その点も十分配慮しながら広域圏でバス1台を出して、各学校の生徒の交流、それから先生方、指導者の交流もできるというようなことで、何とかそういう方法が広域圏で考えられないかということはお話したことがあるのです。

できれば当番で、ことしは上富良野、来年は中富良野という方法もありましょうし、もしくは費用の分担をしながらという方法もあるかなということでございますので、できれば富良野広域圏の教育長会議等の中で早目にそういう対応策をとっていただければ、何とかなるよという話を先生方や指導者から私聞いておりますので、できればそういうことでちょっと、検討課題ということで提案を申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御提案にお答えをさせていただきたいと思っております。

今おっしゃられましたのは、団体競技といいます

か、陸上競技というような中での全道大会等への出場の際に関する、公的な車を利用するのか、また公的な交通機関を利用するのかということでありませぬ。

確かに、その学校、学校で、毎年毎年数が特定されるわけではありませぬ。そういうようなことで、今御提案いただきましたことも一つの検討に値する御提案と受けとめさせていただきまして、教育長部会や何かで協議を進めたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 211ページの各学校の校舎整備についてお伺いをしたいと思いますけれども、まず、西小の体育館の屋根の防水補修、これは、体育館というのは築何年ぐらい経過して、何年度に建ったかということですが、それから、東中、江幌、各学校の整備費が持たれているわけですが、これらの内容についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 3番岩崎委員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

上富良野西小学校体育館の屋根の防水工事、今回計上させていただいております。44年9月建築ということで、37年以上の経過をしているところでございます。

また、東中小学校におきます整備でございますが、かねてから要望のございました小学校の網戸の、スズメバチ等の害から守るといふことの整備をいたしてまいりたいと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎委員。

3番（岩崎治男君） 江幌については、今、なかったですね、内容。江幌小学校。東中は聞きました。網戸ですね。

それと、西小のグラウンド整備、排水とか、その後の状況はどのように管理されていますか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 3番岩崎委員の御質問でございますが、西小学校のグラウンド整備におきましては、その状況が非常に水はけの状況が悪くて、要望のあるところであります。運動会がたびたび順延されるというような状況も過去にございまして、大規模な改修がその状況から必要になるという判断のもとに、現在の状況におきましては、第4次総合計画には位置づけされていないという状況の中でございまして、今後におきまして、やはり総合計画の中に位置づけた形でその整備を進めるというふうに考えてございます。

以上であります。

（「関連」と呼ぶ者あり）



委員長（西村昭教君） 関連ですか。9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 西小学校の体育館の問題なのですが、防水シートを張って当面は急場をしのごという形になっていると思うのですが、将来的には、当然これは建てかえだとかという話も出てくるのだと思うのですけれども、いつまで具体的に持たせようとしているのか、この点伺いたいと思います。

それと、上富良野中学校についても、体育館等が雨漏りするというような話も聞かれますが、実態としてあるのか、その点。

それと、江幌小学校については、体育館の排炎、いわゆる煙を出す窓です、それが閉まらない、あかないというような、一部見受けられましたが、その点どうなのか。

それと、もう1点は、日常的に、やはりあそこはつくりがつくりなものですから、学芸会等を行うときに、2階の体育館の、やはりはしごをかけてその幕を操作しなければならないということで、常設のはしごをあそこにつけてほしいというような要望も出されていたかと思いますが、これらの点について、今後どのように対応されるのかお伺いしておきたいというふうに考えています。

これは関連するわけですが、国の方では耐震性の、学校の予算計上という形で、ことしもまたついたかというふうに思います。耐震性の問題でいえば、町としては今後どのような手順を踏んで進められようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢委員の小中学校施設におきます整備についての御質問でございますけれども、まず西小学校の、今回は屋根の防水工事を行うということの整備でございまして、この建物をいつまで使うのかということに関しましては、当面はこういった形ということになります。今後の整備につきましての構想というものについては、今後、十分関係の方の意見をお聞きしながらまた進めていきたいというふうに思うところでございます。

また、中学校におきます雨漏りといいますが、どうしても融雪期におきます、屋根から伝わって、ぼたぼたという状況が発生してございます。この点につきましても、上中の屋根の方の整備につきましては、教育委員会としての考え方としまして、19年度に整備をするように計画を立てているところでございます。

また、江幌小学校におきます状況についても、学

芸会等の幕の設置については、現在非常に苦慮されているということもお聞きしているところでございます。また、排炎設備についても、その状況をよくとらえながら今後整備を進めてまいりたいと思います。

それから、耐震性の問題でございます。この件につきまして、小中学校におきます耐震測定、あるいはその対応につきましても、非常に大きな課題となっているところでございます。この件につきましても、教育委員会ばかりではなく、町としての施設面におきます耐震計画というものを勘案した中で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 210ページにかかわってお伺いいたします、211ページと。

上富良野小学校において、ここで聞くかどうか、備品の整備という形でお伺いしたいのですけれども、この間、顕微鏡やミシンという形の中で、点検がされていない部分が一部見受けられているかなと思いますが、修繕されていればよろしいですが、授業で使うことがあっても、なかなか、あったときに、やはり予算がなかったのか、きっちと教育委員会の方と意思疎通が図れなかったのかわかりませんが、点検が不備という形で、なかなか教材として使えなかったという状況があると思いますが、その点は改善されているのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

ただいま上富良野小学校の備品整備につきまして御質問がございましたが、本年度、清富小学校の閉校に伴います清富小学校の各教材、備品等につきまして、今回、各小中学校の要望等を確認した中で、適正な再配備、整備をさせていただいております。その中で、上富良野小学校の顕微鏡につきましても、そちらの物を配置させていただいております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） それで十分、教材として使えるということによろしいですか。

委員長（西村昭教君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 9番米沢委員の御質問ですが、各備品につきましては、学校の方の要望に基づきまして配置させていただいておりますので、現状の備品とあわせて、新たな備品の中で活用いただけるものと確認しております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 223ページ、私立幼稚

園の就園の奨励費補助でございますけれども、これが1,024万3,000円と。昨年に比べまして64万3,000円ふえているのですけれども、昨年と比べて、入園児の方の、今度、新入園児の方の状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

私立幼稚園就園奨励費の補助でございますが、この件は入園されている保護者に対しての保育料の助成策でございます。私立幼稚園、上富良野町に高田幼稚園でございますが、昨年度より幼児教育特区ということで、2歳児が入園されると。この補助対象は3歳以上からなのですが、そういったことから、非常に対象者数が増となっております。17年度に比べまして、15名増の予算を計上しているところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） そういうことで、数については、そんなにふえているということは考えられないと思うのですけれども、入園料の保育、減免の人が、そういった人がふえてきているのでしょうか、入園料なんかの。そこら辺はどうなっているのですか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいまの村上委員の御質問でございます。

入園者の増に伴いまして、奨励費の対象となる保護者が増ということでございまして、所得階層の基準が下げられたとか、あるいは所得階層が低くなったとかということではございませんで、対象者の増ということであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 237ページ、郷土館の関係について質問をいたしたいと思います。

まず1点は、名跡由来板ということで、町内の各地に、石碑だとか、歌碑だとか、いろいろな形で、言うなれば富良野盆地の母村にふさわしい、いろいろな形のものでございます。それで、ある面で、平成12年くらいまで若干整備をしていただいたのですけれども、その整備状況が、言うならば材質が悪かったのかどうか分かりません、非常に、場所によっては完全に消えてなくなったり、それから、消えかかって判読しにくいという面等もありました。

それで、昨年の予算特別委員会でそのことを申し上げたら、私のメモでは18年度予算措置をするよ

うな印象で書かれてあったのですけれども、今、予算特別委員会の議事録を見ますと、菊池主幹は、今年度、16年度整備をある程度いたしました。その中でまだ、御指摘のとおり見えにくいところが結構ある。回った段階でわかりましたと。しかし、ことし、17年度の予算の中では計上しませんでした。が、次年度以降再度見直しということで、うまいことを言っているなと思って、僕は18年度になると思ってメモをしていたのだけれども、僕の思いと主幹の考え方と違うなという気がしたのですけれども、いずれにしてもやっぱり設置されているもので、ここに何が書いてあるのかという、斜めになって、白いボードが完全にもう薄黒くなっていたり、字がもう見えにくいというような状況なので、できればこれについて、ある面で計画的に整備してもらおう。それから、それ以外のところも、管内にはまだまだありますので、それらの観点について、一応整備計画をお伺いをいたしたいと思います。

それから、もう一つ、旧日新小学校、言うなれば十勝岳の爆発災害のあったところ、ここに旧日新小学校がありましたよという木柱の碑が立っていて、それが木にペンキを塗って、その上に書いたのですけれども、これは昭和34年なのです。あの当時の日新青年団の皆さん方が立てたというのがかすかにわかるのですけれども、ことし、十勝岳爆発80周年ということもありますので、あれを何とか、言うなればこの後、もう少々大丈夫だというような形で、あそこの周辺から上がってきた石に何とか刻む方法でということを考えて、担当者とも相談をしたのですけれども、その状況がその後どうなっているかということで、2点目、お伺いをしたいと思います。

それから、3点目は、教育行政の執行方針の中で、教育者は……。

委員長（西村昭教君） 中村委員、一問一答方式なので、ちょっと、次に入れますので。（「わかりました」と呼ぶ）

社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、名跡由来板の関係でございますけれども、昨年度、この予算特別委員会で申し上げたとおり、ちょっとなのでも調べさせてもらいました。

その中で、特に字がかすれて何も見えない状況になっているところも1件ありましたので、東中地区なのですけれども、その部分については今年度予算の中で見ております。ほかのところにつきましても、御指摘のとおり、非常に見づらい状況といいま

すか、つくったときのつくり方の構造上の問題とい  
いますか、そのような関係で、整備しなければなら  
ないところもございますので、それも引き続き、今  
後、財政事情が許す限りの中で整備していきたいな  
というふうに考えてございます。

それと、日新小学校の跡地の木碑の跡の関係でござ  
いますけれども、あそこ場所にあるのは確認して  
まいりました。以前からもあそこに立っているの  
は、個人的には知っていたのですけれども、なか  
なか、その改善ということになりますと、場所です  
か、それから、あそこ場所は一応泥流が流れると  
いうことになっておりますので、その設置場所につ  
いても、どのようなところがよいのかなということ  
と、それから、石碑の建築費といいますが、建立費  
といいますが、その費用につきましては、石材屋さ  
んに聞きますと、約100万円程度はかかるのでは  
ないかというようなことも聞いておりますので、今  
後、また御意見をお聞かせいただいた中で検討して  
いきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 名跡由来板の関係という  
ことでの、修繕料4万円というのがそういうことな  
のかなという気はしていたのですけれども、それ  
で、旧日新小学校の関係、これはもうできるだけ、  
やっぱりこし80年ということなので、石屋さん  
に頼んですべてやるということになると、そういう  
形になるのかなと。それで、できるだけ郷土をさぐ  
る会も、この関係で少しはかかわりたい、それから  
当然、日新の住民会の人たちも、そういうことなら  
ばということなので、できればそういう機会を教育  
委員会として、関係住民、関係団体とやっていただ  
いて、一つは80年のけじめで何とかしようという  
ような働きかけをやっていただきたいなということ  
でお願いを申し上げたいと思います。

それから、名跡由来板の関係は、現在あるもの  
と、それからそれ以外のものもありますので、でき  
れば計画的に整備をしていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員  
の再質問にお答えいたします。

名跡由来板の関係につきましては、委員御指摘の  
とおり順次整備を進めて、上富良野の歴史について  
保存してまいりたいなというふうに考えてございま  
す。

それと、日新小学校の遺跡碑につきましては、石  
碑ということで、永続的なものを考えましたけれど  
も、それ以外の方法で、何か、地域住民の方も含め  
まして、記念になるようなものができるのであれば

進めてまいりたいなということで、関係機関の方  
にも御協力を要請していきたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 日新小学校の関係、私も  
関心がありますので、道内各地を回ったときに、そ  
ういふものを見て回っているのです。ですから、石  
碑ということに限らなくても、例えば函館へ行きます  
と、もうさびないアルミのもの、あれにぱっと刻  
んでいるものもあるのです。値段的にはどういふも  
のか、ちょっと私、確認はしてきませんでしたけれ  
ども、できれば、いろいろな方法があって、耐久性  
があるというようなことを考えて、また知恵を出し  
て、何とか残すような努力をしていただきたいと思  
います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 235ページ、図書館運  
営費の中で、図書館の運営時間の見直しを、いかが  
かなと思ひまして、以前、1人貸し出しが3冊まで  
でしたのを5冊ということをお願いしたら、即  
5冊にさせていただきまして、今はもう図書館も新し  
くなりまして、5冊どころか10冊と。しかも、日  
曜日もあけていただきまして、大変利用しやすいと  
ころでございますけれども、上富良野町は10時か  
ら、それで6時までになっております。それから、  
占冠は9時から6時、18時まで。それから、富良  
野は9時から5時までです。富良野も10冊お借り  
することができるのです。それから、中富良野は8  
時30分から5時まで、ここは4冊ということで、  
まだちょっと貸し出しの、本のあれは少ないですけ  
れども、占冠に電話で聞きましたのですけれども、  
あそこは音楽が流れておりまして、大変これまたす  
ばらしいなということで、そこまでは望みませんけ  
れども、時間です、朝の10時というのを、せめて  
9時ぐらいにどうなのかなということをおもうので  
すが、これらについてはいかがでございましょうか、  
ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の  
図書館運営に関しての御質問でございます。お答え  
申し上げたいと思ひます。

昨年10月から図書館としてオープンいたしまし  
て、非常に多くの方々に利用していただきまして、  
閲覧者状況もオープン以来、昨年同期に比べますと  
2.2倍の方々の来館をいただいて、大変うれしく  
思っているところでございます。

御質問の、開館時間ということでございますけれ  
ども、10時から18時と現行で来てございます。  
そういう状況であります。18時という時間の設定  
につきまして、町民の方々、多くに今、働いている

時間の方も多いということから、これまでの10時から18時というふうにしたわけでございます。

10時からということに対する御意見も当然あるかと思えますけれども、当面は10時からという形で運営をしてみたいと思いますが、またいろいろ御意見をいただきながら、より多くの方々に利用される図書館のあり方を検討してみたいと考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 210ページにかかわって、備品でちょっとお伺いいたしますが、小学校に入学された子供さんに対して算数セットを贈っていたという経緯がありますが、今回から廃止されるというような話を聞いたのですけれども、どうなのでしょう。廃止されるのですか、継続されているのか、この点についてお伺いしたいなと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の質問にお答え申し上げたいと思えます。

御質問の小学校入学時点におきます算数セットの配布と申しますか、この点につきましては、17年度予算から見直しをいたしまして、計上してはおりません。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしますと、これは全部本人負担になっているということですね。

それで、今後やはりこれだけいろいろ、前にもありましたけれども、給食費の引き上げや、スポーツ振興センターの掛金の、公費負担が個人負担になると、こういう問題があります。そういう意味で、学校の備品として備えて、やはり負担を軽減するというような対策をとるべきではないでしょうか。この点ちょっと伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいまの算数セットの御質問でございますけれども、やはり算数セットは小学校入学時における児童の個人の所有というふうになることから、保護者の方々に御負担を願っているところでございます。やはり、数を数える上での、おはじきだとか、そういったものの数を維持していくということが、消耗品的な部分がございます。なくなってしまうとか、そういったこともございますけれども、そのところにつきまして、今後また学校現場の意見も伺いながら、そういった備えつけということもまた一つかと思えます。十分検討させていただきたいなと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） それは、ぜひ学校の教育現場の方、保護者の方の意見を聞いて、新しいものでなければということであれば、町はすぐ全額負担という形になって、スクールバスの、学校の体育の部活動も含めて廃止すると。その軽減策として、段階的にここまで、半分だけは持ってもらうだとか、そういう手だてというのはどうして考えられないのかということを考えるわけです。その点、やはり、学校の備えつけでいいというのであればそういう対策をとって、そこから、もしも自宅勉強したいということであれば持って行ってもらう、それを利用するという形も当然とられるのではないですか。

それと、スポーツ振興費についても、これは負担でしょう。住民が行政改革という形で、いろいろと協力して500万何がお金が出てくるというわけですから、こういったところにそのお金を配分するだとか、負担を、全部廃止するのではなくて軽減するというような、そういう対策が今必要ではないかなと思うのですけれども、もう一度、この予算の関係、スポーツ振興センターの掛金も含めて改善する余地があると思えますが、伺います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、算数セット、また、スポーツ振興センターの掛金やなんかの控除につきまして、確かにそういうようなことで御負担をいただいてきているところがあります。そのような中で、やはり、算数セットやなんかにつきまして、やはり学校でも使って、自分の家でも使ってということが非常に多く見受けられるというようなことで、ぜひ御負担を保護者にいただいた中で有効活用をしていただきたいというふうに感じているところであります。

また、スポーツ振興センターの掛金等につきましても、上がっていくわけでありましたが、これもやはり学校内、それから通学途中、それから下校途中やなんかでの事故というようなことも想定した中で、やはり自分の身は自分で守っていくというようなことも必要かと思えますので、そのような中で、ぜひ保護者の御負担をある程度いただきながら運営をしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしますと、これは現場の意見を聞くということでもよろしいですか、算数セットについては。その点、もう一度確認しておきたいと思えます。

それと、スポーツ振興センターについては、掛金については、これは言うなれば、我々でいけば、仕

事に行く場合、公務という形の中で、それが保障という形になってきていますし、そういうことを考えたら、やはりこれは公のものとして負担すべき性格のものだと思うのです。

それで、引き上げではなくて、財源をそういったところから持つ、あるいは全体の予算が厳しいということで、自己負担もあるのでしょうかけれども、そういったお金のやりくりをされている部分もわかりますが、やはり全額引き上げるのではなくて軽減するという対策をとるべきだと思います、これは。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） まず、算数セットの関係であります。これにつきましては、現場の意見を十分先生方からも聞いた中で、今後の対応策を考えていきたいというふうに思います。

また、スポーツ振興センターの掛金につきましては、一部御負担をいただくと、その率が、控除させていただくということで、全額御負担をいただくということではなくて、掛け率を上げさせていただくことであると思いますので、御理解を賜りたいと思います。

また、当然、予算のやりくりやなんかにつきましては、我々も町の財政状況を見きわめた中で有効に使っていくということがまた必要だと思いますので、そこら辺も検討を進めてまいります。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） まず、211ページの上小の、スポーツというか、クラブ活動というか、お伺いします。

これは、昨年、中学校の運動会を見に行くと、非常に走法がよくなっているのです。何でだろうかと教頭に聞いたら、まずランナーで、800メートル走で国体に参加している先生がいるそうです。素晴らしい先生がいるのです。その先生の指導のもとに、先生にあこがれるから、そういう走法になっていっているのです。

それで、これは上中なのですから、上小も、今、富良野管内でバレーボールの大会をやっています。それで、これは父兄の方から言われたのですけれども、生徒の素質はいい、やっぱり。上小とか上中というのはいいいのです、これは。負けないです、富良野に行っても負けないぐらいです。しかし、バレーなんかで一生懸命やってくれないのだということです。おれらが今行ってやってきたところなのだと、こういうことなのです。

それで、校長先生なんかは立派な先生です。だから、やっぱりそういう方の先生もいい先生を呼んでもらいたい、こういうことです。そういう要望があ

りましたので、せっかくなのでいい素質の子供たちがいっぱいいるのですから、その辺のところを、勉強もさせることながら、スポーツの方もあわせていい先生を呼ぶという、このことについてお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに、中学校の陸上につきましては素晴らしい先生に恵まれて、非常に成績も向上してきているところでもあります。

今、まさしく、ちょうど教職員の人事をしているわけですが、やはり私の立場といたしましても、人事をするときに素晴らしい先生に来ていただきたいということで、そういう配慮をするわけですが、何から何まで、例えばバレーボールの指導者とか、それから野球の指導者、すべてそれに、中学校やなんかにつきましては、特に教科やなんかもございまして、なかなかうまくいかないところがございます。

その中で、やはり上富良野で、今、小学校から続いて、例えば、今はスクールバンドからプラスバンドやなんか非常に、文化的には熱が入っている。そうしたら、そういうものの火を消さないように、やはり中学校にもそういう指導者を求めてくる。そして、また、今、スポーツ関係におかれましても、バレーボールの指導者が少なければ、バレーボールの指導者をなるべく探した中で、何とか上富良野町に来ていただく努力につきましては今もしておりますが、今後もしていかなければならないというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 生徒というのは先生にあこがれますから、あこがれの的ですから、これはよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

201ページの上高の件なのですが、12月から2月ぐらいまでは大体マイナス20度です。その前後でいっています。生足で通学しているのです。だから足の曲がりも見えるのです。

それで、緑峰高は、冬のそれはだめだということでズボンをはかせると。スーツですか、何というのか、パンツをはかせるといようなことでやっておりまして、これは少子化であるとか、そういうようなところにも影響していくと思います。あの極寒のときに生足で歩かれたら、見ている方がざわざわしますから、鳥肌が立って。この辺のところも、やはり教育委員会の方から、健康上どうだろうかということもあわせて、将来のこともあわせて指導も必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

これも女生徒の、生足でというお話であります。当然、健康的なことからも、ちょっと我々からしても、やはり将来のことを思うと避けるべきではないかなと思うわけですが、当然、我々の時代もそうでありましたが、制服等につきましては、やはり生徒会とか、それから、やっぱりみずからということも判断をして決めていくということが必要な時代に入っていると思います。

そのような中で、今、委員の方から御意見を賜りましたことを学校等にも伝えた中で、本当にそういうことをみんなで考えてもらうようなことを我々の方からも訴えていきたいというふうに思います。そういうことで御理解をいただければと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 237ページの郷土館の關係の事業ということだろうと思いますけれども、教育長は平成18年の教育方針の中で、大正15年の十勝岳爆発が80年という節目の年を迎えることから、郷土をさぐる会等の協力を得て記念事業を実施をするという予定ということでございますけれども、一応教育予算の關係の中身を見ると、どこにもこの事業展開への予算措置がされていないというような気がするのです。したがって、郷土をさぐる会としては協力はするけれども、この文書からいくと教育委員会が主体になって、その周りの外郭団体に御協力をいただくということになっているので、言うなれば事業の内容等、それから予算的なものはどうするのかという点でお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、郷土館につきましては、アスベスト除去に工事がかかるわけですが、その完成をできるだけ早い時点で終わらせていただき、5月の24日がちょうど80周年を迎えるということですので、その1週間前、10日前ぐらいまで、何とかアスベストの除去をさせていただきます。その中で、郷土館を中心に、まずはこの80周年の記念事業といいますが、特別展示みたいなものもやってみたく。それを、アスベスト除去後の事業展開にしていきたいというふうに考えております。

また、夏休みやなんか郷土探訪とか、そういうようなことで、事業展開を今までもしてきています。そういうような中から、郷土館事業として、十勝岳爆発80周年を記念して、十勝岳方面に、先ほどの日新小学校跡地やなんかも含めて、バスや何か

でいろいろと見学ツアーなど実施してみたい。そこに郷土をさぐる会等の皆さんの知識や経験をおかりをして、実のあるものにしていきたいというふうに考えておまして、特段、予算的には、大きな予算ということは今のところ想定していることではなくて、通常の郷土館運営費の中で行っていかうというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 247ページのパークゴルフ場管理費の關係です。

今度は平成18年度から指定管理者制度ということで、CSTが受託をされたということでお聞きをしております。

それで、まず、冒頭、平成17年度の入場収入、言うなれば町内者何ぼ、町外者何ぼ、それからもう一つは貸し出しセット、それから自動販売機等の売り上げ、それから出店許可が2店から1店になったと思うのですけれども、それらを含めて、収入の実績は幾らになっているかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の収入でございますけれども、まだ年度途中ということでございます。決算が3月31日までということになっておりますので、その後報告をもらうことになっておりますので、概略で申しわけないのですけれども、入場料の収入ですけれども、約650万円程度となっております。

あと、お店ですとか、それから自動販売機の収入については例年どおりの数字ということになっております。それと、済みません、申しわけございません、ここで今ちょっと、手元に数字を押さえていないもので、申しわけないのですけれども、それと同じ数字ということになっております。済みません。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） CSTに、もう指定管理でいくのであれば、年度途中であろうが、いずれにしても、もうクローズしたわけでしょう。そうすると、入場収入が入ってくるわけがないです。

それから、もう一つは、貸し出しセットだとか自動販売機の關係だとか、出店許可が2店から1店になったことも、既にわかってあれていることなのです。

それで、私が一番、今回このデータを見て私的にあるものは、町内在住の入場者304万5,200円、それから町外在住368万5,900円、それから、貸し出しセットは24万5,400円。あと

わからないのは、自動販売機の手数料12万円、それから出店許可18万4,096円、これだけがわからないという私は報告を受けているのです。

そうすると、一番肝心なのは、11月29日の第12回教育委員会があります。その会議録を見ますと、全体の事業費は1,112万円ぐらいかかりますと、それから使用料の総額は650万円で、これは事業に充当するのですよと。そうすると、その差額はということになると462万円が不足なので、これを委託料として支払うという、教育委員会で報告をされているのです。

そうすると、私の試算では、この650万円ではなくて、今、出店許可の関係は2店から1店になったから、それを差し引いても720万6,500円ぐらいになるのです。そうすると、皆さん方がCSTということで、CSTの以前で、指定管理者制度をあれしたときの報告と、非常に金額が違うのです。ですから、皆さん方にも報告した、650万円が使用料で入ります、不足は462万円だから、それで今回、10万円を上積みして472万円という委託料を計上したのではないのかという気がするのです。

現実にこの数字は、町内在住者、町外在住者の、両方で670万円ぐらいになるか、それにこれらの収入が入ってくると、やっぱり720万円ぐらいになるのです。ですから、最初のデータが、ぴしっと出さないうちに、こういって教育委員会にも報告する、それから委託管理者の中にはあれだと、最終的に1,352万円でしょう。それで470万円、450万円、430万円ということで、3年間払うというようなことで一応計画を立てて、予算措置の中で我々の方に、議会に報告をされたと思うのです。

それで、今の段階でまだ実数がわからないで、それで今度はCSTやその他の振興公社の応募を受けてということになると、余りにも僕は適切ではないのではないかという気がするのです。ただ、時期的に、9月の段階ということであれば、もうちょっと、予算を計上する段階で、債務負担行為ということでございますけれども、あくまでその範囲ということであるけれども、利用料金の見込みというのが、クローズされているのであれば今の予算議会にちゃんと答弁できる数字があつていいのではないか。報告が来ないのであれば、振興公社に報告させればいいのではないですか。その点どうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員のパークゴルフ場の運営に関しての御指摘でござい

すけれども、数字的に正式な報告書としての報告は、先ほどの答弁のとおりでありますけれども、データのなものについては逐次報告がございますところでございますが、申しわけございません、ただいま手元に、把握をしてございませんで、手元にないということで、的確な答弁ができないことをおわび申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それは、なければいけません。このまま論議を展開するわけにはいきませんので、あしたの総括質疑の中で、やる前にその資料を出してください。それからまた質疑をいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） では、この件はいいですね。（「はい」と呼ぶ）

他にありませんね。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 申しわけありません。241ページのスポーツフェスタの関係なのです。

先般、北海道体育協会の評議員総会に行ってみましたら、道はもう予算の関係で、スポーツフェスタの補助はしないというようなことがはっきり言われました。そして道の財政が苦しいから、いろいろな部面の補助が、もうばっさりばっさり削られておりました。

したがって、去年は68万4,000円で、今回38万4,000円ということで、約30万円減額の中でこの大会を実施をしようということで、体育協会やスポーツ仲間で、ことしこの大会があるという期待をしている人たちもいらっしゃるし、ただ、こういって聞きますと、継続をするということで非常に喜んで迎えられています。したがって、30万円減額したのだけれども、一つは開催予定と開催種目の関係等と、それから、従来、各団体に配分をしている若干の強化費的な要素のお金もあるようにも聞いておりますので、それらの関係がどうなるかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員の御質問でございますが、上川管内大会のフェスティバルの開催につきまして、17年度から比べますと、冬季大会がなくなったことによります減を見込んでございます。今回の計上におきましては、富良野地域における大会の計上ということで運営をしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） もうちょっと詳しく。予定とか種目とか、そこら辺は。予定と種目と、その

補助を出しておったでしょう、それがどうなるか。

社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の質問にお答えいたします。

種目でございますけれども、富良野沿線で先日、担当者が集まって話した結果、富良野沿線で今まで継続して実施しているスポーツについて、ソフトボールですとか、パークゴルフですとか、それらのスポーツについて実施していこうということになっており協議しております。

それと、関係者への助成金といいますか、それらについても、昨年と同様の額を今のところ計上を予定しております。ただ、団体数が、昨年まではローテーションで1個ずつ減っていたのですが、全種目をやるとなると、ちょっと1個当たりの団体に行く額は多少減ってくるのかなということがございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 1町村1競技を担当するというので、従来7種目あったものを5種目ずつローテーションをしていくということで、それで僕は予算が削減されたからどうなのかということで、ことしやる種目、5種目が、わかれば教えていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の質問にお答えいたします。

競技種目なのですが、先日、10日ぐらい前なのですが、富良野沿線で集まりまして話し合いました結果、まだ競技は確定はしていません。なるべく多くの方々に参加したいという意向もございますので、できるだけ多く競技も入れていきたいというようなことで、現在、検討中でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 248ページの学校給食センターの運営等にかかわってお伺いいたします。

学校給食センター、行きましたら、現場の調理員の方含めて、施設の施設長さん、それと栄養管理士さんの方、相当、衛生面で気を使って運営管理をしております。

それで、何点が質問したいのは、あの施設が老朽化してきております。そういう意味で、ここの計画書を見ましたら、総体的なという形で、どういう計画、改修になるかは、ちょっと予算はわかりにくいのですが、今後、どういう計画のもとで給食センターを維持し、もしくは改修、修繕しようとしているのか、お伺いいたします。

それと、もう1点は、今、職員の受入体制につい

ても、相当厳しいチェック体制が行われていると思いますが、どういうチェック体制が行われているか、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の学校給食センターに関する質問にお答えを申し上げます。

御指摘のように、建設以来、相当年数、30年近く経過している建物でございます、非常に老朽化が進行しております。そういった中で、その施設の今後の整備が非常に重要というふうにご覧いただいております。そういった中で、その課題となっている部分については、18年度におきまして、その具体的な方向づけ、それは建物の整備ということで、具体的に位置づけをしていきたいというふうにご覧いただいております。やはり、屋根の補修とか、いろいろな面での老朽化による影響というものが発生している状況でございます。それらを十分、将来を見越した中で整備というものを考えていきたいというふうにご覧いただいております。

それから、日常の給食業務に当たっての、食の材料という部分での受け入れの御質問かと思っております。

業者からの納入に当たりましては、その品物のチェックというものが非常に大切でございます、その点におきまして、調理員が担当を決めまして、日常の業務の少し早く前に出てきましてチェック体制をしていると、品物を直接確認いたしまして、傷んでいるとか、そういった状況にあるものについては、即、業者に交換を申し出るというような状況の、そういった商品のあり方の、日々の納入される物品のチェックをしているという状況であります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今後、町の計画では、民間委託という形の方針も打ち出されております。私、これは食を守るという点で非常に重要な施設でありまして、民間委託ではなくて今の制度を堅持するという方向のもとで、18年度においては、やっぱり改善・修繕計画をきっちり立てるべきだというふうにご覧いただいております。

それと、現場のチェック体制というのは本当に厳しくやられておまして、即見まして、腐れ、あるいはにおいがすると、すぐ現物を、やっぱり返品するという厳しい体制で行われています。そういう意味で、調理においても、窮屈な中で、いわゆる富良野保健所から定期的に、これは通常の指導でありますから、入る中で、調理場の移動、手洗いを何回も励行して、行って、食品の安全管理に努めているという、やはり現場の声を聞きますと、いかに子供の



立場に立って調理が行われているということがわかりますので、この点、現場の意見をよく聞いていただいて、今後の改善する点なんかもぜひ聞いて対応していただきたいと思いますので、現場の直属の施設長である課長については、現場へよく行っておられるのかどうなのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それと、もしもこれ、食中毒が発生した場合の対応なのですけれども、そういった場合は上富良野町で、弁当対応なのか、独自で持ってこよう、いわゆる自賄いせよという方針なのか、あるいは町で、そういったときは給食を確保するという方針なのか。こういう手だてはきちっとしてやられておりますか。マニュアルというか、そういうものはありますか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢委員の、学校給食センターの運営でございますけれども、建物施設設備面での改善計画におきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、18年度において、その具体的な状況をとらえた中で、計画性を持って将来的な施設のあり方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、衛生面での管理の指導におきましては、委員御指摘のように、保健所からもその徹底について、たびたび現場に来ていただきまして、いろいろな指導を受けておりまして、改善が必要な部分におきましては、その都度早急に改善をしているところでございます。

現場における連携におきまして、私、施設長という立場でございますが、通常は社教センターの事務室内におりますけれども、できるだけいいですが、足を運ぶようにはしてございますが、現実としては、電話でのやりとりが多いのが実態というふうに考えてございます。この点については、今後において、できるだけ改善をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、食中毒発生時における対応でございますが、今のところにおきまして、そういった対応マニュアルというものはありませんけれども、食中毒を発生させないという面におきまして、それぞれの、調理員、それから栄養士を初め、一人一人が衛生管理に徹底をするということで、そのような事態に陥らないということを念頭に、日々運営に当たっているところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今答弁されましたけれども、そういうマニュアルというのは、ふだんからや

はりきちっと対応できるという形にしておかなければ、万が一緊急時、当然これは発生させないということが前提でありますから、そのようなことはあってはならないのですが、万が一ということはありませんので、そういうことはきっちりルールとして決めておく必要があると思いますので、この点、教育長、答弁をお願いしたいと思います。

また、担当の課長が、割と忙しいという形が今見受けられますので、もしも担当の課長で対応できないとすれば、主幹もしくはそれにかわるような方が、やはり施設長という形で兼務されて、現場の実態をつぶさに見ながら、即時に異変が起きたときに対応するという体制等が必要だというふうに思います。

給食の配膳に至っても、やはり配膳するスペースの確保という点では、今の狭隘という状況の中でもかなり厳しい面が見受けられます。そういう意味も含めて、監視における体制の人員の配置も含めて、今後のあり方等についてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、食中毒等に対応するマニュアルの件であります。一昨年、ボイラーが非常に、不具合が生じたことがございます。そのときに、マニュアル自体はつくっておりますが、そういうときにどう対応したらいいのか、給食センターの方とも十分検討をしたところであります。そのときに、1,100食以上であります。それであれば、当日、旭川にある業者から給食にかわるものは仕入れることができるというようなことを確認いたしているところであります。それは多分、3日間、4日間は大丈夫だということで確認がとれております。それから後につきましては、やはり、もしそれ以上のことがあったときには困るわけではありますが、そのときは保護者の方に協力をいただいて、弁当や何かを持参していただくというようなことを今考えているところでありますし、そのようなことを一昨年、経験の中から学んだところであります。

また、課長、主幹の施設長に関する問題であります。これにつきましては、当然、何かあったときにすぐ対応できる体制は十分整えておかなければならないというふうに感じているところであります。ただ、今、現場には行っていないと、常勤を向こうでしている状況ではありませんので、そこら辺につきましてはさらに連携を深めて、もしこうなるときはどうするのだというような体制は十分整えておかなければならないというふうに考えております。

また、配膳等につきましてではありますが、古い建物でありますので、商品の受け入れ、それから配膳、確かに狭隘で、いろいろな課題を抱えているところであります。そのような課題の中で、要するに、給食に万が一のことがないようにということで、配膳やなんかも、狭いながらのところで協力をしながら実施をしているところでありますので、今後も給食センターの運営につきましては、遺漏のないように努めてまいる所存でありますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） お諮りいたしたいと思います。

本日の会議はこの程度として、延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

あすの予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月15日は、本特別委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日の予定の日程が延会になりましたので、あすも引き続き、議案第1号上富良野町一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出、第10款の教育費、198ページから御審議いただくこととなりますので、各会計予算書及び資料等を御持参願いたいと思います。

以上でございます。

午後 4時58分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

副委員長 仲島康行

# 平成18年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成18年3月15日（水曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村昭教君	副委員長	仲島康行君
委員	清水茂雄君	委員	徳島 稔君
委員	岩崎治男君	委員	梨澤節三君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一君
委員	岩田浩志君	委員	吉武敏彦君
委員	米沢義英君	委員	中村有秀君
委員	金子益三君	委員	村上和子君
委員	長谷川 徳 行 君	委員	向山富夫君
委員	渡部洋己君	（議長	中川一男君（オブザーバー）

## 欠席委員（0名）

## 早退委員（0名）

## 遅参委員（1名）

委員長 西村昭教君

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
総務課長	佐 藤 憲 治 君	企画財政課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	小 澤 誠 一 君	税 務 課 長	高 木 香 代 子 君
農業委員会事務局長	米 田 末 範 君	町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君
保健福祉課長	田 中 博 君	会 計 課 長	越 智 章 夫 君
建設水道課長	岡 崎 光 良 君	ラベンダーハイツ所長	早 川 俊 博 君
教育振興課長	岡 崎 光 良 君		
町立病院事務長	垣 脇 和 幸 君		

## 関係する主幹・担当職員

## 議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	次 長	藤 田 敏 明 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 16名)

副委員長(仲島康行君) おはようございます。  
私、ここに立つのは生まれて初めて最後かもしれませんけれども、ふなれな点もあるとも思いますけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、昨日3月14日が延会になりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の歳入歳出事項別明細書の歳出第10款教育費の198ページから御審議いただき、以下さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承賜ります。

以上です。

副委員長(仲島康行君) 昨日に引き続き、第10款教育費の198ページから251ページまでの質疑に入ります。

まず、昨日の11番中村委員から質疑のありましたパークゴルフ場の運営についてから行います。

教育振興課長。

教育振興課長(岡崎光良君) 昨日、11番中村委員から御質問のございましたパークゴルフ場についての説明を申し上げたいと思います。

昨日、手元に資料がなくて大変説明できませんで申しわけございませんでした。

それでは、今年度におきますパークゴルフ場の収入の使用料の状況でございます。11月末現在におきまして、公社からの月報という形での報告を受けている数字を手元でございますので、町内利用者分といたしましてあわせまして304万5,200円、町外者分といたしまして368万5,900円、貸し出し等につきましては用具の貸し出しは24万5,400円です。その他といたしまして、11万5,701円ということで、あわせまして709万2,201円の累計額の報告を受けているところでございます。

以上であります。

副委員長(仲島康行君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) 再度ちょっと確認します

けれども、きのう私が言った町内、町外のやつは数字びたりですね。私の言った数字と町内者、町外者。それから貸し出し用具セットの関係も同じで、あとその他の関係ということで今言われましたけれども、出店の関係と、それから自動販売機の設置手数料、これはちょっと分けて報告してください。

副委員長(仲島康行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいまの中村委員の御質問でございます。

その他といたしましての11万5,701円ではありますが、これにつきましては販売機の売り上げということでございまして、出店等の費用につきましては詳細がまだ報告がないということで御理解いただきたいと思っております。

副委員長(仲島康行君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) あそこは食堂出しているわけでしょう。出店の関係。その利用料は基準に沿ってなっているわけでしょう。そして、一応議会の要望もあって本来的には1年終わったら撤去する、そしてまたということだけれどもそれであれば、せっかく経費をかけてあれだからそれは認めましようということになっっているはずですよ。

委員長そうですね。そうすると、であれば僕はその金額も出てきていいはずなのです。僕はその金額はちょっと高いなどは思っていたのですけれども、ですからそれも入れた形でちょっとクローズになっているのだから、その出店の関係もそれは全然報告は来っていないということですか。

副委員長(仲島康行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいまの御質問でございますけれども、今申し上げました11月末の現在の報告の中には出店等につきましては含まれておりませんので、今後において報告があるということと考えてございます。

副委員長(仲島康行君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) 町内者304万5,200円、それから町外者368万5,900円、それから貸し出しセット24万5,400円、それから今言う11万5,701円を足してお幾らになりますか。その金額をちょっと教えてください。

副委員長(仲島康行君) 教育振興課長。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいまの11番中村委員の御質問でございます。

総額合わせまして709万2,201円でございます。

副委員長(仲島康行君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) そうすると、最終的なことだけれども、指定管理者制度で10月1日から11月10日までの申請期間は、これは私はしょうが

ないと思うのです。

だけれども、実際11月29日の第12回の教育委員会では収入が650万だと、そしてかかる経費は1,112万だと、その差額で462万は必要なんですよということで、今回の予算は472万出てきたわけでしょう。そういうことで理解していいですか。

副委員長(仲島康行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいまの11番の中村委員の御質問でございますが、教育委員会での説明でございます。使用料は650万、全体需用費は1,112万円、これは17年度の概要計画の予算の数字でありまして、18年度における予算はお認めいただいております指定管理者制度の議決に伴いまして、3カ年間の債務負担を設定した後の初年度の委託費用ということでございます。

副委員長(仲島康行君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) 僕は、業者はこの指定管理者制度の指定を受けようということでいろいろな面で研究をされていると思うのです。そして収入見込みがこのぐらいで、実際かかる経費は教育委員会の1,112万ぐらいかかるよと、その差額はどうかということやっていって、現実には平成15年オープンしたときに、利用料金が1,120万ぐらいだった、それから16年は850万、ことしは平成17年度は大体720万ぐらいだということで僕は見込んでいたのです。

現実は今言う数字から言うと、店の出店された方の利用料金がちょっと書類持ち合わせていないけれども、いずれにしても10万前後の金額だったと思うのです。そうすと、今トータル的に課長の言う709万から10万前後入れれば大体720万ぐらいになるなど、そうすると650万と720万で約70万の差があるわけです。

だから、その点が僕は十分検討されて、予算化されたのかなということと、もう一つは教育委員会に出した報告を基本的に今度はCSTさんになるのですけれども、やはりクローズされたら速やかにそういう収入、それからその他の収入も含めて報告のできる体制をとっておかないと、やはりこのちくはぐな形の予算措置の関係が僕は出てくるのではないかと、あくまでも債務負担行為として1,352万とっているからいいということではなくて、やはり我々議会としても十分わかるようなことをしていかなければならないのではないかとこの点を強く要望をしておきます。

あとは、出店の関係、もしわかれば開会中でもよろしいので、数字だけ御報告をいただきたいと思えます。

以上です。

副委員長(仲島康行君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 245ページの社会教育総合センター管理費のところですけども、昨年に比べまして64万3,000円プラスになっているのですが、これを見ますと燃料費、これは今70円ぐらいしていますので、そここのところの値上がり分だとわかるのですけれども、そこは昨年と比べて95万8,000円ぐらい多く見積もりしているわけなのです。

ところが、あとを見ますと毎年同じような点検ですか。昨年、ステージの点検をやっております。これは48万かかっておりました。ことしは吊物の装置の保守点検やるわけですけども、これは28万になっております。そうしますと、何かこの64万3,000円、それから警備の方も1人減らしたはずなのです、昨年お尋ねしましたら。そういうことを考えますと、どうしてこれは64万3,000円という役務費のところ8万6,000円、昨年と比べまして予算が多くなっておりますけれども、この予算につきましてちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

副委員長(仲島康行君) 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹(菊池哲雄君) 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターの費用の増加の原因なのですけれども、毎年行っております定期点検等がございます。そのほかに、今回上げました吊物の装置の点検というのは例年はやらなくてもいいのですけれども、何年かに1回、3年とか5年に1回とかと検査をするものが何点かございます。それらが今回上がってきて増加したということでございます。

それと、役務費の手数料の関係でございますけれども、この関係につきましてはあそこの社会教育総合センターの前に遊具がございまして、ローラー式の遊具なんですけれども、その遊具が古くなって修理がきかないということで今年度それを撤去することと、それにあわせてその処理手数料をここで計上したところでございます。

以上です。

副委員長(仲島康行君) 13番。

13番(村上和子君) それはおっしゃっているのですけれども、ちょっと違うのではないのでしょうか。

昨年はステージ点検は48万でしょう。ことしはやらない吊物の装置の保守点検をやるわけですけども、これは28万ですよ。そこで20万マイナスになると思うのですけれども、あとは燃料費は9

5万、100万近く増額を見込んでいるのですよ、これは当然灯油代が上がっていますからわかるのですけれども、あとは遊具を片づけるとおっしゃいましたが、そうすると、何かちょっとふえることにはならないのではないかという気がするのですけれどもいかがですか。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと説明不足のところもありましたけれども、アリーナの床のワックスがけとか、それらも今年度委託料の中に入ってきているということでございます。昨年度は、コミュニティーセンター部分の床のワックスがけをしましたけれども、ことしは体育館のアリーナの部分の床のワックスがけとかもこの中に入っているということで増加している原因になっていると思います。

以上です。

副委員長（仲島康行君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 昨年は床清掃、ワックスしているのですけれども、アリーナの面積はどれぐらいなのですか。倍の面積、かなり、これは84万アリーナ結構ワックスがけ、昨年もやっていますけれども、昨年はアリーナがありませんね。昨年は39万4,000円、倍以上になっていますけれども。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 申しわけありません。村上委員の御質問に再度お答えいたします。

昨年のワックスがけ、コミュニティーセンター部分の面積ですけれども1,251平方メートルでございます。ことしアリーナ部分ですけれども、1,428平方メートルでございます。面積は約200平方メートルぐらいふえているのですけれども、コミュニティーセンター部分にかけるワックスと、それからアリーナにかける部分のワックスの質が違うということがございまして、単価が増加しているということになります。

副委員長（仲島康行君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今のアリーナのワックスの関係なのですが、アリーナは運動量が激しいからワックスの種類とか、かけぐあいが違う、コミュニティーの関係はそれなりにということですが、ただ平成16年で予算措置がしていなくて、平成15年が126万なのです。決算書を見ていくと。

そうすると、この15年と今年やるものと同じよ

うな形なのか、その点ちょっと金額的な関係があるものですから、ちょっとお尋ねをいたしたいと思うのです。

副委員長（仲島康行君） 暫時休憩。

午前 9時17分 休憩

午前 9時19分 開議

副委員長（仲島康行君） 後ほどということで審議を進めたいと思います。

その他。

11番中村委員。

11番（中村有秀君） 教育長の教育行政執行方針の中で、ことし全道青年大会がある、そのうち上富良野でソフトボールが開催をされるということでお聞きをしております。

たまたま私もソフトボール協会の会長なものですから、どういう内容で、どういう予算等になっているのかということで、審判だとか、大会運営のかかわる関係があるものですから、そういう点でどういう状況になっているかということでお聞きをしたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをさせていただきますが、今のところは青年体育大会の中のソフトボール競技が上富良野で行われるということ聞いています。

当然、青年体育大会でありますから、主催者は全道青年体育連絡協議会が、今ちょっと正式な名称はわかりませんが、そちらの方からの費用や何かが当然充てられるものと思っております。その中で、審判等に幾らくするのか、また、運営費はどうであるのかということは、今ちょっとまだ承知をしていないところでありますので、今後は青年団体長とも話し合いを進めた中で、また、関係団体等には協力依頼をしていきたいというふう考えているところであります。

副委員長（仲島康行君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 内容的にはわからないということで、特に地元の青少協が中心になるだろうと思うのですけれども、ただ私が心配するのはグラウンドの状況はどうかということになると、それらの心配もあるし、それからベースだとそれらのものについてもどうなのかということもあるものだから、できればそういうものを教育委員会が青少協と十分に話し合いをしながら、その状況をまた関係団体に知らせて、一応調整をしていただきたいと思いますのでよろしく願います。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、委員からありましたように、今後は団体とも十分な打ち合わせを行った中で決定をしていきたいと思っておりますので、その際、また御協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 241ページの町民スポーツ大会、これは住民会対抗の大会かと思うのですが、町民ふれあいスポーツ大会実行委員会と一応名称がついております。

しかし、会長さんも見たこともないし、ごあいさつを伺ったこともないと、これは住民会対抗というのはコミュニティだと思っております。コミュニティというのは何かということ、これは北海道町内会連合会の大会でもらった資料を読みますとこういうことになっていました。コミュニティ組織というのは、特定目的のために組織された宗教とか営利団体、それから公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除くとあるのです。お聞きになっていましたか教育長。除くとあるのです。特定目的を持ったこれはコミュニティとは言わないと。私たちは住民会の大会に出るわけなのです。

それで、特定のこれははっきり言ったら要するに、例えばソフトミニバレーボールだったら、ミニバレーボール、会長さんが悪いとかそういうことを言っているではありませんから。会長が全部取り仕切ってやっていっているような感じに見受けられていて、そうすると住民会でそういうのを何でもやっています。ソフトボールでもパークでもやっても、今度次の大会どうだと言って、そちらにのめり込んでいくのです。これではだめなのです。私はそれはいけないよと、そうでない話をしましよとということでも生まれたのがパトロール隊なのです。これは交通安全から始まって、防災にまでいって、いずれ今度は住民会挙げて防災訓練やりましようかということにまでいっているけど、そういうことではないかと思うのです。

これが特定の、だからこの前ちょっと言いましたけれども、電話帳ですね、金儲けをやっている電話帳配り、なんで住民会が手先になってやらなければならないのかと、そういうことになっていくのです。

お手伝いしていただくことは問題ございませんが、教員委員会が主催として安易な方に進んでいっているのではないのでしょうか。これはそことしては

助かるのです。例えば、ミニバレーボール協会ならその協会は助かるのです。そこを手伝って行って、こちらに神経を寄せて、さあうちに入ってくださいということでやって、会員をふやしてということではよろしいでしょうけれども、コミュニティというのはそういうものであってはならない。全体を見て、まんべんなくいこうにやっていたらなければならぬのではないのかなというのが、見ていてちょっとそれを感じたところがあったのですけれども、これは行政も同じだと思います。特定のところだけばあつとよくして、後は知りませんよというようなことになってはまずいという、これはちょっと話は別ですが、その辺はいかがでしょうか教育長。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、コミュニティの理論につきましては、私はやはり地域が地域同士での連携を図る、また、そこに住む人の連携を図る、横のふれあいを持つということがやはりコミュニティの主体であろうというふうに考えているところであります。

そういうことからすると、一団体にとかということではないのだなというふうに認識をしているところでもあります。

また、今、町民スポーツ大会の関係であります。当然実行委員会を組織しながら、三つの競技の大会を行ってきているところであります。それには、実行委員会の会長には体育指導委員会の会長さんになっていただいた中で、これらを各競技がスムーズに行われるようにということで、各主管団体に例えばミニバレーボール大会であれば、ミニバレーボール協会の役員の方々に御尽力を賜って大会をスムーズに行うと、またはソフトボールについてもそのような形で行ってきているところであります。

そのようなことから、今後も町民スポーツ大会につきましては、そのような角度で行っていきいたいというふうに考えております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは、要するに住民のコミュニティということでやっていることですよ、今おっしゃってましたし。そういうことについて、専門の方にお手伝いしていただくというのは、これは私はいいいと思うのです。大変感謝します。

ただ、これは安易な方に走って行っているのではないかなというのが、これを見ますと大会長は教育長ということで、副大会長にソフトミニバレーボー



ル協会会長と、審判長に当然ソフトボールの関係者ですけれども、これはコミュニティーということでいったら、住民会長、連合会長というのがいるのです。住民会全部、約5,000戸を見ている連合会長というのがいるのです。そして、住民会長もこの大会にはそれぞれ来て、こうして見ております。終わったら、御苦労さん、一杯やろうかここでというようなことで、見守っております。であるならば、副大会長あたりに住民会長連合会長が当然出てきてしかるべきではないのかと。特定の、やっている人が悪いと言っているのではありません、考え方を言っているのです。特定の安易な方向に行っているのではないのかと言いたいのです。楽なんです、知っているから、何でもやれるからどんどん。そして、立ち話したらあいさつもできますし、それはいいのです。安易な方に、それに行っているのではないですかと。

それに、住民会が引っ張られてそればかりにいったら困るのです。はっきり言って。そういうことではないのです。それはそれでまたつくりますから、やっていますから。パークはパークで立ち上げてやっていますし、それからミニバレーボールならミニバレーボールの同好会をつくっていますから。だから、それはそれでやっていってもらえばいいのですけれども、こういう大きなコミュニティーの大会であるならば、そういうところをお考えになられてはいかがかなと。この辺、本質論になるのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

当然、いろいろな方々に御協力、それから御尽力を賜りながらいろいろな社会教育活動は行っていかなければならないというふうに考えているところでもあります。

ただ、この町民スポーツ大会につきましては、町民同士がその競技を主体として触れ合っていただくと、そして親睦を図っていただくということを目的にして開催をしているところであります。

そのような観点から、当然住民会の連合会長さんとか、また、住民会長さんや何かの御協力もいただかなければならない。ただ、主催する側からいたしますと、当然住民会長さん方にはチームをまとめていただく、そういう仕事をぜひお願いをしたいというふうに、また、競技の運営に当たりましてはその協会とか、そういう方々に本当に御尽力をいただきながら大会の運営をしていかなければ当然うまく社会教育活動もなし得ていかないのかなというふうに感じているところであります。

今後につきましても、住民会長さん等の入る場面については御意見を聞く場面、また、そういう場面につきましてもは設けていかなければならないのかなと思うところでありますが、今のような形の中でぜひ各協会、各連盟等の協力をいただきながら運営をしていきたいというふうに考えております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、これ一つだけではないものだから本質論というか、投げかけているのです。

というのは、ちょっと話変わりますがけれども、住民会でもってあそこはずっと3個住民会がラベンダー盆踊りというのをやっているのです。これがまたコミュニティーになるのかならないのかということころぎりぎりなんです。ただ、これは慣習としてやっていますよというものもあるのです。これが、その商行為の入っているその要するに手先に入って、手先と言ったら言葉悪いですがけれども、それをお手伝いをして住民会がということには、それでいってしまうとこれはコミュニティーにならないわけです。

この大会は、町内会の大会は商行為とか何とかということではなくて、そういうようなのが絡んでいくと、要するに住民会とは何なのと、それになってくるのです。こういう大会をやっていただく、そして専門家、こちらの専門家はオリンピックまでやれるのです。だから、大事なものですけれども、そのお手伝いをいただくというのは、これは私何も言っておりません。

しかし、住民会ということでやっているのであれば、これは役員見てわかるように、すっかりオンリーになっておりますから。この辺のところもちょっとお考えいただけないのかなと。住民会長、皆さん全部来ています。全部来てこうやって見ておりますから、しかし代表はだれもいないのでないのと、ここにも載っていないのではないのと、そういうところもあるのです。出たくないのです、代表もなるべく出たくないというのはありますけれども、お考えなのです。その辺のところ、ただお手伝いをしていただくのありがたいし、都合がいいからこれオンリーでやるよという考えであるならば、私は間違っているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） コミュニティーの部分、ちょっと私からお答えするのは先ほどもお答えをさせてもらいましたが、私がコミュニティーについて思っていることについては先ほど述べさせていただいたとおりであります。

この町民ふれあい、町民スポーツ大会につきましては町民がふれあえる、たまたまミニバレーを主体として、そういう場をつくるのが社会教育行政の仕事だと思っております。その中で、たまたま参加していただくのが住民会単位に参加をしていただいているのが現状であります。

これが、住民会単位ではなくて、例えばクラブ、地域にクラブや何かができてくることがさらに社会教育行政としては望ましいのかもしれませんが、今のところそこまでの段階には至っていない。そういうことから、やはり住民会、町内会の皆さんに御協力をいただきながら参加を奨励して、そして町民スポーツ大会を運営してきているということでありますので、この形態につきましてはやはり今の上富良野町の段階からいたしますと、さらに連合会、また、住民会等の御協力をいただきながらこのスポーツ大会を運営し、さらに活性化していきたいというふうに考えているところであります。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） それでよろしいかと思えますけれども、ここに主催町民ふれあいスポーツ大会実行委員会と、会長はいるはずです。であるにもかかわらず、こちらにくると大会長は教育長になって、副大会長にソフトミニバレーの副会長ということでいって、ではここに主催とか書いてあることは何のためのこれなのかなという疑問点も生まれてきますし、こういう全住民会が参加する大会であるならば、連合会長あたりがどこかに載っていかしくないのではないのかなという、そのような話でもたもたから言っているのですが、どのようにお取りになりますか。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

一つの大会のときの役員構成のあり方につきましては、今発表いただきましたような形で行っております。その中で、実行委員会会長は先ほど申し上げましたが、体育指導員会の会長さんをお願いして、上富良野町全体のスポーツの振興に当たっていただく体育指導員の代表者にやっていただいています。

また、大会長につきましては当然、先ほどから言っていますように教育委員会の社会教育行政の長であります私が大会長をするというような形で、ただ、ちょっと見えづらいところがあるかと思えますので、そこら辺については今後の会議等でも皆さんに御意見を伺いながら、整然とした組織体系にしていきたいというふうに思います。ということで御理解をいただきたいと思えます。

副委員長（仲島康行君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 240ページのスポーツ振興で近年スポーツ、バレーにかかわらず野球、水泳という形でいろいろ取り組まれております。野球教室やその他の教室を時々開催しているかと思えますが、やはりそういうスポーツ人口を支えるという点でも基本的な基礎をやはりそういう少年団や、あるいは小中学校という形の中で活動されている方に、やはりそういう下地をつくるという点でもっと上富良野町においての予算づけというのがされる必要があるのではないかなというふうに考えております。

そういったことも含めて、今回のこの報償費の中でスポーツ教室等の講師謝金という形で6万8,000円載っておりますが、今回どのような内容で開催されるのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

これと関係するのですけれども、スポーツ振興補助金伺ってよろしいですか、委員長さん。（「はい、いいですよ」と発言する者あり）ということで、了解を得ましたので伺わせていただきます。

この内容なのですが、ちょっとスポーツ振興という形で5万載っておりますが、これもどのような内容なのか、この点どのような基準で補助がされているのかお伺いしておきたいと思えます。

副委員長（仲島康行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員のスポーツ振興に関しましての質問にお答えをさせていただきます。

241ページの報償費6万8,000円、スポーツ教室の講師の謝金でございますが、スケート教室を開催するという点と、健康づくりという観点からのエクササイズを開催するという中身の謝金という内容でございます。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 米沢委員の御質問でございますスポーツ振興補助金でございますけれども、この補助金は青少年のスポーツ振興に対して助成するという目的でつくっております。

中身としましては、全道、全国大会に出場する際に個人及び団体に補助金を支出するというようになってございます。対象としては、青少年ということになっております。

以上です。

副委員長（仲島康行君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回のスポーツ教室等において、そういう基礎を学んでもらうという形の、いろいろこの間含まれていると思えますが、そういう意味ではバレー、野球にしても、その他サッカー

にしても多くの団体が活動しているわけですから、こういった部分の予算づけというのでしょうか、その何がしのプロ、あるいはそれに準じた形の人を招いて教室を開くという点での予算づけという点では今後も引き続き予算措置増額される見直しが必要であれば、見直しという形でお伺いしたいのですが、お願いいたします。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど1点目で聞かれましたスポーツ教室等の講師謝金につきましては、先ほど言いましたように社会教育、社会体育事業としてそれぞれの基礎、基本、また、健康づくりの観点でウエルビクスだとかそういうようなことに充てる費用であります。

また、米沢委員の方から先ほど御質問ありましたが、各競技における基礎基本につきましては、体育協会への補助金を行う上での一つにそういう会員さんとか、愛好者をふやしてほしいというようなことで、いろいろな基礎基本のための教室を開催するようお願いをして、それを含めた中で体育協会の補助に充てていただいているところであります。

そのような観点から、今、一般の人を対象にするようなもの、健康づくりのため、それから一つのスポーツを嗜好する者に対する形というのが分かれておりまして、そういうような形で今スポーツ教室、それから上富良野町のスポーツ振興を拡大していこうというふうに取り組んでいるところであります。

副委員長（仲島康行君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今、スポーツ振興及び、これはパークゴルフ国際協会かな、これにパークゴルフ国際協会というのがあられるでしょう。ここへ5万円ずつ払っていたのだけれども、これはどの部分から払っているのですか。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

パークゴルフの大会に参加するときに5万円といいますが、参加人数に応じて助成金を出していた経緯があります。昨年度から財政状況等を考え、考慮の中で青少年に重点を置くということで、大人の分に対しては助成をやめたといいますが、中止させてもらった経緯がございます。

それで、以前は平成16年までは助成をさせて、参加していただいていたけれども、17年度から廃止、子供だけということにさせていただいております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 227ページの青少年育成費、青少年養成というところで今、町内会に子供がいなくなっているのです。それで、ラジオ体操も町内会としてできないような状況になっております。それだけ少子化が進んでいるわけです。どちらかと言ったら、町内全部高齢者クラブのような状況になりつつあります。

それで、大人のことに対しては住民会長のところに全部いっているから大体わかるのですが、子供のことはたしか町内会単位で教育委員会がやっているのではないかなと思うのですが、それで今子供の活動、そのことについてこの少子化の時代になって、どのような状況になっているかお聞かせをいただきたい。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今の御質問であります、確かに青少年、子供の数が減ってきて、かつて教育委員会で子供を対象にして今実施しているのは、スポーツ少年団活動と子供会活動がございます。かつて子供会活動につきましては、本当に町内会単位でありましたが、今やはり少子化の影響を受けてかなりそれでは編成ができないということで住民会単位、また、一住民会では子供会を結成することができないというような事態にもなっていることが見受けられております。

そのようなことで、子供会活動につきましては大きな組織形態にだんだんしていっている、また、これは我々が画策というか、指導していくということではなくて、やはり地域が動きやすい範囲内で、それぞれが子供会の結成に向けて頑張っていただいているところであります。

ただ、その中でスポーツ少年団の方であります、この方につきましてはだんだんいろいろな競技があるわけですが、そちらへの嗜好がかなり増えている状況にあります。特にサッカースポーツ少年団などにつきましては80数名以上というような会員がおったり、そういう形の中で少子化にはなっておりますが、スポーツ少年団等につきましては個人で入部することも、入団することもできますので、そのような角度でこれからは教育委員会としても推進をすることにより青少年の健全育成の事業を進めていきたいというふうを考えております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 確かにそのとおりなのかなというような思います。それでただ、地域としてはそういうところにお任せするのではなく、みずから考えてどうやってやるのだということではなくて、み

ずから私たちが、地域の人間が自分たちでやるのだというのが、これが本来なのです、本質は。それをそちらに頼んでということに、これはこれでいいのですけれども、非常に昔と違いまして、非常に進んでいます、子供のやることです。非常に進んでいて、遊びましょうかというのをずっと越えてきている、きのうちょっと小学校のバレーの話もしましたが、あれもやはりきちとした基本の訓練をやらないとけがしますよね、固いボールですから、ミニバレーなんかとはちょっと違うのですけれども、そういうことで子供のやることも塾もそうです。頭はいいですよ、我々の子供のころと違いまして。

そういう時代に入っている中で、ただやはり地域としては何かやらなければならないのではないのでしょうかという声はあります。ちょっと模索はしているところなんです。それで伺いましたのですが、大人のやることでしたら話しているうちに、何回も言って申しわけないのですけれども、パトロール隊みたいなものが立ち上がってくれたりするからいいのですけれども、子供と話をする機会がなかなかないからその辺のところは担当されている教育委員会何か示唆していただけるようなものはないのかなと。やるのは私たちだということは持っております。そういうのがあればどうかということでお聞きしたのですが、どうでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、やはり社会教育活動というのは、どうしても住民みずから、それから地域みずから、それから個々が何かをしたいと、そういうものを社会教育行政としてはお手伝いをする。いわゆる私の言葉で言えば、条件整備を整えてあげるとというのが私どもの仕事だということに感じております。

その中で、先ほどもちょっと述べることを忘れてしまいましたが、もう1点、16年度から地域子ども教室というような形で子供の居場所づくりもこれは教育委員会が主体的に今のところ実施をしておりますが、そういうようなことで、子供たちが安全で安心できる環境づくりも今進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 地域子ども教室出ましたので、ちょっと伺いたしますが、226ページと27ページにかかわってですが、本当に地域子ども教室は地域に根差した取り組みという形で広がってきて、それに対する子供たちの関心も高いというふうには聞いておりますし、そういう意味で今後放課後

においての時間の延長等の問題、あるいはそれにかかわって指導員の確保の問題、あるいは現在いわゆる指導員の年数に応じて、指導実績に応じて賃金体系もあるかというふうに聞いておりますが、そういう部分で相当それぞれが頑張っておられるというふうに聞いております。

この間、アンケートもされてその中で大まかな点でよろしいですが、この地域子ども教室における回答について一番多かった点、要望の多いものはどういふものがあつたのか、この点ちょっと伺いたしたいというふうに思います。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主査、答弁。

社会教育班主査（林敬永君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

地域子ども教室の授業につきましては、先般2回目のアンケートを行いまして、その中で意見として仕事をしている保護者には地域子ども教室が必要でとても助かるという声、また、月曜日から木曜日までの開催を上富良野小学校と西小学校で実施しておりますが、金曜日も行ってくれないかという声がありました。また、子ども教室につきましては、冬におきましては午後4時までが授業となっております。それ以降、午後5時までという時間延長の要望等をアンケートでお答えいただいているところでございます。

以上でございます。

副委員長（仲島康行君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 聞いた範囲では相当な要望もあります、どれ一つ取ってもこれから課題として改善される部分だろうというふうに思いますので、ぜひその部分については今後努力していただきたいというふうに思っております。

それと、指導員の確保という点で現在指導員のパートが対応しているかと思っておりますが、この子ども教室の財源はどのようになっているのか、確保の財源です。それと、指導員における賃金体系というのはどういう基準に基づいて支給されているのか、この点伺いしておきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の御質問でございますけれども、地域子ども教室、平成16年度から展開をしまいいりまして、平成18年度は最終年度という国の受託事業でございますけれども、18年度におきましては国の委託費というのは17年度に比べると半減というような状況になってございます。

そういった中でそれぞれの学校におけます授業を推進する上での指導員の賃金等の確保につきまして

も国の基準だけではなかなか賄えないという状況の中で、町費を充てまして維持しているという状況であります。水準としては、17年度と同様の額の形を考えているわけですが、そうした中で先ほど説明いたしました要望にこたえるといった方法の一つとしてはボランティアの活用ということも念頭に置きながら今後は考えてまいりたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 引き続き、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひ、その点で町長、執行方針の中にもこの点についての評価されておったかと思いますが、そういう意味で町長、今後こういった補助がモデル事業という形でどんどんなくなって、単独で運営するということになれば一定の安定的にできる、そう多くなくてもやはり持続的に運営ができるという点での財源の確保という点でも、また、教育長さんもこの点ぜひお考えになっていると思いますので、この点将来的にこの財源が補助事業とした形で打ち切られたとしても、安定的に確保できるような予算措置という点では考えておられますか。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

執行方針にも述べさせていただいておりますし、いつも申し上げておりますように、このことにつきましては私といたしましても重要な課題と認識しております。

子供の放課後の対策ということは、委員からも何度も御指摘いただいておりますが、私自身もこの事業の重要性を認識しておりますので、今後も予算の枠の中で十分な対応はでき得ないにしても、この制度というものを生かしながら地域の皆さん方の御協力をいただきながら存続していく手法を考えていきたいというように思っております。

副委員長（仲島康行君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 241ページのスポーツ振興費の中の町民スポーツ大会の負担の75万のところですが、10月行われております歩こう会、これは30年継続してやっていただいていることは本当に敬意を表したいと思いますが、もう少し町民に参加していただけるように、今までのやってこられたことにもう少し見直しをしていただいて、そうなりますとその予算ではどうなのかなと。この中の、この中に見ておいてよろしいのでしょうか、町民スポーツ大会の中にそういったものも含まれているのでしょうか。

そうすると、ちょっとこれは少し予算的にどうなのかなと、足りないのではないかなという気がする

のですけれども、いかがでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の町民スポーツ大会についての御質問にお答え申し上げます。

町民スポーツ大会負担金として75万円ということで、昨年より多少減少している状況でございますけれども、先ほどのこの予算の中にはふれあいスポーツ大会とって住民対抗のミニバレーであるとか、あるいはゲートボール大会、そして御質問の歩こう会も組み入れているという状況の中で、やはり予算の面では決して多いということではないのですが、歩こう会のあり方につきましても例えば、今年度におきましては天候には恵まれましたけれども、他の行事が重なったということも実はありまして、そういった影響も参加者の足が少しは減ったかなというふうな状況もあります。

そういった中で、できるだけ多くの方々が参加していただけるような設定、思考を凝らした内容というものを今後も検討して開催をしていきたいというふうに考えます。

副委員長（仲島康行君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 235ページ、委託料で分館管理費301万6,000円ということで、16年度から比較すると16年から17年は27万1,900円ふえ、今度は17年から18年は13万2,000円ふえているわけです。

それで、分館の公民館条例の第3条分館の設置というのがあるのですが、これは12分館があります。その中で、緑町の分館は社教センター内、それから島津は上富良野公民館内という条例になっています。そうすると、分館の管理ということになれば、緑町、島津は除かれるのかなという感じがいたしますけれども、いずれにしてもこの分館別の分館管理費を数字で、後ほど資料でよろしいですからお示しをいただきたいということと、それからもう1点、分館活用いいですか委員長（「いいですよ」と発言する者あり）

その下にある分館事業費の分館活動補助、これが本年147万2,000円ということで、これらのかかわりで分館管理と分館活動補助の関係、それからもう一つは集会施設費というのが上富良野に設けられております。そうすると、分館のだぶっているところもありますけれども、だぶらないところだけ見ますと白樺会館、丘町会館、宮町会館、東明会館というような形になっております。したがって、分館の活動補助ということで、これも分館別に資料としてお示しをさせていただきたいと思います。

それで、特に島津と緑町は、こういうことで分館

の管理費は支払っていないということで確認してよろしいでしょうか。資料は後で、この関係だけお願いします。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の質問にお答えいたします。

緑町分館と島津分館の関係でございますけれども、緑町分館は先ほどから出ております社会教育総合センター費の中でやってございます。それと、島津分館につきましては、産業振興課の方で持っております農業関係の方からのお金で建物自体を管理しておりますので、ここで示している島津分館については建物、施設の維持費等は支出してございません。

副委員長（仲島康行君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 条例を見ますと、島津は位置は上富良野公民館内となっているのです。だから、僕はここも要らないなど、言うなれば農業振興の方でそういう施設で補助しているのであればいいけれども、とりあえず条例上はこうなっているのであるから、条例がこれでなければこれはこれでまた訂正をしなければならぬのかなという気がするものですから、その点があちらの金の出所によって施設の維持管理が変わってくるのかなという気がしますけれども、いずれにしても分館の管理の委託料の明細が出てくれば、その点もまた明らかになるのかなという気がしますけれども、とりあえず島津の関係についてだけ。

副委員長（仲島康行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の質問にお答えいたします。

済みません、説明が悪くて聞き取りにくかったと思うのですけれども、島津に関しては維持費は出してございません。活動費のみ分館補助という形で出ております。

それと、資料につきましてはこの会議が終わった後になりますけれども、お示ししたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） これは町長にお伺いします。いいですか、町長。

まず、この209ページ上富良野小学校整備についてお伺いいたします。

これは、町長15年に3事業の中でお約束された経緯がございます。平成15年。このときにまず、図書館の問題、見晴台、小学校整備、これについてのお約束された経緯がございます。このとき、私がお聞きしましたときに、公民館できました、図書館

も、見晴台もいいでしょう。小学校につきましては、改築、または修理、これについては調査費をつけて、そして改築にするか改修にするかを決定したいと、このように御答弁をいただいていたと思います。これは議事録に残っているのです。

それで今回、黙ってこのほど聞いていますと、何かそのことは一つも言わずに、5次総合計画の中で考えたいというような御答弁がかなりあっちゃこっちゃしているのですけれども。町長、これはやはり調査費なんて絶対つけていない、調査費見たことない、聞いたことないので。これはつけて、そしてやると言ったのですから、だからやるやらないは別個にして、調査費をきちっとつけてどうだったのだということをきちっと守ってもらわなかったら、お約束なんですよ。

この点について、これは町長の質問なんですよ、町長がお約束をしたことを聞いたのです。教育長は5次総合計画でやるのだと、こう言ったでしょう。だいぶ違いますから、そこら辺町長。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野委員の御質問にお答えさせていただきます。

このことについては、何度も教育長は委員の皆様方から御質問をいただいておりますとお答えしてございまして。私の言っているのは間違っておりません。申し上げたとおり、17年度事業の中で予算を組まさせていただきますして、そして今、教育委員会が一生懸命その調査をしているところで、まだその結果報告は受けておりませんが、基本的には改築をして対応できるのか、新築をしなければならないのか、それについてはことしの予算で一生懸命調査をしています。その結果報告がまだ来ておりませんが、その結果を見た上で新築ということになれば、当初から私がお答えさせていただいておりますように今期総計の中では難しいので、次期総計の中で新築については対処していきますよということで、何度も教育長、私の考えと同じことをお答えさせていただいておりますので、一つ御理解いただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） それは、今私たち聞いたのでさっぱりわからないのです。いいですか、教育長は5次総合計画の中に入れていきたいのだということをお約束された各同僚委員の質問に対して言っているのです。ただ私は、このときにお約束した調査費をきちっとつけて今後の改革をしたいということをやったのですけれども、全然それが進まない。いや、17年度はまだあれができていないのだと、これはそうしたら私たちはわからないのです、実際。これは

教育長が知っているもので、まだ教育長は町長に全然まだ申し上げていないのかどうか、この点がちょっと私にはわからない部分があるから、もう1回説明してください。

副委員長（仲島康行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

16年度のときにそういうような御質問を受けて、町長の方からそれでは早急に上富良野小学校の今後の将来像について検討するというので、平成17年度の予算で早速調査費をつけさせていただきました。

その結果、今、調査をして、私どものところに昨日ぐらいに成果書が上がってきています。ただ、町長にはまだちょっと日にちがなかったということで、決済や何かで報告はしていませんが、今年度で調査は終わっています。

それで、この間の御質問にもお答えをさせていただきましたが、平成18年度、来年度についているいな方から御意見を伺って、上富良野小学校の将来像を決めていきたいというふうに考えているところであります。

ただ、そのときにいつごろが見通しとしてあるのかと言ったときに、今4次総合計画の中では予定はされていませんと、もし修繕やなんかをする部分については修繕をしながらそういう目標ができたなら、そういう形で早目に対応はしなくてはいけないと思っておりますが、そのようなことで第5次というような言葉も出させていただいたところであります。

そのようなことで、来年度、皆さんにぜひ所管委員会をまず核として御協議いただいて、いろいろな意見を聞いた中で将来像を決めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 以上で、10款教育費を終了させていただきます。

それと、ワックス関係の話で社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 先ほど答弁にちょっと時間をいただきました社会教育総合センターのアリーナの床ワックスの質問についてお答えいたします。

平成15年ですけれども、アリーナと武道館を合わせてワックスがけを実施いたしました。所要の160万何がしの金額がかかっておりましたが、今回はアリーナ部分のみで、武道館については次年度以降に実施するというので予算を計上しております。

以上です。

副委員長（仲島康行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） パークゴルフの使用料の関係につきまして、雑収入のところの部分がまだ報告、確実なところ来てまいりませんので、後ほどということでもよろしく申し上げます。

副委員長（仲島康行君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） クローズされていて、使用料も払われているのでしょうか。どうなのですか。振興公社がやることになっているのだけれども、1平米1カ月1,575円という規定があって、あと何平米とその期間がということになっていきますから、もしあれであれば食堂に直接に行けば今何ぼ払いましたということはわかるはずで。その前段で、振興公社を通じて教育委員会の報告ということになりますので、ただ僕は今709万2,201円にあと何ぼあれすると私の推計では大体720万ぐらいになるという感じであれしていたものですから、その数字を知りたい。今、わからなければこれはしようがないです。後刻教えていただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） では、後ほどということでもお願いをいたします。

以上で、教育費の質疑を終わらせていただきます。

ここで、説明員が交代いたしますので少々お待ちをお願い申し上げます。

それでは次に、第11款公債費の252ページから予算調書の269ページまでの質疑を行います。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 269ページの地方債についてお伺いいたします。

地方債の許可制度が2006年4月から、地方自治体が自由に地方債を発行できるというようなことがたしか決まっていると思っております。そういうことで、例外として公債比率の悪いところは、一定水準をいかないところは協議会ではなくて、やはり国と道の許認可が必要だということになってはいますが、上富の財政指数を見ますとどれも悪い方に傾いていると、その辺でお伺いしますけれども、この需要度は上富としては一定水準と国で言っているのですけれども、その辺はどの辺を指しているのかお伺いしたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの長谷川委員の質問にお答えしたいと思います。

地方債につきましては、委員おっしゃるとおり18年度から地方債、従来許可制のものが協議制とい

うことで、そういう意味では自治体の裁量が拡大されたということが今予定されております。

ただ、拡大するかわりにやはり公債費の動向というのが非常に地方の自治体の運営上非常に危惧されることでもありますので、国の方ではおっしゃるとおりに今度は実質公債費比率という新しい名称をもってそれらの公債費の取り扱いを今構築しているところですので、その中でさらに指数が悪化するというようなレベルを決めまして、それ以上の悪化している数値、自治体については従来どおりの許可制を取るということで縛りをかけようとするものでございます。

したがいまして、今、まだその実質公債費としての係数なり、起債のボリュームとか、そこら辺についてはまだ検討している最中ですので、それらがまた見えてくればどこら辺で協議なのか、また、許可制に移行するのかということがもうちょっと時間がかかろうかと思っておりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 次ございませんでしょうか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 252 ページの公債費でお伺いいたしますが、この財政計画では来年以降、公債費の負担が若干減っているかというふうに思いますが、この将来的に公債費の返済がピーク時に達するというか、そういうどういうふうになっていくのかわかる範囲でお伺いしておきたいというふうに思っております。

副委員長（仲島康行君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、地方債の現在高の推移ですけれども、それにつきましては平成16年が110億の残高になっておりまして、17、18と下がり傾向にありまして、最終的には16年度がピークだったなというふうに判断してございます。

以上です。

副委員長（仲島康行君） あとございませんか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 256 ページの給与費の問題でお伺いいたしますが、今回給与費が改定され、人事院の勧告あわせて改定されているかと思っておりますが、この9,300万の減額要素はどういう内容のものか。

それと、今回の改定で不分率が生じているのではないかなというふうに思うのですが、いわゆる都市圏においての国家公務員等においては地域手当とい

う形の中でいわゆる地方よりは物価、あるいはその仕事内容も大変だからという形の中で上乘せ分があるというような話も聞いております。一方では、地方においては抑制されて、その分を都市圏に持って行くというような財政措置がされているのかなというふうに思います。

そうすると、今回の給与の改定そのものを見た場合に、地方が減額して都市部が若干引き上がるというようなことの内容というのは今回の中でちょっと調べたらあるような気がしましたので、その部分どのようになっているのかまず1点お伺いしたいのと、あわせて今後給与が町の説明では、30歳をピークにして後は上がりませんよというような内容の説明だったかというふうに思います。

そうすると、30歳過ぎてても当然子育てで子供さんこれからどんどん経費がかかるという状況の中で、全国的に見て給与の削減という傾向にあるにしても、上富良野町で見た場合にこの9,300万というのはそういう反映なのか、どのようなシステムになっているのか、もう一度わからない部分があるものですから、これは生活する上でやはり基本的な生活を維持するということが根底にありまして、それを欠くという点では問題もあるのかなというふうに見ますので、これらの点についてお伺いしておきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給与費の改正の内容で、減額要素は何かということの御質問であります。これにつきましては9,300万ほどの前年度の削減、減額の内容でありますけれども、まず退職者の不補充の部分の減、それから今回規則で減額の見直しをしますけれども、期末手当の職務加算の加算率の部分の抑制という部分がこの減の要素となっており、そのほか時間外の勤務手当の抑制ということで、この部分も減額要素の中に入っております。

さらに、今回この給与条例の中でも改正内容で盛り込んでおりますが、通勤手当の見直しという部分であります。さらに、この実際減額としては前年度対比での減額という形にはなってございませんが、今回の給与改正、平均で4.8%の削減を内容とする給与改正であります。これによりまして、これは基本的に昇給の抑制というような形になりまして、この部分が間接的にはありますけれども、2,400万ほどの減の要素になるところであります。

次に、2点目ですが、2点目の今回の給与改正の中で国家公務員の適用であります地域手当の



御質問であります。これにつきましては今回の人事院勧告の給与改正につきましては都市部については委員の御質問のとおり、地域手当というものが民間等の比較の中で都市部についてはこの地域手当という部分が適用されるということの法律の内容となっております。それ以外の地域についてはその地域手当については適用外というようなことでありますので、このたびの給与改正についてはそのような形で改定といたしております。

それともう1点、その給与改正に絡みまして、今回の給与改正については30歳ぐらいまでの若年層については引き下げの改定となっておりますけれども、御質問のとおり30歳以上、30歳以上というか約30歳を越えた部分から現行の給与から比較しますと引き下げというような形になっておりまして、平均してそれ以上の部分については7%前後の減額の引き下げの内容でございます。

これについては、確かに委員の御質問にありますように、生活給の一部になってございますが、今回この公務員の給与の引き下げという部分での人事院勧告の内容に添った形で給与改正を定例会に上程をさせていただくというようなことであります。

以上でございます。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 266ページの通勤手当に関してなのですが、これは町民の方から言われるのですけれども、管理職でもって町外からよその町に住んでいる、そして上富良野に来ているということで、これでいいのかと言われるのですけれども、この辺ははっきりしておりますからいかがでしょうか、お考えは。

副委員長（仲島康行君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

確かにそういうような御意見とか御指摘というのがあろうかと思えます。しかしながら、この事情によって他町村に住所を有するというような状況もございまして、これにつきましては、今現状として富良野、あるいは旭川からの通勤している者がおりますけれども、これもすべて事情による部分でありますので、これを抑制するという事は難しいということで御理解を賜りたいと思えます。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） その事情というのは、町の方は見えませんよね。それで、少なくともここに生活の糧を求めて、ここで生活するのであれば、それが最優先されなければならないのではないのでしょうかというのが一般的な考えだと思います。

それが、私は都合のいいところへ行行って、そ

う言い方したらおかしいですけども、事情があるから旭川にありますよと、富良野に行きますよという、そこら辺になってくると本質おわかりですかというものにいくのです。町民の方はそれを言っているのです。それを私らに言われて、私も事情知りませんから、議員は知りませんからどうなのだろうねということであやふやなことを言って、それはおまえらの仕事だろうと、またいじめられるのです。

そういうことですので、今後ともそうですけれども、たしかだんだん住みづらくなってきたら都会ほど住みやすくなっていくのです、どうしても。コンパクトシティというのが知事の言うようなのができて、うまくいってればどうか知りませんが、これも何年先になるのかわからない話でして、そういうことになっていくと、そういう事情でもって住みやすいところに住んで通勤をすると、そうすると通勤手当ということで、これまた町民の皆さんに負担をかけるということになるのですけれども、これ事情はあるのでしょがはっきり言ったら、今後についてそのお考えを、きちっとしたものがあってほしいなというように思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 今、4番梨澤委員の御質問に私の方からお答えしますが、担当課長の方から申し上げましたように、家庭の事情でそういう少数者の町外からの通勤者がいるというのは事実でありますし、常々私もこういう立場でございますので、できる限りこの地域において生活もし仕事もするというものであゆる地域の事情を承知した中で行政に反映するということから、採用については当然地域に生活の本拠地を置くということで取り進めているのが実態であります。

ただ、採用後、今申し上げますように、事情というのは個人の任意的な事情というよりは、どうしても今前段で申し上げましたようなことを叶えられない、避けがたい事情がありますことから、こういう実態になってございまして、その辺は町長においても公務の遂行上もできるだけ支障のないようにということで承認というか、そういう形で今現在に至っていますが、今後におきましても採用者については生活の場を当然当町に置いていただくということを考え方の基本にして取り進めてまいりますので、その少数者の事情についてはいろいろと十分考慮しなければならないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 事情についてもわかりまし

たし、考え方についてもわかりました。

ただ、テレビ見ておわかりのように、官庁街の真ん中に公務員の宿舎があって、こうでないかあでもないかという、今そういうことで見られているのです。全部、実にわかりやすくああやってやっているのです。だけど、あれ本当にいいのかなという人もおりますから、ああやってやっていいのかなという、あそこで生活している人はたまらないのではないかということもあったりしますけれども、なるべく近くにというのはあると思います。

そういうところからいくと、やはり町民の目は厳しく見ているということで受けとめていただきたいなというように思います。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 今、言われていることについては大原則だと思いますので、そのことを基本にしながら今後も採用に当たってまいりたいというふうに考えております。

副委員長（仲島康行君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 給与費の問題でちょっとお伺いしたい。

先ほどの問題で言えば、都市部においては民間の方が高くなってきたという形の話かと思いますが、一方、不景気で地方は逆に給与が下がると、中小の企業群が多いところは自動的にやはり下がるという形で、皆さん方に言ってもどうしようもない部分なのですが、そういった基本的な考えとしてやはり大都市は一部の企業が利益を上げるという形になって、そこにあわせるということになって地方は下げると、全体的な経済のアンバランスというのがある、そこを見ないで構造的なものがつくり出したものというのがあるわけですから、そこを見ないで地方を切り下げるというのは全く地方を見ていないということのあらわれでないかというふうに思うのですけれども、この点、本来やはりそういう部分というのはやはりどうも納得のできない部分だと思いますけれども、どうですか皆さん方の感じられるところについてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、今回の給与の話で言えば、当然職員の定数化の問題も出てきております。不補充という形で職員の適性化計画を見ましたら、18年度には採用が1名、19年度1名、後は3、2、2、2と23年度までありまして、退職者もふえます。この計画というのは、その時々状況によって変わるということですか。採用人員のこの点で言えば、退職者はもう決まっている部分だと思いますので、その点いわゆる業務の継続的な運営ということについても一定の職員の採用というのは欠かせない部分もあると思いますので、この点、この適正化に基づいた計画

というのは、このまま遂行されるのかお伺いしておきたいと思います。

それと、この年次計画では平成20年に民間委託による減が2名という形になっております。その後、21年も1名、22年も3名、23年も2名という形であくまでもこれは計画だと思いますが、この民間委託というのはこの20年で行おうということなのですが、何を指して民間委託のどこの部分をこの計画で言えば指して減額要素になる、人員の削減という形に示されているのか、この点お伺いしておきたいと思います。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

他の部分につきましては、担当の方からお答えさせていただきますが、給与改正における基本的な考え方について、都市部が給料が上がって、地方が給料が下がるのではないかということに対する考え方がありますが、御案内のとおり従前の地方公務員の給与体系というのが御案内のとおり大手企業の民間企業の皆さん方の賃金体系をもとにしまして、国家公務員の賃金を決めると。そして、国家公務員の賃金を決めたものを地方公務員も準じてそれに準じた賃金体系になっていると。

私ども民間企業から出てきた者にしますと、上富良野町の平均賃金と町職員の賃金との大きな格差というものが、これは地域町民としての本当に理解し得る範囲内なんだろうかと考えてみると、私は地域に見合った賃金体系になっていくのがやはり町職員といっても特殊な対応ではないという認識をしているところでありまして、今、徐々に国もそういった地方の実態と中央の実態との関係の中で、今、給料を下げるというのではなくて、ベースアップの率を抑えて、今回の4.8%もこれは給料を下げるのではなくて、4.8%を抑えていくよと、ベースアップの率を抑えていくよということの基本としておりますので、そういうような関係から今、国が方向を定めている地方公務員の給与体系が大きさま変わりをしてきた地方に準じた賃金体系を今求めてきているということと、もう一つは年功序列で常に昇給をしていったということが、今後公務員においても勤務評定をした中での賃金体系を昇給体制を組みますよという二つの大きな改革がなされたなというように思っています。

ただ、この勤務評定による対応につきましては、なかなか人を評価するのはなかなか難しい、一般事務職、公務員については難しいという部分がありますので、これは今後どのような形で国はまとめているのか、そういったものを十分見きわめながら地方

としての対応で十分考えていきたいなというように思っております。

そういうような状況で今、地方公務員の賃金体系が変化してきているということで御理解をいただきたいと思えます。

それからもう一つ、職員の適性化の計画の部分ですが、委員がおっしゃるように定年退職者を不補充という形で今行革の中で最も給与ベースを15%削減していくということが基本でございますので、それに対応する中で人員の削減についてもそのような計画を立てておりますが、基本的には計画は計画だという委員のお話もありましたが、私もそういうふうな形で計画は計画だからとなし崩しにする気はございません。

ただ、今、現状の中で組織機構改革を取り進めているところでありますけれども、しからばその組織の中で適正人員はどうなんだという、配置人員はどうなんだということについての押さえというのはなかなか難しい部分がございます、それらを十分掌握した中での職員の適性配置計画を立てた状況にはないということでもありますので、その都度事務事業の状況を見きわめながら、また、専門職等々の対応を見きわめながら採用人員につきましては、また、将来的にその間空間が出てこないようなことを十分に見きわめながら、採用人員につきましてはその都度見きわめて対応していかねばならないなど、極力計画どおりの対応を進めていきたいというように思っておりますが、そのようにはならない場合もあり得ると、現実として現実に沿った採用をしていきたいというように思っております。

他のことにつきましては、担当の方からお答えをさせていただきます。

副委員長（仲島康行君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまの米沢委員の御質問の中で、職員数の適正化に関連いたしまして、その計画の中での平成20年、21年の民間委託の考え方についての御質問であります。これについては車両部門、バス部門のバス、あるいは重機等の部門の業務を委託するものの方でございませぬ。

副委員長（仲島康行君） 質問があろうと思えますけれども、ここで暫時休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を20分とりまして、再開時間を11時5分といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時05分 開議

副委員長（仲島康行君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

御質問はございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 給与費の262ページの明細の関係のところでお尋ねをいたしたいと思えます。

住居手当と通勤手当の関係でございます。11月30日の課長会議の会議録を見ますと、総務課長が通勤手当、住居手当の見直しについては協議を通じて組合合意を得た上で3月定例議会の上程を目指していると、そういうことで総務課長が課長会議の中で出されております。

それで、住居手当、通勤手当等、昨年の15年の決算特別委員会の意見書もあったと思えます。したがって、その後の平成18年1月31日の定例課長会議の中で、職員の給与に関するものは組合との交渉を終えたので、次の内容に関して条例改正を提案をするというようなことで、一定の給与改善、構造の改正ということで現行8級から6級の関係、それから役職加算の関係、それから通勤手当の関係、それから定年退職者の特別昇給制度も国も廃止をしたので、18年4月1日から廃止をするというふうに、それから町外日当の不支給地域がある一方で、町内日当1,000円が支給されている問題を解消するため、町内日当を廃止すると、それによって助役が町内日当廃止については、委員等の支給対象者に情報発信をされたいというような形になっております。

したがって、恐らくそれを受けて今回予算措置がされたのだらうと思えますけれども、一つは通勤手当の関係は今回条例規則の改正等を含めて、上富良野は1キロ刻みにというようなことで、1月31日の定例課長会議では通勤手当は現行算定階層5キロメートルを1キロメートルにして、細分化するものであると、そういうことで今回1キロメートルが475円になったということでございます。

それで、いろいろ交通、ガソリン代との関係もあろうかと思えますけれども、富良野市は通勤距離掛ける20円掛ける21円ということで、1キロ当たりは420円、今回町の改正の関係では475円となっております。したがって、この475円の過程の経過について1点はお伺いをしたいと思います。

それからあと、住居手当の関係は恐らく組合との合意が得られなかったということだらうと思えます。したがって、組合との協議経過について差し支えない範囲で経過等についてお知らせをいただきたいと思えます。

以上です。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の御質問の住居手当、住宅手当の件について私の方からお答えさせていただき、他のことについては担当の方からお答えさせていただきます。

基本的に住宅手当につきましては、委員からも何度も御提言をいただいております。そのようなことで、国の基準に従って対応をすべきかどうかということにつきましては、私も十分検討をさせていただいているところでありますが、基本的にこれはこの住居手当につきましては、組合と交渉に入っておりません。私の方でいましばらく検討するというところで押さえてあります。

このことにつきましては、なぜかと申しますと、住居、住宅を持っていない職員には住宅手当ということで応分の手当を支給しますが、家を建てた者、固定資産税を払っていただきながら金額が非常に少ないと、しかし、これを国の基準に従って対応しますと、より委員が御提言いただいておりますように、現行の町の基準は住宅を建てるのを促進させるためにある程度の国の基準よりも上乘せの対応をしていたわけですが、それをまた国の基準にしますと、家を建てて固定資産税を払ってくれる職員には、家を持っていない職員よりも何%、何割かぐらいいい手当として支給できないということが、本当にいいのだろうか、国は固定資産税は入りませんが、町としては固定資産税を納めていただく、職員が納めていただくということを考えると、もう少し検討する余地があるなど、これを改正しないという前提ではなくて、この種の問題、このことについてもう少し検討する余地があるなどということで、今まだ組合に提言していないということで御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 総務班主査、答弁。

総務班主査（星野耕司君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

通勤手当の算定方法ということで、現行、町外から通っている方が4名おりますが、その中で一番遠いところから通っている方は旭川市からです。通勤距離につきましては44キロのところでありまして、このことから、国の基準で、現行の基準40キロから44キロまでの区分の金額が2万900円となっております。2万900円の月額を、これは通勤距離44キロで割り返した金額が475円となっております。この金額をもちまして、1キロ当たりの通勤手当を算定しております。

副委員長（仲島康行君） あとございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 持ち家者の住居手当の関係については町長は町長のお考えがあるだろうと思

いますけれども、とりあえず組合の協議の課題には入っていないということなので、そういうことは承知します。

ただ、町民感情や、それから特に、うちの町に自衛隊の皆さん方が存在する。そういうことになると、何で町職員だけがという、やはり素朴な疑問が出てきまじょうし、それからもう一つ、行財政改革ということで町民にもいろいろな面での痛みということであれば、当然職員もということの気持ちが出てくると思いますけれども、とりあえず今町長は組合の協議課題としていないということで、もうしばらく待ってくださいということでございますので、とりあえず平成16年度の持ち家の前回いただいた資料が古い関係もありますので、できれば全道規模の関係の住居手当の支給状況を、これを資料として請求をいたしたいと思っております。

それから、通勤手当の関係、なぜ44キロから49キロを基準にしてということでございますけれども、ただ、僕は富良野市の状況を聞けばこういう形の方がベターなのかなということで一般質問等も通じながらやったわけです。それで富良野と比較すると、ガソリン代等の高騰等もありますので、とりあえず475円の経過は聞きましたので、あとは今後どうかということについてはよその町の状況の推移を見ながらまた考えていきたいと思っております。

ただ、持ち家者の住居手当の東神楽の1万から占冠村の3,000円ということで、非常にそれぞれの自治体で差があるのが実態でございます。そういう中で大体6,000円、7,000円というのがある面でこの上川管内の自治体の相場なのかなという感じがいたします。ただ、先般決算特別委員会の中で出された数字を持ち家者の手当支給表、平成16年度を見ますと、町の基準では638万4,000円、国の基準であれば1年間39万です。極端に言えば600万も多くなっているという実態があります。しかし、今までの経過がありますので、とりあえず資料請求ということでお願いしたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

住居手当の件について私の方からお答えさせていただきます。通勤手当のことにつきましては担当の方からお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、確かに国の基準はわかりますし、そこは私も十分理解しております。しかし、私は判断に迷うのは住宅を持たない人には2万7,000円の3万弱のお金を町は支給をしてあげて、家を持ったら固定資産税を払ってくれ

ているのに若干の手当しか払わないというのは本当にいいのだろうかという点、私として悩むのです。

委員のおっしゃるように町民感情だとかいろいろな部分ということはよくわかります。しかし、そのことによって家を持たない人には3万弱の2万7,000円ぐらいの住宅手当を払うことは構わないけれども、家を建てて税金を払ってくれている者には余計やるなということについては、私は町民の皆様方にも説明すれば幾らか理解していただけるのかなと、また、加えて自衛官の皆さん方は固定資産税は国税でありませんので、地方税でありますので、地方自治体に入りますから、そういう関係で住居手当を持つ、持たないという部分の差はそれほど大きな認識は持っていないのかなというふうには思っているところであります。

そういうようなことで、今、私としてはそういうようなことで今迷っていると、判断を今どう決着をつけるか判断をしたいというように思っておりますので、当分期間がほしいなというように思います。

また、住居手当の細部につきましての資料につきましては、後ほど提出させていただきます。

副委員長（仲島康行君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の御質問の通勤手当の件につきましては、算定基準、今回1キロ475円での体制でさせていただきますけれども、今後将来的に他自治体等の動向も見きわめてまいりたいと思っております。

それと、住居手当の持ち家手当の状況の御質問でありますけれども、聞き違いかもしれませんけれども、前年度という状況ということで、平成17年度の住居手当の支給状況の御質問ということで受けとめてよろしいでしょうか。（「最新のことがわかるのであれば、最新のことを求めたいということで。今、僕のところにあるのは平成15年の資料なので、それをできれば新しいものを」と発言する者あり）それは、当町の職員の支給状況ということで（「いや違います」と発言する者あり）ではなくて。（「前回、全道規模の市町村別に出していただいたのあるのです」と発言する者あり）はい、わかりました。後ほど。

副委員長（仲島康行君） あとはございませんでしょうか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 268ページの指定管理者制度ということで、ここに限度額が載っているのですけれども、先ほどパークゴルフの話をしていたときに、本来ならば民間委託ということであれなんだろうけども、今回指定管理者ということで。

収入と支出で足りない分は町が委託料ということ

であれするのですけれども、これが3年間固定というか、その分については3年間示されて受け手がそれをわかっているのか、金額的に。ここに限度額で、例えばパークゴルフ場で1,352万なんですけれども、これはことしの予定額が472万引くと残り880万で、それを2年で割ると440万しか1年間で。それはうちとしては、これを守っていくのかなと。単純に割ったらそうなるのでね。

これは、警備を町でやるのでなくて、業者が警備していて、報告は受けるのですけれども、ちょっと心配なのは3年たったときに、経費を出すときに町が警備していなくて、業者が出してきた数字を、それを使うのかなという気がするのです。3年間、例えば今回の場合20年過ぎて、21年のときに委託料を組むときに、そこら辺は委託されたところが数字出してきて、それをもとに委託料を組むのかなという気がするのですけれども。そこら辺どういうふうにあれするのか、ちょっと教えてもらいます。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 16番渡部委員の指定管理者制度の関係について私の方からお答えいたします。

既に委員会、教育委員会等を通じまして、この指定管理者制度の考え方については御説明をさせていただいているところでありますが、基本的にはこの18年から3カ年間の収支の計画を出していただきまして、総合評価の中で指定管理者としての指定の議決を議会の方でお願いしたところでありませう。

今、申し上げましたように、一定の使用要件を保しまして、その使用の要件を想定しまして3年間にわたる年度別の収支の計画を出していただきましたことから、その収支の計画の中で不足する額を管理料として予算計上すべく、前回債務負担行為の設定をお願いしたところであります。

したがいまして、特に私ども新しい制度でございますので、例えば天災によりまして営業を継続できないとかということについて、どう補完したらいいのかについては、これはそういうことも不測の事態を想定しまして、協定の中で双方が協議するようなことも想定をしなければならないと思いますが、通常の営業の中での変化につきましては、原則この決めた範囲の中でお願いするということになりますので、そういう観点で私どもはこの数字を予算化しているところであります。

今、申し上げられるような当該年度を差し引くと、残りの金額、単純に割っても均等でないということでありませうけれども、あくまでも年度ごとの計画に基づいた不足の費用を管理料の総額としてござ

いますので、そういう状況であるということを一御理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（仲島康行君） 渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） となると、来年、19年度は19年度でまた額が変わることもあるということですか。

3年間はこれでやってくださいというあれではなくて、毎年変わるということですか。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 3月の当該年度の補正予算で決定しました額は基本的には超えることはないと思っております。

年度間の対応については、またこの月末までに協定を交わしますが、委員の方からも意見がありましたように3年間の協定と、それから年次の協定をどう結ぶかについてちょっと一考の余地があるなと思いますが、基本的には3年トータルの数字はこれは上限ということですので、係る年度の中でやりくりをすることについては、今後の推移を見ながら対応していかなければならないと思います。

いずれにしても、この限度額を設定している根拠につきましては3年間、1年締め、2年締め、3年締めのそれぞれの収支の不足する額を総額としてまとめていますので、それをベースにしながら今後推移を見ていかなければならないというふうに認識をしております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは、今こういう出るのは、ちょっと請求をもう一度したいと思うのですが、上富良野町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き条例です。その中に、管理にかかわる施設の業務計画、それから管理にかかわる収支計画書です。それから、当該団体の経営状況を説明する書類、これを資料請求を求めます。

そして、今のようにこういうのが出るのでから、全員にこれを配っていただきたいということでございます。これはみんなが見ればわかることなのです。見えないなというのがあるから、こういうたまたま一人、二人が言っておりますが、みんなが思っているのですから、資料請求については全員にいただきたいというふうに思います。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 今までの間で資料の求めをいただきましたので、昨日、西村委員長と協議の中で委員長の指示に基づきまして、質問者に資料を渡してくれという指示がございましたので、お渡したところであります。

その後の取り扱いについては、委員長と協議をして指示に従って取り進めをしたいというふうに思

ます。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは予算委員会、決算委員会で資料が行ったときは全員に行っているのです。それでもって勉強になっているのです、議員も。さらに、この指定管理者というのは、これだけではないです。まだこれからもまだまだ進むと思います。指定管理者制度でもって、どこどこをどこにという、そういう場合に、それがわかばがよく見えました。わかばがよく見えました、役員の名前もずらっと入っていて、非常によく見えました。あのよう委員全部に資料を出していただきたいということなのでございます。特定の委員だけということではないのです。委員はやはりこういうことを全部知って、そしてこの次どうなのかという、そこに目を向けておりますので、だからこれは予算委員会、決算委員会の資料請求については全員に資料を出すということでお話をさせていただきたいと思

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、委員個々の方々からの資料要求を私として判断し、指示して提出するのではなくて、委員長からの要求で、あるいは議会の場合は議長の要求によって私どもは資料の提出できる範囲内で担当に指示して、提出をしておりますので、その委員長、議長の指示に従って対応していることとありますので、私どもにそこを申されても、私どもとしては委員長、議長の指示に従って対応しているということで、一つ御理解をいただきたいと思

それからもう1点、いろいろと決算だとかいろいろな面で民間の法人、民間の企業、あるいは民間のプライバシーに属する部分につきましては提出できない部分があるということも一つ御理解いただきたいと思

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 委員長独断でそれをやっているのでしょうか。委員会には何の相談もないですけれども。大体、決算委員会あたりでは、資料請求ということで一応書いてやっておりますけれども、ここはこういう公開の場でやっておりますから、ここで資料をとったら、これはやはり全員がその資料について知っていなければ町民に対して申しわけないのです。独断ということにはならないと思

それから、こちらの指定管理者についてはこれだけの資料を出させたと、これがみんなに見せたと、わかばなんかよく見えた、先ほど言ったとおり。こ

ちらのあれについては、一人だけにやってくれと、こういうようなことでは、これはちょっとわからない人が多いのです。

そういうことで今後もあります。指定管理者というのは、これで終わりではありません。今後もありますので、委員長が独断でそれをやるということについては、これは委員皆さんの御意見を伺って見なければなりません。それで、皆さんがいいということであればあれですが、そうはならないと思うのですが、町長、こちらの方としては答弁としてはそういうことでございますね。いいでしょう、これはまた別にしましょう。

副委員長（仲島康行君） そのことについては、先例ということで今までできておりますので、それに一応従っていただきたいというふうに思っております。

次、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副委員長（仲島康行君） それでは、以上で公債費と予算調書の質疑を終わらせていただきます。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちをください。

次に、一般会計全般についての質疑を行います。

今まで質問をしている中で、重複しないように一つ質問をお願いを申し上げたいと思います。

ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 115ページの児童館の関係なのです。

それで、基本的に西児童館、東児童館の運営の主体といいますが、事業を展開するのはどこでやっているのかということをおまづ1点お伺いします。

副委員長（仲島康行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをいたします。

児童館運営事業の運営に関しましては、保健福祉課が担当をいたしてございます。

以上であります。

副委員長（仲島康行君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） きのもちょっと話をいたしたのですが、その代替厚生員の関係や時間外だからどうか、それから商品等の関係の関係で片や4万5,000円、片や1万3,000円と。私は、できれば上富良野の子供が西にしようが、東にしようが、できるだけ同じ条件でそういう育成する環境をつくるべきだと思うのです。片や6万3,000円になって、片や1万何ぼの代替厚生員になるということは、ある面では留守家族的なのが多いという条件があるけれども、こんなに大きな

差がないということで、きのう答弁を聞いてそれではこの体制はどういう形で改善をしていかなければならないのか、そうすると保健福祉課でやっているのであれば、それに対する予算があったら、それでは西はどういう形でやっていくかというような、やはり指導、アドバイスをしていけないとだめではないかという感じがしたものですから、あえて全般質疑の中でこのことを、やはり保健福祉課が責任を持ってやるという形であるのであれば、その現場にいる厚生員の意志反映ではなくて、そういう方向でできるだけ同じレベルの方法をとる、そのため西ができないのであれば、どういう関係が問題があるかということも含めて検討すべきではないかという気がするもので、その点いかがでしょうか。

副委員長（仲島康行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 児童館の運営にかかわりましてであります。東児童館での需要の問題、それから西児童館の地域需要の問題というものそれぞれ地域需要もでございます。

特に、東児童館にかかわりましては、先日もお答え申し上げましたように、留守家庭児童の対応を今させていただいているという、事業として位置づけているということでございますが、西児童館にどれだけの対応要素を要するかということについては、それぞれのときをとらえながら対応していきたいということでございますので、おっしゃるとおりそれぞれの対応に大きな差があってはならないということについては十分理解をさせていただいてございますので、時々に応じて対応していきたいと思っておりますが、その大きく差があるということではないので、その辺のところは御理解をいただいております。

副委員長（仲島康行君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 16年の実績の量は西が4,507、東は5,946ということで約1,500人ほど多いのですけれども、ただ代替厚生員の関係を見ますと、東が62万2,000円、西が11万3,000円という、すごい差があります。

それから、講師謝礼等も片や4万5,000円、片や1万3,000円と。私はやはり講師は講師のそれぞれの内容はあると思っておりますけれども、やはり基本的には保健福祉課がやるのであれば、同じような西の子供も、東の子供も同じような条件のレベルがあって、その中で留守家庭が多いというのであればそれなりに、それから事業があるならば事業だけでも。きのうの答弁では、事業をやっているからということで、それではなぜ西の方はやらせないのか、やれない要素があるのかという感じがしたのだから、あえて全般質疑の中であれしたのですが、

その点もうちょっと明確にやはり西と東とできるだけ同じ条件のもとに子育てを含めて、やはり考えていくということではなかったらだめでないかという点を私は今あえて指摘をさせていただいたので、その点明らかにしていただきたい。

副委員長（仲島康行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 両児童館の中で差があるという部分については、先ほども申し上げましたように留守家庭の対応が東児童館で、留守家庭児童学級の形の、児童学級という形ではございませんけれども、制度として対応させていただいて。西には、今のところそれは対応していないとなっています。

需要の問題がその中にあるということで理解をいただいて、今後そういう需要等の対応につきましては、事業化も必要なときにはその対応を進めていきたいというのが考え方であります。

以上であります。

副委員長（仲島康行君） ほかにございませんでしょうか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点かお伺いいたしますが、今後町の方で、例えば上富良野小学校建設という形でありましたら、防衛補助等も当然ありますが、それ以外にも今回制度が変わりまして施設事業債、これは保育所や学校、制限があるかと思いますが、こういう制度を活用できるのかどうなのか。活用するに当たって、いわゆる制限等があるのかどうなのか、この点ちょっと確認しておきたいと思えます。

もう1点は、指定管理者問題で、振興公社のこの間のやりとりの中で報告義務について、その報告がおそいのではないかというような話がありましたが、従来の年度末に報告すればいいというような振興公社に至ってもそうでありまして、指定管理者についても12条に基づけば年度終了後30日以内にその事業実績を報告すべきだというような条例設定になっています。

そうしますと、何ら今の段階では問題ありませんが、ただ速やかにこの履行して終わった場合については求める、あるいは中間で資料請求ができるということについては、不備があるとすれば直さなければならぬし、現行で対応できるのであればそれでやると。ただ、中間的に資料を早く求めるというような段階を踏めばいろいろ問題の解決にもなるのではないかというふうに思いますので、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

副委員長（仲島康行君） 政策財政班主幹、答弁。

政策財政班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問の中の施設を整備するときの資金の関係について、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

国で施設整備債ということで、新たに設定をした内容につきましては、あくまでも三位一体改革の中で施設部分にかかる部分が若干税源移譲の対象になっておりまして、それらを整備するとき基本的に補助金があれば通常は地方債を起こせれないということになりますので、その特例的な意味合いでそういう税源移譲されて補助対象から外れたものについても対象にしましょうというものですので、そういう性格のものだということでも御理解いただきたいと思えます。

したがって、各これからの施設整備の関係にありましては、仮に防衛の補助をいただければ、防衛の補助の裏ということで地方債を適用しますし、基本はそれぞれの補助メニューの財源としての地方債の発行ということにはこれからも変わりございません。

以上です。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の2点目の指定管理者制度に関する御質問にお答えします。

委員御承知のように、手続き上のルールについては条例、それから、規則に全部網羅されておりますので、私どもは制度的には今規定等については不備がないと思っておりますが、先ほど来いろいろやりとりがございましたので、町としましても必要に応じてそういう情報を聞き取ったり、情報を書類として求めたりすることについては当然できるものと思っておりますので、その辺は必要に応じて適宜対応したいと思っておりますが、ルール上は原則年度区切りということを前提にそういうプログラムになっていますので、その辺は規定の上手な適正な運用をしながら、遺漏のないように対応していきたいというふうに考えているところであります。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この指定管理者についての件なのですが、先ほどからやりとりがありました。これは上富良野町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き条例がありまして、そこにこれは終わったことで申請ということで、管理にかかわる施設の業務計画、それから、管理にかかわる収支計画、当該団体の経営状況を説明する書類、その他町長ということで条例に載っております。これは既に提出されて、締結されたものだと思えます。

これは、一個人が、一議員がどうかということではなくて、これは全員がやはりまず見ておくという



ことが必要ではないかと思ひますし、そういうものではないかと思ひます。

だから、この予算委員会ですとかこうとかということではなくて、やはり委員には見せていないから、同僚委員がこれは3年で割ってどうか、そういう懸念事項が出るのです。私もどういふぐあいになっているのかなという、今ここに書いてあるそれが出てくれば、管理にかかわる収支計画書あたりが出てくれば見えるわけなのです。

ですから、個人的なことをどうかということはいち一言も言っておりません。やりづらいうでであれば、やれるようにしてやりたいなというのがあります。そういうものもあるのです。ですから、そういうことで、この指定手続条例に関して指定された業者のことに關しては議会で報告しなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

副委員長(仲島康行君) 助役、答弁。

助役(田浦孝道君) 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

今、おっしゃられるように、条例でも情報公開等につきましても規定もございまして、管理にかかわることにつきましては今後この18年度から新たにスタートするわけでございますので、管理にかかわる部分につきましては何らかの形で必要であればそういう対応を考えていかなければならぬというふうに思ふところであります。

ただ、公社につきましては自治法に基づきます町が2分の1以上の出資団体でございますので、自治法に基づきまして議会で経営の状況等の報告をしますし、それ以外の民間会社につきましてはそういう規定がございませぬので、今、委員がおっしゃられるようにこの4月以降、実績、もしくは必要であれば中途において管理にかかわる部分につきましては何らかの形でそういう情報提供を必要であればしていきたいというふうに考えてございます。

ただ、民間企業につきましては、それぞれ幅広く企業活動をされてますので、そのかかわる部分、かかわらない部分がございますので、それらについては先ほど来、町長申し上げていますように、それぞれ企業におきましても公開されること、もしくは公開を求めることがその関係する条例等に照らしているのか悪いのか、慎重に判断していかなければならぬということでございますので、十分その点も御理解と御協力をお願いしたいというふうに思ふところであります。

副委員長(仲島康行君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 言っていることはわかりません。ただ、これは報道等で出ております。不利な扱いを受ける指定管理者のことに關して、不利な指定

を受けることがあるのです。報道されております。裁判ざたになっております。札幌市だったかですね。そういうこともあるから、これは競争入札というような感じでやって、選定基準があつてやっていくのでしようけれども、それでもって弱いところは不利な扱いを受けるという、そういうことも既に報道されておりますから、そういうのも含めて私は言っているのです。

そして、条例で決められているのであれば、条例に従つたこれは公開されてしかるべきだと思ひます。プライバシーは言っておりませんよ。もしくは、議会で報告すべきだと私は思ふのです。議会はそれでもって、不利な条件を受けてないかとか、そういうのも見ます。何もあら探しとか、そういうことではありませぬ。

私はわかばのときも、ちょっと話変わりますけれども、わかばも指定法人ですから、あれのときもいろいろそういう時代に入ってきたなということで、頑張りなさいよということ、ただ後々つらい思ひをするのでないのかなという、そういう懸念、危惧を持って見ておりました。けれど、いろいろ資料を出していただいている指摘も受けておりましたけれども、あれだけ見ると安心するようなどころもあります。こちらの方にはそれが見えないのです。ですから、ここにある条例どおりに施設の業務計画、それから管理にかかわる収支計画、そういうのを条例どおりのやつを見せていただきたいと思います。そしてこれは条例ですから皆さん見れると思ひます。議会で報告しなければならぬというように思ひます。

以上です。

副委員長(仲島康行君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと委員、私は町の執行者として議会の皆さん方に条例を制定していただいて、こういうことでおまへ行政執行しなさいよということで私に管理者としてその執行権を与えられたという認識のもとで、その中においてこういうもの、こういうもの、こういうもの、こういうものを持って精査して管理者として責任ある対応をなさよということで、私は条例によってその権限を私は管理者として与えられたという認識で、執行権の中というふうに思っております。

そして、そのもとにおいて債務負担行為、あるいは指定管理者の委託行為等々において議会で御提案し、御承認をいただいて執行させていただいております。

ただ、その段階においてこういう資料を出せ、あ

あいう資料を出せということであれば、私は先ほどから言っているように資料は出しますよと、しかし、プライバシーの問題だとかいろいろな問題のある部分については出せない部分もありますよということで、議会が要求する資料については私は最大限出すと、また、町民が閲覧したい資料については最大限情報開示の中で対応をしていくよという管理者としての、執行者としての責任の範囲の中で対処していきたいと思っておりますが、今、委員から御質問のありますようにその管理者として執行権を与えられた部分のやつも全部議会に出してと言って、承認をもらわなければならないという認識は私は持っておりません。

ただ、結論を出した管理者として、こういう結論を出したその中身のいろいろな資料を議決するために議員の皆さん方、委員の皆さん方が必要な資料を提出してということについては当然にして提出しなければならないというふうに認識しておりますので、一つ御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 執行権を侵害するとか、そういうようなことで私は話はしておりません。そういう方向にはいかないと思っております。

私が言っているのは、同じ指定管理者でもって、わかばにはあれだけの資料を出させて、よく見えましたと先ほどから言っていますが、出させて。片やこちらは見えないものだから質問が出ているのです。いい質問も出ておりますし、どうなっているのという質問もありますし、だから私はこれは議会に報告すべきではないのかという、別に執行権云々ということを私はそんな侵害する考えなんて全くないということをはっきり言っておきます。

これは、今後とも指定管理者はふえていきますから、そういうことでどうなんだろうかと、これは例えばよそから来るところにもひょっとしたらいくかもしれません。その指定管理者というのが、そういうことも考えた場合には、ここにあるようなところをまず締結をする前に提出された報告書類とか、そういうことについては議会は見ておかないと非常に不安であるということになるのではないかと、私はそういうことで言っているのですが、おかしいですか。

副委員長（仲島康行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、委員の言うのはわからないわけではないのですけれども、私といたしましては条例に従って、議会の議決権を持った議員の皆さん方の議決をいただいた、その条例に従って町の行政執行をさせていただいておりますので、その執

行をさせていただいた私が執行者として対応した部分をすべて議会に報告するということは、条例に従った中で議会の議決を得なければならない部分、あるいは議会に報告しなければならない用のある部分については、当然にして報告しなければなりませんけれども、この種のものにつきましては管理者としていろいろな条例の枠の中で精査し判断した結果、Aという業者に指定管理者として選任いたしましたということで、しからばそのために幾ら幾らの費用を債務負担行為としておきますということで、債務負担行為の議決を議会の皆さん方にさせていただき、そして、また契約の段階でそれぞれの契約に対して御議決をいただく。その段階で、こういう判断をするためにこういう資料がほしい、この債務負担行為を起こしたことによってどうなのかという判断をするためにこういう資料が欲しい、契約を交わすことによって判断を交わしたということだけでも、我々がそれを議決するため、議員の皆さん方が議決するためにこういう資料が欲しいということであれば、私どもとしてはその必要な資料については提出する責務がありますよということで提出はさせていただきますよということでお答えさせていただいておりますので、一つ御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（仲島康行君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） それでよろしいかと思っております。

私、指定管理者というのをずっと幅の広いものになって今後ともいくのかなど。官から民へということで、ですから我々も勉強しなければならないと思っております。議員も。

今、町長言われるように、私はここに書いてあるのを全部出せという、そういうことではありません。申請ということでもって既に終わっていると、選定も終わっているということでもって、この申請に。だからパークゴルフ場ならパークゴルフ場を管理していくに当たっての業務計画と、これにかかわる収支計画、それが出ているはずですから、だからそれをお見せいただきたいのですよということを言っているのです。この第3条の（1）から（4）はその他町長ですから、（3）までのことを言っているでございます。

以上でございます。

副委員長（仲島康行君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 何度も大変申しわけなく思っていますが、梨澤委員の見せてほしいという意向がございますので、私どもも昨年来募集した資料につきましては、応募者にかかる事態の時には公開することもありますよというようなおふれも出して

いますので、公開の求めがあれば、今、町長も必要であれば公開するというところでございますので、閲覧に供することについては一つ町長の許可が得られるとすれば保存資料についてごらんをいただくようなことで取り進めたいというふうに思います。

いずれにしても、議会の意志、この委員会であればその司っている委員長の意志を受けて先ほど来、今まで求められた資料につきましてもその指示に基づいて配布をしていますので、委員長の指示のもとにそういう対応をしてみたいというふうに考えております。

副委員長（仲島康行君） それでは、後ほど資料の提出をお願いいたします。

今すぐでなくして、全員に。

以上、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副委員長（仲島康行君） なければ、これをもって一般会計の質疑について、終わらせていただきます。

昼食休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後 1 時からといたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

委員長（西村昭教君） 午前中、個人的な用事で欠席をいたしましてまことに申しわけございません。

また、副委員長には代行ということで、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、午前中の質問の答弁漏れがありますので、説明いたさせます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） 午前中、11 番中村委員のパークゴルフ場の収入の件につきまして、11 月末現在の報告をいたしましたけれども、現在の時点での数字について再度改めて報告をさせていただきます。

先ほど、総額 709 万 2,201 円と申しあげました。先に総額を申し上げますと、722 万 721 円という額になります。内訳といたしまして、町内使用料分が 304 万 5,200 円、町外分は 368 万 5,900 円、用具貸し出し部分が 24 万 5,400 円となっております。その他の収入といたしまして、24 万 4,221 円となっております。この内訳としては、自販機の収入分 12 万 9,876 円、それから出店にかかる費用 11 万 4,345

円、合わせて 722 万 721 円となっております。

契約上、4 月 1 日から 3 月 31 日までとなっております。年度終了後速やかに完了届けとともに正規の報告をしていただくことになってございます。

以上、報告といたします。

配付しました資料提供ということで、パークゴルフ場収入実績、裏面が各公民館分館におけます補助の積算の資料、それから分館管理の委託の部分の内訳でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） これより、議案第 2 号平成 18 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者に補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して 8 ページから 10 ページ及び 274 ページから 314 ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9 番米沢委員。

9 番（米沢義英君） まず、歳入の部分で今回前年度対比を見まして、国庫負担の分が療養給付費負担という形で減額になっておりますが、この点はどのような要因で減額になっているのか、まずこの点を伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9 番米沢委員の御質問で、歳入の減額でございますけれども、これにつきましては御承知のとおり三位一体改革によりまして、国から道への権限と財源を移譲されまして、少なくなったということで御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 9 番米沢委員。

9 番（米沢義英君） 当然、道への負担という形になっておりますが、法から財政安定の支援事業という形で入っているのだらうと思えますが、問題なのは財政調整交付金等もたしか調整率が減額されているかと思えます。今後、国保財政、あるいは介護にしても維持していくために、やはりこの部分の引き下げが行えば行われるほど、財政力の弱いところというのは、いわゆる大きな打撃というか、収入減になってその分何らかの形で税に負担を求めなければならないというような形になるのだらうと思えますが、この点について当然、国が必要な措置は部分的にしているものの、やはり当初の 40% ぐらいの負担率に引き上げていただければ上富良野町の一定の財政力もついて、国保税の負担もそう上げなくても済むというようなことも考えられますが、こ

の点どうでしょうか。

それとあわせて、今回、一般の介護部分で今回の負担という形で納付金の課税率が引き上げられます。今の生活状況の中で、この負担率というのは下げることができないのか、もしくは据え置くことができないのか、今回その点と、もう1点は今後引き上げた場合、この介護部分については何年間改定しなくても済むというように考えられるのか、この点伺っておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、国保の財政への関係でございますけれども、御承知のように50%につきましては国、道の補助金及び調整交付金ということでございまして、さらに残りの50%につきましては保険税の収納、そして国からの財政安定支援事業等、保険基盤安定制度の中で保険者の支援分、保険料の軽減分ということで、公費で補てんされて運営しているところでございまして、現状につきましては少子高齢化などの進展によりまして、不安定要素を打開しながら運営しているところでございますけれども、医療分につきましては今年度につきましては据え置きということで考えてございます。

また、介護分の引き上げにつきましては、昨年とほぼ同額の納付が見込まれましたのですけれども、現行介護2号被保険者の、いわゆる40歳から64歳までの方の減少及び課税所得の伸び悩みということで、現行税率では不足が生じるということの改正を考えてございます。

また、今後引き上げた場合につきましてはの次年度以降の改正ということでございますけれども、これにつきましては今後、これから先ほど申し上げましたように高齢化社会を迎えまして、年々引き上げられる可能性もあるということで御理解をいただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 加入者率の減少という形で言われておりますが、細かいことは聞きませんが、こういう状況の中で本当に生活基盤が揺らいできているという形になっています。

答弁の中にあつたように、国保の安定基盤の本来の国が持つべき部分まで都道府県に持たせられると、そういうしわ寄せが当然地方自治体にもしわ寄せされる、やはり被保険者にもしわ寄せが来るという形になっております。ここで、やはり一定額の所得率についても、均等割についても引き上げられるという形になっております。

こういった部分でのやはり軽減策を極力上げない

という形の対策は、今回取るべき必要があるのではないかと思いますので、この点、町長はどのようにお考えなのか、また、被保険者にかかわってこれらの引き上げによって多くの人たちが負担がふえるということでもありますから影響が出るとは思います。その点、町長はどのようにお考えですか。軽減策はとられませんか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

今、国の制度で一般財源化ということでいろいろな地方自治体におけるこの種の問題ばかりでなくて、種々の問題で大きな影響を得ているところでありますが、これらの対応を含めた中で国の地方財政の方向性というものが徐々に煮詰まってきつつあるわけでもありますけれども、こういう現状の中で地方自治がどう対応するかということが重要な財政運営の重要な課題であるという認識をいつも示しているところであります。

さて、このことにつきましては、委員おっしゃるように現在、各いろいろな面で住民の負担が多くなってきているということについては十分認識いたしておりますが、この種につきましては目的税として保険加入ということに対応しておりますので、基本的には保険制度の中で必要な経費につきましては加入者の負担ということで対応していくと。

町といたしましては、必要な基準における対応を町の財源補てんをしていくということで基本で進めさせていただきたいというように思っております。

委員長（西村昭教君） 他にありませんか。

12番金子委員。

12番（金子益三君） 291ページの出産育児一時金についてお伺いしたいと思います。

これは現行、一人30万円という予定を組んでおられて、大体国の基準等によるものかなと思いますが、一般的に近年の出産の費用の傾向を見ますと、おおむね平均が55万円程度と報道されている部分もありますけれども、やはり少子化対策ということで、この部分というのは少し町の方で厚く見るべきだと私は考えますけれども、その点はいかがなものかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 12番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

出産に関する御質問でございますけれども、これにつきましては法令に基づきました基準に基づきまして今、現行30万円という形で定められておまして、国民健康保険法の改正によりまして18年度におきまして30万から35万円ということで改正

を予定を今されておりまして、5万円上がるという形の中で御承知申し上げているところでございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 法的な部分の引き上げというのは法改正によるものは承知しているところでございますが、そのプラス分というのはこの上富良野独自でみる考えはないのかちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 12番金子委員の御質問にお答えしますが、今、制度の関係についてはそういう動向を見きわめながら対応していかなければならないと思いますが、委員おっしゃるように町の実態を見て、独自施策については町長も積極的に打つべきなのかどうかについて、よく実態を把握しながら判断をしなければならないと思いますが、いかんせんその支える財政の状況が非常に思わしくないということでございますので、一時制度を設けて、それが持続できるかどうかということを見通した中で、政策展開しなければならないというような状況もございまして、それらについては財政の状況と、それから地域的な必要性を十分踏まえながら今後町長において十分考えなければならない課題であるというふうに認識はしているところであります。

当面、即対応することについては非常に難しい状況にあるということをお伝えしておきます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 274ページの歳入の国民健康保険税の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

本年度の予算額が3億6,462万ということでございますけれども、まず第1点は調定額に対する予算現額ということに一つはスタイルとしてなっていくと思うのです。それで、一応平成18年度の調定額は一応お幾らということになっているのかと、まずその金額を御明示していただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主査、答弁。

住民窓口班主査（宮下正美君） 中村委員の方から質問のありました、予算上の調定予定額ということで御報告させていただきたいと思えますが、一応一般の医療分の現年分としましては2億8,990万弱を予定しております。一般介護分につきましては、約2億5,000万弱を見込んでおります。

一般医療の滞納分につきましては、一応3,000万予算調定で見えております。一般介護の滞納分としましては150万ということで計算しております。

あと、退職分につきましては医療現年度分としまして5,716万7,000円見えております。退職介護現年分としまして354万4,000円見込んでおります。

退職の滞納につきましては、予算上科目の設定ということでそれぞれ1,000円ずつ見込んでおります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 私、平成13年度から16年までの国民健康保険税の歳入の関係で、調定額、予算現額、それに基づいて収入済額ということで、決算報告書に基づいて表をつくって見たのです。

そうすると、総体の調定額に対する予算現額というのは、13年度は86.39、14年度は81.89ということで、この4年間平均してみれば84.72になるものですから、ですから、言うなればその調定額に対する予算額の比率はそれではお幾らになっているかお聞きをしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の最初の御質問でございますけれども、調定額にちょっと誤りがございまして、一般介護分の現年課税分2億5,000万と先ほど申し上げましたけれども、2,500万の誤りでありまして、大変失礼いたしました。

その今の調定額に対する収納及び予算対しましては、後ほど御説明申し上げたいと思えます。時間いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 私、ずっと見て、例えば町民税や何かもそうだろうと思えますけれども、一つは調定額は決めて、それに対する収納率を今回は0.5ポイント上げた形になってきています。

したがって、私はやはりそういう手法でやはりやっていかなければならないなということで、ずっと見ますと調定額に対する予算現額が16年度で見れば84.42、4年間平均すれば84.72、それから予算現額に対する収入済額、これもちょっと調定額に対して計算をしていくと、87.44ということになってきて、私はやはり税務課のやられる努力の関係とあわせて、ここの中でも収納する努力を、極端に言えば調定額に対する予算現額をぐっと落とすことになれば、収納済額というのが逆にある面でふえてくるかなと、逆に僕は今回値上げの関係等もあるものですから、そういうことでデーターをびしっと取った形で考えていかなければならないというようなことで、言うなれば13年から16年までのことを見ていくと、一つはそういう傾向が調定額

に対する予算現額が84.72になっているということで、それであればちょっと低いのかなと、逆に今度は予算現額から収入済額ということになると、また、年度によっては特に16年度で見れば予算現額3億7,400万円に対して収入済額は3億8,700万円になって、言うなれば103.57%になっているという経過もあるものですから、そういう状況の中でできるだけやはり実態に合う形の予算現額、予算額ということをしていかなければならないという関係がまず1点。

それから、もう1点はずっと見ますと不納欠損額というのが、年々ふえているのです。例えば、平成13年を見れば135万、14年352万、15年399万、16年度474万という形で、ですからいろいろな背景がありますけれども、これともう一つは収入未済額というのも年々ふえているのです。ですから私やはりできるだけ歳入をふやすための努力ということになると、やはり国保税は国保税の関係で最大限の努力をしていくという形になるうかと思えます。

それで一つは、不納欠損額と収入未済額はできれば、過去5年ぐらいにさかのぼって一覧表として資料として提出をしていただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の最初の御質問、実態にあうような予算という形の御質問かと思えますけれども、これにつきましてはあくまでも歳出にあわせる形の中で、給付に合う形の中で予算を設定しているところでありますけれども、これにつきましてはその年によって給付が多くなるときもありますし、それで補正なりなんなりで対応しているところでございまして、その辺御理解をいただきたいと存じます。

失礼しました。資料につきましては、後ほど御提示させていただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 私は国民保険税について言っているのです。支出に合わせて保険税が変わるわけではないでしょう。基準の中でやるわけだから。その他の歳入の関係はいろいろな支出の関係によって僕は変動していくと思うのです。

ですから、この国民健康保険税の関係の、この一款のところのことを言っているのであって、そのことをやはり的確に数字として出してほしいということでございますので。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 284ページから5

ページにかけての徴税費について。

町長も執行方針で税の収納の拡大にコンビニ収納も視野に入れるという話がありました。やはりこれも、ある程度住民として払いやすいようなシステムをつくらなければならないと思っています。

それで、今、以前年4回だった国保税も6回、それを今度もうちょっと払いやすいように10回かとするような方策というのは立てれないものでしょうか。

委員長（西村昭教君） 税務課主幹、答弁。

税務課主幹（田中利幸君） 14番長谷川委員の収納サービスの向上の関係につきましての御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点、コンビニ収納の関係でございますが、今、生活様式が多様化しまして、特にコンビニ等での24時間の収納が極めて有効ではないかということから、17年度において今、関係職員集まりまして、それらの研究を進めているところであります。

さらに、コンビニ収納いたしますと、住民基本台帳をもとに各システムの構築をする必要がございますので、18年度においてはそれらの費用対効果を検証しながら、積極的にコンビニ収納のシステム導入を19年に向けて図っていききたいと、そのように考えているところであります。

また、2点目の国保税の収納の回数でございますが、委員おっしゃるように4回から6回に回数をふやしながらなるべく払いやすい体制を整えているところであります。さらに、10回、全道では10回という場所もありますので、10回にしますと実は保険税の確定時期が7月に所得の確定を見たときがその確定時期になりますので、例えば10回をやろうとすると事前に概算で予備徴収という形でやらざるを得なくなります。さらに、2カ月、3カ月後に確定額を変更して収納していくというような方法をとらざるを得ませんので、この点、住民が果たしてわかりやすいのかどうかという点も含めまして、さらに検証を深めていきたいなど、そのように考えてございますので御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 今、7月に所得が確定して、それからということですが、今、12月か1月で終わりますよね。それをこう2月、3月に繰り下げるという方法はならないのですか。

例えば、今6回ですけれども、これ8回にするとか、そういうこともできるような気がするのですが、その辺いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 税務班主幹、答弁。

税務班主幹（田中利幸君） 今、委員のおっしゃ

るとおり、10回だとかなり厳しい。8回だと、かろうじてこれらの予備徴収というのをしないでいけるかなというふうに考えます。

これは、どのように支払うことが一番ベターなのかということも含めまして、研究をさせていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。  
他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、11、12ページ及び317ページから325ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第3号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して13ページから15ページ及び329ページから358ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 349ページ、上乘せサービス費の100万の件でございますが、昨年と比べまして上乘せサービスを受ける人が少なくなってきたから、昨年の150万に對しまして50万少ない100万だと思うのですけれども、これによりましてこれは町で在宅介護に力を入れていこうということで、町独自の在宅サービスとして上乘せサービスを考えたと思うのですけれども、これの毎年このように減っていったらというのはどのように介護度が軽くなって減っていったらいいのか、この効果が大変見えにくいのですけれども、この状況というのを、ことしは何人ぐらいという、昨年は何人ぐらいでございましたのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。  
保健福祉課長（米田末範君） 村上委員の御質問

でございますが、特別給付の関連でございます。

昨年のおいいますか、これは現状の利用につきましてはショートステイのみで2件ほどございます。在宅でそれぞれ重度の方々がある程度給付の限度を超えて御利用いただくわけでありまして、たまたま昨年度までは少し介護度の高い方が在宅で頑張っておられたのでありますが、施設へ入所したという展開がございまして、若干減ってきているということが実情でございます。

今後の状況の中で、この利用そのものについてもう少し推移を見ながら、将来的にその憤りというものもしっかりと見据えていきたいというふうに思っております。減ってきているからその状況によっては必ずしも言い切れないものもありますので、もう少し推移を見させていただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 303ページの納付金、国庫負担金の問題について改めてお伺いいたしますが、従来の介護の給付費の国庫負担金25%のうち、20%がたしか歳入の中で国からという形で、残りの5%については調整交付金という形で配分されるというふうに聞いておりましたが、これは間違いないのか。

そこで問題だと思われるのは、今の介護納付でもそうなのですが、やはり国が負担すべき部分、この部分を介護国庫負担金の25%で別枠で20%、25%、5%引き上げてもらえれば、上富良野町の収入というのでも幾らかでも助かるのだらうと思いますが、5%を上げた場合のちょっと算定の基礎がわかりませんので、この負担額というのは25%になった場合どのようになるのか、調整交付金とは全く別として、その点。

それと、介護の問題で今度は制度が変わります。この間、昨年の決算資料もとにして見ましたら、介護保険料の未収がふえてくると、その未収の原因、あるいは階層別に見た場合は低所得者層と言われる第1、第2段階の階層がふえてきているということが決算の報告の中では報告されております。こういった部分の本当に深刻な問題だと思います。

そこで聞きたいのは、今回の介護保険制度の改正で、第3段階の世帯の市町村民税非課税でなおかつ合計所得額プラス年金収入が80万を超えるものという解釈は上限はどこまで、この所得額が設定されているのか伺いたいというふうに思います。

生活保護世帯や市町村民税の非課税世帯であっても介護の保険料を支払わなければならないという、

制度のここに矛盾があるわけです。所得で言えば80万もらっている人も、例えば50万もらっている人も所得階層別で言えば、例えばその第2段階とした場合、その間においては同じ保険料を、介護保険料を払わなければならないという、利用料を払わなければならないという形になって、矛盾を抱えた制度だと思えます。

今回は、確かに軽減という形の部分的な制度はありますが、引き続き、しかしこういった矛盾は残るといふふうに考えていますが、担当者はどのようにお考えなのか、この点伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますけれども、まず第1点の国の負担の25%にかかりまして、調整交付金といいますが、この額については5%ということで、25%のうちの5%だということで御理解をいただければ結構だと思います。

その5%につきましては、あくまで地域要件等を勘案して支出をするということになってございまして、これまでの経過で申し上げますと実質若干上乘せになっているかなというふうな状況ではあります。金額的に大幅に多くなるということではございませんけれども、コンマ幾つぐらいの状況で推移してきているのではないかなというふうには私自身は考えてございます。

5%の算定という、5%を別枠で出たときにどれだけになるかというのは、ちょっと計算してございませんけれども、基本的に言えば給付ベースを基本として算定されていくものではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の1号被保険者の御負担にかかわる内容でありますけれども、これにつきましては御承知のように18年度から20年までの3年間にかかりましては7段階を採用しようという考え方を持ってございまして、4段階を基準額としてございます。3段階にかかりますその内容につきましては、非課税の80万ということでございます。いわゆる基準額に至るまでの間ということで理解をいただければいいのではないかなというふうに思っております。

失礼しました。80万以上はどこまでかということですが、その上限というのはちょっとあくまで課税、非課税というベースですので、一概には整理できないということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） どちらにしても、恐らくこ

れを越える部分というのは、高齢者控除を引いた部分のそこだと思っております。恐らく言っているのは。

こういうところをやはり考えた場合、今回の税率改正の中で所得、高齢者控除の限度額も変わってきました。課税される限度額が大幅に引き下げられて、その分課税所得という形でこちらに返ってきますから、当然利用者にとってはその分負担がふえるという形になっています。

行政がしなければならないのは、やはりこういう低所得者に対しても課税され、あるいは利用料が支払わなければならないという、こういった部分の軽減策をやはりとるべきだと思います。町はこの間何回も言っていますが、国に対しては従順にこういった問題というのは従って税率を引き上げるだとかやってきますが、引き下げるといのはなかなか引き下げないのです。督促は早いけれども、引き下げはおそいという感じで、本当に住民としたらやはりどこまで私たちの生活に対して自治体が守ってくれるのかという不安の声もあります。

そういう意味で、今回この部分の軽減策はとられるのかどうか、この点もう一度、国の制度に準じた軽減策ではなくて、町独自の軽減策を設ける必要があると思っておりますのでこの点。

それと、国庫負担金については、給付費に対して当然20%から25%のという形で引き上げてもらえれば、その分町の財政にも何らかのやはり収入がふえるという形になりますので、こういう視点から制度の、やはり国に対しても制度の充実のために国庫負担金を引き上げるべきだと、最終的には30%ぐらい引き上げるような、そういった制度の改正を町としても、自治体としても要求すべきだと思いますが、この点についてもあわせて伺いたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますけれども、まず町独自の軽減策はということでございますが、私どもといたしましては先ほど申し上げましたように、7段階の一つの考え方というのは少なくとも所得の水準の低い方々に対して少しでも対応したいという考え方で、道内的には余り例がない対応をとらせていただいているということで御理解をいただいて、御説明をこれまでできてまいりましたし、私どもとしても私ども自身でできる最大の対応をさせていただいてきているというふうに思っております。

さらに、国の負担にかかわっての増額を求めていくべきではないかということですが、私自身も国が国費での負担をもっともっていただけるのであれば、非常に地方としてはこれ以上好ましい



ことはないというふうに思っています。現実にもそういう状況になってこないということでありまして、高い次元でのそのような論議をしていただけるものであれば、大いにしていただきたいという思いは十分持っています。

それにつきましては、委員十分御理解をいただいていると思いますが、所得状況が必ずしもいい状況になっていないということも含めて、論議を高い次元でお願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 担当の課長、ちょっと話よくわからないのですけれども、その高い次元というのはどの次元か、ちょっとよくわからないのですけれども、所得がないから税財源が上がらないというふうな表現なのか、そうしたらおのずと求めてだめなのかという、そういう高い次元の話というのはそういうことですか。税収が伸びないから、そう思っているけれどもだめだということに解釈していいのですか。それとも、そういうことはわかるけれども、求めるべきだという方向の解釈ですか。ちょっとお伺いしたいのですが。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 不明瞭なお答えで申しわけございません。

私も担当レベルで論議をできる状況にないということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今求められているのは、自治体というのは、担当レベルであっても住民レベルであっても、自治体の首長レベルであっても、この地点にしっかり立つということをなくして、自治体の自治というのを守れなくなっているのです。

だから、お互いがそういう問題に認識を一つにして、やはり歩調をあわせるということが今大切になってきているのだと思うのですけれども、町長、この点、もう一度何回も聞きますが、本当にそうなのです。自治体の総力上げてやはり改善できるものは改善すべきだという、届かない、届くという話もあるのかもしれません、自治体のやはり声を今上げるべきだというふうに思います。

それと、軽減策についてどういうふうにお考えなのか伺います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、国の制度でありますけれども、委員おっしゃるように我々も歯がゆさを持っているわけですが、国の中で定まってまいります。先ほども

お答えさせていただきましたけれども、国は法律を定めて地方自治体にその任務を課せたと、そして交付税は今の交付税の基本であります調整機能と義務機能の対応が十分果たしていないということなどで対応しておりますが、国保及び介護につきましても同じように国は一般財源化ということで、徐々にその対応はかわってきておりますが、そのしわ寄せが地方に来ているというのが現実であります。

これらにつきましては、自治体といたしましても町村会を通じて国の方にこれらの対応につきましても要望を展開しておりますし、是正策を展開しております。しかし、なかなかそれが思うように自治体の町村の言うとおりに国が動いてくれないというのも現実であります。

国保につきましても近年、国の方向性としては私も常に言っております一自治体が国保に対応するのではなく、都道府県が対応すべきであるということについても、国はそういうような形の中で上手にシフト化してきているのかなというような予測はしますけれども、今のところはそういった対応も十分に対応されていないと。あるいはまた、私も北海道が地方市町村に対する権限移譲、事務事業の権限移譲ということで、相当の2,000数百にわたる事務事業の権限移譲をすると、これは北海道の仕事を中央に譲ることであると。

国保等々につきましては、これは逆に北海道が持つべきであるということで要望をしておりますので、そういったことで十分私ももこれからの課題の中で前向きに進めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第4号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して16ページから18ページ及び361ページから375ページまでの予算全般の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないようですので、これをもって議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して19ページから22ページ及び379ページから399ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番(村上和子君) 385ページの負担金補助及び交付金のところでございますが、43万5,000円と、日本下水道協会、それから日本下水道協会北海道地方支部負担金、全国町村下水道推進協議会北海支部負担金、町村とか日本、北海道、いろいろとあるわけですが、これは今どうなのでしょう。それとその中にありまして、災害の公務災害負担金、これが昨年と比べまして10万くらいふえているのですが、これは一本、統合とかにはならないのでしょうか。やはりこれはそれぞれに負担金をということなのでしょう。

総務の方ですと、今回北海道の広報協会の負担は解散したということで、日本広報協会だけに納めればいいということ、今回の予算でなっているのですけれども、これらについては見通しとしてはどうなのでしょう、お尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

負担金及び交付金のところでございますけれども、これにつきましては日本下水道協会負担金というのは、これはうちの有収水量に掛ける幾らという負担割合の金額がございます。それと、均等割ということで積算をいたしまして、この7万7,000円という計上をさせていただいております。

それから、そのほかに地方支部と全国町村下水道、これにつきましては下水道事業の促進に関する費用でございます。あと、それぞれにおいての改正等、情報などを各下水道をしている町村に流していただく。そういうような費用も含んでおります。

それから、公務災害の方でございますけれども、これにつきましては職員の公務災害に対しての金額を負担金として計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

13番村上委員。

13番(村上和子君) 公務災害負担金がふえているのですけれども、昨年と比べまして10万くらいかなり大きくふえているものですか、それについてちょっと。

委員長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

公務災害の負担金がふえているということでございますけれども、これにつきましては率が去年と変わりましたことによるものということでございます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんね。

3番岩崎委員。

3番(岩崎治男君) 387ページですけれども、負担金補助及び交付金の中の下水汚泥の再生利用補助金ですけれども、去年は376万、ことしは713万で、約倍近くの額になっています。この内容についてお知らせ願います。

委員長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 3番岩崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

下水道汚泥の再生利用補助金でございますけれども、これにつきましては11年に汚泥の補助金といたしましてトン当たり3,000円を出しておりましたけれども、副資材等に要する費用等が高騰しているということで、これを積算をいたしまして妥当な金額を計上させていただいたのが今回、4,000円を5,000円にさせていただきました。3,000円というのは、その11年以前でありましたけれども、3,000円から平成11年に4,000円にしまして、今回5,000円ということでトン当たり。

非常に汚泥につきましては、凝集剤等で汚泥の排出を抑制する、それから集約を容易にするということで凝集剤を使っております、これはかなり粘りがありまして、いろいろな面にも相当難行しての堆肥づくりをしていただいていると。この汚泥につきましても、含水率が83.5%くらい、かなり水分が高いもの。一般に肥料としてバグなどでいきますと60%前後くらいの含水率でございますけれども、これにつきましては83.5ということで、かなり水っぽいというか、そういうようなものを堆肥としてやるためには副資材が相当使用しなければならぬと。

それともう一つ、農業機械の方でございますけれども、これは切り返し等、それから堆肥を集める、先ほど申し上げました副資材ですね、これを収集するためにロールベラーとかそういうものが必要になってきます。それで、今回民生安定事業によりまして補助を受け、そして補助残につきましては町の負担分と、それから受益者負担分ということで、今回町の分の負担分をこのようなことで金額にいたしますと240万ですけれども、計上させていただいたということでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。  
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないようですので、これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して23ページから26ページ及び403ページから427ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上委員。

13番（村上和子君） 404ページ、施設介護サービス費の収入でございますけれども、これが昨年と比べまして672万3,000円減ということで、これは昨年住居費とか、食費が介護保険の保険の給付から除外されたことによって672万3,000円ぐらいマイナスになるのかなと思うのですが、405ページの自己負担金収入のところは昨年と比べまして3,072万8,000円、ちょうどこの821万5,000円ぐらい増になっているのですけれども、この整合性を考えますと、この介護施設介護サービスの収入の減った分と、こちらの自己負担、施設介護サービス自己負担のところの金額が821万5,000円と、何かちょっと数字的にあわないのかなと思うのですが、これは何か減免とかいろいろあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） ただいまの13番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

この特養の部分の利用者自己負担の増額につきましては、言われたとおり居住費と食費の分が増額してございますけれども、さらに今回増額、差額分ですけれども、この差額分につきましては入所者定員50名に対しまして現在51名入っておりますので、その分を見込んでおりますので、そういった関係の部分でございます。

委員長（西村昭教君） 村上委員。

13番（村上和子君） そうしますと、やはり149万2,000円ぐらいの収入増になるということですよ。大体、18%ぐらいになるかと思うのですけれども、そういうとらえ方でよろしいのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 13番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し忘れましたけれども、この負担分につきましては介護度が上がっておりまして、その介護度によりましてその介護報酬というのは変わっております。その関係で差額が変わってくる分でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 405ページのデイサービスセンター浴室等新設、これは見せていただきまして場所の狭いところで苦労して設計したのかなと思うのですが、町立病院もあの日見まして、新設で続いて建っているのです。やはり、そこから大事な機械のところは雨漏りができておりました。

あそこのデイサービスのところの浴室もやはり狭いところにやると雪がこうなっていて、皆さん懸念しておりましたけれども、ここのところをどうしてもあそこに建てるのだという考えでいっていますよね。そうせざるを得ないのかなと思うのですけれども、懸念事項はございませんか。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

場所を選定いたしまして、介護員と利用者の関係という形で、その導線の関係であの場所が最適ということで位置づけさせていただきましたけれども、その今後の落雪の問題、そういった問題につきましては実施設計の段階で大体試算はできていますけれども、実施設計の段階、それをさらに煮詰めてそういった支障のないように進めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して27、28ページ及び432ページから450ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これをもって議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して29、30ページ及び453ページから476ページまでの予算全般の質疑に入ります。

12番金子委員。

12番(金子益三君) 464ページから467ページにかけての部分になりますが、歳出の支出の委託料の部分について質問します。

まず、前年度から拝見させていただきますと、激減して減っている項目が多々あって、非常に努力されたのだと、まずこの部分を深く敬意を表したいと思います。

その中で、何点かなのですけれども、エレベーター補修、それから自動ドア補修、空調機補修というのは、これは去年いただいた資料から見ると法的な部分はないものかなと思われる。せっかく、いろいろな部分で非常に激減されて、こういった経費を浮かしているのであれば、この部分も例えば隔年にするとか、また、エレベーター補修に関して自動ドアに関してはたしか前年度新たに交換されている部分があると思いますので、そういったところで見直しかけられるのかどうかを1点お聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 12番金子委員の御質問にお答えします。

委託料の件でございますが、まずエレベーター、それからほかの部分についての法的な根拠、規定はございません。自主で行うものでございます。

それから2点目の見直しでございますが、特にエレベーター等につきましては、同じような点検ができる業者で値段が安くできるといったところのものを検討いたしましてやっていくということでございますし、オートドアにつきましては前回にもお話ししたかと思いますが、非常に出入りが多いので摩耗の度合いも大きいということで、これにつきましては適宜修理を加えながらやっていきたいというふうに、その都度取り進めたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 12番金子委員。

12番(金子益三君) ただいまの部分は理解できました。また引き続き、経費削減に努力していた

だきたいと思います。

もう1点、471ページの資本的収支のところの支出でちょっとお聞きしたいところがございます。什器備品の患者用ベッドの改修になるのかなと思うのですが、前年度も何点か変えられているということで予算計上をされておりまして、今年度も患者用ベッドというのがここに出ているのですけれども、こちらの医療具の中ではちょっとまだ見えていなかったところがあるのですけれども、あとどれぐらい、何台ぐらいかえなければならない、更新しなくてはいけないベッドがあって、その計画的なものというのがあるのかお示ししていただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 金子委員の御質問にお答えします。

病院のベッドの更新でございますが、今現在、ことしの3月末をもっては54台の入れかえが終わるところでございます。したがって、あと26台のベットが未更新となるわけございまして、目標としては1年10台の更新をしようということで考えているところでございます。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 456ページ、町立病院事業会計資金計画のところ、建設改良資金、この支払い資金として出ておりますけれども、第4次総合計画の中で20年ぐらいまでに屋上の屋根の改修ですとか、それからトップコート改修ですとか、外壁の塗装とか、こういったものが計画されておりますけれども、今、町立病院も現在、長期療養型介護を含めまして、54名ぐらいの入院患者の方がおられるわけでございますが、その中で何と、歩ける方が、歩行できる方が1割、5名ぐらいでございます。昔と比べて入院患者の方が大変高齢化をしてくているわけでございます。

あとは歩行困難な方ばかりでございますが、車いす等で入院しておられるような状況なのですが、今の入院していらっしゃるころのドアが、前後に開くドア、もはや今はなかなか体力的に車いすに乗っていて、なかなか出入りが困難であると、これは横開きのドアに、この改修計画に入っておりませんけれども、入院患者の方が高齢化してこられていることと、1割ぐらいの人が自分の力で歩くことができないと、こういうような状況がありますので、看護師さんも大変二人、三人かかっておられて大変苦労されている状況もありますので、これらの入院患者にとっては毎日のことでございますので、ドアの横開きドアというのも改修の計画に入れていただいたらどうかと思うのですが、そこら辺についてはどの

ようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

委員御質問のとおり、昨今の入院患者さんにつきましては以前と違いまして、大半の方が歩行困難等々でベッドに早く言えば寝たきりの状態の方が多うございます。

その中で、ドアの改善の部分の御質問でございますが、今の第4次の計画の中には入っておりませんが、次の計画のときには協議しながら入れていただけるものであれば入れていきたいと思っておりますけれども、結構、今おっしゃった横開きのドアも既製品であれば相当高いものというふうに承知しておりますので、それらもできるだけどのような工夫をして安く取りつけられるかということも検討しながら、次期総合計画の中に入れていければというふうに思っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） 465ページですが、昨年と医師の給料というのが同じに載っているのですけれども、ほかの看護婦だとか、出張医師だとかいうやつはかなり下がっているのだけれども、この医師が何人いて、どういう理由か、その辺ちょっと御説明願います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 2番徳島委員の御質問にお答えします。

医師の給与につきましては、採用時の条件で世の中の激変がない限り、その金額をもって勤務していただいているところでございます。したがって、変化はないというところでございます。

他の出張医の先生方につきましても、医大、それから旭川・美瑛等の各町立市立病院との均衡等々をいただきまして、出張医の単価につきましても決めてきているわけでございますけれども、昨今の情勢からこれにつきましても据え置きということとなっております。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） この予算書には載っていないのですけれども、私がちょっとお聞きしたいのは町長にお聞きしたいのですけれども、昔からこの町立病院にはかなり苦慮してまいったわけでございます。ところで、今、札幌医大の医師が定年になったということで、全面旭川医大に持たれているような状態だと私は思っているわけでございます。

そこで、今、10年ほど前に皆さん苦慮して、けんけんがくがくとこの病院のことで大変議論が多

かったことがございますが、その当時はなかなか町としても医師が札幌医大、旭川医大と二つに分かれているというようなことで、なかなか統率がとれないというようなことであったわけでございます。

今、旭川医大一本になったかと思っておりますが、この今の時期、民間委託、民間委託と騒いでいる時代でございますので、この際に余り混乱のないうちに旭川医大の出張病院といえますか、旭川医大に全面的にお金を出しても任せたらどうかと、私はこう考えているのです。

ところが今、富良野の協会病院も立派になる、そうするとますますやはり上富良野町立病院は不利になってくる、そうすると医師の確保も大変になってくるというようなことで、これからまた10年前に戻ってくるような、私は気がしているわけでございます。

そこで、町長は一つ何とか頑張ってください、旭川医大に全面的におんぶに抱っこで、一つ旭川医大にお願いをしたらどうかと、そうするならば少しぐらいのお金を出しても心配もないし、町民も安心して行けるし、私はその方法が一番ベターではないかと私は考えているのですけれども、町長はその辺どういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げまして、医大も特殊法人化されましていろいろ対応されておりますが、医大が付属病院を持つということは、そばにあります病院だけで、この上富良野町の町立病院を医大の付属病院として持ってくださいと言っても、これは100%引き受けてはいただけないというのが基本だと思っております。

医大にこのことを対応するということはまず無理であります。医大に対しましては医師の確保、医師の支援等々につきましては、これからも十分対処していかなければいけないと。その中で、町立病院の今後につきましては、また、委員の皆さん方とも議論をしながら、また、町民の皆様方とも議論を重ねながら十分見きわめていかなければならないと思っておりますが、現状におきましては富良野協会病院が地域センター病院としてどれだけの地域に対する対応を図っていくか、その中で町立病院というのはどのような位置づけをしながら病院経営をしていくかということ十二分に見きわめて、今後の町立病院のあり方について議論を重ねていかなければならないように思っております。

ただ、昨今の医療制度の状況、国の制度の状況

等々を見きわめてまいりますと、従前の町立病院の経営に対していろいろな課題があり、問題があったというのとは、またさまざま変わった基本的な医療制度の改革によりまして、国は言うならば言葉はちょっと過ぎるかもしれませんが、我が町のような病院は廃止すると、もうやめなさいというのが基本でありますし、北海道は自治体が病院経営するというのもうやめなさいと、時代が違うよというような方向性も示されてきておりますので、これから医療制度の中におきましても、今回の医療制度の改正につきましても御案内のとおり我が病院のようなどの医業収益は大幅に減額されてくるというような、大きな病院の対応が重点になってきているというようなことも含めて、これからの我が町の町立病院の運営については新たな面で十分検討を加えていかなければならないというふうに思っているところであります。

委員長（西村昭教君） 2番徳島委員。

2番（徳島稔君） 町長の言われるのはよくわかりました。

私は、この3年ほど前、富良野の本間道議は中富良野と上富良野は一つ町立病院一つにして建てたらいいのだと、こう言えば建ててもらえると、道で決まると、これを知っている委員さんもおられると。私は、そんなことにならないと、あなた何をとぼけたことを言うのだと私はかなり食いついたことがあるのです。

そうしたら、やはりそのようなうまいことを道でもしていただけないのです。そうしたら、最後は自分のものは自分で責任をとっていかなければならないと、私はこう判断しているのです。

そうするなら、また、正直言って昔と、また、町立病院の形態は変わっております。その病院の医師関係にしても、前回よりは複雑ではないと、私はこう思っているのです。だけれども、そういうふうになってから慌ててこうだこうだでは、私はとつても前も大変何年もかかって苦慮してきたわけです。

そこで、私は協会病院ができる、旭川医大に医師を任せてある、こういうことになれば、私は協会病院がきちり立ち上がるまでに上富良野町は診療所にするなら診療所にすることにして、旭川医大をメインにして私はこの病院を守っていったらどうかと、私はこういうふうに思っているわけでございます。

そこで、これは生はんちゃくにしたら、どっちにもつかない病院に私はなっていくのではないかと思います。町立病院というのは、黒字になってもいけないのです。黒字になっても町民がそんなに具合悪くなってどんどん来たら、これまた大変なことな

のです。そうかと言って、赤字にどんどんなってもこれもまたいけないということで、大変矛盾した面も私はあるのではないかと思います。

そこでやはり、早目に手を打って、上富良野町立病院は診療所だよと、全面的に診療所にして各旭川医大、富良野の協会病院に行っていたらと、それに私は車を出してでも、私は車を出して行って2台や3台配置して行っていただくと、これも一つの方法かなと思うのです。これは私は今の町立病院の今の形態では、先はそんなに何十年もたないように私は感じているのですけれども、これは私だけの考えでございますが、その辺を何とか早目に診療所に踏み切るか、どうするか町長の判断が必要になってくるのではないかと私は思うので、早目にその決断をしたらどうかと思うので、その辺の見解をもう1回お聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の御質問にお答えをさせていただきますが、基本的に私といたしましても委員も同じだと思いますが、町民の健康、町民の健康管理をどのような体制で、また、健康を守るために行政はどのような対応を進めていくのかということが大事でありまして、おかげさまで我が町には民間の外科医、内科医等もございますし、そういうようなことを含めると民間の医師と競合して町立病院が競い合わなければならないというのは、私、今日までの基本であります。

ただ、町民の健康を守るために町立病院の果たす役割は何かと、今現在大きな役割というのは救急指定でありまして、この救急指定が委員さん、町民の皆さん方とこれから議論を重ねていかなければならないわけでありまして、救急指定を外せば診療所、あるいはいろいろな病院形態を大きく変えて、今一般会計からの大きな繰り出しをしないでも済むような病院経営をして、町民のある面の健康維持管理はできるというふうに思っています。

しかし、最も重要な救急指定という、このことが私としては他の民間医療で賄え切れない、これから我が町の町立病院の救急指定を解除した場合、救急車は富良野協会病院まで走らなければならない、そこに20数分間という大きな時間的なロスをどう埋め合わせるのか、今、私はそういう観点から消防機構も充実をさせながら救急救命士の充実を図っております。

しかし、そのことだけでこの20数分間の人命、1秒を争うという人命救急をどうカバーできるのかというところに大きな課題を抱えておりますので、そういったことを十分認識しながら町民の皆さん方はそういった部分を含めて、しからば例えば一町民

1万円ぐらいの負担をしてできるのであれば、病院経営を継続すれば、あるいは2万円ぐらいの負担でやれるのなら継続すれば、あるいはもうそんなに負担をするなら今、委員がおっしゃるように町民の皆さん方をバスに乗せて富良野病院まで交通手段を考えれば2億も3億もかからないですよ。

今現在2億数千万の繰り出しをして、なおかつまことに申しわけありませんが、17年度決算におきましては七、八千万の赤字が出てくるというような状況でありますので、こういう厳しい状況の中で病院経営をどうしていくかということが大きな課題であります。私が今抱えております大きな難問は、救急指定をどうするか、ここの部分の解決をしない限り町立病院をどうするのだということの議論にはならないというふうに思っております。

それに加えて、平成21年以降においては、今何とか病院の赤字対策を埋めるために、療養型病床群の設置をしましたが、療養型はもう病院ではだめだと、設置は認めないよというような方向になってくると、その部分もまた収入も落ちてくると。ですから、本当に病院の見直しというのは先が見えている。早急に対応しなければならぬ。そういう実情にあるのですが、今申し上げましたようなことを含めて、これから委員の皆さん方、町民の皆さん方と議論を重ねていかなければならないというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） まず1点は、474ページ、一番上の職員及び職員手当の状況の平成17年4月1日現在、平成17年4月1日現在と二つ同じ年度で並んでいるのだけれども、恐らく上が平成18年4月1日ということに理解をしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 申しわけございません。前の方が平成18年でございます。訂正願います。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それでは、町立病院の諸手当支給条例の研究研修手当の関係。25万を限度ということで、医師にお払いをする関係なのですが、これは本俸プラス手当ということで考えて私にはいるのですけれども、ただ、病気や何かで休んでいた場合、これは有給だとかということはいいのですけれども、その場合の対処は別に定めるといことになっているので、その点いかがなんでしょうか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員さんの研究手当の件についてのお答えをいたします。

今現在、本俸のほかに研究手当25万をあわせてお支払いをしているところでございます。一日も欠けずに勤務された場合におきましては、当然にして満額の支払いということでございます。

不慮の長期病療とかという理由でお休みになった場合におきましては、当然にして支払わないというふうに解釈しております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 基本的に私も本俸は本俸で、病気、休暇でもそれはあれなのだけれども、手当ということであれば、今、事務長がおっしゃる形になろうと思うのですけれども、それであれば472ページ、女の先生休んだはずですよ。そうすると、同じように1,176万という同額が前年度支出をしているということになると、現実に今の答弁からいくとこれより低くなるはずなのですから、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

472ページの研究手当の表示につきましては、これは予算対比で載せてございますので同額となっております。

実績では、25万少なくなりまして1,151万となることとなります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） あくまで17年度のかかりだから、まだ最終的にあれでないから予算対比ということでは理解します。それであれば、一応休んだ場合は本俸と切り離れた形でそれぞれ減額をするということに理解してよろしいですね。はい、わかりました。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 関連するような感じですが、475ページ特殊勤務手当でもって、たいした額ではないのですが、特殊勤務ということでもってどれくらいあるのか、そしてどういう名前なのかということをお知らせいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務次長、答弁。

町立病院次長（大場富蔵君） ただいま、4番梨澤委員の御質問にお答えしたいと思います。

475ページで言っている特殊勤務手当の件につきましては、472ページをごらんいただきたいのですが、この中でまず特殊勤務手当という部分、本年度でいえば32万4,000円、それから次の技工手当3万6,000円、それから夜間勤務手当471万、それから夜間看護手当229万4,000円、それから医療事務待機手当136万2,000円、これらがこの475ページに載っている特殊勤

務手当に該当するところがございます。

それともう一つ、医師に支払われる研究研修手当、これにつきましても特殊勤務手当ということで、475ページに載っている内訳となるところでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） これは見ているのです。それで、医療従事というこれは、内容的にはどういうことになりますか。十把一からげで言っているのか、それとも注射したときにどうだとか、そういう細かいところどうですか。

委員長（西村昭教君） 病院事務次長。

町立病院次長（大場富蔵君） 医療従事待機手当について御説明いたします。

これは、救急時、夜間と休日、祝日における救急時にレントゲン技師と、それから診療検査技師、これらに招集がかかったとき、この技師等は常時待機体制をとっております。それぞれ二人ずつおりますけれども、必ずどちらかは待機ということになってございまして、拘束をかけてございます。そのことから、平日の夜間につきましては1日1,600円、それから土日の休みの日、それから祝日の休みの日、これらは24時間拘束になりますので2,400円払っているところがございます。

拘束に対して払っているということで、呼び出しがあったとき即出てくる体制をとってもらっているところがございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 今回の出張医のこの報酬額なのですが、この点、今回毎年、今年度はどういう何人ぐらい、何日ぐらいの基準で予算が組まれているのかお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

昨年10月の泌尿器科の先生までを入れますと、まず泌尿器科の先生が半日で月2回、それから旭川医大からの内科の先生がお二人で週1回ずつお二人が来てらっしゃいます。そのほかに、放射線科の先生が週2回3時間でございますけれども来てらっしゃいます。そのほかに、第1から第3の土日の宿日直で先生が2回、それからそのほかに第4の土日の部分で1回というふうなことで、それぞれ医大の方から先生が出張して診療に当たってもらっているところがございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 一度この出張医の報酬等については見直しをしたかと思うのですが、今後この部分にかかわっての報酬の見直しというのはあるのか、この点についてまず伺っておきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答えします。

今の適用しています出張医の報酬につきましても、地方公務員の部分の単価が下げられてきている状況にもございますので、これは13年からずっと据え置きできております。今のところ、美瑛町さんにお聞きしましても、旭川市立病院さんにお聞きしましても、これを上げていくようなことのお話は聞いておりませんので、当分これは今現行の単価で推移していくものというふうに理解をいたしているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 引き下げはないですか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 現状の医師不足の中の対応、それから旭川医大さんとの関係から申し上げまして、引き下げることはなかなかならないというふうに理解しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうも言っておられない場合もあると思いますので、ぜひそういった点もいろいろと勘案して検討していただきたいと思います。

次に、看護師の定数の問題で、本年度は46名と前年度に比べて2名異動があったのかなというふうに思うのですが、この点充足等についてはどのようにされているのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務次長、答弁。

町立病院次長（大場富蔵君） 米沢委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

46名の関係でございますけれども、看護師につきましては正看護師と准看護師を含めまして、正看が16名、准看が11名の27名分を計上しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 充足という点ではなされていますか、その基準にあった、退職して補充ができないという問題もありますのでその点。

それと、夜間時間外勤務手当の問題で、この予算で300万ばかり前年度から比べて減額になっておりますが、この必要な時間外の勤務手当までという形になると思うのですが、削減するということがあってはならないと思うのですが、その点この勤務



体系とその職員の充足、看護師の充足の問題とあわせて、今回こういった部分が時間外手当としてこの減額要素になっているのかお伺いしたいと思っております。

時間外するなどと言っても、現場ですから、やはりそれなりの対応、緊急時の対応もありますので、ただ予算がないというだけで、そこを無理矢理押しつけるというわけにはいきませんと思うので、この点お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の時間外の削減についての御答弁を申し上げます。

まず1点には、本庁もそうでございますけれども、超勤については極力見直しをかけて、削減をしていくことになってございます。病院もそれを受けまして、本庁よりは少しまだ基準が甘いのでございますが、一応実績の20%を目標にして、各部署部署でいろいろな工夫を加えながら削減をしていくのだということで、一応職員の方にはその辺の説明をいたしてございます。

まず、1点目には補助員とかパートさんとか、看護婦さん、いろいろおられるわけでございますけれども、これらの部分につきましてもなるべくそういうパートさんができるものにつきましては、超勤の部分があるのであればその部分をパートさんを雇ってその業務を遂行していただく等々、同じ業務にも支障が出ないような形でのそういった人の配置をしながら、この目標に向けて削減をしていくということで、事務方も含めましてそのようなことでことは取り組みをしていくということで行っているところでございまして、決してその一般の診療に伴います看護婦さんの部分につきましては削減を強いているということにはなっておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、緊急の場合で一般の方が病院に行った場合、救急車で行った場合はそれなりの対応はしてくれるとは思いますが、こういうことがありました。子供さんがけがをして行くと、たまたま外科医の方がいなくて内科医の方が担当したということで、手にけがをしたそうなのですが、そのときの対応は処置できないということで、整形外科の方ということで小野沢さんの方を紹介、どうですかということだったのですが、その対応も本人がやったというのです。これは、そういう場合は救急車に乗っていった場合と、個人が行った場合の対応というのはやはり同じだと思うのですが、やはり医師が判断してそこで連絡してもらうとか、そういうような体制という

のが必要ではないかなと思うのですけれども、この点。

さらに、チーム医療の点についてお伺いしたいのですけれども、これはとても大切なことですから、今、ほかの病院ではチーム医療という形で、一人の患者に対してやはりいい看護体制をとるという形で必至で今取り組んでおります。

そういうことのあらわれとして、患者さんに対する応接の対応、そして医師も含めてなのですが、どうやって快適な治療をしてもらって、やはり健康な体に戻ってもらうかというところのチーム医療というのが一番今大切になってきておりますが、上富良野町はこのチーム医療という点ではどういう取り組みがされているのか、それとかなり古い方もたくさんおられますので、今、医療制度や医療の技術そのものが非常に進歩してきております。そういう意味で、そういった面の研修制度というのは自発的にみずから進んでいくのか、あるいは義務的に行きなさいという形でやるのかということもあると思っておりますが、そういった研修制度のあり方というのはどういふふうになっているのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答えします。

まず1点目の救急時の対応の件でございますけれども、ちょっと条件設定は平日なのか時間帯がどうか、ちょっと夜間ですか。要するに、救急で来ればこれは法的にも必ず医師が対応してすぐ診察をしなければならないということになってございまして、それ以外の御自分で来られた場合においても、結果は同じでございますけれども、一つの看護婦さんとかいふふうに通付を通過してからその当直の先生とか、担当の先生の方に診察を受けさすといふふうなことになってございます。

この件については、よく詳しく聞いてみないとわからないのでございますけれども、多分そのけがの状態が内科の医師では要するに応急の部分しかできないのでという話だといふふうには推測するわけでございますけれども、詳しいことはちょっとわかりませんが、そのような対応でなかったのかなといふふうに思っております。

それから、チーム医療でございますけれども、実際に御承知のとおりうちの病院には療養棟、一般棟、詰所が二つに分かれておまして、それぞれ一般病棟においては院長がかわってから最新医療の治療を行っておりまして、従来ところとかわった医療が行われておまして、看護師においてもそれらは勉強していかなければなかなかついていけないといふふうな状態にもございまして、それぞれ機会を

設けましての研修には参加させておりますけれども、病院から具体的な計画、スケジュールを組んで研修に貼りつけというところまでいっておりませんけれども、機会があればそういったことでできる限り研修等には受講していただくようなことでの対応を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

それと、先ほどの御答弁漏れました看護師の充足率でございますけれども、今の現状におきましては3対1の最低の部分の対応はできているということでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 上富良野でほかの病院と行って本当にはっきり差がわかるのです。大きな病院になればなるほど、患者さんに対する礼儀の作法から始まって、やはり事細かに治療に関しての説明もされます。どういうふうに今回の手術する場合でしたら、そういうことも説明されていると思うのですが、やはり上富良野の町立病院にできないサービスというのがあるのだらうと思うのです。今、そういうものも含めて見直していかないと、ますます町立病院そのものが後退していく部分だというふうに思います。

今回の夜間に行った子供さんの例もありますが、やはりそういった部分でも町立病院の評判というのも落とします。そういったときは、きっちりと医師が電話するだとかというマニュアルをつくって、こういうときはどう対応するのかということも含めて対応することが必要だし、また、何回も言いますが、外科の医師は本当に冷たいのです。みんな言っているのです。本当に鼻であしらうような感じの言い方だと思います。この間もうちの親がちょっとけがして、治療しに行ったらもう本当に年、こんなのがどういう思いで言ったのかちょっとわからないのですが、治療してもだめになるようなことを言うのです。これはわかって行っているのです、こちらは。行った方は、やはりそういうものも含めて精神的にもケアしてほしいと、やはり言っているわけですから、それに対してきちんとこたえられるような医師のあり方というものもチーム一丸となって求めていかないと、どんどん離れていくのだと思うのです。

そういったものも含めて、やはりもっと研究できる場所、やはり患者に対する上富良野町の医療を担っているのだというような誇りを持って、いつも仕事ができるような感じで、人間ですから360日気分いいわけではないことはわかりますが、やはりそういう気持ちで臨むということは大切でないかなと思いますので、この点ちょっと伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） せっかく出た話ですし、私は聞いていてやはりこれは言うておかなければならないのかなということで、やはり外科です。

町内で、盲腸で入院しまして、そして退院してきて、それで化膿して再手術を受けたということで、基本的に基礎的なその辺のところどうなのかなという感じ、今、話聞いておりまして持ちました。

盲腸手術を今のもで鼻くくったような方は何件ぐらいやっているのか、あわせてお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員、梨澤委員さんの御質問にまとめてお答えしたいと思います。

外科医長の件での御質問でございます。確かに欠点、そういったことの欠点もある方でございますけれども、一方においては救急、それから褥瘡、それからラップ療法等、この管内においてもそれぞれ有名というのですか、権威のある先生になってございまして、そういった面の腕では確かなことでございます。

ただ、先生のそういった日ごろの行動がそのように見られているということにつきましても、我々も事あるたびに院長を初め、このようなことがありましたということでの御報告はさせていただいておりますけれども、徐々にではあると思えますけれども、少しずつよくなっていくのかなというふうに期待をいたしておりますけれども、今そういったことでの部分で負の部分もございまして、プラスの部分としましても今言ったようなことでの救急に対します御指導等も含めまして、ウエートの的には貢献度が町にとっては大きい先生というふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、盲腸の件の化膿云々の件でございますけれども、ちょっとこれも事例ちょっと確認できません、もしもこういうことがあったとするならばちょっと対応がどうだったのかということについても、ちょっと後で御報告、返答いたしたいというふうに思っておりますので、この場合はちょっと即答は避けさせていただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 459ページに関連することでございます。

この中では、当期の欠損金が7,049万、累積で7億4,763万8,000円というような数字が出されております。ただ、昨年の予算特別委員会の中でもって出されてましたが、滞納額の79%が入院患者の未払いが累積しているというようなことで

報告をされ、その中で入院誓約書の関係、保証人の関係が様式的には適切でなかったというようなことも言われて、事務長としても現状を見れば、なるほどそういう状況なので、これを改定してやるということなので、その状況をとりあえず報告をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員の入院誓約書の件についての御答弁をさせていただきます。

御質問のとおり、未納の額で大きいのは入院費であるということでは間違いのないところでございます。それで、新しく制定しました入院の誓約書、並びに保証人の部分の改正によって、どの程度の取り扱いをやっているかということでございますけれども、今現在16年度の入院の未納の問題で2件、その保証人に対してアクセスを行っております。それから、現年については1件のアクセスを今行って、今納付させようということでご覧いただいております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） それで、保証人の関係なのですが、保証人に請求してもだめな場合、また、これは資格を欠いた場合ということで、町立病院の庶務規定の中で出ておりますが、もしくは院長が不適当と認めた場合、さらに別の保証人を立てるということになっているのですけれども、そういうケース、言うなれば保証人に請求したけれどもだめだった、それでは保証人の能力はないから、それであれば別の人というようなことの立て方があったかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 御答弁いたします。

そういった事例は、今の扱いの中にはございません。保証人については、それなりの能力のある者というふうに判断しております。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） アクセスした人ということであるけれども、言うなればこれだけの金額が滞納額が大きいということであれば、まず精査をしていけば保証人として適切かどうかというケースがあるのかなという気がするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

今の新しく変えた保証人の定数は16年のときから動かしてやっております。直してやっております

ので、その前の古いものについて中身的にそういった部分についての精査をしなければならないと思いますけれども、なかなか今すぐその保証人が能力があるかということについての部分については、もう少し調べなければわからないところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 今のような方法でいくと、だんだん累積赤字滞納額が焦げついてきて僕は心配があるものですから、どこかのけじめでそういう調査をきちっとして、やはり滞納額の解消に努めなければならないのではないかと気がいたします。

それからもう1点、この病院の庶務規定の第39条に予納金を納めるということもできるということになっていて。例えば、この病気はある面でこのぐらゐの費用がかかるよと、そのうちの100分の50、2分の1以内は予納金を納入させることができるということになっております。

したがって、これらのことの適用をされたかどうかと、ちょっとその2点をお伺いします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 予納金の適用をさせたかという御質問でございますけれども、させたケースはございません。

滞納額の解消につきましては、今、病院で取り組んでいるところは、まず16年度の部分の圧縮というか、設定した歳入の確保ということで、先ほど申し上げました連帯保証人も含めまして、そこを何とか納入をさせようといっているところでございまして、当然にして現年度におきましても滞納額がふえないうちに催告等を定期的に今行ってきております。

そういうことで、17年度の滞納の部分につきましては、できるだけゼロに近づくべき今督促、督促を行っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 予納金の関係、今まで全然適用していないということであれば、皆さん方も安心して病院の事務処理ができるということもありますから、できればどこかのけじめでそういうことの方法取り入れていって、極端に言えば患者が負担する金は確実に収納できるという方法をしていかなければ、やはりそのうちの何件かが未納になる、滞納になる、それが累積するという悪循環がありますから、一度事務処理する立場で、何とかこのことについても院内で検討していただきたいというのが1点と、それからもう一つは、16年以前の関係についても、一応精査をしながらやはり収納努力、滞納の解消をやっていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

委員御提言の予納金の件につきましては、これはそのようなことに取り組むように、内部でどうやって実施したら効率的なことになるかということの部分で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから16年度以前のものにつきましても、中には転居先不明とか、いろいろありますけれども、できるだけ追跡をいたして徴収が可能というものについては納入をしていくように処理を進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 確かに決まりとかそういうのでは載っているのだと思うのですが、ただ経済的な事情だとか、家庭の収入の状況によって前払い予納金という形で納められるかどうかという客観的な条件も加味しなければならないと思うのです。

機械的にそういうことを当てはめていったら、どうということになるのかと。どんな人でも今度一律にそういう形で納めなければならない、求めるといった形になった場合に、まさに医療から乖離が始まると思うのです。そういうことを考えたときに、本来どういう医療が未収金に対して収納のあり方というのはどうなのかということも含めて、ただそこに条文だとか、載っているから納めなければならないという機械的な適用というのは、自治体としてのあり方としていかばかりなものかと、私は考えますが、他の町村も含めて、こういったものは本当に慎重にやらざるを得ない問題だと思いますので、ちょっと見解についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

病院におきましても血も涙もある対応を行っているところをごさいますて、経済的に一括して納められないという、現にいらっしゃいますけれども、分納の税金と同じようなスタイルのもので提出いただきまして、それに基づきまして納付をしていただいている方が現にいらっしゃいますし、また、制度によっては本人がわからないで、例えばいろいろ制度の補助を受けられる場合もあるのではないかとというようなことも本人にお話しして、そういった方面からの部分もどうなのかということも一緒になって考えてあげているようなこともやっておりますので、一律にこうだからこうだというふうなことにはやっておらないことで御了解いただきたいと思います。

す。

委員長（西村昭教君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 議案第1号から議案第9号までの各会計審査意見素案を作成するため、2分科会を構成し、各分科会で分科長を選任していただき、意見の取りまとめをお願いいたします。

分科会の構成と会場につきましては、第1分科会は議席番号1番から8番までの委員により第2会議室で、第2分科会は議席番号9番から16番までの委員により議員控室で、15時25分から行います。

意見の要約が終了次第、各分科長は予算特別委員長まで意見素案の提出をお願いいたします。

2分科会から意見素案が予算特別委員長に提出された段階で、正副予算特別委員長並びに各分科長は議長室にお集まりをいただき、全体の審査意見素案づくりをお願いいたします。

明日、3月16日は本委員会の最終日で、全体での意見調整と各会計の討論、並びに表決の順で進めてまいりたいと思います。

開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時06分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

副委員長 仲島康行

# 平成18年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成18年3月16日（木曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村 昭 教 君	副委員長	仲 島 康 行 君
委員	清 水 茂 雄 君	委員	徳 島 稔 君
委員	岩 崎 治 男 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	小 野 忠 君	委員	米 谷 一 君
委員	岩 田 浩 志 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	中 村 有 秀 君
委員	金 子 益 三 君	委員	村 上 和 子 君
委員	長谷川 徳 行 君	委員	向 山 富 夫 君
委員	渡 部 洋 己 君	（議長 中 川 一 男 君（オブザーバー））	

## 欠席委員（0名）

## 早退委員（1名）

委員 米谷 一君

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
総務課長	佐 藤 憲 治 君	企画財政課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	小 澤 誠 一 君	税 務 課 長	高 木 香 代 子 君
農業委員会事務局長	米 田 末 範 君	町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君
保健福祉課長	田 中 博 君	会 計 課 長	越 智 章 夫 君
建設水道課長	岡 崎 光 良 君		ラベンダーハイツ所長
教育振興課長			
早 川 俊 博 君			
町立病院事務長	垣 脇 和 幸 君		

## 議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	次 長	藤 田 敏 明 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。  
御出席御苦労に存じます。  
ただいまの出席委員は、17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、昨日予定しておりました全体審査意見素案の作成が残りましたので、その作成をしていただき、以下、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承願います。

これより、各分科長と正副委員長とで審査意見素案の作成を行いますので、各分科長と正副委員長は、議長室にお集まりください。

以上です。

委員長(西村昭教君) 暫時休憩といたします。

午前 9時00分 休憩

午前10時00分 開議

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、平成18年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 予算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

一般会計1、行財政運営について。

行財政改革の推進にあたっては、引き続き事務事業ごとに十分精査、検討を図られたい。

税の収納については、職員の努力が見られるが、引き続き収納率向上に努力されたい。

利用料、使用料などについては、受益者負担のあり方を十分検討の上、定められたい。

有形・無形の町有財産の有効活用を図り、収入確保に努められたい。

2、補助金等について。

町単独補助金は、財政状況、時代背景をかんがみ、関係団体と十分協議し取り進められたい。

負担金は、事業内容を精査し、削減に取り組まれたい。

3、委託業務について。

公共施設の委託業務の積算にあたっては、十分その内容を精査されたい。

指定管理業務は、利用サービスを低下させないよう、受託者への適正管理に努められたい。

4、教育環境整備について。

将来のまちづくりの根幹をなす次世代を担う子供たちの育成に最善の努力を図られたい。

教員住宅のあり方と今後の活用について十分検討されたい。

清富小学校の閉校後の対応は慎重に当たられたい。

特別支援教育は、一層の充実を図られたい。

5、産業振興について。

見晴台公園整備事業は、十分各関係団体と協議して、有効活用を図られたい。

自然と景観を生かした農業・商業の連携を一層深め、観光振興に努められたい。

6、保健衛生について。

住民健診の受診率の向上に努力が認められるが、さらに検査項目の拡大と未受診者の解消に努められたい。

7、住環境整備について。

除排雪にあたっては、住民生活の安全確保に留意されたい。

国保特別会計。

国保税の収納率向上のため、納付回数が増を検討されたい。

病院事業会計。

患者負担金などにかかわる保証人制度を有効に活用するとともに、滞納者に対しては適正に対処されたい。

病院施設・経営の改善に努められたい。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見素案について、御意見があれば、伺いたしたいと思います。

項目が多数ございますので、各会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで一般会計についての意見調整を終わります。

次に、特別会計についての意見調整を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御意見ございませんね。

なければ、これで、特別会計についての意見調整を終わります。

次に、病院事業会計について意見調整を行います。御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで、意見調整を終わります。

お諮りいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見は、これで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいまの調整のとおりと決定いたしました。

これにて、平成18年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 開議

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者より、所信表明の申し出がありますので、発言を許します。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 委員の皆さん方におかれましては、月曜日の13日からきょうまで、平成18年度の各会計予算につきまして慎重なる御審議を賜り、各方面にわたりましての御提言を賜りましたこと、心から厚く感謝を申し上げたいと思います。

先ほど、予算特別委員長及び各分科長の皆さん方が、18年度各会計予算特別会計におきます、特別委員会におきます審査意見をお届けいただきました。目を通させていただきましたが、審議中に承りました各委員の皆さん方の御提言等々を含めながら、執行に当たりましての重要な課題につきまして、審査意見書として集約をいただいたわけですが、すべてにおきまして、私といたしましても、当然において、執行上留意しなければならない課題であるというふうに認識をいたしましたところでございます。

この特別委員会におきますそれぞれの委員の皆さん方の御提言並びにこの審査意見を十二分に呈しまして、18年度の各会計の予算執行を図ってまいりたいというふうに思うところでございます。

どうかひとつ、そういった私どもの考え方を御理解賜りまして、平成18年度各会計予算の御議決を賜りますようお願いを申し上げます、意見書に対します所信にかえさせていただきたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

委員長(西村昭教君) これより討論を行い、議案ごとに採決をいたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を行い、各議案ごと起立により採決いたします。

これより、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 私は、今一般会計予算案に対して、反対の立場から討論いたします。

今回の予算を見ていますと、国からの財源移譲の問題を見ても、本来、自治体が行わなければならない財政機能を維持する交付金そのものが十分に措置されていないという問題が明らかになりました。

国は、この間、5兆1,200億円余りの交付税等を削減し、その間、移譲財源という形の中で、3兆8,000億円の移譲財源を確保したということをおっしゃいますが、しかし、残りの約1兆3,000億円については、財源補てんがないという状況の中で、地方自治体におけるサービスを確保するという点でも、大きな財源確保という点でも、予算が厳しいという原因が計上されないという状況がこういったところにあると考えています。

そういう意味では、本町においても、小泉内閣の進めている改革、これは明らかに効率的な財政運営を行うとあって、住民、それを実施すれば、国民や住民の暮らしがよくなるかのように言ってきましたが、しかし、ここにきて明らかになったのは、逆に住民の暮らしがさらにひどくなってきているというのが実態ではないでしょうか。

私は、その点を考えたときに、今、地方自治の役割というのを改めて考え直さざるを得ないという状況に来ているものと考えます。

地方自治の役割というのは、文字どおり住民の暮らしや福祉を守るという立場に立つということであり、

しかし、町は、この間の財政措置の中でも明らかのように、住民の負担、財政難という形の中で負担を求め、応分の利益負担、あるいは受益者負担という形の中で、ともに苦しみを分かち合おうということをおっしゃいますが、しかし、どこまで我慢すればそれが改善できるのかという点では、一向に明るい兆しすら示していないというのが実情ではないでしょうか。

今後行われようとしている民間委託の問題、あるいは、引き続き行われようとしている手数料の引き



上げ、これによって、どれほどに住民が苦しめられるのか、このことを考えたときに、改めて今回の財政措置というのが、本当に苦肉の策とはいえず、住民の立場に立った予算編成になっていないということは明らかだと考えます。

町長は、事あるごとに、福祉やあるいは教育、これを維持してきたということを言っていました。しかし、この点についても、よく考えてみますと、今までおくれた部分を取り戻してきたにすぎないという状況であり、考えてみれば、これは当然のことであり、当然の予算措置ということではないでしょうか。

この間の財政予算の中身を見ますと、ケアハウスに対する3,300万円の予算措置、この部分を削れば、まさにこの間、私が指摘したようなスポーツ振興の掛金の負担、56万何がしが、当然、財源捻出できます。

また、この間、算数セットやスキーリフト代、あるいは、ごみ手数料等の引き上げ、その他税制改正の中で、今、住民の負担がふえてきて、それが保育料の引き上げや、あるいは国保税、介護保険料の引き上げに連動するということを考えたときに、私は、本当にこの財政措置がよかったのかということを考えざるを得ません。

もう1点、行政改革という形の中で、500万円、国から来ている部分があります。こういった予算も住民に還元すれば、例えば、算数セットにおいても、その半分を個人負担にすれば、全額負担にしくなくても、何もそういう財源を充てるということで解消できるのではないのでしょうか。今求められているのは、そういう工夫。ただお金がないという形の中で、全面的に住民に負担を求めるのではなく、住民が努力した分は、その一部だけでも住民に返していくという、こういう方策が今行政に求められているものと考えます。

また、この間、町においては、進むべき方向という点では、一向にその方向性を示しておりません。今、これだけ観光農業や体験農業、あるいは産業振興が苦しいという状況の中で、まさに、どうすればこの上富良野町の持っている資源を利用して、そして創意工夫のできるまちづくりをできるのかという、そういう方向性を示すことではないでしょうか。

多くの町の人々は、お金がない、お金がないと言っているけれども、どういうまちづくりをしてくれるのかという点で、その方向性が見出せないし、一向に示してくれないという点で、多くの不満や疑問を思っているわけであります。

私は、この点を考えてときに、確かに国からの予

算措置は減ってきていることは明らかであります。しかし、一方で、少ない財源の中でも、この間、今述べましたように、教育費の問題や、あるいは保育料の問題、ケアハウスに移す財源があれば、その一部を軽減措置に回せば、十分対策が講じられるわけですから、こういうまちづくりを目指すということが、今尾岸町政に求められていると考えます。

私は、この点を述べまして、今回の一般会計18年度予算案に対して、反対の立場から討論を終わるものであります。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 私は、平成18年度上富良野町一般会計予算案に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

国の財政状況は、中央においては、経済の回復が見られると言われているが、地方自治体においては、三位一体改革が取り進められる中、財政状況は、地方交付税などが大幅に削減されるなど、地方の財政状況は、予想をはるかに上回る早さで厳しさを増す状況にあります。

各自治体では、財源不足から、各種使用料、手数料、負担金の大幅な改正や基金の取り崩しによる歳入の確保を図り、各種事務事業の見直しや、人件費、補助金等の削減による歳出軽減を余儀なくされているのが実態であります。

本町においても、他の自治体と同様、極めて深刻な事態を迎えてきております。その上、今後に予定されている自衛隊上富良野駐屯地の削減や、農業においては、平成19年度より始まる品目横断的経営安定対策など、今までと大きく様変わりする農業施策は、上富良野町の基盤を大きく揺るがすような状態にあります。

このような中で、上富良野町の平成18年度予算案が提案されたところでありますが、一般会計においては、さきに示された新行財政改革実施計画に基づき、予算総額67億1,800万円の予算案、前年度対比8.7%減、額にして6億4,400万円の減となっているところであります。

平成18年度の一般会計予算案の内容を全般的に見たとき、歳入の部分では、ごみ手数料の値上げを初め、各種手数料や使用料、負担金の大幅な改正、歳出の部分では人件費の見直しや、施設管理面では軽費老人ホーム「ケアハウスかみふらの」の民間法人への譲渡や、本年度から本格的に4施設の指定管理者制度を導入するなど、民間の活力に大きく期待する部分と、表面には見えない部分で、行政経費の軽減を図るものであります。

さらには、各種補助金や委託料の見直しなど、決して町民の期待を満足させられるものではありませんが、予算案編成に当たっては、町民の多様な要望がふえる中、要望にこたえるための財源確保と細かな歳出削減に、職員の努力と苦勞の跡が随所に感じられます。

本町は、自主自立を選択する中、パブリックコメント等の取り組みを進めているところでありますが、投書が数件しかない状況にあり、まだまだ町民に定着していないこともあります。本質として、行政と住民との情報の共有という観点からは、まだまだ温度差を感じるころではあります。

基本理念の一つに、ともにつくるまちづくりとありますが、協働とは、単に町民に負担を強いることではなく、もっと職員が町民の中にとけ込み、町民との対話と、ともに汗して取り組む姿勢が最も必要であると感じます。

18年度の一般会計予算案においては、限りある基金を2億6,800万円も取り崩さなければ予算編成ができない状況は、決して健全とは言えませんが、昨今の時代の変化からすると、厳しく限られた財源を効果的に生かされ、可能な範囲で予算措置されていることと判断するものであり、現在、本町の財政状況から見ると、やむを得ないと理解するものであります。

今後の行政及び予算執行に当たっては、財政規模そのものを抜本的に改革していくことを踏まえて、町民の皆さんへの住民周知が特に必要であることは言うまでもなく、さらに一歩踏み込んだ町民の皆さんとの対話が重要課題であると思われる。そこから生まれる信頼関係こそ、今後におけるまちづくりの大きな力となるものであると感じられます。

以前の予算特別委員会や決算特別委員会の審査意見が、予算編成及び行政執行において、決して十分反映されているとは言えませんが、今回の予算特別委員会の経過や提出されている審査意見書等のその内容を十分踏まえた中で、さらなる改革の中、行政執行されていくものと判断し、平成18年度上富良野町一般会計予算の賛成討論といたします。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね。

これをもって、討論を終了します。

これより議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 私は、議案第2号上富良野町の国民健康保険特別会計予算に対する反対の立場から討論いたします。

今回は、介護部分における税率の改正が行われてきております。前年度対比から見ても、1世帯当たり平均で約5,500円、1人当たりにしても3,700円余りの負担が新たに求められるという形になってきております。

今、先ほども一般会計で申し上げましたが、所得税法の改正等によって、自動的に国保税の負担がふえるという状況も当然考えられます。

そういう意味で考えた場合に、この介護部分における税率の引き上げというのは、余りにも住民に負担を求めるといっては、問題が多いと考えます。

そういう中でも、所得割あるいは資産割等を据え置く、あるいは資産、所得割あるいは均等割を低くするというような、そういう対策を求める必要があると考えています。

また、そういう意味で、私は、今回の引き上げに対しては、財源の一般会計や、あるいは基金の取り崩し等によって、財源を確保すれば、引き上げがなくてもよいと考えています。

この間、何回も言いますが、住民は、行政改革にもいろいろと協力してきました。そういう意味で、いろいろな交付金等が来ている部分や税収の向上部分、こういった部分をこの会計に回せば、介護部分を据え置くことも当然できるわけですから、町はこの間、国の方針に対しては従順に従ってきました。しかし、私のこの間の要求に対して、また、住民の負担を軽減してほしいという要求に対しては、国の指導があるから、あるいはお金がないからという形の中で、軽減はなかなかされないという状況にあります。

そういう意味で、今回のこの介護部分における税率の改正というのは、本当に住民にとっては耐え難いものになるということは明らかであります。

先ほども申し上げましたが、ケアハウスに対する補助金、この部分をカットすればこの部分に回せるだとか、そういう予算の見直しを当然行う必要が、当然あったのだと私は考えております。

ただ、そういう状況の中で、私は、改めて訴えておきたいのは、ただ財政難というだけの中で住民に負担を求めるところに、余りにもひどい住民

に対する仕打ちではないかなというふうに考えています。

そういう意味では、今回の予算案に対しても、私は納得できるものでありませんので、反対の討論といたします。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

14番長谷川委員。

14番（長谷川徳行君） 私は、平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

国民健康保険会計の基盤である保険税については、医療部分を中心に平成15年4月に改定し、安定運営に努められており、現在に至っております。

一方、介護納付金については、平成16年に引き上げ改正が行われ、介護保険加入以前の40歳から65歳未満の2号保険者の納付金徴収が、各加入保険者に義務づけられ、算定された金額に対応しているところであります。

しかしながら、近年における少子化、高齢化、特に2025年には、高齢者人口は3,500万人の最大ピークに達することがわかっております。社会情勢の変化などによる経済的にも大変厳しい状況下にあると認識しておりますが、医療保険制度の性格上、相互扶助の精神にのっとりしているため、保険税として個々人が負担し、それぞれの個々人が給付を受けとり、当町においても、介護2号被保険者については減少傾向にあり、税収が大きく伸びる見込みがないことから、将来における持続可能な介護保険制度の確立を図るために、介護納付金分に係る税率改正は、やむを得ないものと理解し、平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 私、第4号議案に対して反対の立場から討論したいというふうに考えております。

今回の改定の中で、問題は、確かに時限的に軽減措置が設けられておりますが、しかし、一方で、相変わらず低所得者に対する負担という点では、何ら変わっていないというのが実情であります。

そういう意味では、行政においては、この低所得者部分についての軽減対策をきっちりと求める、そういうことが必要になってきているというのが実態だと考えています。

そういう意味では、今回の予算の中でも質問しましたが、改めてこういった部分の財政措置を行うことが、受益者負担という形の中での負担軽減を求めるのではなくて、軽減策を行って、利用者の、あるいは支払いの負担を軽減するという財政措置をとるべきだと考えています。

このことを述べて、私は、今回のこの予算案に対しても反対の立場から討論を終わります。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

終了に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

4日間長丁場の中で、それぞれの委員の皆さん方、大所高所からいろいろな意見が出たわけでありませうけれども、そういう中で、厳しい財政状況の中で、非常に難しい中での意見であったかと思うわけでありませう。

また、理事者側におかれましても、厳しい中で組んだ予算編成ということでは、非常に内部の細部にわたって、今の状況を住民に対してどう反映していくかということでは、非常に苦労したのではなかったかと思うわけでありませう。

そういう中で、双方とも今の実情を十分踏まえながら、それぞれ町民の立場に立って、いかに町民の住民生活の福祉の向上に資するかということで、さまざまな意見が出たわけでありませうけれども、18年度出されました意見を十分参考にされまして、それぞれ町長を先頭に行政執行に当たっていただきたいと思ひます。

また、委員各位におかれましては、町長の行政執

行に当たって、また1年間いろいろな立場から、住民の立場に立ってその執行に当たって見ていくということでは、また大事な仕事であろうかと思うわけでありませう。

4日間それぞれ大変お疲れの中で審議に御協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げますとともに、つたない委員長の中で御理解ある御協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます、終了に当たりまして、退任させていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御連絡申し上げます。

あす3月17日は、今定例会の最終日でございます。

開会は、午前9時でございますので、定刻まで御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午前11時03分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教